

11.
建設

21
5
22

①

国立公文書館	
分類	内閣府
	平成17年度
排架番号	4E
	34
	312



裏面白紙

建設関係

開発(1)



菊
登
菊
係
(1)

裏
面
白
紙

建設

21.22年

1. 開発(1)

4

裏面白紙

21.22
昭和二十二年三月十七日
於内閣總理大臣官邸

國土計画審議會第一回總會速記録

12
國土計画審議會

国土計画審議会第一回總會速記録

昭和二十二年三月十七日午後一時四十五分開始

主席 閣下(種原虎三郎君) 本日内閣総理大臣は、この時を得て、憲法の
ために閣下がごまされぬので、私がかたがた申し上げて御座ることをお
聞き願ひたいのであります。

閣下、この時、この時、国土計画審議会第一回總會を開催するに当たり、一言、我が
國の歴史、文化、地理、人口、など、わが國の歴史、文化、地理、人口、など、
海外に播種のためには、十分な準備はなされておられぬと、加ふるにわが國の
國土計画は、いかに多岐にわたる諸種の制約を受くるものか、これは、然し

また、わが國の歴史、文化、地理、人口、など、
わが國の歴史、文化、地理、人口、など、

從來わが國の歴史、文化、地理、人口、など、
從來わが國の歴史、文化、地理、人口、など、

はきわめて稠密であります。殊に大都市大工場は戦災をこうむり、今なお慘憺たる光景を呈しております。これらの復興再建も國土計画の一部として考慮するべきものであります。しうしてわが國の金土資源を如何に、人口問題とに合せ、周到なる科學的研究を遂げ、平和を救済に於ける政治、経済、産業上の諸情勢は、如何なる、社会大變をも洞察検討し、もつて、これらに有効適切な利用を得べき方法を發見し、國土利用の區域樹立が、本審議會の任務であると思はれます。畢竟わが國の所存世界に確立し、人類の福祉増進と、世界の平和に貢献せんとするに与りまします。皆様方の御任務は、是の重要な御務であります。せつぱく、邦家のために最善の御盡力を賜われんことをお願いいたします。

第一は座長をどうなにかにお願いしたいと思ひますが、慣例によりましては座長の方にお願いしたいと思ひますが、いかがでしょうか。

（異議なしと時が有り）

○國務大臣（植原健二郎君） それでは御座長の座長委員に飯座長をお願いいたします。

（植原國務大臣退席、飯座長委員着席）

○飯座長（委員長） 座長のゆえんをもちまして、しばらく座長の席を汚します。本会におきまして、まづ第一は会長の選考を行いたいと思ふのであります。

○四十六番（村上委員） 國土計画審議会官制第三條によりまして、会長は委員の互選によつてこれを定めることに相なつておりますが、初会合のときでもありますし、便宜の御処置をお願いすることがかいがかであらうかと存するのであります。つきましては、委員御意を御承知に会長をお願ひすることにして、それを互選の形で定めたいことにお取計らい願ひ

たらいかがかと存じまして、右の動議を提出いたします。どうぞよろしく。

○二十九番(徳川委員) 私はたゞいま村上委員の仰せになりました動議に賛成をいたします。

○仮座長(辰馬委員) たゞいま四十六番委員より、会長を潮委員にお願いいましたらどうかという御発言があり、また二十九番委員からはその動議に対して賛成の御意見がございましたのであります。皆さん御意見どうでしょうか。

一「異議なし」と呼ぶ者あり」

○仮座長(辰馬委員) それでは御異議がございませぬければ、皆様の御賛成によりまして、潮委員は本会の会長をお願いいたしますと存じます。それで私はこの席を降ります。

一仮座長退席 潮会長着席」

○議長(潮会長) このみなりをいどつお祈り願いたい。私はこの席に多年御遊覧に懸つた方も多岐おいでございすが、また初めにお互にかゝるお方もおいでになります。あなたのため名乗りを申し上げますか。潮委員の御意見がございまして、たゞいま皆様の御推挙によりまして会長の要を蒙ふことになりました。私はこの方面の事務につきましては、わがかに従来専中野備の仕事及び大隈侯爵の御推挙の仕事を主に幾分の関係をもつておつたというだけでありまして、それよりきわめて知識も経験も浅いのであります。しかも今回のこの審議会に御託されまする事項は、とうとうこれらに比べることもできない重要なものも三三様もまはなはだ大きいようでありまして、私ごとさがこの重責を押しましても、はたして大過なく責任が盡せるであらうかという事は、まことに躊躇もいたす次第でありますか、せつかく皆様の御推挙でもございませぬので、全力をあげて、まきますだけこの会の進行に寄與いたしたい

と存じまわります。つきましては、何と申せ、お伺い申すよう、内閣歴
でございませぬので、今日以後各方面の皆様から格別な御支援をこうむ
りませんければ、とうてい大任を果すことはむづかしいと恐ひます。お
受けをいたしました最初のあたりは、おれぐれもこの点を、願ひを申
し上げるところであります。はなはだ簡單無辭でございませぬけれども、
一應御挨拶を申し上げ、御援助の旨を厚く厚く御願ひ申し上げておく
次第であります。どうぞよろしくお願ひいたします。

さういたしますると、また本会の議事規則をお諮り申し上げ、御決定
を願つておきたいと存じます。

〔幹事朗讀〕

勅令 第七〇号

國土計畫審議會官制

第一條 國土計畫審議會は内閣総理大臣の所轄に属し、関係各大臣の諮問

に應じ、國土計畫へ戦災復興計画を含むに關する重要事項を調
査審議する。

審議會は前項の事項について、関係各大臣に建議することができる。

第二條 審議會は、委員五十人以内でこれを組織する。

前項の定数の外に、要がある場合においては、臨時委員を置くことか
ができる。

第三條 審議會に会長を置き委員の互選によりこれを定める。

第四條 委員及臨時委員は、関係各省の二級以上の官吏又は学識経験のあ
る者の中から内閣総理大臣の奏請により内閣でこれを命ずる。

学識経験のある者の中から命ぜられた委員の任期は三年とする。但
し、特別の事由がある場合においては、任期中にこれを解任すること
を妨げない。

第五條 会長は会務を総理する。

第六條 審議会に専門委員を置くことができる。内閣総理大臣の奏請に

より、内閣でこれを命ずる。

専門委員は会長の命を承けて専門の事項を調査する。

第七條 審議会は必要があるとき、専門委員その他適當と認め

るものを会議に出席させて意見を述べさせることができる。

第八條 審議会は必要があるとき、関係各廳に対し資料の

提出又は説明を求めることができる。

第九條 審議会に幹事を置く。内閣総理大臣の奏請により内閣でこれを

命ずる。

幹事は上司の指揮を受け、庶務を整理する。

第十條 審議会に書記を置く。内閣総理大臣がこれを命ずる。

書記は上司の指揮を承けて庶務に従事する。

附 則

この勅令は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内においてこれを施行する。
日本会議審議会を命ずる。

昭和二十二年三月六日公布

國土計画審議会議事規則案

第一條 会議の日時及び場所は会長がこれを定める。

第二條 会長は会議の議長となり、議事を整理する。

会長が事故のあるときは会長の名を代理する委員が議長を代理する。

第三條 会議は委員及び臨時委員を合せて、その三分の一以上出席しな

ければ、これを開くことができない。但し予め特に議決を命じた時は

此の限りでない。

第四條 会議の経過及び結果発表は議長がこれを行ふ。

第五條 発言しようとする者は議長の許可を受けなければならぬ。

第六條 動議を提出しようとする者は案を作り議長に差出さなければならぬ。但し簡單なものには口頭で述べることが出来る。

第七條 動議は賛成者がなければ議頭とすることかできない。

第八條 建議案を提出しようとする者は案を作り五人以上の賛成者と連署して会長に差出さなければならぬ。

第九條 議事は出席の委員及び臨時委員の過半数でこれを決める。可否同数のときは議長が決める。

第十條 会長が必要と認めるときは、特定の事項を審査するため部会を置くことが出来る。部会は委員及び臨時委員のうちから会長がこれを指名する。

第十一條 部会に部長を置き委員の互選により之を定む。

第十二條 部会長は審査の経過及び結果を会議に報告しなければならない。

部会に本規則の規定を準用する。

第十三條 議事録は幹事がこれを作成する。

第十四條 本規則に規定のない事項は会長がこれを定める。

第十五條 議長（副会長）は、自ら御異議ないといふお言葉でありませうか、はいま朗読案の通りには会議規則を御決定願つたことにいたしました。

それから皆様の座席のことでございますが、これは便宜上今日御着席の席は、その通りにひとつ將來は認めを願つておきたいと存じます。

なお議事規則の第二條第二項によりまして、会長が事故のありましたるときは代理をお願ひする方を指名申し上げることになつております。

議長（副会長）は、自ら御異議ないといふお言葉でありませうか、はいま朗読案の通りには会議規則を御決定願つたことにいたしました。

それから皆様の座席のことでございますが、これは便宜上今日御着席の席は、その通りにひとつ將來は認めを願つておきたいと存じます。

なお議事規則の第二條第二項によりまして、会長が事故のありましたるときは代理をお願ひする方を指名申し上げることになつております。

議長（副会長）は、自ら御異議ないといふお言葉でありませうか、はいま朗読案の通りには会議規則を御決定願つたことにいたしました。

それから皆様の座席のことでございますが、これは便宜上今日御着席の席は、その通りにひとつ將來は認めを願つておきたいと存じます。

なお議事規則の第二條第二項によりまして、会長が事故のありましたるときは代理をお願ひする方を指名申し上げることになつております。

議長（副会長）は、自ら御異議ないといふお言葉でありませうか、はいま朗読案の通りには会議規則を御決定願つたことにいたしました。

それから皆様の座席のことでございますが、これは便宜上今日御着席の席は、その通りにひとつ將來は認めを願つておきたいと存じます。

なお議事規則の第二條第二項によりまして、会長が事故のありましたるときは代理をお願ひする方を指名申し上げることになつております。

議長（副会長）は、自ら御異議ないといふお言葉でありませうか、はいま朗読案の通りには会議規則を御決定願つたことにいたしました。

それから皆様の座席のことでございますが、これは便宜上今日御着席の席は、その通りにひとつ將來は認めを願つておきたいと存じます。

なお議事規則の第二條第二項によりまして、会長が事故のありましたるときは代理をお願ひする方を指名申し上げることになつております。

議長（副会長）は、自ら御異議ないといふお言葉でありませうか、はいま朗読案の通りには会議規則を御決定願つたことにいたしました。

それから皆様の座席のことでございますが、これは便宜上今日御着席の席は、その通りにひとつ將來は認めを願つておきたいと存じます。

なお議事規則の第二條第二項によりまして、会長が事故のありましたるときは代理をお願ひする方を指名申し上げることになつております。

議長（副会長）は、自ら御異議ないといふお言葉でありませうか、はいま朗読案の通りには会議規則を御決定願つたことにいたしました。

それから皆様の座席のことでございますが、これは便宜上今日御着席の席は、その通りにひとつ將來は認めを願つておきたいと存じます。

なお議事規則の第二條第二項によりまして、会長が事故のありましたるときは代理をお願ひする方を指名申し上げることになつております。

議長（副会長）は、自ら御異議ないといふお言葉でありませうか、はいま朗読案の通りには会議規則を御決定願つたことにいたしました。

それから皆様の座席のことでございますが、これは便宜上今日御着席の席は、その通りにひとつ將來は認めを願つておきたいと存じます。

なお議事規則の第二條第二項によりまして、会長が事故のありましたるときは代理をお願ひする方を指名申し上げることになつております。

議長（副会長）は、自ら御異議ないといふお言葉でありませうか、はいま朗読案の通りには会議規則を御決定願つたことにいたしました。

それから皆様の座席のことでございますが、これは便宜上今日御着席の席は、その通りにひとつ將來は認めを願つておきたいと存じます。

なお議事規則の第二條第二項によりまして、会長が事故のありましたるときは代理をお願ひする方を指名申し上げることになつております。

す。この際会長といわれまれば、二十九番の徳川委員にお願いするよ
うに指名致したいと存じます。御迷惑でございませうが、どうかよろ
しくお願ひいたします。

續きまして、本論である諮問に待りたいと存じます。諮問はごらん
通り三件うちようでございませうが、進行の都合上一應この三件各件に
つきまして、御存案なり内閣の側から御説明を願ひ、その上でひと
委員の御意見を御発表願うというごことに取計らいたいと存じます。

(幹事朗読)

諮問

一日本再建のための国土計画並にその実施方策について

戦後の我が國は狭少なる国土に多数の人口を擁することになつたが國民
の爲めに、就業の機会を與へ、民主的國家を再建するため産業、文化を
振興し之を適正に配分し且國土の綜合的振興を保全、利用、開發を図

一三

る国土計画を樹立すると共にその急速な実施を期する必要があると思

ふに、いま所見を陳陳せられたい。

昭和二十二年三月十七日

内務大臣

○幹事(影次国土局長) 茲から諮問第一につきましても、なお清單に補足

説明を申すに、はいと思ひます。

多数の人口を擁する日本のこの狭い国土に收容し、かつ今後平和國家
として日本を再建いたしまするに、つきましては、食糧増産、石炭、水
その他の資源獲得、工業の復興、民主的教育文化の振興等に國民は今後
多大の努力を揮わねばならぬと存じます。そのためには、
土地、地下資源、水力等、画期的開發の事業を起し、また産業交通網
が文化に關するいろいろの施設の充實整備をはかりねばならぬと存じ

ます。しかしその実施を最も効果あるもの、かつ急速ならしめるためには、産業交通文化等の拡充、施設の適正配分並びに国土の利用開発保全につきましても総合的計画を立て、これに基いて実施せられることが、最も肝要なところ、信ずるのであります。もちろん現在の国際通商関係、また将来の人口、国民生活の水準、産業の基本的構想等の前提につき確固たる基準をおくこと、困難な今日におきましては、国家施設の一部を存すか如きこのやうな観念に關する総合的施策の策定は容易ならざるものであります。が、いよいよ前提條件につきましても予想せられる程度において基準を與えながら、各種の施設及び国土の開発保全利用に關し、根幹的なものにつきましても相互の觀念を総合的に把握しながら、その配分整備の計画を立て、将来各種状況の推移に伴う、前提基準の変化に應じます。計画のいろいろの内容を画定かつ具体化していくことが、現在の状態に適應した方法であらうと信ずるものであります。

なお計画は計画とし、留まることなく、これが急速にしまかつ的確に実現せられねばならぬのであります。基本計画の樹立は始まり、具体計画に移り、かつこれが実施について現下及び将来のわが國に適當なる方策を確立すること、に努力せねばならぬと考えておる次第であります。

（幹事部談）

二人口の大集中集積の計画は、方策に關して

敗戦後都市復興の要、ないとも拘らず再び人口集中の傾向が著しい。政府は当面この事に對して転入の抑制を実施しつつ、あるが早速に根本的方策を樹てこの機会に大都市問題の解決を求めたいのである。

昭和二十二年三月十七日

内務大臣

○幹事（岩沢国土局長） 諮問第二号につきましても、簡單に一通り説明を申し上げます。本範圍にわたつて戦災を蒙りまして未だ復興の完成も見ませず、かつその復興も容易でないわが國の大都市に、戦後再び人口が集中する傾向が著しくありまして、食糧需給、住宅問題、住居対策、保健衛生等の問題がいろいろあります。はなはだ憂慮すべき状態が起りつゝあるためでありますから、政府は昨年三月から大都市に對して、救入抑制の實施をしてきたのであります。以上の各忌地は、今後急速に改善せられれば秀でられぬと思はれますが、またその措置の、時勢のためと若干の欠陥をもつてあります。この際大都市に關しましては、東京、経済、都市施設、社会施設、保健対策等いろいろの忌地があり、國土計画上根本的の検討をせねばならず、大都市地域の地方計画の協定、衛星都市の振興、産業の振興等、根本的な措置を講ぜねばならぬと思はれておられます。

（幹事訓読）

諮問

一、庶民住宅の供給を促進する方策について

庶民階級の住宅問題は極めて深刻であつてこれを緩和することは現下喫緊の要務であるがわが國現下の諸状態はこれが解決を頗る困難ならしめておられます。

右について適切な方策を考究の上開陳せられたい。

昭和二十二年三月十七日

内閣總理大臣

○幹事（財津土地局長） 諮問第三の「庶民住宅の供給を促進する方策について」に關しまして、若干現下の実情等を申し上げて御参考と供しなさいと存じます。

戦災によりまして、また戦時中の物資の不足等によりまして、わが國

民衆食住の一要素である住宅の不足は、極めて甚しいものがございます。これは、幾々申し上げらるまでもなく、各債権承継の通りでございます。今日は戦災都市を初め、多数の引揚者が引揚げて参りました結果、この住宅難を克服するといふことは、今日きわめて重要であり、一日も欠くべからざる点なりのでございますが、これについては、非常に多くの疑問が潜んでおりまして、この解決がさむめと懸念があらはれることと、ほかに遺憾に思つておられるわけであり、試行にわが國住宅の供給を要する量を考えてみますと、戦災によりまして失われた数は疎開を合せますと、約二百六十万余に達してあります。外地から引揚げられた者の住宅を供給するたつたに、さらに六十万余が必要になります。その戦災中供給が不足であつた数も百十数万户に上りましてこれ等を合計しますと、四百五十万位の住宅が供給されなければならぬ計算になつてあります。これらに對して終戦以來今日まで建設されました小住宅を概算四十万、多く

見積りましても五十万をいふのであります。差引今後建設せらるべき数は四百万の多数に上るわけでございます。さらに今後の人口の自然増加、あるいは自然の腐朽、また火災、風水害等の相率を概算率を計算致しますと、大体毎年六十万户に上り、四十万户ぐらゐの供給をしなければ、十年たてし二十年前か、つてもこの不足を解決することがございます。こういうふうな計算をなつておられるわけでございます。これに對しては、いま申し上げたように、終戦後の建築状況は、所要量の二割ぐらゐしかでございまして、いふ状態でありまして、住宅難のさむめと深刻であることは、この数から推しても証明されることだらうと思ひます。殊に都市における住宅の補填は、從來わが國の住宅が貸家に依存しておつた、概算いたしますれば六〇%以上は貸家によつて経営されておつた。その貸家というものが戦後はほとんど建てることのできないような状態になつておられるわけでございます。都市における貸家によつて住を求め

マあつた庶民階級はきわめてこれが取得に困難を感ずるのは、あまり詳
しく申し上げなくとも御理解していただけること、存ずる次第でありま
す。この不足に補してどういふ事情がこれを緩和するに有方であるかと
申しますると、いろいろございしますが、まず、住宅の復興に先立つもの
は金であります。この資金の取得の困難、これは早すまでもなく個人
住宅を建設すること、その家に一つ一世代のことである。大事業
であるとも、たゞいま申し上げました住宅を建てるといふことにはつ
きまじり、人家さんが相当な資金をもつてこれを供給しなければなら
ぬ、これらが個人から思ましても、この資金を取得すること、困難であ
ると同時に、貸家を供給するやみ師の建築資金というものが、今日、状
態では非常に高い、その非常に高い建築費を定めた家は、日々の家賃で
なしくつしに償還しを付けなければならぬ、いわゆる長期資金によつて、これ
ねばならぬという点に鑑みますれば、今日の金融の情勢は、長

期、投資というものは非常に困難が感ぜられる、一経済界がいかにまうに
なるかわからない、建築費の高いもので長い間に償還しなければならぬ
投資をするというところは非常に危険であるというふうな点は、この資金
面において、これを取得するに非常に困難が介在するわけでございます。
第二に困難なわけの原因として指摘すべきは、土地の問題でございます。
まず、この土地の問題は非常に大きな視野原になつた都市におきまして
は、何等に説かないように思ひます。これは都市復興のいわゆる都市計
画の進行の過程もございまして、この敷地を取得することに困難がござ
います。それは都市計画におきましては、土地區画整理が先行するわけ
でございますが、この土地區画整理の進行が思うように任せられないとい
う關係上、換地及分の未決定のままに家を建てるというところは砂上の樓
閣のごとき感がございます。一年あるいは二年で元本の償還がござるよ
うな新興階級と申しますか、新興階級とか、あるいは料理屋、食物屋と

他の比較的短期に建築資金が償還できるような、そういう階級はとにかくといたしまして、長い間か、つて建築資金を償還しなければならぬものに取りましては、その土地に家を建て、も、あるいは移転、あるいは取壊しをしなければならぬというように、そういう不安定な状態におさましては、なかなか家が愛に持たないという関係がございます。また、さうかといつてその敷地を手放すといふことは非常に不練がある、殊に都市計画の實施によつて減歩が多くおられるといふことに付りますれば、いよいよもつて土地は使かたになり、これに對する需要がますます少なくなつて、手放さないと、いふ關係がござります。個人が建てたいといふことも、あるいは公共團體が庶民住宅を建設するにいたしましたら、その敷地の取得がなかなか容易でない。また、その土地區画整理の本決は、これに困難を與えておるという方が、実情でございます。

第三に最も大きな問題を與えておるものは、資材の關係でございます。

二、いま申し上げました十年間に建設するものとすれば六十万户、二十年間に建設するものとすれば四十万户といふ毎年のペースで建設計画を遂行することにしたとすれば、これは、これに多大なる資材の要することになります。中でも、木材の不足が、最も問題でございます。試行にその資材の需要量を推察いたしてみますと、一年間に六十万户住宅を供給するにいたせば、この住宅に木材が一、二立方メートルの小さい住宅と仮定いたしますと、一年間に木材が三、四立方メートルは要するのでござります。日本の従来の木材消費量は、多く見積りまして、六千万石、概して昨年度七千数百万石と推定いたしましたら、実際はそれほど供給が困難なようにござります。従来の実績が少いたしまして、おそれる一年間は一、二千万石から一、千五百万石くらいしか供給できないという状況でござりますので、この需要量、その実際の供給量の倍以上あるいは三倍くらいのものが要するといふことになるわけでございます。その他木材だけでは家にはなりません。

るので食物、硝子、セメント等々の副資材は、畢竟するにすべて石炭によつて第二次加工がでるものでございす。この副資材の取得につきましても今日敗戦後の日本の重要部門の生産力をしつめては亡羊の感のあるが如き状態であり、副資材の供給も甚だ若しく困難性を來しておるわけでありす。これを大材以外におさましては、先づつものは石炭を掘つて、この石炭による第二次製品をつくり出すといふ以外には手が無いのでありまして、試みれば生産用の石炭を掘算いたしますと、木材はかりの量を建てるにたいして、一年間六十万户を建てるためには、所要の石炭が百万トン以上要ります。殊に大都市におさましては、都市の形成上、今後好むと好まざるを問はず、せめてもこれは不燃性の建物にしなければならぬ。こういう絶対的な必要がございす。従いまして、木材で全部住宅を供給するといふことの不適があることは申すまでもございせん。さうしますと、木材のほかに鉄筋コンクリート

二五

あつたいはコンクリート、ブロック等の不燃性、耐火性の建物を建てるにせねばならぬ。こういたしますと、さらに第二次加工品、セメント、硝子等のいわゆる石炭に依存しなければならぬ副資材が、木材に比してさらに多くの需要量が要るわけでありまして、かりにこれを木材を六〇名、不燃性の建物を四〇名と計算いたしましても、これを計する石炭の需要量は約四百万トン要るわけでありす。今年二十三百万トン、来年三千万トン目標は、國家は大量になつて石炭の増産に努めておる場合におきまして、この住宅需要の増産にたいして、石炭を需要するといふことでありまして、行かば行かば問題が起つておるのでございす。殊に今日の物動における急進さは、ひとり國內の住宅その能力資材の供給に必要を露骨のみならず、いわゆる終戦処理関係の方面に莫大の物資が要求されておりますので、現実の目今の問題といたしましては、どうも二十年計画六十万戸というふうなものは、夢想だもできないような実

二六

現不可能な数字のように考えられる次第でございます。かようにいたしまして、これらの資材をいかにして獲得するかということには、非常に大きな問題でございますし、殊に今日燃料が十分なる効果を發揮しませんために、えまして資材が横流れをまるといふような問題上、重要な石炭も思うように任せないといふような、いわゆる資材の不要不急部面への横流れといふような問題もありまして、かりに物動に載りましても、それを思ふところに配給するといふことが非常に困難になつておるのでございませぬ。

最後に困難ならしめる問題としましては、前段申し上げましたように従来貸家へ供給を民間の家主によつてされておつたという点か、前段申し上げる諸條件の困難性によつて民間では容易に建て得ないという場面に到達してあるのとありまして、どうしてもこれを國家なり、あるいは公共団体なりといふ民間以外のもによつて建設してやらなければ

どうも一般民階級には家を得られぬといふのが、傷むざる実情でございます。昨年従来ございましたところの住宅営団は、その筋の命令によりまして閉鎖になりました。この住宅営団におさしても、昨年の春以来政府の補償は罷りなちゆ、住宅債券の発行もそれがために滞頓状態であり、資金の供給に非常に困難をしまつておつたのであります。これは遂に昨年の夏閉鎖になりまして、この存在は遂に終つたわけでありませぬ。この住宅営団の存在につきましても各住区に御承知の通りいろいろの弊害もございませぬし不評もございませぬ。そういうわけでありまして、閉鎖機関とござりました住宅営団の代りにいかようなものをやるかをわれわれが考へる場合にはおさしましても、住宅営団のやうな半官半民的な存在について、ばたしまつて今後うまくやれるかどうか、あるいは國家みずかやるべきか、あるいははまた地方のそれそれの土地に於いて自治権振起の助けになる今日、公共団体をしてこの問題に当らせるか、ある

いは適當なる民間のほんとうの有力なる機關をもつてこの事業に当らせ
るかといふようなことは、なかなか容易に結論の出ていない問題でございま
して、たゞ今政府におきましては、政府の相當なる助勢によりまして、
地方の公共団体あるいは公共団体の代行的の諸機關をしてやりせるとい
ふことで、今日までまいつておるような状態でございます。今後この大
きな住宅復興につきましても、これ等の建設の機關及び経営の主体とい
ふようなものにつきましても、討議を重ねました上に確乎たる方針を立
てなければならぬかと考へておるわけでございます。

以上申し上げたような点が、今日庶民住宅の建設が、實際問題として
非常に困難を感じておる諸点でございます。何とぞこれらの点を十分
御参照の上、適切なる方策について御意見を賜るようには願ひたいと存す
る次第でございます。

議長(潮会長) たゞ今お聴きの通り、各諮問三件につきましても説明が

終りました。これよりその説明なり、諮問委員会につきましても、御質疑
があり御意見があらうと存じます。御登壇願ひたいと存じます。こゝで
お話ししてみたいと思ひますのは、三件ございします。これはお話しはわ
けて必ずしも差支えのない問題でございします。まず三件をひとつ二
括をしまして、これは前する御質問御意見ということに願つても、大体
差支えないのではないかと存じます。かゝるございします。各宗派
々々第一、第二、第三とわけず質疑、意見といふことにはお話しすか、
どちらがよろしゅうございしますか。大分皆様のお考えをきかしていき
たいと思ひます。一括いたしましたして御異議ございしませんか。

「異議なし」と呼ぶものあり

議長(潮会長) 御異議ないといふお言葉がありますから、それでは
どりあえず三件一括しまして、これに對して当面に向つて御質疑があり
また御意見をもちのう方は御発表願ふということにいたしましたと思ひま

す。どなたからでも御發言願いたいと思ひます。

○十二番(金森委員) 第一の問題について意見を申し上げて伺いたいと思ひます。国土計画と申します問題は、學問上いろいろな議論があり、いろいろな説がありまして、この会が国土計画審議会と申しますと、まず第一に国土計画なるものはどういふ内容のものであるか定義と申しますか、そういうものをまず明瞭かにしてもらいたいと思ふのであります。私の意見といたしましては、今までのいろいろの話を綜合いたしました見直しを申し上げます。國策を目標といはせまして、國土に關連して、人口及産業の適正な配分である。これが大体いろいろな話を綜合して私が見直しをつけた定義であります。これがはなして正しいかどうか、國土計画審議会が出席に際しまして、そのことの観念をはつきりしてもらいたいと思ふのであります。

この実施の方策につきましましての意見といたしましては、この定義がかり

三二

てはつきりできないいろいろな説がある關係上、このことをいろいろと議論し遊戯してまわつたならば、いつまで経つてもきまらない問題であらうかと考へるのではありません。と申しますのは、たゞいまの土地に關連して人口及び産業の配分であるといはしますれば、土地に關連する專門家、人口に關する專門家、産業に關する專門家が、おのづかの知識を説いておれば、おのづかの分野において相當の意見、弊といふ意見と申します。強い意見と申しますか、おのづかの持つておるのであります。かりにその土地に關する部門においてある意見を立てたとする。それははなして強きに關して適切であるか、人口に關して適切であるかわかりなれない。そういう状態になつて、それがおのづかの議論しておつたんでは、いつまで経つてもきまらないことになつておるのであると思ひます。土地人口及び産業、それらは相関連した問題であります。その一をきめれば従つてその二その三がきまるように相互の關係にある關係上、こ

三三

の一、二、三をさのましましなれば、さういふことが
難問題であらうと考へます。

むつかしいからといつても、たしておくれはいかぬから、そ
れに対する私の政策はいたしまして、今日戦後わが國がこの狭小
なる面積になつた場合に、おさまらば、まづ第一に土地に關連して、ま
き得べきあらゆる方法を、土地の開発、利用、保全、それらのこと
に對して、あらゆる努力を盡して、全面的に國土の利用價値を増進せしめて
らう。このうち第一にいかんか、なればならぬ。この全面的に扱
げ、人口及び産業を包含し得べき能力を増し、その状態において、そ
の次に産業の振興であらう。私は土地に關する専門でありますから、産業
を先にするが、その方面の研究にまつとして、かりにその産業の方面
を次にすゝめて、全面的に扱げ、土地に關連した産業を解決して、し
かる後に人口を配分してみると、必ず人口の数が少いという程度に最初

のさの方をしまおいたらいかがであらうかと思ひます。しかる場合に
まる開發の狀態にあります。ま、逆に土地に關連する都市にもどりま
して、あつておる都市はどの辺から減らうか、減した部分を産業にま
わす。人口にまわす、このうことをニ回繰返すことによつて、土地
の適正なる配分という結論に到達するのではなからうかと存じます。と
申しました。この方法をとりたしまして、も相當の時日を要するも
のと思ひます。それにまつ今日は、直ちに何か手を着けたいという事情に
ありますから、たゞ今申しましたやうな方法をとり以前におきまして、
たれしも、思つて直ちに手を着けなければならぬもの、たとえば北海道、東
北、南九州のごとき、これらの開發の期し得べき土地をやつて、それに
對して今後配分さるべき産業、人口、正確なものをはわからぬか、百の
ものなりば五十あるいは三十といふ程度でもいいから、そのある数字を
きめて、それに対して配分していく。その配分に應じた対策をとる。こ

ういうことをやつまいければ、今後正しい結論を得た場合にも失敗がない
じやないか、こういうことを考えます。

私のたいいまこ、で質問したいことは、これら兩案しようとする土地
に對しては、直ちに適當なる人口及び産業の配分を行つて、その開發に
直ちに着手することが必要でないかと思ひます。重ねて最後に國土計
画という概念に對し、審議會の正しい定まつた概念をお熟さしたいと存
じます。

○幹事（岩沢國土局長） 私から金森委員に對する御答弁を申し上げます。
今國土計画の根本方針に對する御意見は、われわれの現在考へておる
通りであります。レがしなかり今後この國土計画の策定にあらりまして
は、どういふような地方にまず重点的にやるか、あるいはまたどうい
ふものを取り上げて、第一にやるかといふことはつきましても、今後の國土
計畧審議會によつておさめ願ふことになりますから、私どもとしては、

三五

三六

こいういふものを先に決めてくれとか、あるいはこいういふことが重点だとい
うことをこの際申し上げることとはどうかと考へておる次第であります。
○四十番（白根委員） ちよつと伺いますか、諮問の第一と第三は、さわ
めて具體的な問題でありますか、第一の問題については、どこが重点で
あるかわかりませんし、また提案者が内務大臣でありますからして、内
務大臣の権限内における事柄についての諮問であるかと思ひますけれど
も、讀んで見ますと、産業、文化を振興し之を適正に配分し、といふよ
うなことになるつております。どういふふうに考へたらよろしゅうござい
ますか、その点ひとつ伺つてみたい。

○幹事（岩沢國土局長） お答を申し上げます。もちろんこの國土計画と
いふものは、各省に跨つたものであります。單に内務大臣が諮問し
たといふような意味から、内務省の所管事項についてののみ諮問してお
るのではなくして、やはり國土計画といふものは、先ほどもちよつと簡單に

御説明申し上げました通り人口の配分といえは、省の關係は厚生省の方の關係になりますし、また産業關係には農林省とかわるいは手仕事、交通關係は運輸省、動力關係は商工省方面、また治水利水といふような關係は内務省といふようにいろいろ各省に跨かつておきますけれども、國土計画は、さういつたような基本を築めて初めておさるようなものでありますから、もしあ知り今の官制で國土計画の事は内務省が一應扱つておるような状態でありまして、これをおさめ願ひます場合には、關係の各省から、この点に關しては十分御説明致すなり、あるいは材料を提出しまして、さうして御参考に供して、相互の關係を保ちながら、綜合的な結果を得られたものを御答申願ひたいは結構だ、さういふように考へております。

○國土審へ白根委員シ、さうしますと、この諮問の提議は内務大臣とありすけれども、内務大臣はつまり各府大臣の幹事役になつてこの問題を

集める、個々の問題については各府大臣が考へる。さういふように承つてよろしゅうございますか。

○幹事へ岩沢國土局長シ、さうしてございませう。

○四十六番へ村上委員シ、私も白根委員と同じ疑問をもつております。民生住宅は内閣總理大臣、非住宅は總務省第一、第二の方では、幹事大臣が諮問になつておる。これはどういふ点から區別をなさるのになりますか。今御諮問のさうな趣旨であるならば、少くとも第一諮問は總理大臣がお出しになるのが適合しやないかとも思はれるのであります。第一問にさういふ區別をなすつたと思われような、さういふふうに言ひ切らわれないか、いかぬかもしれませんが、民生住宅の問題は内閣總理大臣が諮問をさわめて、庶民な國政の全般にわたつて考察を加えかつ施策を講ずべき第一問が内閣總理大臣でなく、逆に内務大臣が御諮問になつておる。何ゆゑにさういふにお取扱ひを異にせられるのであつか、その点もさういふと私も

わかりかねるのであります。もう少し御説明を願いたい。

○幹事(中田定策局長) 第三の諮問事項は内閣総理大臣となつておられますが、戦災復興院は御承知の通り内閣総理大臣が國務大臣としてその所管になつておられる関係上、内閣総理大臣が行政の責任大臣として諮問をされたわけでございます。たゞ、たゞいませ、一、二の諮問事項が内務大臣となつておられるのは、ひとりで内務省所管のみならずほかの省にも関係がある。むしろ一國全体に關係があるもの。さういふ問題につきましては、内務省の方で御答弁があらうかと思ひます。

○四十番(白根委員) 大喪素人じみは質問でありますけれども、この諮問第一号にある、産業文化を振興するような問題は、一体国土計画といふ言葉の中に含まれるものであつかうかどうかわかりませんが、さういふようなものであります。国土計画といふと、国土の総合積極

的保全、利用、開発をはかるといふことである。さういふことであるから、産業文化に關する問題は、これはもちろん国土と離れて存在するわけでありませんから、ある種の関連はあるといふようになつては考へられませぬけれども、あつたとわがりにくいのですが、その辺はわかり、よきに御説明願ひたいと思ひます。

○幹事(岩沢国土局長) 国土計画と申しますのは、たゞ單に国土の利用、開發、保全といふことが大體重點的でありませぬ、その国土の開發利用といふ点につきましては、これに立脚せる産業の適正配分、あるいはまたこの国土に適應する國民の文化施設の高揚といふことだ、當然そこに生れてこなければ、国土の利用、保全、開發といふようなことは効果がありませんから、どうしても関連性をもちつておられます。すべからずさういふものを総合的に考へてこの計画を進めていくのが順序であるかと考へております。

○四十番(自根委員)　　そうしますと、国土計画の中にはいつておる産業
文化振興興云々ということとは結局國の領土の中にどういう産業をどうい
うふうに配分したらよいか、文化の振興をどういうふうにしたらいい、か
と、いうこととあります。

○幹事(老沃國土局長)　　そうであります。

○十二番(金森委員)　　はい、承りますと、産業文化と国土という論が
あると、うであります。先ほど私が申しましたように、国土計画という
ものはどういうものであるか、というその定義があるのぐあります。通
念といわれました、國策を目標として人口、土地に関連して人口及び産
業の配分をどういふことにもなつておるようであります。大体内務省の方
でも、そう考えておるようであります。そういわれますと、一産業、文化
を振興し、こいのは、國策としてはどうしても産業及び文化と振興し
なければならぬ、この國策を目標として人口、産業と配分しなければ

らぬ、その解釈すれば何れ疑問がない。そのころのところが国土計画とは
何ものなりや、ということが決定されておらぬから疑問が起る。そのま
の國策からいいますれば、國策を目標として土地に関連して人口及び産業の
配分をどういふか、お考えになつておるようであります。その解釈が
ば疑問はないと思ひますが、いかがでありますか。

○幹事(八景計画課長)　　お、つと補足して申し上げたいと思ひます。國
土計画の定義につきましては、いま金森委員から御質問がございました。あ
りますか、金森委員のお述べになられましたように、日本のこの国土内
において産業、文化振興といつたようなものを適正に配分してまいると
いつたような土地に関連するような問題についての計画を、国土計画と
称し、おかわりがあります。私の方の考え方といはれます。まつね
く御意見と同じように存へておるのであります。国土計画は国土に關連
いたしまして、一面におきましては、土地の保全利用開發といふ面を考

え、その進行いたしますいわゆる土地の利用開発ということをやる方面
 にあきましては、人口並に産業文化というものを適正に配置をしまし
 く、それにつきまじり、ぼろぼろでは無くして総合一環的形態をとりま
 こ、に計画というものを取上げていこう、國策がそういう計画をつくら
 ていくということを一應國土計画という考え方にしておるものでございま
 す。従いましても、この國土の問題を取扱いますところでは、必ずそ
 の前提といたしまして國策政策と申しますか、國策の産業計画と申し
 ますが、そういうものが当然に先行していかねばならぬと思ふので
 ございします。従いましても、國土計画をつくるという場合には必ず
 そうした國家計画のものを一應前提として考えなければならぬ
 と思ひますので、その意味におきましては、この案におきましては、
 各官廳方面、また皆様方御振舞方面から、その國家計画というものがど
 ういう方面にどうなればなればなりのかどうかならうかといふいろ

また検討を願うことも一應必要であらうと思はれます。また、この
 本問題、あくまでも土地の保全、利用開発というところで、メリ
 ューを重んじておられると、これを綜合物にもつていく、各官廳におき
 ましては、農業むら産業の人口といつたようなことには必ずしも農林省
 が主管としておられる方がよろうと思ふのであり、この案におきか
 交通機関といふものやどういふ場合に結びつけていくか、また、この案
 發をいたすにつきまじり、農業人口をどういふかに配分していくとい
 うや問題につきましても、綜合物に考えをいく、この点につきましても
 この審議会の独壇場であらうと、実は考えをおろ次第であります。國土計
 画の仕事と申しますのは、一應、そういう意味におきまして、内務省がこ
 れを總括的に担当してありますので、第一の問題を内務大臣の諮問事項
 といたしたような次第であります。以上御諒承願いたいと存じます。
 の七番へ鹿島委員） 第一問、第二問特に関連が深いのでありますが、第

これを打ちこわしてやり直すとということになります。現在やつてあります
都市計画等も、私はどういったようなことになりはせぬかというふうには
非常に心配してあるのではありません。それと申しますのも、やはりそう
いったふうな、わが國の國情に即するようになりしつくりした構想計画とい
うものができてもおかないその場合には都市の復興をどんどんやる。そのほ
かいろいろのことをついていく、こうしますと、將來ちかくないろいろんな
ものができまして悔いをおぼすということにならぬとも限りぬから、本
審議会においては、まず都市計画のさらに前提をたすところの内務省の
方からお話がありました。が、國家計画と申しますか、國策と申しますか
どういうふうな日本の産業文化等をもつていくかという大きなところを
今検討しまして、そうしてその上にあるいは人口政策、あるいは産業政
策、あるいは交通運輸文化というようなことをなせばそれぞれ考へていさ
まして、そういう方針のもとにいろいろんなことをなすていくといふふうには考

をなくしてはならぬと思つております。なおまた、これがあまり最初から
専門的にわかれますと、ちよとで困ることになりますので、最初にはは
りそういつたような大きな問題を取上げまして、総合的にござるだけ進め
ていさ、レがる後には小さいことは専門的技術的に考えていって、わけ
であります。まず本審議会、おいては、さういふ大きな問題をだんだん練
つていさおれまして、こゝの議論を得てみるというたような行き方で進
んだ方がいいのではないか。こゝいうふうには考えております。

第二の大都市の人口集中問題にしまして、今言つたような考へ方が
はつきりしまして、そのたえ方のもとに、いろいろんなことを進めていさま
せんと解決のつかぬ問題がありまして、都市に集まってくる人々の心理
状態は、やはり日本が以前のような体制になるのかやないかと思はぬ手
でも、業然然の幾ついう考へも持つておられます、今後の大都市とい
うものは前の日本の大都市とは違つた、ほかに行政的衛生的など

市をつくらなければならぬ、人口等もさう多くなつてはいかぬといふこと
とがかりませんの、自然地に集まつていく。なおまた文化方面から考
へても、東京都の計画から見ますと、やはり前のような各大学、専門学校
校をおこすといふような計画をなすておきますが、さういふことから、
都会地に行かぬ、自然地に集まつていくといふような考へて、地方から入
が東京に集つてくる。さういふことによつて、意識的になしに無
意識的にね、都市に人口が集つてくるといふような結果か、現在のよう
な情勢を来してまゝと考へたのでありまして、今後のわが國においては、
今までのような大東京式の大都會は不必要である、もつと新しい考へ方
によるところの東京をばつくつていかなければならぬ。しかしあまりに
焼けた都市の復興を急ぐしめです。結局において現在のようにならぬ
然のことになつてきておるわけでありまして、それとどうしても根本的

に第一問をば十分検討しまして、今後の日本にとつては人とうに正しい
考へ方に立つたところの國土計画をばこの際つくつていくことが必要で
ある。そのことをいさゝか申し上げておきたいと思ひます。
○四十六番(村上委員) 私は希望と意見を申し上げたいのでございませ
ん。ちようどこの順序に、りまき、八重島の発表といふところでありませ
ん。差支へございませぬか、第一に希望から申し上げますが、國土計画が必
要なことは、これは申し上げるまでもないの、であります。また國土計画
にござましては、先ほどお話がございまして、昭和十四年、
十五年、十六年ごろには、しきりに論議をせられ、また各方面において、
の必要が認識せられて、各方面の方々の御意見も活発に発表せられたの
であります。しかしそれが実行に至らずして、戦争の段階に相なりまして
今日に至つておるといふふうな実情でございまして、今後の日本の再建
の上において、さういふ、さういふ根本的を事項であることは、これは申す

までもないのであります。さうな問題であるだけにこれをいかにして
実行に移すかということが、きわめて重要な問題だと存するのであり
ます。例を第一に取りますれば、この諮問は内務大臣からの諮問にな
つておりますが、さう要はいかにこれを実行するかにあるものでありま
す。政府におかれましては、又若く緊急なる連絡をおとり願いまし
て、本審議会のつげました結論につきましても、御訪問にもございま
す。その急速なる実施を期せられるように一層にお願ひをいたした
いのであります。申すまでもなく、國土計画の策定につきましても、第
一に広い視野からこれを策定する、現実を十分に把握して、國家再建に
関する将来の確たる予見をもつて綜合的の、さうして計画的な実行案を
立て、いくことが肝要であらうと考へるのであります。さて國土計画
の日物とするところは、私は、私はこれは國土資源の綜合的利用開
発計画と、それによつて國民に生活を興え、兩者の關係において文化發

家を建設することにある、さうして修するものであります。従いましめて
の方策といはれましても、さういふ面から考へ方もございませぬが
一つは人口再配置の問題であり、また第二には産業再構成の問題であり
第三に運輸交通施設の整備をはかるものであり、他面また極度の不安定
な自然の災害防除の点に、綜合的方策で進めなければならぬと思ふの
であります。かくのごときには、さういふ方策を立てることは
さういふ困難であり、さういふことを実行いたしまするにあたりましては、
行政部内における所管が、或は多岐にわたりますかゆえに、それの調和の
とれた実行は、きわめて困難であらうかと思ふのであります。困難であ
れば、さういふ各方面の連絡と、さうしてそれに実行性をもたす周到なる
用意がなければならぬと思ふのであります。私は例を國土開拓の問題
について申し上げてみたいと思ふのであります。國土開拓、農地開拓と
申しますと、開拓の問題につきましても、現に政府におかれて施策を立

まられ実行に移つておる方々あります。さういふことを実行するに当つては、なかなか容易でないといふことが各方面において現実に現われておるのであります。それだけの計画には、多少の総合性を與へる。しかし、その計画性を與ふる。さういふことを実行するに當るものは、その困難は、今日現実に起つておるほどではないと考へるのであります。総合的に施策を講ずるのことは、狭い視野から局部的の計画でもつて、これを執行するに當ることは、それは容易にできることではないのであります。開拓の面から見ても、各級の点がらの施策が総合的に行われなければならぬのであります。まず第一に交通の關係この計画が伴わなければならぬ。農業は実行容易ではないのであります。もしこの計画にすれば十分とはいへば、今日政府の計画せる百五十五万町歩の開拓は、おそれなく私は、さういふのでありませう。交通殊に勿務計画、また電力の計画、かようなものが同時にそれに伴つて計

五五

画せられなければならぬ。さういふのであります。また開拓を困難ならしめる一つの要因といはれまは、土地の問題でございます。土地の問題はつきましても、まず第一にがつかります。これは、林野の問題であります。林の問題につきましても、これは、国土保安の問題と関連をもち、野の問題につきましても、これは、農産物の肥料給源の問題と関連をもち、つておるのであります。林業の面から申しまして、存るほどわが國には、國土の過半は森林であります。これは、経済的に利用し得る林業地帯といふものは、地形、資源からいひましても、よほど縮小されておる。それだければ、その縮小されたにわゆる経済林地から樺太を失ひ、滿洲、朝鮮を失ひ、台湾を失つたわが國が、木材資源あるいは、開拓資源を供給しなればならぬのであります。百五十五万町歩の開拓によつて林業のさういふ影響といふものが、非常に大なることを思わなければならぬのであります。それらに際しまして、林地は減少する

五二

けれども、經濟林地をいかにして拡大するか、しかも經濟林地の利用をいかにして促進するか、それらの計画が同時に立てられなければならない。また畜産にいたしましても、非常なる打撃をこうむつてゐるのであります。牛馬にいたしましても約百万頭以上の減少であります。既耕農地を削減し、あるいは小運送に振向けず牛馬が、現在においても欠乏してゐることは御承知の通り、百五十五万頭歩の開発が行われるならば、おそれることはそれらの開拓地に振向けらるべき牛馬の数は八十万頭を越えるものと考へなければなりません。さううにいたしますれば、畜産の牛馬だけの面を考へましても、それらの綜合計画が成たときに開拓が進んだといつたしますならば、百八十万頭以上のこゝに畜産の不足が生ずるといふふうなことに相なるのであります。また水利の問題にいたしましても、各県の問題があり、資材殊に國の工業にともなひ兼ねせられて、水利を盛んでこれに附せれば、開發に伴う水の供給、あるいは肥料の供

給等に注意が要する。また開拓地における開拓民の住宅設備も万户を要するといふことであります。それ等の資材開發の促進し、またそれらの開拓に実行する上におきましては、莫大なる資金を要するものがあります。又それらの資金計画をどうするか、これは住宅問題もどうするか、また開拓地は多くは丘陵地であり、この丘陵地を如何に開發するか、そのための輸送の問題、どうするか、また丘陵地を如何に開發するかの問題、輸送の問題といふことも、先づ考へなければなりません。林業方面の計画、畜産と並んで計画、水利の計画、資材殊に肥料、肥料、鉄、セメント等の計画、あるいは資源の調査、農家の住居の資材の計画、さうしてその計画が十分に進められて、さうしてその結果として計画が立つか、その計画が実行される計画でなければ、開拓地は行かれないと思ふのであります。しかもわが國の産業の將來、わが國の人口の將來を考へますならば、こ

○幹事（岩波園主局長）　たいいよの鈴木委員からの御返文につきまして、一應われわれが今考へておることについてお話を申し上げたいと思ひます。というのには、この国土計画そのものを蒙定するにあたりましては、先ほどからいろいろ申し上げました通りには、各府あるいは各段のことに關連しておるために、現在政府の各省においてどういふことなるかを考へておるか、あるいはおられた実施しつゝあるか、あるいはおられた計画してあるかといふことにつきまして、一應委員各位に御説明を申し上げます。この大きな問題を解決することから言へば、関係上私どもは各省の関係官と協議を、なすべし、不日各省から現在国土計画に入体處理してあるものにつきまして、御説明をいたしたいと、こゝいうふうな考へてありませう。現在一應相談をしておるものについて、一應、ごお話申し上げました、経済安定本部におきましては、現在おられた国土計画と、これら公共事業の概要について説明をすることになつておるまい。

た外務省におきましては、賠償問題の経過、又、新官制改革と文教施設の拡充設置について、厚生省は失業対策の現状、農林省は農林関係の計画及び現状、商工省は工業復興の現状、中小工業の復興、電力の需給事情と開發計画、運輸省は港海運輸の現状と河川、鉄道及港湾施設の現状について、運輸省は電氣運輸の現状と計画、建設省は戦災復興の現状及び計画、内務省は幹線道路の現状及び計画、河川に關する入管の改修工事の内容、河川疏濬事業の概況と計画、砂防事業の概況と計画、都市輸入抑制措置の現状、こゝういふたようなものについて逐次御説明を申し上げます。

○四十番（有根委員）　その御説明のあるときは何かパンフレットのようなのでもあると、理解に都合がい、と思ひます。

○幹事（岩沢國土局長） 多分各處からの御説明を申し上げるときは、
相当の資料を皆様に御覧し下ることにするに思ひます。さうい
うに各廳の方にも連絡をとつておきます。

○三十九卷へ提案委員（國土計画の理念、概念について先ほどから質疑
があつたのであります。非常に感佩にわたつておりますが、日本再建の
計画いかんといふことに相方どうかと思つてあります。さういふ
の広い問題になるわけでありませう。

資源が開発の点から炭、石油はもうらん、すべそ、の産業の各部門はわ
たりまして、検討が必要であり、しかも今後の様子を見ていまして、海
外への資源並に貿易の範圍がどうなるかといふことも、
この審議会においてまとめたいといふことは、相当長い時間とまた相当規
模の施策が必要のようによろしく考へられる。これは今後のこの審議会の進

め方決にも関連するわけでありませうけれども、相當の時間が要するとい
う感じは、いかにも現実は一先において非常に困難の中にもいろいろ
進みつゝ、わかるのであります。先ほどお話のありました農地の開拓のこと
きは、困難の中にも進行は進んでおられます。従つてある程度
國土計画の考へ方を、狭くと申しますと語弊があらますけれども、あま
り抽象的になくせず、實際的にインクリメントにどうかまえていくとい
う考へ方をつつて、しかも全体としてどうみ合せながら具體的に進んで計
画を立てようかといふ方に考へて、よく考へて進んでいくかといふ感じが
たすのであります。これは今後の本審議会の運営にも関連するかと思
ひます。意見として申し上げておきます。

○十二卷へ委員（大蔵省に人口集中の問題でありますか、今のやり
方は入つてくるかといふだけで、一旦大都市から外へ出た者が戻して
ける、といふことの考へがないから、自然出た人間が帰つてくるのではな

〇七番（原島委員） よろしゅうございます。

〇幹事（財津土地局長） たゞいま原島委員の方から御発言がございまして問題につきまして、実はこの国土計画の第一項目並次に大都市の人口の問題につきまして、いろいろ御審議を願います。つきまして、どういふような事柄について御研究を願った方がよろうかという事、このことにつきましていろいろ幹事会の方におきまして御検討を願いました。問題につきましても一應まとめましたものを、さきに出示してあります。か、もとよりこれは参考でございますので、審議会の方におきまして取捨御選願い、また新たな項目を附け加えていたゞい、当然それでやつていたゞきたいと思ふのであります。一應幹事会の方で、いろいろ御意見を承りました。まとめましたものを、至簡單に御説明申し上げて見たいと思ふのでございます。

先ず第一番に、その第一階につきましては、先ほど末お話のございませ

六

しによろしゅう、国土計画をつくるにつきました。國家計画と申します。そのほかいろいろの前提的のものが一應明らかになければならぬ。であるという意味におきまして、一番に前提というものをつくります。このいろいろの前提から国土計画を編み出してまいります。一つの方針を一應御検討の方におきまして、じやなかろうかという事、先ず第一番の問題でございます。

その次は、主要な策定の事項、第三にはいわゆる実施方策といふことで、大体わけ、たゞありませうが、前提及び基本方針を申し上げるの、第一番にその中で計画期間というものを、見てもみないのであります。一、国土計画を何箇年計画として考へてみるかということにつきまして、先ず第一番に御検討を願いたいと思ふのでございます。その次は國際關係におけるわが國の地位、ということも書いてあります。これは日本の國を國際的に見まして、どういふような地位にかかればならぬか、文

北國家としていくか、観光國家としていくか、あるいは産業國家としていくか、産業國家のうちでも、今日の世界分業の立場におきまして日本産業が受持つ一つの性格といたしたうなもの等を御検討願わなければならぬ。あるいはなからうか、また國土の範囲というものを大體どの程度において考えていかねければならないか、また賠償の突施、見込しといったようなことが、大體どうあるべきであるかというふうなことが、實際關係におけるわが國の地位ということにおいて御検討願いたいと思ふのでございます。それから通商の見込しといたしましては、これは申し上げるまでもなく輸出入の予想、並びに貿易外收入の可能性といったようなことが中心の題目として考えられるであらうと思ふのであります。その次には賦存資源の開発利用という問題でございますが、鉱物資源の國內開発可否、あるいは動力資源として水力の開發、あるいは水産資源の利用、森林利用の限度といったものが、この項目として考えて

いたゞか直ればなれぬと思ふのであります。また國土開發に對するわが國自然條件の特性、これはいわゆる災害の状況、地震、潮害がしばしば國土を襲いますので、そのしたごきにおける災害の状況並にこの氣象條件によりする土地利用の程度といったようなもの、また日本における河川、湖沼といったものが、國土開發に對するわが國自然條件の特性として考えていたゞきたいと思ふのでございます。將來人口及びその特性、これは一定の計畫期間内における日本の總人口は大體どの程度に達せられるであらうか、またこの總人口の平均年齢、性別の構成といったものがどうあるべきであらうかといったようなことが、それから國民生活の諸條件、これは國土計畫をつくらねばつきずしては、國民の生活水準をどういふところにしたい方がよからうか、生活水準の基準をどこに求めようか、また食糧は米食一食張りでありましたか、今後パン食とかがいろいろの問題がござりますますにつきまして、食生活の改善の方向がどう

いう方向に向つていくべきであらうか、また住宅建設の見通しといつた
ようなこと等が國民生活の諸條件として考えられてまいるであらうかと
思ふのでございます。その次に産業経済の方向が今後どうあるべきで
あらうか、殊に生産基礎産業の培養の見通し、あるいは輸出品工業の規
模の様相といつたことも等から産業別、産業構成といふものを一應
勘案する必要があるであらうと思ふのであります。施設並びに人口の分
散に対する可否、これは厚生施設、いわゆる巨額施設の現状と奨励とい
ふような事柄、作業分布の経済的価値、國民文化振興の方策として文
化施設設置の適否、あるいは人口の収容の見通しがらいたします。地域
助成人口配置の方法といつたようなこと等が、施設並びに分散に関する
可否といふ問題から考えられると思ふのであります。その次に、地方
産業の振興策、地方産業振興のための立地条件、ことか開墾の限度で
あるとか、あるいは原料資源の分布の状況であるとか、地方資金の活用

方法であるとか、地方技術の培養の問題であるとかいふたようなこと
等が、地方産業の振興策として考えられておられるかと思ふので
あります。これらの大体二から十までの基本助成前提助成ものから
一、の国土計画に關連のありますような事柄を抽出いたしまして、こ
れ一つの基本方針といふものをつくりたいとさうして、そのうちで
特に総合的計画に關連するものは原則として、もの五十一にお
いて、拾つていくといふような仕組みで一應この問題を考慮してかたの
てでございます。

さういふ基本方針から主要な策定事項といはしましては、一つは基本
物を計画と、地方計画の基本方針と総合開發の施設計画というものを一
應編み出していただくのでございます。基本計画の方面は、そこにあげま
した産業の総合計画、交通計画、動力計画、治水及び利水計画、文化厚
生施設総合計画、人口配分及び都市農村配置計画といたしたようなもの

根本的な事柄はつきましても相互の関係を総合的に把握してその開発と配分の計画を立て、いかにいかにということか、まずその基本計画として考えられ、その次に、こうして国土計画というものができまして、これに伴いまして地方計画というものをつくつていかなければならぬのでございませうが、地方計画の編部計画にいたるまで、この審議会であるかどうかと、このことにつきましても、いろいろ議論があるだろうと思つたのでございませうが、一應こゝでは地方計画の基本方針というものを樹立していただくべきで、これはまあ構構に、いろいろ御議論を願ひなければならぬと思つたのであります。地方計画の細分計画を將來どういふうな形においでつていくか、いわゆる最後の横横の問題に附随してまいらぬと思つたのでございませう。最近では各縣におきまして総合計画を樹立したいといふ希望が相当にございませうのでこの府縣に総合計画に對する一つの基本的な方針をよそへいかなければならぬと思つたのでござい

ま中々まに其府縣が寄りましても、地方的ないろいろな計画をつくつていきたいといふような要望も相當にございませうので、さうしたいわゆる地方自治的にやろうといふやうなものにございませう。国土計画の面から見ましても地方計画の根本的な方針というものを、御審議願ひのことか非常に重要に思はれたいかといふ意味におきまして、地方計画の基本方針といふものを、この審議会において御検討を願ひたいと思つたのでございませう。さういふものが、次に総合開発の施策計画、国土計画の中には、開発策の面からいふと、いろいろな地域的な配分の問題等もございませうか、さういふ中で一番大事な問題は、やはり開発の問題であらうと思ひますので、総合開発の策的方面の計画といふものは、一應御検討を願ひたいと思つたのでございませう。

それらの事項をま渡したしますにございませう。一つは横横の問題、これは中央及び地方における計画機構をどういふふうにかつていくか、

また計画機構と事業の実施機構との関係をどういふふうに考えていくか
というような問題、さらに各般の問題につきましても、法的措置を講ぜな
ければならないような問題等がございますれば、これに基きまして法的
措置を講ずる。実施方策につきましても、財政的を計画を何箇年計画でこ
れを実施するかといったような意味における財政的措置の問題を、こ
の実施方策として御検討願いたいと思つております。これが大体第一
項の問題につきましても、幹事会におきまして一應考へましたいわゆる研
究の題目を拾つたのでございます

その次には、第二項の人口の大都市集中に対処する方策の問題ござ
います。これにつきましても、大都市地域というものを、大体どの
範囲においてわれわれは考へていくか、この範囲の問題、それから産業
の大都市に集中したてまいます。つきましては、経済的価値の問題
であります。産業、工業、金融その他経済機関の集中立地の限度、ま

た集中立地によりましても、どういふような影響を受けか、あるかといふよう
な事柄、それから都市施設拡充整備の経済的限度、財政なり資材の見
直しによりまする限度、あるいは都市施設に對しまする資金とか資材の
導入についての地域的な能率の考慮といつたような事柄もある。だろ
うと思つてあります。それから社会政策及保健対策から見ました大都市
問題、いわゆる失業対策問題及び犯罪といつたような面から見ました大
都市問題の歴史、死亡率であるとか乳幼児の栄養であるとか、産業衛生
とか、防疫といつたような保健的な立場から見た大都市の問題、それか
ら大都市復興の状況と人口集中の見直し、都市の施設あるいは住宅産業
の復興といふようなものが、大体どういふような状態になつておるか、
さういふことには伴ひましても人口の集中がどの程度の見直しがあるであ
らうか、それから昨年三月から実施いたしましたおりましたところの都市
転入抑制の措置の問題でございます。これの効果と並びにいろいろ

と現われております。この問題を一應の前提として、
まして、大都市整備の根本対策として、大都市整備の目標、
各都市に於ける人口並びに性格というものをどういうふうな
まいるかというふうな整備目標、それから大都市地域の地方計画の樹
立、また衛生都市の振興、それから施設及び人口の集中を調整するよう
な法的措置を講じてまいらうというふうなこと等が、一應研究題目として
考えられぬのではなからうかという意味におきまして、実は拾つてみた
のであります。以上

議長(八潮会長) いかがでありますか、ちよーと皆様にお諮りいたした
いと存じます。たゞいま質疑なり意見の発表というところで進んでおりま
すけれども、何か問題も大きく、また広い、どうも今日の一回で質疑
なり意見の盛さるものとは考えられませんか、それで今日の意見発表につ
きましては、この程度に留保しておきまして、次にお諮りいたしておき

たいと思われたい。また、この運営方針に對する御協議であります。これ
もたいたいお聴取りのように、内務省方面でも、こういう題目を出してま
いり、また次回以後には、各省でも関係の事項の説明があるろうと思
ひます。またこれらの説明なりを聴くと、またそこに質問も出、意見
もまたおまておかければ、なるので、今この程度で意見発表
は留保いたして、きつて、將來の運営方針についてどういふふうな選
んでい、かといふことについて、あつたの考案があるならば、御協
議を願つて、かくとよめたいと思つております。どう計らうかと思ひ
ます。が御異存ございませぬ。

議長(八潮会長) 御異存ないようであります。それから、どういたしたいと
存じます。この会を將來どう運んでいくかといふことにつきましても、何
か特にお氣付きがありますれば、御発表にむつて御相談を願はばい、と

思います。たゞ私共の思いうきを申し上げておれば、運営方針になり
ましうければ……

○四十番（村上委員） この委員会はなかなか御多忙な人のお集まりでも
ありますし、またいろんな資料を十分に読みこなさぬと、意見を述べ
にしてみなごか困難だと思えます。そこで従来あり来りの委員会と異
なつた考えで運営していく必要があると思えます。つきましては、幹事会
を十分に充実して、その中で十分お練りをいたして、また同時にこ
ういふ問題について関係をもちつておる団体等もございませうので、それ等の
協力を得まして、またさういふものいわゆる補佐的援助も願つて、ま
たさういふ機関がまた整備が十分できたらぬならば、それの整備につ
きましては政府の方でも骨折りを願ひまして、ひとつ官民両面から進ん
で、これ等の人が十分活動していただくようにしていただきまして、こ
れ等の進捗と委員各位の御意見を組織なく運営していかれ方が効果

七九

的たのじやなかろうかと存じます。それで運営にございませば、幹事会
で協力的補佐機関の充実及びその活動といふか、なごなごなご十分
御留意願ひたいと、かように考へます。

○議長（湖会長） 三十一日四十六番からの御意見を申し上げますが、また他
の委員各位の申にもいろいろ運営について御意見をあらうかと思いま
す。また御参考は申し上げれば、さういふ御意見をお出しなごつて
おんだん協議の核の上で進めたいと存じます。この次はよりあ
るべき一應お聴きにしたいと思ひます。それを聴いて
さらにまた意見を出し、運営の針もまたさういふ機会についでひと
つ御協議願つたらうと考へておられますが、いかごなものでありますか。先
ほどさうつと申し上げようと思ひましたが、あはれの御発言で差控へて
おつた点でございます。いかゞございませう。とにかくこの次の会合

のときは各各各の説明を伺つて進んでまい。その際には御意見も
出まじようし、また運営についていろいろお氣付きもありません
うと思ひます。そういうことの御相談をいたして、今日は初会のこと
ありますから、この程度で散会いたしておいた方が存じます。御意見
さいませんか。
一「買議せし」と時おあり
心議長へ謝会長へ、それで今日はこの程度にして散会いたします。御若
労様ごさいませ

午後四時五十分開会

裏面白紙

64

21.22-①

(2)

昭和二十二年四月一日開催
於内務省第一會議室

國土計畫審議會第二回總會速記録

國土計畫審議會

9.3
47

国土計畫審議會第二回總會

昭和二十二年四月一日

午後二時十分開會

○議長(潮委員) これより開会いたします。議事に入ります。前にちようと私から御報告を申し上げます。その件は先月二十四日と二十五日の二日間にかたりまして第二回の總會を定めておいたのであります。委員各位の御出席の都合等もありましたので二日とも懇談会として開会いたしました。政府当局から国土計畫関係の仕事についてそれが一應の御説明を伺っておきました。その点々で御報告申し上げて、白紙の御諒解を請うておきたいと存じます。

これから議事にはまいります。せめて第一回の總會のときに、いろいろ余後における本会の運営をどうしてまいるかといふことの御意見の発表を願っておいたのであります。今日もその点をお考へに入れられて、その上でよろしく、具体的に進み得るような筋を述べていただきたいと思っております。その辺のことを御含みの上で御発言を願いたく思っています。また幹事の方にも多少の腹案はあるようであると思います。もし御必要とあればその際に御披露申し上げること、存じます。どなたからでもどうぞどうやったらよろうかといふお考へがありましたならば、それをお願いいたします。

○十一番(井出委員) 前会二回にわたって各省の国土計畫

係に對しまする重要な事柄について詳細に御説明を承つたのであります。私の感じました点は、主要な項目については大體非常に参考になりました。各方面にわたつて細羅されたいものだと思つて居りますが、なお國土計画上かなり重要な問題だと思はれる水産に關しまする問題でございます。

この点は私の考へていたしましては、今回この國土計画上をいろいろ審議してまいりまするに於いてかなり重要な点であらうかと存じます。申すまでもなく従来わが國は水産に つきましては、主産類等では世界に一番と言われてゐるような生産をあげ、漁場も非常に広く、内外にわたつて利用して ありました。ところでございます。終戦後わが國が平和産業を 建直します上におきまして、一方におきまして國民食糧の中

2

の蛋白質資源を供給してまいります見地から、またさらに進んでは極東にあるのは世界の蛋白質資源の供給の一端を担ふ というような地位に、いろいろな長からあるのではないからかと思はれるのであります。しかし國土計画上考へましては、わが國の漁業の主体であります漁業者は長い沿岸線に分布されておき、利用します漁場につきましては沿岸、さらには遠洋、それも非常な広汎にわたる各方面の遠洋に大小の漁船あるいは漁船の船隊をもつて出動してまいります形態であり、また浅海及び内水面方面におきましては、非常な水産上の生産力を包蔵してゐるようであると思つてあります。これを今まです以上に極度に利用開発することとは、相当大きな見地からする國土計画的な見方によつて開発してまいらる必要があるの

49

ではなからうかと考へるのであります。海の方の漁業といた
しましては、大中小の漁船が出勤する根據地であります。港
湾のわゆる漁港は、これまた相当限られたる國土の、ある條
件のある場所になければなかなかに使へないという状態にあ
りますので、それらの調節を、他の産業なり他の何と申
しまさか社会活動なりといふものとよく調和して、これを
安定させてやつてまいるといふような必要が多々あるのでは
なからうかと思ひます。

また内水面の利用あるいは浅海の利用につきましても、ある
いは水力電気であるとか、あるいは大規模の開墾その他の
事業、あるいはこうした方面の排水などとの関係等からも、
非常に従来そこに矛盾があるわけでありませう。それらの突

3

やはり他の産業の伸ぶる関係とよく調和して、ところを
さしてまいるいふようには必要があるので、なからうかと考
へておるのであります。つぎましては政府におかれまして
も、これらの重要問題について従来御考へになつてお
り、また今後実施の方とらうとしておられる事が多々あらうかと存じ
ますので、できまじらばこの御審議の進行を妨げない適
当なる時期におさましてそれらの突についても御伺ひをいたす
機会がありますれば非常にさいわいぢやなからうかと存じ
ます。

○議長(潮委員) ただいま井田さんの御意見を承りました。ごも
つともと考へますから、政府当局にも交渉いたしまして、あ
るいは總會なり、また將來本部会でも設けられればその檢

なり適當な時期に政府の御説明を願うといふことに取計らいたいと存じます。それでよろしゅうございませうか。

○十一番（井出委員）結構でございます。

○議長（瀬委員）幹事の方どうですか。まだ他に御意見が出ていないようですから、何かお考へでもあつたら、一つ御参考に申し上げてみた方がいいのではないかと思ひます。

○幹事（八島内務省計画課長）この問題につきまして、第一問は「日本再建のための國土計画並にその實施方策について」といふ問題でございますが、これは問題が非常に広汎にわたつておりますので、それを一時に審議をして御答申を願うといふこともなかなかむずかしいだらうと思ひますので、この問題を考へるにつきましては、全体の國家計画と申し

まするか。そういういふものを一應の前提として考へていかなければならぬと思ひます。

そういういふ前提の問題と、基本方針と申しますか、國土計画に關しまして基本的な方針といふものをまず御検討願ふ。

それによりましてまた次にはそれそれ産業部面と文化部面等にわかれていたございまして、國土開發保全、また配分の問題といつたような事柄をお考へ願ふのも、一つの方法ではなからうか。その意味におきまして、前提と基本方針的なものの御審議を願ふことが第一番になるのではないかと考へていられるのでございます。

第二問の問題につきましては、これは問題が相当具體的な形になつておりますので、一つの部会でも設けていたございませう。

して、この方面で御審議を願うのがよくはなからうかと存
ずるのでございます。

○議長(潮委員) 第三問についてはどうですか。

○幹事(中田復興建設局長) 別に取立てて御希を申し上
がることはございませぬが第一第二問に比しますれば、第三
問は即急に御答申が願えるようにお取計らい願えれば、
政府としては今後具体的に進める上において非常に好都合
であると思っております。殊に法的処置を要するような
ものがある場合におきましては、来るべき特別議会等にも
出さなければならぬというふうなことがございませぬので
一問二問は非常に広汎であり重大でございませぬが、第三問
はちよつと現実的な緊急の課題であると考へますので、至急

5

に部会その他特別を御審議を願ふ御編成を願ひまして、当
局の方の御説明はその際いたしまして、御答申が急いでお
願ひできるやうに希望してゐる次第でございませぬ。

○議長(潮委員) ちよつと伺いますか、幹事の方の腹案
としては二三関係ある部会でも散けて進捗したいということ
に承知して、いゝのでございませぬか。

○幹事(八島計画課長) そういふ意味でございませぬ。

○議長(潮委員) いかでございませぬか、幹事のおお
よその腹案を伺ひましたか、その他につきましても何か別
途の方法をお考へ下さつておれば、腹藏なく御述べが願ひ
たいと思ひます。

○四番(松本委員) 三つの諮問につきまして、部会をお

きめ下さつて、そこで審議するということはいかがなごましようか。

○議長(潮委員) 四番から部会を組織して進んでやつたお
どうかという御意見がございましたが、それについて他の皆
様の御意見はいかがなごましようか。

松本さんに伺ひますが、ただいまの御説は、幹事から發言
がありましたように第一問は非常に範囲が広い、第二問、第
三問とは相当趣きが違つております。そこでかりに第一
問に対する部合ができません、その部会の中でこうや
つたらよからう、あるいはこれを碎いたりあるいは合わ
しつたりいろいろな方法がありますように、そういうこと
も含めてとりあえず二三の部会をつくる、という御意見と

心得てよろしゅうございませうか。

○四番(松本委員) それでいいと思ひます。たとえば地
方制度審議会、警察制度審議会などでも相当一般的な問
題もありましたし、非常に具体的な問題もあつたようであ
りますが、この問題につきましてもやはり……たとえは基本
的な一般的な問題は第一部会で取扱う、具体的な問題は第
二部会でやるというやうなふうにしたしまして、そして結
果は皆總會にかけてごまします。この第一の諮問のごまは
根本政策のごまします。これはかりに第一部会にかかつた
とすれば、おそらく第一部会の審議の結果いろいろな意見
が出るだろうと思ひます。結局その中であつてだんだん具
体化して、いろいろな方法でやるのであります。

○議長(潮委員) ただいまお聴きの通りの松本さんの御意見でございますがいかがでございますか。どなたか御意見ございますまいか。あるいは御発言が他にございませうければ今のような案で進行をはかるとおっしゃるならばどうかと思ひます。またそうなれば幹事の方からいろいろ御参考に申し上げます。松本さんの御意見の御意見を御参考に進みます。御異議はありませんか。○十二番(金森委員) 松本さんの御意見のように進む以外に方法がないかと存じます。と申しますと、全部に一々の問題を取扱うということとは時間もかゝりますし、部会を設けまするにどういふ具合に部会をわけるか、それとも委員の皆様を専門別にわけるかということになつてまいりますが、私の

7

方では問題別なく専門別に部会をわけて、おのおのの問題は、その専門の人が取扱うというようにいたしますれば、現在手へられたる三つの問題以外に、今後現はれます問題に對してもそういう部会が同じような恰好に進んでいくのにはないかというふうに考へております。

大体この前申し上げましたように、土地と産業と人口、こういうふうな三つの問題の関連においてやる。専門別には、そういうふうに分れており、さらにそれらの土地に関連するものにおいてわかれている。こういうふうに分れて、専門の問題によつてわかれていくというふうなやつていつたらいと思ひます。

○四番(松本委員) 私が先刻申し上げたのは、ただいま手へ

られている。三つの諸問案の部会というふうに申し上げたので
ありまして、多少だいたいのお話とは組織の点が違っている
と思えます。

○議長(潮委員) 御両君の御意見を伺っております。私は
こゝも解釋できると思ひます。とにかく受けておられます諸
問に對する始末として、答申の案をつくってなければならな
い。そういったしますと、松本さんのおっしゃったまうにまた
幹事の方からもちよつと申し上げました通り、まず一問二問
三問と三つの部会にわけましても、そのうちでただいま金森
さんの御心配になるような事は、第一問が一番多く能れてく
ると思ひます。二問、三問はまだ大体において、正面からいつ
て答申をどういふふうにするかということ、審議ができません

が、第一問が御心配のようないろいろの問題を含んでおりま
すので、これは部会の大きなものを作つても、その部会です
ぐやつてしまふといふことはなかなかおぼつかしいので、その
御審議を願ううちに土地、水産なら水産、林業なら
林業、文化なら文化といろいろな問題が出てまいりましたよ
うからそれはほんとうのエキスパートでもう少しよくやつてもら
おうじやないかといふことで、部会においてさらに分わけし
て審議した上、その結果を總會で総合的に審議する。そうい
ふことにやつたら御両君の御意見も調和していけるのじやな
いかと考へますか。いかがなものをございませうか。それに
は部会ができませんたら、今お話のような各専門の適材の方
が多数群にもおられませうから、そういう方を専門委員

という官制の下で委員にお頼をしてお願を深くして
進めてまいれるという途があるのじやないかと思ひます。部会
をつくり放しにしてこれはいかんと思ひます。やはり専門
の方を頼むすような必要が起ると思ひますから。その際には部
会でこのうの人を専門委員にしてくれ、このうの方に頼み込
いというお申出がありますれば私の手もとで内閣の方へ打合
せまして、必要なる専門の方は臨時委員以外にも専門委員と
してお頼いしたいと思ひます。そのうの方法でまいり
ますればお二人の御話も接近と言ひますか。調和と言ひます
か実行し得るまうに考えますか。いかなるものでありましょ
うか。

○十二番(金森委員)結構でございます

○議長(潮委員)よろしうございますか。それでは今日のと

ころでは幹事の腹案をもう少し具体的に申し上げます。

それについてでざることをれば大体でもその方法をおおめ願

つて、今言うやうに専門委員をどうするかということも皆様

でお考へ願いたいと思ひます。

ここしばらくの時をおいでその申出がありますれば手続をと

ることにいたしたいと思ひますが、それによるしゆうござい

ますか。

それでは八島君どうですか。部会をどういうふうにわけ

かということについてもう少し御参考に申し上げては……

○幹事(八島計画課長)それでは議長の方から部会を設

けて、そして審議を進めるというお話がございました。

ので一応簡單に申し上げます。第一問が一番の問題になつておられますので、この問題をほゞすといふことにつぎまして先ほどもちまつと申し上げましたがまた前会の第一回總會の時でございますましたか國土計画の第一問の説明といたしまして、一応の取扱い方といたしましてはまづ初めに前提及び基本方針といふことを論じていたゞきたい。その次は主要の策定事項、これはいわゆる國土計画の基本的な内容に突はなつていくだらうと思ひます。すなわち産業の配分計画であるとかあるいは交通計画であるとか動力計画であるとか治水及び利水の計画、それから文化厚生施設の配分計画、人口配分及び都市農村配置計画といつたような、いわゆる基本計画とそれからいふ一つは地方計画に關係しますところ

の基本的な方針といふもの、それからその次には綜合關係の實施計画といつたようなものを主たる國土計画の内容として、実は考へておるのでございませう。そのほかこの諸問事項には實施の方策といふ問題がございませうので、これはは主要策定事項を策定いたしまする際におきまして、いろいろ御議論もあるだらうと思ひますのでこれらと併せてひとつ御審議を願はなければならぬのではないかと思つておるのでございませうが、基本的な方針といふものがつくられていかなくちやいやないじやなからうかと思ひます。従ひましてまず基本方針、一それに先だちますもの、のいわゆる國家計画と申しますか、産業計画と申しまするか、それらのものももつと強く強く検討をしていただくと、そうしてここをこの總會全

般に諮っていただく。それがためにはこれを深く掘下げていくところの部会を設けてはいかかであらうか。私どもは前探及び基本方針に関する部会をまず第一番に諮問第一号から取出しまして、これを深く内容を掘下げていたたいたならばと、いうように考へておるのであります。それが出てまいりましたから、その基本方針に基きまして先ほど申し上げました主要なる策定事項につきましましては、先ほど金森委員の方からお話もございましたごとくに産業別に文化別にあるいはまた水に関しまするいろいろな治水であるとか、利水であるとか、動力であるとか、いろいろな面等によりまして、それぞれその部会をわけましてやつていつたならばという工合に考へてみたのであります。これにつきましまして委員各位の

御意見も拜聴いたしたいと思っております。第二問はそのままで二院部会ということをしていただいたいと思っております。第三問につきましましては復興院の方からそのままだというお話もありましたから、そのままだにして、第一問につきましまして前提及び基本方針に関する部会を設定していただいたならばと、いうように考へております。

○四番（松本委員）第二問、第三問はこれは大介具體的なものでありますから、委員の中にその専門的の方々がおられるので、それにあつていただくことができればないかと思ひます。殊に第三問については答申を急いでおられるので、まとめの上におきまして、もう一方を送んで部会の委員になつていただく。こういうことが便利だと思ひます。

従つて二問三問については、どういふ建前から部会の委員を
御選が願つて、人数は少くして——第一問の方がかりに三十
名ならば、二問、三問は十名づつ、くらいに、あるいは十五名づ
つくらいにして、今の基本的なものと、いう前提を、専門的に三
十名なら三十名の第一部会で勝手に審議して、もうとうとうよ
うな方がいいのではないかと考へてみただけであります。その
辺、どんなものでしょうか。

○議長(潮委員) お話のように二問、三問の方は比較的少数
の委員にお願ひしいしく、第一問は御説の通り非常にない全
般の問題ですから、とりあえず第二問第三問はしばらくは、す
して残りの全部ということにして、二問、三問のお願ひは
よりもつと多くしていかなければ、その議は盡せぬと思ひ

ます。私もはい、御同感のように存じますが、今松本さんの
お示しになつたような体裁でまいることに御異議ございませ
んか。

○十一番(井出委員) ただいまの議長のお話のようで結構だ
と存じます。二問、三問はお話のようにこれは専門的な限ら
れたる一定の課題でありますので、特別な部会に付議して結
論を具体的に、なるべく早くやるということに進むのが、いゝと
思つております。一問につきましては、なおこのうふうを考
へ方もあるのではなからうかと思ひます。これは相当に広汎
にわたる問題であり、かつただいま幹事の方からの御腹案に
おあります。これが前提及び基本問題を先にまず審議する
という順序、これもどう思ひますわけ、この問題は國土

計画のつまり骨子をなす主要な方面より範囲を示す問題
存りまするので、あるいはこの一問につきましては總會の全
委員の出席のもとにおきまして、總會の討議あるいは参考
に存るべき各方面の意見等も伺ひまして、その上でさらに部
会に進めるといふような行き方も考へられるのではなから
うかと思ひます。

○議長(潮委員) お示しのお考へではまず第二問、第三問に
ついては部会を進んでいく。第一問に關係のある事項は、し
ばらく部会といふようなものに渡さず、もう少し總會を続
けて聞いて、しかる後にそれをどうするかと決める。こゝにい
うお考へでありますか。

○十一番(井出委員) そんなふうには考へております。

○議長(潮委員) ちよつと速記をやめて……。

(速記中止、懇談)

○議長(潮委員) さていま懇談の間でいろいろ御意見を伺ひ
ました。結局こゝういふふうになるのではないかと私は了解
いたしました。二問、三問も大きい問題ではあるが、それと
も一面において急ぐ事情もあるし、また比較的懇談が、や
すいことだからこれは今日からでも部会を定めるといふこと
に御協議を願つておく。それから一問の方は部会を設けるこ
とにしても、問題の範囲なり性質上、こゝでは基本方針あ
るいは前提といふものをとおさめ願うという意味で別に第一問
の部会をつくつてそれを審議し、それが下されましたならば
改めてその前提乃至基本條件の決定に基いて、あるいはそ

れまこまかてして將來部会として独立するか、あるいはま
一部会中の小委員会としていくかにする。それにはまた總會
においても御意見もありましたようからそれらを綜合して適
当な時間にはつきりきめたい。さういうように承知いた
しましたか。誤つてはおりませんか。

○四十一番（白澤委員）よろしゅうございます。

○議長（潮委員）それでは今日のところはさう願つたらいい
のではないかと思っています。またあとでどうも都合が悪い。いけ
ないという御意見がでたらさら御相談してもかまわないう
でしょう。畢竟好都合に行くのがいいのですから。今日は
一應そのように御決定を願つておくということと取計らつて
はいかゞでございますか。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（潮委員）それではさう願うことにいたします。

たゞいま申し上げたように御決定を願いましたから、
議事規則によりまして各部所属の部員の皆様を会長から
御指図することになつておりますので、これから幹事に
御氏名を朗読いたさせます。それがすみましたら部長を
部員各位で互選を願うということになつておりますから
さようにお含みを願いたいと思えます。

○幹事（八島計画課長）それでは会長の命によりまして第一
問のうち小わけをいたしました。いわゆる基本的な方針と申
しますか。根本的な方針につきましては部会の委員を朗読い
たします。

- 周東委員 白洲委員 岡崎委員 沓藤委員
- 池田委員 有光委員 伊藤委員 農林次官
- 岡松委員 佐藤栄作委員 鈴木茶一委員 河原委員
- 徳川委員 白根委員 白澤委員 松本委員
- 村上委員 坊城委員 原田委員 大野委員
- 永江委員 鹿島委員 上林山委員 加藤委員
- 辰馬委員 村上龍節委員 永井委員 柳川委員
- 諸井委員 戸田委員 東畑委員 有澤委員
- 赤木正雄委員 栗栖委員 鈴木雅次委員 井出委員
- 梶原委員 矢部委員 金森委員 武部委員
- 杉村委員 永野委員

以上四十二名を第一問の基本方針の問題の部会の委員に御願

いしたいと思ひます。

第二問についての部会につきましては

- 佐藤産夫委員 重田委員 沓藤委員 有光委員
- 伊藤委員 農林次官の新たな方
- 岡松委員 佐藤栄作委員 鈴木茶一委員 河原委員
- 桂委員 白根委員 松本委員 原田委員
- 浅沼委員 喜多委員 赤木朝治委員 戸田委員
- 永江委員 片岡委員 鈴木雅次委員 折下委員
- 河白委員 辻藤委員 村上義一委員

それから第三問の 民住宅の供給を促進する方策についての部会でございますが

佐藤達夫委員 重田委員 白洲委員 奇藤委員
池田委員 伊藤委員 楠見委員 岡松委員
佐藤栄作委員 東京都長官 永江委員 笠原委員
岸田委員 栗橋委員 片岡委員 河口委員
進藤委員 白澤委員

以上でございます。

○議長(潮委員) ただいまお聴きの通りでございます。
この際部会を組織することになりましたので、今日の
総会はこれ下散会いたしたいと思いましたが、できませんことな
らば今部員に御指名申し上げた方は、寄り寄り御集り願
つて部長の互選をなさつておいていただければ一層進行が早
かろうと思しますのでこれを御依頼申し上げます。 総会

といたしました。はこれで閉会することになりました。
御手忙のところを御苦勞様でございました。

午後三時二十分閉会

財団法人 国土計画協会 資料

産業再編成計画と建設資材
配分の方針に関する調査

昭和22-10-6

79

7701

9

序

第一 國産運送力増大方針と關上計画

(1) 終戦後における日本経済の現状

(2) 貿易の制限

(3) 食糧不足と食糧増産

第二 産煤増産計画との関係

(1) 石炭の供給限界

(2) 電力の供給限界

第三 鉄鋼の供給限界より見たる鐵工業生産の限界

(1) 鉄鋼

(2) 非鉄金屬

1
2
2
3
5
7
8
9
13
13
13

(1) 砂防工事	14
(2) 築港	15
(3) 化学工業	15
(4) 繊維工業	18
第四 土地利用度より見たる農林集	17
(1) 新地面獲と科学的土地利用調整問題	17
(2) 食糧対策と開墾新面	19
(3) 山林資源と植栽均術の問題	21
(4) 山林の治水防伐割	23
第五 輸送計画と輸送建設計画	24
(1) 國鉄輸送計画	24
(2) 國道建設計画	26

第六 公供事業建設計画	26
(1) 河川計画	26
(2) 砂防計画	27
(3) 造路計画	27
(4) 建築計画	28
(5) 通信計画	29
第七 生産面及建設面に対する主要資材配分計画	30
(1) 主要資材の供給限度(鋼材、セメント、木材)	30
(2) 商工場の昭和22年度資材配分計画	31
(3) 國土計画と主要資材配分計画	33
燃料及電力部門	33
工業部門	35

序

本調査の目的は、地方自治体の復興再建上の要する重要資料が一定期間内に於てどの程度
 獲得し得るか、その資料は各部門に於て如何なる比重を占むべきか、如何なる配分を
 すべきか、小コストを検討し得るものである。その問題に就いては従来より経費決定本部に
 於て各省よりの要請を一掃し、生産局に於て資料関係他部署の之を選定する次第を基準
 としたり、或は他の適当なる方法によつて各省集計に之を決定して各省に割当てた。
 各省は之を基礎として、各省の立場より所管部門の豫算概算及び重要資料に於いて配分の比
 重を定め得る様である。併しこれでは、真の綜合的資料配分計画とはいえないのである。
 つて、経済政策部が中心として、その政策決定の上、綜合的配分を決定する上には、多分の資
 料を蔵して、そのなかから、その割当てられた資料を、所管部門に割当てる上には、他
 省との相互連絡も、なくては、自治体の所管部門相互の間に於ても、真の重要性を綜合的に把
 握して配分されたものか、どうか、多分に疑問があるものであつて、従来この資料配分計画は、真

の意味に於ける総合的なるものではなかつたといへるものである。

併し最近経済安定本部は長期計画委員会のものを改め長期計画を樹立すべく企画を進めてあるがこれに於て其の意味に於ける総合的資料配分計画が可能とされ計画のたゞに善がべきである。

本会は創立後自ら進んで所期する計画の實現し之を遂行し得ていないのであるが國土計画の遂行上その第一前提となるべきものは結局必要資料の供給量とその他の有機的綜合計画に基づく合理的部分計画であるといふ提議の下にこの調査を行つたものである。従つてこれが國家計画の一物ともなれば善基である。

如何なる建設計画も資料なしに之を遂行することは不可能であり、資料基礎の上に立つて始めて具體化し得るものであるが又資料の合理的配分計画は合理的國土計画なしには樹立し得ないからである。両者の關係は全く密接不可分のものである。従つて國土計画遂行上第一前提として我國の重要資料生産力はどの程度に許されているかを

是、その許された物の國內に於て如何なる規模の合理的監上計画が實現可能か、又それの配分する資料配分の比重は如何なる程度のものか、連年輸入は如何程可能か、又それの配分する資料配分の比重は如何なる程度のものか、連年であるかといふことを見る必要がある。

第一 戰後運籌の根本方針と閣下計画

(1) 終戦後に於ける日本経済の現状
重要資料の供給限界及び産業構成計画の基調をなすものは勿論國家運籌の根本方針でなければならぬ。即ち自然資源的及経済的文化的諸條件の制約下に於て戰時國家の極端を以て、世界経済の一環となり、興へられ人口を推してその再建を遂行して行くためには如何なる方針をもつて進むべきか、之について強固たる國家の根本方針をもつことが最も重要である。

日本は戦前に於ける朝鮮、台湾、樺太等の外地を喪失し、重要物資供給圏であつた中華民国は中央、國府軍の相対によつて治安は攪乱され、他のアジア諸國も政治は不安定、破壊された経済の恢復までには前途なほ遠いものがある。

従つて現在の我國は占領軍米國の経済的援助を唯一の支柱として八千万に近い極大なる人口を狭小にして資源の貧弱なる國土の中に植し、加ふるに財政及運賃の膨脹、物

資の窮乏、労働能率の低下、關取引の横行による物價水準の暴落、顯著なる縮小と生産的傾向のあつた地は愈甚しきものがある。従つて政府の財政は甚大なる追加豫算の累積によつて収支破綻の危殆に陥り、産業企業は、つれも赤字金融によつてその日を糊塗してゐる窮状にある。而も漸次金融の逼迫に伴ふ産物金の逼迫と共に企業整備を余儀なくせられて來てゐるが、これに対する労働政策は愈々強化されてゐる。然も一般國民は食糧不足、衣料、住宅、燃料等の諸問題の重圧下に生活の不安は益々濃くなりつつある。此の間におつてこのおしきを緩和して行くためのは占領軍の好意によつて食糧其他物資の激増的放出及び民間貿易の自由化等による物資の供給の許可である。これによつて國民の食生活は漸く優渥的傾向を電に占領軍の物資供給の獲得の途が拓かれたのである。もしこの措置がなかつたならば、食糧は益々窮乏の境に墮ちればざるを得なかつたであらうが、之によつて僅に前途の光明を窺ふことが出来るやうになつたのである。併しドル借款によつて棉花等の軍需物資の獲得が出来て

これを輸出するために付了された園植園の経済的復興の明復、我が国のトル不足によるトルポンド自由交換停止とされたに伴ふ世界貿易の甚縮傾向の弊害はあり、その前途は決して樂觀を許し難いものがある。

(2) 貿易の前途

産業復興上最も緊要なることは輸出の振興であるが、國産資源を基礎とする輸出力の貧弱なる状態としてはどうしても輸出品材料を輸入して之を加工製造として輸出することを中心とする以外に効果的な方法はないうのであらうが、そのために國産基金設置による主要物資の生産が許されたことは産業復興上大きな支援が望まられたわけであるが、戦前の終戦以後現在迄の主要物資の輸入状態を見るに以下の如くである。

品名	戦前以後21年を通じ		戦後22年6月迄	
	数量	価値	数量	価値
食糧	861,000,000	1,690,000,000		
繊維	280,000,000	680,000,000		
其他	250,000,000	1,000,000,000		

品名	数量	価値	数量	価値
石油	400,000,000	500,000,000		
棉花	700,000,000	890,000,000		

一 このうちで輸出品材料として最大なるものは棉花である。又期間中に於ける輸出品品の最大なるものは繊維品類であり、食糧は鋼鉄の々々を占め、そのうちが棉糸及び22%、生糸が20%である。棉花はアメリカ、イギリス、フランス、イタリアへ輸出したものであるが生糸は中国から輸入し、そのうちが日本の輸入に占められている。一方綿糸は現在あまりトルポンド国へは輸出されず、トルポンド国に回せられるものが多い。

昭和25年の貿易状況はまた明確にはなっていないが、棉花はトルポンドの生産度を下メリカ及びトルポンドより輸入し、これによつてその国内の消費程度は生産を行つた総生産の大部分を輸出する予定である。

トルポンドの棉花は現在トルポンドの細棉とすれば約100,000,000ポンドである。

る。それによつて製鉄の70%を輸出するとすればその代金は約5億1,800万ポンドとなる。

生糸の輸出は12万噸程度ではなにかと見られてゐるから15万噸の生産が予定されればその地は現一億で輸出されるものと國內消費である。

羊毛に関してはマツクラーサー司令部は九月二十一日日本がオーストリアから多量の羊毛を輸入することをなすうと聲明して日英間の貿易細目を明かにした。又マヤンペラカウの報道によればオーストリア政府當局では駐日英羊毛代表は最低限10万噸の羊毛を日本に賣却出来るだらうと期待してゐるといわれている。

人絹、スワの原料たる人絹パルプは國內産のものよりカナダ産のもの、塩化ソーダ、塩化ソーダの原料たる資金さへあれば数量的には100万噸でも200万噸でも可能ではあるから工業塩の供給は問題ないであらう。

その他の輸出品は原料として重要なものは鋼材、珪素鋼板、鐵條、鐵鋼＝

石	油	400,000,000 軒	800,000,000 軒
棉	花	100,000,000 噸	800,000,000 噸

このうちで輸出品原料として最大なものには棉花である。又期間中に於ける輸出品の最大なものには鐵條品類であり、全輸出品の4分の3を占め、そのうち棉糸布が20%、生糸が20%である。棉花はアメリカより輸入し、生糸はアメリカへ輸出したものであるが生糸は8万噸輸出のうち約2万噸が費地を以てて不利益は弊費となつてゐる。一方綿製品はあまりトルコ國へは輸出されず、ボツに國に向つて輸出されるものが多い。

昭和25年度の貿易計画はまだ明確にはなつていないが、棉花は1億5千万噸程度をアメリカ及びインドより輸入し、これによつて4億5千万噸程度の棉花生産を行つた。棉糸布の輸出は5億5千万噸の大部分を輸出する予定である。

1億5千万噸の棉花は現在の1噸200ポンドの価格とすれば5億7,000万ポンドである。

る。それによる製品の70%を輸出するとすればその代金は約5億1,800万トクト
ある。

生糸の輸出は、るる漸次程度ではないうと見られてゐるが、その生産が予定さ
れずとすればその他は殆ど輸出されるものと国内消費である。

羊毛に関しては、毛織物メーカー各社は九月二十一日日本がオーストラリアから多
量の羊毛を輸入することにならうと聲明して、日英間の貿易細目を明かにした。又キ
ンペツカウの報道によればオーストラリア政府当局では駐日英羊毛代表が最低限10
万俵の羊毛を日本に賣却出来るだらうと期待してゐるといはれてゐる。

人絹、スワの原料たる人絹パルプは国内産のものゝカチが産のもの、塩はフランス
であるが塩は輸入資金さへあれば数量的には100万担でも200万担でも可能性は
あきらか工業地の供給は問題ないであらう。

その他の輸出用品原材料として重要なる要輸入品は鋼材、生糸鋼板、鉄線、鉄鋼

次製品、銅、錫、マンガン、鉛、鉄屑、生ゴム、炭素、グリンズ材料、カ
ボンプラックス、ペンシール、茶葉、亞麻仁油、桐油、コカ、カチン等である。

又国内消費費用又輸出所産地産上重要な輸入物資は、鉄板、鐵器、磁器、石
灰等であらうが鉄板石炭は中国及朝鮮の武断的治策の結果として歸程加増せられること
であつて予測の困難な問題である。食糧物資として、油、米、大豆の如きものは、国内産性
の乏しいので、つて不可避的に国内の増産対策を講じなければならぬのである。

之等の輸入原料材料は、關稅軽減措置として、對米輸出し得るものは米産物、陶磁器、生
糸、絹糸、チーク、ゴム、ロータス、ビニル、紙、布、漆、油、紙、糖、茶、海苔、皮革、紙、紙、紙等であり、
予上製品、

国内消費物資輸入の大部分を占めるものは、食糧である。
概に穀食が順調に進行し得るとして、それによつて輸入力が、大部分を不足食糧
の買入に充当しなればならぬのである。

現在の所は不足食糧の輸入はまだ進駐軍の占領費によつて賄はれてゐるが、之も昭和
三十四年六月以後の余にツいては自力によつて之を賄はなければならぬのである。
そう立つた場合輸入は輸出入用原材料と不足食糧の輸入を精うだけ、精一杯であり、も
し輸出が順調に行かなくなればそれすらも困難となり、到底運送費材の輸入までには期
待し得ないのである。

(3) 食糧不足とその他の増産対策

我國の食糧事情を見るに農林省の調査によると、一九三〇年度の平均食用
農産物の消費量は同年渡間の平均内地人口（沖縄を含む）42,249,721人に對し
1年/人消費量は44.44kg（1日/人1.21g）で、2.9kgであつた。
之は米が1日/人1.0gの割合であり、國産の外に輸入及移入米1.87kg、小麦
及小麦粉の輸移入超過高物500kg、輸入大豆40kg、砂糖844kg、油脂1
00kg、合計3.91kgの輸移入農産物によつて賄はれてゐたのである。この

割合を以てすれば、現在の米1人/日2.1gの割合として、1年/人当り食糧増産米
量を前記消費量の30%と見て、米約35kgを要する。これは人口1億2,000万人
の千錠の増産量となる。

之に對し現在の國內生産による農産物を、1934年一ノゾク年間の平均3,300
kgの千錠（消費増産輸入農産物4kg除いたもの）増産の半量と設定すれば、千
錠の不足といふことになる。この不足食糧を如何と期すかといふことは、食糧増
産の最も基本的な問題である。即ち之を如何の程度迄を輸入にまつて満足し得る程度ま
で、國內の生産力拡大によつてカバーするかといふことの方向である。

之は國土計画新出上極めて重要な問題である。之によつては各方面の影響はいつれ
も食糧不足は可及的に用新計画によつて食糧の増産をほかり輸入食糧を減する限り
減少すべき、といふことには一致してゐる。之に對しては、世界の農業生
産力の世界的な農業恐慌が来ることは必至である。従つてこの際、自給自足として無難な期

計画を履行して恐慌の危険に不安定な農業生産力を曝すよりは食糧不足は輸入によつて充足すべきであるといふ意見も行はれている。併し今後相当長期に渉つて世界的な物資不足が繰り返れることの明らかな今日、果して近い将来に世界的な生産過剰による農業恐慌が繰り返うかどうかは断然に断定されるべき問題ではない。又、そうした不安があるとしてもそれをもつて國內の開拓による農業生産力の増加政策を否定する根拠にはならない。

戦後の世界食糧事情は、1947年度に至つても明るい見通しがかたない。欧州ではソ聯をのぞく全部の國々が食糧危機に陥つてゐる。戦前数年間欧州は海外からソ聯の食糧を輸入してゐたにすぎずその消費量の9割は欧州で賄つてゐたのである。1946年の穀物産出高は前年休より20%乃至30%下廻り致命的な食糧危機が現出した。然も1947年に於ける欧州大陸の各種穀物の収穫高は1946年よりやや下廻る見込である。従つてドイツ、オーストリア、ルーマニア、ポーランド、

ユーゴスラヴィア、ギリシヤ、佛、英等ほとんどの國々が食糧不足に陥つてゐる。

米食地域たる東亞も過剰生産國であつたにせよ、ソビエト及び佛印の回復不充分のため米穀輸出可能数量は、その方地程度と見られ戦前の年輸出平均の20%程に比べれば物子割に過ぎない。かくて東洋諸國における食糧不足は、1947年度に於てその方地の不足を悉くはいはねたといふのである。

一方々々の年の米穀のとうもろこしの生産量は、戦前に比し20%の方地と推定され、米國農務省の報告によれば米國は、その方地という幾種の穀物輸出を行つたが本年は、その向き多量の輸出は行はれない。従つて日本に對する食糧の割当は、減少するを得ないといふことである。これによつて兎も農業恐慌を恐れて國內の食糧増産を放棄することは危険である。

従つて世界食糧不足及び國內の生産不足対策のためにも、又輸出によつて得た輸入力

を出来る限り國家再建のために活用すべし。また國內の土地改良、保合及び開墾計画を可及的速に遂行しなればならぬ。いはゆる

開拓計画については勿論山林策をその対象とする限り林業及畜産計画と競合的關係に陥る場合も少からずある。又開拓補給地が幾多の経済的に不利な要素及び技術的に困難な要素を醸成する場合が多い。水利、飲道、道路、電氣、住宅、学校、医療機関等のために於て入植条件の不利、困難性の多はことはいまでもない問題である。従て之等の諸問題を如何に調整緩和し計画の合理化をはかり計画の遂行順位を具体的に且つ順序的に規定するかと云ふことは國土計画の重要な問題である。

以上貿易振興対策と食糧対策の二大根本方針を基礎として今後の産業構成計画は構定されるべきである。

第二 産業構成計画と石炭電力

爾末我國産業構成が根本方針として貿易振興と食糧増産対策を基本として進めら

れるべきものとして、次にこれを具体的に如何に遂行すべきかを検討する。この際、先づ産業構成の基礎となるべき問題がある。之は單なる施設や設備をもつて現実的基礎を築くことはいくらいつくても、然るに如何に産業構成を遂行するか、之は産業部門間の有機性と均衡性を考慮して計画すべきである。

この現実的基礎条件の最も大きなやとして根本的なものは石炭と電力である。本調査はその意味に於て、上の幾原供給力が一応の目標期間即ち五年間のいくばくの程度か可能であるかを、兎もその際、際限なくとも、産業への供給量と配分比重を考慮し、各産業部門の生産活動目標を達成し、かつそのうちこの生産活動計画に上つていくばくの建設費が如何なるかを、特に鋼材、セメント、木材等が生産部門及び公共事業建設に對して如何なる影響によつて配合されるべきかを研究し、之によつて総合的に國土計画の具体的な構成を決定しようとする計画である。

之は實際問題として決して簡単に決定出来る問題ではない。併し本会は兎もこの

線に沿うて産業各部門に於ける昭和25年の目標については一先を第一級によつて鐵工
業關係の戦前及戦時中並に戦時中戦後の生産能力及生産状態を思、之を昭和25年
の生産目標と対照し、それが過去の状態に対してどの程度の水準になるかを見込のど
か。

(1) 石炭の供給状況

昭和25年度の石炭生産実績は2,202,957トンであり、25年度の生産計画は3,300,000トンであるが、生産量は2,700,000トン程度といはれている。
25年度4月以降は日進の生産状況は次のような経過をたどつてゐる。

月	生産実績	作業日数	労働者数	生産率(1人1日)
4月	2,112,400	25,300	38,800	0.222
5月	2,111,400	26,200	39,800	0.222
6月	2,109,400	25,000	40,700	0.217

又石炭産出量の昭和23年度以降は年々計画に達して居るものと見られる。

年	産量	生産高	労働者数	生産率(1人1日)
昭和23年度	3,360,000	42,500	41,500	0.224
24	3,500,000	43,000	42,000	0.224
25	3,500,000	43,000	42,000	0.224
26	4,000,000	42,000	42,000	0.224
27	4,100,000	42,000	42,000	0.224

即ち労働者数に於ては現在より3万人を増加するのかわり、生産率も大して現在と変化
なく25年に加えて3,500,000トンの産出を計画してゐる。

(2) 電力の供給状況

商工省電力局調査によれば昭和22年度上半期の電力需要量は、歴史的に高くである。

種別	水	火	力	電
昭和22年1月	2,439,700	78,905	2,518,605	

昭和22年 2月	1,858,550	149,168	2,010,305
" 3月	2,242,528	149,354	2,432,651
" 4月	2,635,413	93,660	2,729,093
" 5月	2,914,581	94,213	2,988,784
" 6月	2,819,029	81,473	2,900,500
合計	14,914,999	626,853	15,541,652
(年 換 算)	(29,829,598)	(1,253,706)	(31,083,304)

班 單位 1,000 K.W.H. (前工業電力局額)

以上本送電調整部の昭和27年度電力需給対照予想表に示ればその供給計画は次のとおりである。

年間必要量 34,475,000 千K.W.H
供給力 33,876,020

水力
 口産(増設) 計 2,124,400
 繰上水力計 2,773,600
 合 計 24,299,600
 配電残存計 2,306,900
 水 力 計 31,582,800
 火力 計 2,716,800
 (増設) 計 2,000,000
 (繰上) 計 716,800
 配電及残存計 1,919,200
 欠 け 計 2,293,320 (需要供給510万瓩)
 差 別 不 足 5,987,800

自家用火力発電分 4,120,000 (所要炭物 45万瓩)

差引 絶対不足 186,980

即ちこれによれば昭和27年度5ヶ年計画が完成し得て始めて338瓩K.W.Hを供給し得るのである。然も現在の如く電力の新設計画が施行し得ないような状態が續くものとするれば新建設による分37.7瓩K.W.Hは見込み得ないのであるから従て電力補修復旧を急ぐものとしても昭和25年度の供給力は300瓩K.W.Hを出さない。これより送電損失量7.4瓩K.W.Hを差引けば供給実量は228.8瓩K.W.Hである。

以上で石炭と電力の25年度供給限度を見れば、之に對する各産業部門及びそれ以外の石炭電力の需要量は次の如くである

	石	炭	電	力
鐵工業需要量	30,503,592	2瓩	1,581,250	4KWH
鐵工業以外需要量	12,544,500	0	1,059,400	0
計	43,048,592	2	2,640,650	250

供給力	生産量	消費量	差引	不足量
國內	3,000,000	2,840,000		
輸入	2,500,000			
計	4,500,000	2,840,000		1,660,000
差引			4,500,000	1,660,000

第一表は鐵工業関係の昭和25年度生産量、消費量、主要原料、燃料所要量及び電力所要量を見たるものである。

燃料所要量については大体日本石炭(配炭)の供給を基礎とし之に当該産業の要望量を加算したものである。

鐵工業以外の石炭所要量及び輸入炭を見ると次の如くである。

送 駐 量	300,000瓩	輸入量定数	
輸 出 用	1,000,000瓩	北支炭	1,000,000瓩

炭 炭 用 1,770,000 瓩
 官 用 街 3,500,000
 明 燈 8,990,000
 パンプ一機 1,025,000
 合 計 12,545,000

煤 炭 炭 400,000 瓩
 煤 炭 50,000,000
 (量 加 200,000,000 瓩)
 同 石 炭 換 算 500,000,000
 合 計 2,500,000,000

即ち石炭に於ては鐵工業以外の需要量は、 $12,545,000$ 瓩と仮定し、 $2,500,000,000$ 瓩に於ては鐵工業以外の需要量を差引くと、 $10,045,000$ 瓩となり、需要量を補して約 90% である。

一方電力の供給限界より鐵工業以外の電力消費量を差引くと、 122 億 K.W.H. となり、鐵工業部門の需要量 $1,500$ 億 K.W.H. の 77% を占めず、足りない。

鐵工業以外の電力需要量を求めるものは次の如くである。

電 氣 鉄 道 2,046,000 千 K.W.H.
 公 共 用 790,000

農 事 用 318,000
 林 業 用 1,000,000
 電 燈 用 3,444,000
 家 事 用 3,000,000 (含 權 用)
 合 計 10,599,400

即ち鐵工業部門に於ける石炭の供給限界は 90% であるに對し電力は僅に 77% にとどまらぬ。之では到底鐵工業の生産目標を達成することは不可能である。従つてこの際政府としては極力電力の増加をはかると共に節電を進行はせねばならぬ。即ち鐵工業部門への供給力を石炭程度に引上げるためには 142 億 K.W.H. 程度の電力を要し、そのために鐵工業以外の配電量を 100 億 K.W.H. 即ち 8% 程度に引下げなければならぬ。

第三 燃料の供給限界より見たる鉄工業生産の限界
 石炭及電力の供給限界が各部門の25年度に於ける生産目標に要する石炭電力の90%程度とすればその生産量はどうかという問題について検討しよう。

(1) 鉄鋼
 昭和22年上半期の鉄鋼生産実績とその年換算量を見ると次の如くである。

	22年(1月-6月)実績	年換算量	25年生産目標	指数
鉄塊	148,301 吨	296,602 吨	1,195,000 吨	383
鋼塊	376,694	153,388	1,840,000	244
鋼材	2,044,679	409,458	1,100,000	268

註 鉄鋼増産公調査による

昭和22年度の鋼材生産は70万トンと計画されていたが前年度の実際生産

産量は各々万延程度ではないかといわれている。計画量の180万形である。従つて昭和25年度の生産目標110万延も実際に於ては精々100万延程度である。

鉄鋼の供給計画については原料輸入に於ける国内生産を主とするべきを主張するものと製品を鉄鋼材鋼製名を輸入して原料輸入を停止すべしといふものとが政府部門にも民間にも対立しているがこの問題についてはつきりとした方針を明らかにすべきである。

(2) 非鉄金属

会西鐵山公による昭和22年(1月—6月)の生産実績と昭和25年の生産目標を次述する。次の如くである。

	22年上半期実績	年 概 算 量	25年生産目標	抽 数
精 鋼	1,693,642	3,387,222	60,000	178
精 鉛	4,198	8,396	12,000	182

亜 鉛	6,301	12,602	44,000	382
錫	39	78	1,060	1,282
水 銀	29.1	58.2	150	258
硫化鉄	349,681	699,362	2,600,000	2,85

22年に於ける鋼の生産実績は漸次上昇傾向をたどつてゐる。従つて右炭、電力が確保されれば生産目標の達成は不可避である。又鉛、亜鉛、水銀共に増加傾向を示して、これが錫は全く生産停止状態に陥つてゐる。

(3) 機械工業

機械工業に於ける22年(1月—6月)の生産状態は次の如くである。

産 業 機 械	生 産 名 数	製 出 量	價	格
産 業 機 械	1,374,996	90,884	1,790,691	49

工 機 械	2,701	1,980	
電気機械(電動機)	93,039		
鉄道車輛(積算車輛数)	1,137.28		

産業機械生産のうち月々顕著な増勢を示しているものは電動機械類、土建用機械、鉱山用機械、破砕機、微粉機類、ポンプ類等である。製鉄製鋼機械、金鉱加工用機械、化学工業用機械、起重機、ブクリン類、食料用機械、雑産業用機械類は大体毎月同程度の水準で生産されている。工業機械生産は大した変化はない。

電気機械は電動機、変圧器、蓄電器が増加傾向を示している。鉄道車輛は蒸気機関車は、クヌ軸、電気機関車2の軸、客電車453輛、貨車32の軸である。

現在という生産状態を示している機械工業が今後どういう生産をおこなうか、行かざるにしろかとの推定は困難であるが、結局貿易再開に伴って機械

工業用機械、起重機、製鉄機械類が増加し土小鉱山用機械類、農業機械、農具類が増加する。であり。電気機械は電力の使用制限、発電設備工事の休止等により、結局現状程度の水準を占まり出ないであろう。鉄道車輛は陸上輸送力の増加計画に伴い今後更に積極的な生産が期待される。

(4) 窯業

建設資材としての重要材料であるセメントは、戦時下の22年(1/1-12/31)の生産状態は次の如くである。

22年1月	セメント	配炭	灰	硝子	電機	炭	電
2月	8,503	24,810	59,792	5,284	9,400		
3月	8,571	35,700	54,284	47,444	5,900		
4月	72,822	21,900	47,444	6,210			
	99,474	53,100	47,064	9,900			

5月	111,502	50,100	53,976	10,000
6月	106,463	45,900	101,063	10,800
計	559,137	231,900	389,845	49,200
年換算	1,118,274	463,400	775,690	98,400
計画量	1,875,000	750,000	1,000,000	120,000
2/年度実績	1,036,505		774,481	
25年目標	3,000,000	1,430,000	2,000,000	180,000

25年に於けるセメント、根硝子共に生産実績は計画に対して頗る不満足であるが、生産傾向は明らかで増加傾向を示している。25年の生産目標も泥炭関係がウ鬼でセメントは270万冠、根硝子は180万冠程度の生産であらう。

(ウ) 化学工業

化学工業のうちソーダ工業は苛性ソーダ、ソーダ灰共に22年(1月-

6月)は増加傾向を示して是れ肥料工業は硫酸、石灰窒素共に増加してゐる。

	苛性ソーダ	ソーダ灰	硫酸	石灰窒素
22年1月	2,138,800	1,793,000	47,391,000	18,108,000
2月	2,055,000	1,498,000	47,495,000	15,403,000
3月	1,855,000	1,911,000	44,754,000	13,197,000
4月	2,905,000	2,211,000	43,973,000	13,237,000
5月	3,905,000	2,916,000	60,203,000	18,983,000
6月	4,096,000	3,583,000	75,294,000	22,035,000
計	18,810,000	14,870,000	339,408,000	101,973,000
年換算量	36,020,000	28,980,000	678,196,000	203,546,000
21年末実績	30,270,000	22,911,000	411,092,000	192,847,000
22年計画	53,600,000	50,000,000	1,034,000,000	300,000,000
25年目標	140,000,000	140,000,000	1,300,000,000	350,000,000

併し、22年（11月—4月）の資性、ソークの實際は計画量の70%程度であり、ソーク戻に至つては57.4%にすぎない。硫酸、石灰窒素は約87%であつて昭和26年の生産目標までに前途尚速い感がある。ソークは工業増加確保出来ても石灰、電力が確保されなければこの生産目標達成は困難である。今後人造硫酸の輸出は極めて重要であり、目標の6.5%はその方に廻されるものであるからこの目標は是非達成しなければならぬものである。

化学肥料も硫酸、30万担、石灰窒素、77.5万担、リン生産目標達成のためには飼料、50万担以上必要とし、牛、馬、石炭、290万担、2-7又6.5万担、肥料の確保、以、出を必要とするのであるが食糧増産上不可避的に必要とされるものである。

日本農業が世界有数の多肥農業であることは狭小なる耕地より多収穫をねらう以上必然的に己むを得ないものであろう。

(5) 硫酸、石灰窒素

日本硫酸生産協会による22年（21年12月—22年5月）の生産実績は次の如くである。

	22年上期	年 検 算 量	22年計画量	25年目標
硫酸	155,053 千kg	310,108 千kg	370,000 千kg	598,000 千kg
石灰	6,116	12,232	14,000	100,000
人糞	5,624	11,248	23,000	140,000
堆肥	4,123	8,246	20,000	88,400
物も	10,888	21,396		48,900
生 産 系	5,127	10,254		20,000
岸 産 系	1,953	3,508		11,221
黄 麻 系	998	1,946		19,000

22年の実績に比して計画量は硫酸は2.25倍、石灰は1.3倍、人糞は1.2倍という大きなものである。貿易の大宗硫酸、石灰の生産水準をこの程度

に新画することは当然であるが、電力の面より見て、1.0%程度の計画の削減はとむを得ないであらう。

第四 土地利用度より見たる農林業

(1) 耕地面積と科学的土地調査問題
農林省調査によると全國の總面積は昭和4年の5,875,000町歩より戦後昭和7年には5,820,000町歩となり耕地面積は14年の6,079,000町歩より15年の5,659,000町歩となつてゐる。即ち總面積に對する農耕地の比率は15.7%より14.9%に低下し、實數においては3,811,000町歩より漸減してゐる。之を作物面積より見ると米は14年の3,192,000町歩より漸減して昭和21年には2,837,000町歩より15年には2,637,000町歩より、8.8%にいが減少は17年の2,855,000%に減り、多少増加したものは甘藷のみであつて減少してゐる。燕麥も5.9%に減り、馬鈴薯、大豆、至蠶桑はいづれも減少してゐる。即ち米の作物面積全耕地

面積に對する比率は14年の5.2%より15年には4.9%に低下してゐるのである。しかしこの耕地面積問題に對して總司令部天然資源局農林課ローン、T、Y、L氏等は次の如き注目をすべき点を指摘してゐる。

「今年度(22年度)の主食用作物面積は戦時中の最高收穫時の作物面積の9%以下だといわれているのはどういう訳か農家の報告してゐる本年年度の主食作物面積は土地登記簿にのつてゐる耕地の最低數字よりトウモロコシは僅かに少い。地方事務所や縣庁では農民の報告した作物面積は地方巡査員が中報告してゐないか。市町村長は縣庁に報告した作物面積は地方巡査員が中央政府に報告した作物面積と一致してゐるか。最近の測量機械の測定はよゝると若干の有るか。本年用肥料供給の増加は米田にどれだけの効果を与へてゐるか。村の土地登記簿の耕地面積の數字はどの程度までか半世紀以前のデータを測定や自測を基礎とした數字であるか。最近の測量によつてある村の耕地面積は實際は土地登記簿の一倍半であるか。」

は計画はいん鬼驕りの最高限度を示すためのものではないか。村の土地を
配給の耕地面積をもとにきめ最高限度にぶつて農産計画や予想が行はれ
ることには日本と世界にぶつて公正なことをいえるかどうかが。割当は單なる
政治的格差引の問題でありうが(中略)日本政府は何故に戦時中の最高依
存面積よりも少い依存面積を基準に割当を増加修正したか。もし日本政府が農
民の申出にしたがつて本年度依存面積を増加修正することに決めた場合日
本政府は日本の農業に關する塩産資料が間違つていふことを全世界に認め
るか、また修正する場合その限界をどこにおくか、それを割出すに當つて
政治的考慮を拂うつもりか。それとも科学的な統計によるつもりか。
一体日本政府は毎年米の収量が六千万石に近しいとい
う主張をいささかでも覆し得る資料を提出し得るか。現在の食糧管
理制度の結果地方の農民は戦前よりも一握取量を制限されていふこと
を立証する事実が果してあるか。一体日本は全世界が末年は深刻な食糧
危機に直面している事実を十分に知つていふハハか。もし承知していふなら

はその日本に及ぼす影響を緩和するため日本の科学者や政治家は一体
にしようとしてゐるか(昭和22.9.20の朝日新聞「所載」)
この痛烈な指彈的質問に対して日本政府はどう感えるであらうか。遺憾
ながらこれを満足させ得る明確な答は出ないのではなからうか。土地配
分のせんなことは農林省自体が認めるところであり、急速にその改善
合理化の必要なことは喝えられ、いた問題である。然しこれを政治的障害
を押し切つて断行し得なかつたところに向題があるのである。實にこの問
題を明かたし得ずには如何なる食糧政策も農産園土計画も無意味である
といえざるであつて封鎖的土地制度を分母まで何等かの改善を加へること
なしに踏襲し來つていふのである。第二次農地改革法によつて二ヶ年間に百
万戸から政府が直接に百万戸の小作地を買取つて約二百万戸の小作農
家とするこゝになつた。封鎖通りにたゆまば一町歩以上の不耕作地はな
り農民は殆ど自作農となる。一戸五人世帯とすれば地主家族の一人、
小作家族の五人、合計五〇〇〇〇〇人即ちわが國人口の3割がそ

の生活に大きな影響を受けざるのべからず、国内の大革命といつても決して
過言ではないと農民はいつてゐるが、この場合の果地面積を計る方法と
入実際は土地征収の出積で取引されてゐる場合が多いし、また短期間に本
計画を實施しようとするといふのであるから特別の場合の外は最も簡單な土
振の面積を以て定めるとしたといつてゐる。こんな事で、農産物計画
が立てられる場合は絶対にならぬ。これが公助に農司令部から乱雑されたり
府はどうする積りなのか。宜しく国内の政治的障害を克服して、明確な土
地調査を待たうべきである。之は單に國內の問題ではなく世界に對する國
家運衰の問題である。

(2) 食糧對策と開墾計画

國內の食糧供給調整對策として、土地調査計画の遂行による供出量の
増加、輸入對策或は農産物の合理化による生産力の向上、或は配給の青
賣制度施行等幾多の方法がある。然し最も効果的な方法として、結局は山
治水政策による風水害、旱害の防止及び開拓計画による新耕地の認定であ

る。然し現在の状況は、水雨墾地として残されてゐる土地は自然的にも
経済的にも幾多の欠陥があるところが大部分である。従つてその面積は
して容易なものでなく、その農業經營上にも生活上にも困難が多いこと
当然である。従つてその開拓計画も出来る限り合理的計画に基いて進
るべきであつて、その点開拓法が取り止めたことは遺憾であるが、その
計画が累悪性のもので、かゝる悪性のもので転換せんとし、進めることは合理的
である。

食糧不足對策上開拓計画は極めて重要なもので、あるが政府の緊急開拓事
業實施要領では

1. 南拓面積は内地の若干町歩、北海道の若干町歩、計、若干个町歩と
して、若干年を以て完成する。
2. 干拓面積は湖面干拓の若干町歩、海面干拓の若干町歩、計、若干个町
歩と、大體、若干年を以て完成する。
3. 家土、排水、耕地整理、農産物運送計画等を根幹とする土地改良計画

の実施面積は21年の町歩34年を以て完成する。
 4. 帰農戸数は内地80万戸、北海道20万戸計100万戸を目標とし
 ておおよそ4年間に入植させるものとす。
 といふものであつた。之によつて食糧の自給化をはかると共に、失業者
 の帰農促進を計画したものであつたが昭和20年度（昭和20年11月よ
 り21年3月まで）及昭和21年度の所定実績は次の如くである。

	計 画 面 積	実 施 面 積	実 績 率
内地 昭和20年度	2,000町歩	64,600町歩	70.3%
21年度	130,000	121,600	93.5
合 計	222,000	186,200	83.8
北海道20年及21年度計	59,000	35,400	62.0
合 計	299,000	221,600	

しかしこの甚大なる緊急開拓計画が予算及資材の面から制約を受けざるば

かりでなく条件の余り良くなり軍用地以外に私有の可耕未墾地の解放が順
 調を欠いていくこと、開拓入植者の資金難、労働者不足の不充分なること
 住宅、水利、道路、交通条件の劣悪なること等によつて漸く行詰り状態に
 陥つて来たため、離脱者の数が今後増大するの虞はなほかた震感されたい
 る。そこで於て開拓計画の改訂が是非必要と見られ、農林省は国土資源の合
 理的開発の見地から開拓計画の再出発を企圖して、これを、それによつて内
 地開墾計画は22年度から4年、北海道は10年を以て完成する。
 干拓事業は目標の町歩が1町歩削減され、事業年度も22年度から
 4年間で完成する。土地改良は22年から4年間、内地3町歩の町歩
 である。これからの開拓地に對する入植者数は1町歩25戸を目標とし、内
 地開墾地には34年、（北海道は44年）、干拓地には44年まで入植を完
 了させる計画である。

従つてこの年度より25年度迄に達成すべき目標は北海道30万町歩
 内地30万町歩、合計60万町歩であるが、このうち20年度及21年

度迄に達成した分を差引くと北海道は26,5万町歩、内地は51,4万町歩の開墾が予定される。

(3) 山林資源と植伐均衡の問題

昭和ノズ年¹⁹¹⁷に於ける全国林野面積の内訳をみると次の如くである。

道	植	石	積	林	野	面	積	従前林野面積(9年)	人口千人当林野面積
札幌	29,621,857 ^{町歩}			17,577,476 ^{町歩}				59	28.5 ^{町歩}
北海道	8,951,480			6,610,900				14	2.082
青森	22,263,430			16,340,466				73	73.1
岩手	3,626,089			2,599,765				16	42.8
山形	3,639,105			2,928,497				80	8.957
会	68,101,956			45,855,104				67	45.6

註 山林要覧による

内地の林野面積2,4ノ8万町歩、外地のそれは2ノ6万町歩、合計

4ノ8万町歩であつたものが外地のものを含めると、内地のものが内地的なものであり、特に森林蓄積資源の奥に於て豊富な樺木を蓄つたことはわが國の大打撃である。

道	針	葉	樹	畑	菜	樹	合計蓄積資源
札幌	2,398,597 ^{町歩}			2,174,831 ^{町歩}			4,573,428 ^{町歩}
北海道	796,607			1,335,013			2,131,620
樺太	707,188			122,407			829,595
岩手	522,058			285,801			807,859
山形	255,994			488,740			744,734
合計	4,680,448			4,406,792			9,087,240

註 山林要覧による

外地全部を含めて9の徳石の蓄積資源を有していたものが内地のみならず徳石に減少し、然も戦時中の過伐によつて昭和21年には6ノ徳石にな

リそのうち利用可能な資源は女の僅となつてしまつた。

戦時中に於ける過伐状態は昭和19年以降の分のみについで見ても伐採面積に對する造林実施面積が如何に即応し得なかつたかといふことは第二表に於いて見ても明かな如く伐採面積に對する造林面積の比率は昭和19年57.5%、19年59.4%、20年37.7%、21年39.9%とかつてい

わが國の伐採木材の材積量は用材に對し薪炭材が約2倍になつていゝ。しかも前者を合せると3.3億石乃至2.3億石であつてその僅少の蓄積資源の成長率を以て之を見積ると精々年々2億石程度の伐採が限度である。そしてそのために年々5213万歩の造林計画が必要である。この意味に於て政府当局も昭和25年度の伐採計画を用材6億石、薪炭材1億2,000万石、合計1億8,000万石とし、之に對する造林54万歩計画を以て予定してゐるのである。従来から造林計画に對してその実績率が極めて低いといふことは造林が經濟的に不利なことで、苗が供

給不足だつたこと、伐採が目前の利益獲得に有利であつたこと等の原因によるものであつた。然し現在には建築規制が強化されたこと、輸送力の不平等によつて漸く木材、薪炭の生産地に於けるやゝ値が下廻つてゐるといふ事實は今後の巡伐緩和の有効な支柱となり、苗圃対策の円滑化と水害防止運動が強化されれば今度の山林計画も順調なかるであらう。

(4) 山林の治水防砂対策

國土計画上山林と最も直接な關係をもつ面は木材の供給及開墾に伴ふ山林開発による山林の治水防砂対策に對する影響並にその國家經濟的比率的問題である。農林省の雨害計画によれば雨害面積の5.5万歩のうち山林上り田畑に於けるものは1.5万歩、原野より耕地に於けるものは2.2万歩、そのうち前者は4.4%、後者は4.0%である。さき山林面積のうち立木地をその割合は大したものではない。又年平均雨害面積は、内地5.5万歩、北海道1.0万歩、年計画であるから内地は年々5.5万歩、北海道3.5万歩、

合計ノ1.2万町歩に於て森林計画の万町歩が遂行し得れば本体的には
 主要問題は余ハ。
 しかし山林過伐による水害の問題は決して小さな問題ではなく、今次の
 水害集計によつて見ても莫大なるものである。

朝日新聞社調査水害集計（昭和22.9.20現在）

地	死者	罹	罹	罹	罹	罹	罹	罹	罹	罹	罹	罹	罹	罹	罹	罹	罹	罹	罹	罹
栃木	252	84	477	1131	397	44,819	273	19,216	70	5,195	184	191								
群馬	770	1314	306	4,342	—	78,798	4,950	7,850	1,200	1,250	195	651								
埼玉	56	63	490	403	327	94,412	318	2,9585	347	16,736	376	43								
茨城	48	23	7	71	188	17,798	85	21,900	117	19,435	151	171								
神奈川	1	5	—	5	17	10,261	23	173	133	191	3	26								
千葉	—	—	—	2	—	1,202	—	1,913	—	100	—	—								
東京	—	—	5	—	—	51,600	—	—	—	—	2	5								
水害 罹	8	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—								
種類 罹	7	—	—	—	—	3,201	16	2,802	0,110	1,043	32	92								

宮城	7	30	16	39	83	140,176	697	44,470	658	11,207	150	304
岩手	63	274	122	2,442	442	23,999	265	24,924	8,953	5,582	420	292
青森	1	—	—	4	1	4,248	8	26,095	2	624	17	4
山形	6	—	—	—	10	2,196	64	1,790	35	708	20	30
秋田	8	—	3	5	5	11,443	151	6,998	64	1,0035	58	69
静岡	2	1	—	5	3	1,546	2	652	73	165	16	72
山梨	13	8	11	43	24	3,317	241	1,083	368	944	137	224
長野	3	—	—	—	—	23	4	223	27	376	17	17
新潟	—	—	—	—	1	246	—	175	—	—	4	11
北陸	—	—	—	35	20	7,288	—	14,890	—	11,193	194	75
北陸 道	9	—	1	35	20	7,288	—	14,890	—	11,193	194	75
計	1,248	1,902	1,420	8,777	2,018	481,931	6,997	200,120	11,937	84,534	1,946	2,204

即ちその農地に及ぼす影響のみを見ても田畑の流失及冠水面積は30万
 町歩をこえ、内務省土木局統計表による昭和元年及昭和3年の水害田畑流
 24

失埋没面積の3倍に及んでゐる。如何にその被害が大きなものであるかがうかがわれよう。
 こうした被害の根本対策は山林計画の確立とその着実なる実行以外にはない。

第五 輸送計画と鉄道建設計画

(1) 國鉄輸送計画

戦後に於ける國鉄の輸送概況は昭和21年度の貨物輸送実績を以て平均830万トン、年間1億2千万人に達してゐる。更に22年度に入るや、4両月にわたる900万トンの物量を輸送する体制を以てのえ、之を上回る実績を示してゐる。
 22年5月に於ける輸送実績及び22年の計画を見るに次の通りである。

	22年5月	22年度
輸送要請	13,288,974	156,649,474

輸送計画	9,708.9	117,849
実績	9,653.1	
前年実績	8,538.5	95,935

22年9月より10月間1,000万トンに引上げられてゐるが輸送力は純局輸送要請の76.6%であり、200万トンの増量は解消されてゐない。
 これは貨車運用効率の低下、即ち故障車の輸出、倉庫の不足、郵便機械の不備、通信施設の強化等の問題があり、國鉄の赤字財政の回復が、國鉄の輸送設備を昭和22年5月に於ける各種使用車輛状態に於ける、と次の如くである。

	使用車輛	不備車輛	
機関車	5,490	2,980	一日走行時間 95分
客車	8,400	1,800	150分
電車	1,500	750	

種	車	97,000	20,000	債中回轉額(現結)	1/10/25-30	15B
---	---	--------	--------	-----------	------------	-----

かく多くの不完全車輛を擁し、しかも修繕能力は容易に向上せしめず、戦前は比し二倍乃至三倍に上つて、いゝ状態に加へて通信その他の施設の荒廢のため車輛の能率は漸次低下し輸送力の減少を余儀なくされてゐる。一方輸送量は戦前に比し一年度比し又一年度は旅客3.3億、貨物1.25億海に達した。戦前に於ては年間鉄道の積込、沿岸流船約6000万瓩、海陸合せで1億6000万瓩程度(貨物輸送が何はれられていたか、現在では海運は年間10000万瓩(汽船及帆船船)程度の輸送能力を有するにすぎず物資輸送上に於ける鉄道の占める復制は非常に大きく占つたのである。かつて月間15000万瓩(年間1億8000万瓩)の輸送力を發揮していた要領が現在は月間10000万瓩程度の輸送力に止まつてゐるわけである。

昭和25年に於ける輸送目標はつては1億430万瓩といわれてい

るが、之に耐する石炭消費量は950万瓩である。しかし石炭の供給可能量かゝり見て1億3300万瓩程度であらう。従つて25年の輸送力の配分は第五表の程度にたすべからう。即ち輸入炭250万瓩輸入塩950万瓩石油類輸入100万瓩輸入食糧200万瓩輸入燐酸石80万瓩棉花300万瓩等を思ふんで配分したものである。

(2) 国鉄建設計画

輸送計画に即応して車輛の新補修、その他施設の補修復旧、建設線線路増設及改良、停車場改良、水陸連絡設備、電化設備、水力設備計画が進められてゐる。特に塩屋は石炭消費を節約するための電化計画に重点を置いてゐる。

國鉄の電化計画の線路選定方針は次の如くである。

- (a) 輸送量大にして石炭節約上最も有効なる線区
- (b) 長大隧道或は多岐配線区
- (c) 大都市近郊旅客列車混雑時に輕便基しき地区

以上の方針によつて本年10月には高崎一長岡間の上越線全線電化が完
成し、奥羽線福島一米沢間も田下工事途中である。今後は電化スケジュール計画に
よつて、バケジョク新の電化が予定されていゝる。その線区は沼津以西の東海
道全線、山陽線全線、北陸線敦賀米原間、中央線甲府塩尻間、山手貨物線
東北線上野宇都宮間、常盤線松戸水戸間、高崎線全線、上野線阿波池田高
知間、これらが完成すれば年間約140万延以上の石炭が節約される。

第六 公事業建設計画

(1) 河川計画

内務省国土局河川課の昭和23年度以降27年度に亘る長期計画におかれ
ば利根川外および河川の運搬工事中の小よと河川を含む維持修復旧改良新
規の諸工事計画及び河水流制計画（貯水池スケケ年計画）を含めてスケケ億
4,200の予算を決定した。
その工事計画は能登堤防護岸、水門雨門等の主要施設に及ぶものである。

この資料を有効に使ふ建前に於て復旧、改良工事に力点を置いたものであ
る。加ふるに今次の風水害被害復旧工事計画があり、これは22年より24
年度に施行する予定でその予算は約52億円といわれている。その資料所
要量は次の如くである。

材	長期計画	風水害復旧工事に用	合計
鋼材	92,296吨	5,200吨	97,496吨
木材	42,657		42,657
セメント	2,173,495	52,000	2,225,495
木	9,714,070石	2,400,000石	12,114,070石

然も将来もこうした災害に度々見舞はれる危険甚だ少しもないのであ
る。これが対策としては案がらるべき設計ではなからいのであつて積極的な
災害を未然に防ぐための工事計画を確立することこそが是非必要なのである。

管下のこうした異に對する態度はとうしても消極的となりた急務となりや
まいのであつて極めて危険である。

(2) 砂防計画

砂防計画も内務省の直轄工事と府縣が補助計画とに分れてゐるが、之も
結局湊流の土砂崩壊がもとより河川の土砂流走による河床の上昇をふせぐ計
画でちりり河川計画と共に扱ふ一年を占むものである。

(3) 道路計画

現在我國の幹線道路には全國幹線として國道があり、その總延長は8.9
ノ料(内有効幅員7.5米以上で規格改良されたもの2.036料)そのう
ち自動車交通可能幅員を有する延長は7.738料、全体の87%である。
地方幹線としては指定府縣道があり、その總延長は2.450料(内有
効幅員5.5米以上に改良されたもの7.448料)そのうち舗装延長は2.23
07料、全体の約10%である。以上の幹線に次ぐ道路として一般府縣道
がある。その總延長9.084料(内有効幅員5.5米以上に改良されたも

の5.689料)舗装延長は2.450料、總延長の27%にすぎない。この結果を
幹線道路の整備方針は一定計画に基づいたものうち急務に改良の効果を
發揮し得るもの及び遊樂の要請により緊急改良を必要とするものを主と
し、之は政府の專断で施工を、指定府縣道の改良は飲塵物、林産物、農産
物等の生産及び搬出の増進を急務に促進するもの及び遊樂の要にによる
ものに限る。政府補助の補助事業として道路管理若しくは執行させている。
その第一次5ヶ年計画に於ては次の如くである。

	22年總延長	舗装延長	計画延長	舗装計画
國道	2,910料	1,885料	1,850料	1,850料
指定府縣道	24,503	1,217	2,730	2,240
一般府縣道	9,084	2,434	5,560	2,300

地方國道計画は總延長に於て1.5%、指定府縣道は1.1%、一般府
縣道は1.7%である。第一次5ヶ年計画に要する鋼材は1.15万瓩、セキ

ント281.3万延、木材119.3万延である。

(4) 建築計画

内閣経済自衛によれば住宅問題については次の如く述べている。

「戦災復興院の調査による戦災による住宅の不足は素因別に次の如く見積りられる

戦災によるもの	210万戸
疎開取壊によるもの	55 "
海外引揚者の需要増	59 "
戦時中の供給不足数	118 "
合計	450 "

これに対し、戦災死による需要減が10万戸で戦後の建築戸数が約40万戸あるから差引き20万戸が戦時による現在の不足戸数である。このほか火災風水害その他による減失5万戸が自然腐朽による減失5万戸、世帯の自然増加による需要量10万戸、これらを合せて毎年20万戸を建築し

てゆかかねば供給不足を来します。他方終戦以来本年(22年)3月末までの建築戸数は総計59万戸でそのうち約40万戸が住宅建築であり、残り約10万戸は他の建築である。従ってこの程度の建築状況では平常需要をまとうべくみだし得る程度で戦時による不足分40万戸の再建はできない。また之までの建築は概ね不徹底であったため真面目な転居者の住宅よりもインフレ利得者等の住宅建築が比較的容易に行はれた傾向があったので、昭和22年2月から少くもその資材に潤する徳制が強化された。今後の経済力の回復と相俟つて住宅の本格的建築を促進する必要がありうい。

然し戦災復興院建築局によると戦災による實際の不足戸数は450万戸である。然も々の毎年の建築戸数は戦災死から先れた家屋も相対戦時によつていたんでいるので毎年の約20万戸の減失があるため差引増加していくものは20万戸にすぎない。従って450万戸の不足分を充たすためにはこの年以上を要するわけであつて、10年間に復興するたためは年々60万戸の建築が必要である。年々60万戸の住宅建設のためには主要資材量は

の如くである。

一戸当り要量

鋼材	244kg	14,400吨
セメント	150kg	9,000,000
木材	40kg	2,800,000石

註 /戸当面積ノ平均値(米)

住宅建築以外の鋼材所必要量は住宅建築の2倍として2,800万吨合計4,320万吨である。5ヶ年間の所要量は2,160万吨である。

(4) 通信計画

戦災に因り國內電信施設の大半は蕪有に帰したたがが痕跡も残したるが、回復し、民生の安定、産業の再建を促進させるためには通信が極めて重要な役割をもつものである。従て通信省は電気通信施設復旧5ヶ年計画を立て通信力の復元を図らうとしている。

その緊急施設事項を列挙すれば次の如くである。

- 1、重要加入者より漸次復旧
 - 2、國內經濟情勢に適合する回線の整備
 - 3、食糧石炭輸送、報道等の重要通信路通に必要なる回線の整備
 - 4、非常災害時に備へて有線通信の補助施設として國內無線通信網の整備
 - 5、戦時中敗行的に計画された通信網の再編成
- 5ヶ年計画は昭和21年度より25年に亘るものであつて之に要する経費はノボグ億円、所要資材は鋼材ノ、3万5千吨、鉛ノ、75万石、木材ノ、340万石、セメントノ、2,500万石である。

第七 生産面及建設面に対する主要資材配分計画
(1) 主要資材の供給限度

鉱工業部門の生産目標について之を基礎的資源たる石炭及電力の供給限界よりその重要性に依りてその達成の可能性及適正限度に因りて研究し

更に農林計画、輸送計画、及び川、砂防、道路、定額、通信等の諸計画に
ついで一応之を見たり得るが、之によつて、資材の供給限度と需要量か
判断したのである。

よこで本調査の目的たる各部門別、以前機の関係と均衡性並に重要性に
従つて資材配分の計画を立しむべきに依りながら、建設資材の中心となる
鋼材、セメント、木材の生産は普通鋼材/00万噸、セメント2,700万
木材 8,000万石程度のもので推定される。従つて之を昭和21年以降25
年度迄の生産總計は大体次の如くである。

	普通鋼材	異種鉄鋼	セメント	木材
昭和21年	322,601 噸	185,880 噸	1,081,201 噸	91,268 千石
22年	550,000	250,000	1,800,000	85,000
23年	750,000	300,000	2,200,000	80,000
24年	950,000	350,000	2,600,000	80,000

25年	1,000,000	400,000	3,000,000	80,000
合計	3,572,601	1,485,880	10,681,201	336,268

註 昭和21年は生産実績、但木材は生産予定、其他は推定生産量、其
他鉄鋼は特殊鋼、鍛鋼、鋳鋼を含むもの。

即ち5ヶ年間の普通鋼材生産量は3,572万噸程度、其他に2ヶ年迄は3
0一ヶ0万噸程度の鋼材輸入を見込み得るであらう。とすればその供給量
は約400万噸である。

此の鋼材が如何に配分せらるべきかといふことが勘定・採掘・再建計画の基
礎条件となるわけである。

(2) 商工省の昭和22年度鋼材配分計画

昭和22年度は於ける商工省・鞍山高鉄鋼課がとつた鉄鋼の配当方針に
照してその昭和22年度鉄鋼需給実相報告書(昭22.8.11)によれば次の
通りである。

1. 石炭の増産に遺憾なかりしをため上期に於ける措置について、特に考慮を拂つた。
2. 造船軍用資材については年間需要の明確なるものは極力優先的に確保する。
3. 賠償機材共用資材に因しては司令部に於て指示した賠償機材用木材の割当量に準じて配当を考慮する。
4. 欲道輸送に因しては貨物輸送に力を注ぎ、年間輸送力1,600,000トン確保の方途を採ることとし、旅客輸送は1日22万トン程度に止むることとした。
5. 海上輸送力に因しては船舶の補修航行、船の完成を重点とし、外國船の借入稼行等の向上と相俟つて年間輸送力1,680万トンの確保を計ることとした。
6. 電力は火力の補充に重点を置き、特に九州地区火力設備の改善を目途

とし、併せて一部水力電源の開發に努めることとした。

7. 輸送について、は既定方針の充實を目標とした。

8. 國民生活に關し高は食糧増産確保資材として秀産を向けたいんが日用雜貨に關しては貯蔵の已むを以て到つた。但し往宅は30万7千産の確保に努むべき方針を採つた。鐵道二次製品及雜物用鐵軌については右と同等利得配当比を中心として前額が違ひな

昭和22年度鐵道(普通鐵道)供給新出

品名	数量	單位	金額	比率
1 石灰	21,350	噸	8,300.00	9.06
2 電力	57,150	kw	28,000.00	4.8
3 化學肥料	74,665	(噸) 200	31,000.00	4.1
4 煤	333,505	(噸) 200	145,000.00	4.0
		(噸) 200	125,000.00	
		(噸) 200	18,000.00	
		(噸) 200	2,400.00	
5 雜			53,000.00	2.9
			2,000.00	
			36,000.00	
			10,000.00	
6 通	16,200		14,000.00	3.3

1 食料品工業	32,260	5,000	13
2 運送業	21,523	5,000	24
3 娯楽業	4,100	1,000	24
4 郵便局	0,000	1,000	20
5 合計	59,577	12,000	426

注 其巴海産、毛野、瑞山、箕城、宇治、磯城、御津、豊後、五大産葉は其しては製糖及
肥当量の記載なし

(2) 頭上各節と主要産物の肥分計
本公營農産の各部門に於ける肥料肥分の概算方針は、前年を基準として、次の如くである。

肥料及産物部
前年における各産物工業の平均的な消費量は、前年を基準として、次の如くである。
5年一平均平均は、昭和17年より昭和18年までの平均である。

本工業の平均消費量は、500KCal/100kgの消費量である。

1	炭	5,100 KCal/100kg	5,500 KCal/100kg	107	107
2	油	3,500	3,500	107	107
3	電力	2,000 KCal/100kg	2,000	107	107

1 炭	2,000 KCal/100kg	2,000	107
2 油	3,500	3,500	107
3 電力	2,000 KCal/100kg	2,000	107

昭和17年の概算値は、昭和18年の概算値に比し、炭は5.5%増、油は5.5%増、電力は5.5%増である。

注 製糖工業の平均消費量は、500KCal/100kgである。

1 炭	2,000 KCal/100kg	2,000	107
2 油	3,500	3,500	107
3 電力	2,000 KCal/100kg	2,000	107
4 薪	2,000	2,000	107
5 水	2,000	2,000	107
6 電力	2,000	2,000	107
7 薪	2,000	2,000	107
8 水	2,000	2,000	107
9 電力	2,000	2,000	107
10 薪	2,000	2,000	107
11 水	2,000	2,000	107
12 電力	2,000	2,000	107
13 薪	2,000	2,000	107
14 水	2,000	2,000	107
15 電力	2,000	2,000	107
16 薪	2,000	2,000	107
17 水	2,000	2,000	107
18 電力	2,000	2,000	107
19 薪	2,000	2,000	107
20 水	2,000	2,000	107
21 電力	2,000	2,000	107
22 薪	2,000	2,000	107
23 水	2,000	2,000	107
24 電力	2,000	2,000	107
25 薪	2,000	2,000	107
26 水	2,000	2,000	107
27 電力	2,000	2,000	107
28 薪	2,000	2,000	107
29 水	2,000	2,000	107
30 電力	2,000	2,000	107
31 薪	2,000	2,000	107
32 水	2,000	2,000	107
33 電力	2,000	2,000	107
34 薪	2,000	2,000	107
35 水	2,000	2,000	107
36 電力	2,000	2,000	107
37 薪	2,000	2,000	107
38 水	2,000	2,000	107
39 電力	2,000	2,000	107
40 薪	2,000	2,000	107
41 水	2,000	2,000	107
42 電力	2,000	2,000	107
43 薪	2,000	2,000	107
44 水	2,000	2,000	107
45 電力	2,000	2,000	107
46 薪	2,000	2,000	107
47 水	2,000	2,000	107
48 電力	2,000	2,000	107
49 薪	2,000	2,000	107
50 水	2,000	2,000	107

昭和17年の概算値は、昭和18年の概算値に比し、炭は5.5%増、油は5.5%増、電力は5.5%増である。
人口は、昭和17年、1,100,000人、昭和18年、1,100,000人と推定される。

国土計画審議会議事規則

第一條

會議の日時及場所は、会長がこれを定める。

第二條

会長は會議の議長となり、議事を整理する。会長が事故のあるときは、会長の指名する委員が議長を代理する。

第三條

會議は委員及び臨時委員を合せて、その三分の二以上出席しなければ、これを開くことができない。但し

豫め特に議決を経た時は此の限りでない。

第四條

議席は豫め抽籤でこれを定める。

第五條

會議の経過及結果の発表は議長がこれを行う。

第六條

發言しようとする者は、議長の許可を受けなければならぬ。

9.3
102

第七條 動議を提出しようとする者は、案を作り議長に差
出させなければならぬ。但し簡單なもの、口頭で述べ
ることもができる。

第八條 動議は賛成者がなければ議題とすることができない。

第九條 建議案を提出しようとする者は、案を作り、五人
以上の賛成者と連署して、会長に差出させなければならぬ。

第十條 議事は、出席の委員及び臨時委員の過半数で、こ
れを決める。

可否同数のときは、議長が決める。

第十一條 会長が必要と認めるときは、特定の事項を審

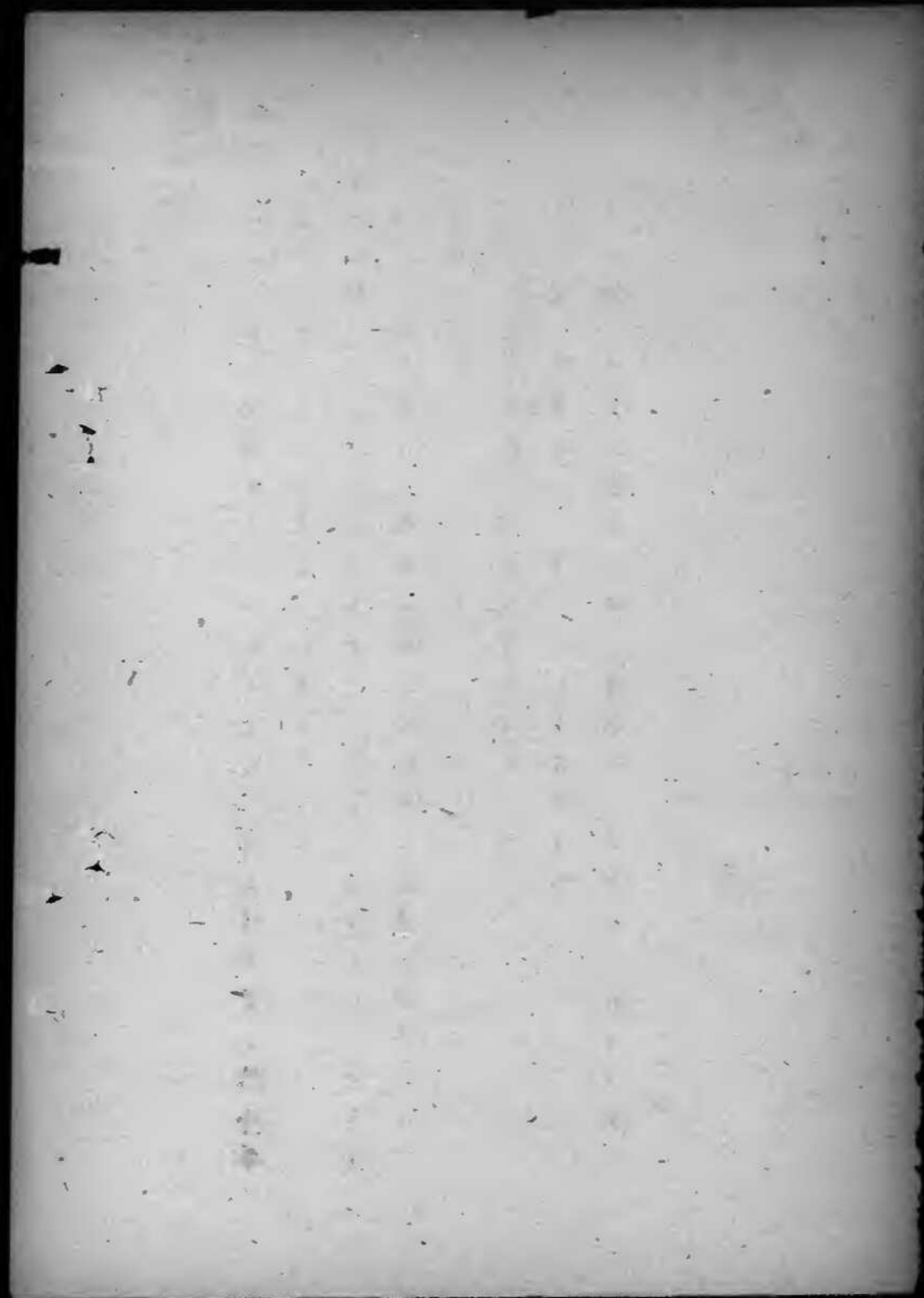
するたため部会を置くことができる。部員は委員及臨時委
員のうちから、会長がこれを指名する。

第十二條 部会に部長を置き、部員の互選により之を定
める。部長は、審査の経過及結果を会議に報告し、け
れは存らぬ。

部会には、本則の規定を準用する。

第十三條 議事録は幹事がこれを作成する。

第十四條 本則に規定のない事項は、会長がこれを決める。



21.22-11
28

62

委員

國土計畫審議會委員名簿

大	東	遠	運	商	農	厚	文	大	內	外	經	戰	法	內
阪	京	遷	輸	工	林	生	部	藏	務	務	済	災	制	閣
市	都	信	輸	工	林	生	部	藏	務	務	安	復	局	房
長	知	次	次	次	次	次	次	次	次	次	定	院	次	次
	事	官	官	官	官	官	官	官	官	官	本	次	長	長
											部	長		
											副			
											長			

近安
藤井
博誠
二郎

93
104

臨時委員

戸	諸	柳	永	村	赤	笠	辰	加	上	喜	淺
田	井	川	井	上	水	原	馬	藤	林	多	沼
貞	貫	宗左衛門	饒	朝	敏	鎌	武	榮	山	植	稻
三	一	門	太郎	岩	郎	藏	夫	吉	次	次	郎

鹿	永	大	原	坊	村	白	白	桂	德	河	潮
島	江	野	田	城	上	澤	根	川	原	原	惠
	一	伴	讓	俊	義	保	竹	宗	春	之	輔
透	夫	睦	二	賢	一	美	介	廣	太	郎	敬

武部 武左門 武部 英治
進藤 武左門 杉村 廣藏
永野 重雄 飯沼 一省

岸田 日出刀
東畑 精一
有澤 廣巳
赤木 正雄
片岡 直方
鈴木 雅次
井出 正孝
折下 吉延
梶原 茂嘉
矢部 正志郎
金森 誠之
河合 協介



212
29

別紙(三ノ一)

勅令第70號

国土計画審議会官制

第一條 国土計画審議会は内閣総理大臣の所轄に屬し關係

各大臣の諮問に應じて国土計画(戦災復計画を含む)に

関する重要事項を調査審議する。

審議会は前項の事項について關係各大臣に建議するニと

か下する。

第二條 審議会は委員五十人以内を組織する

前項の定員の外必要がある場合は臨時委員を

69

9.3
107

置くこととする。

第三條 審議会は会長を置き委員の互選によりこれを定める。

第四條 委員及臨時委員は關係各省の二級以上の官吏又は、
学識経験のある者の中より内閣総理大臣の奏請により内
閣でこれを命ずる。

学識経験のある者の中より命ぜられ委員の任期は二
年とする。但し特別の事由がある場合において任期中
にこれを解任することと妨げない。

第五條 会長は会務を総理する。

第六條 審議会は専門委員を置くこととする。内閣総理
大臣の奏請により内閣でこれを命ずる。

専門委員は会長の命を受け専門の事項を調査する。

第七條 審議会は必要があるときは専門委員その他
他適当と認める者を会議に出席させ意見を述べさせるこ
とができる。

第八條 審議会は必要があるときは關係各府に對
して資料の提出又は説明を求めることができる。

第九條 審議会に幹事を置く。内閣総理大臣の奏請により
内閣でこれを命ずる。

幹事は上司の指揮を受けて庶務を整理する。

第十條 審議会に書記を置く。内閣総理大臣がこれを命ず
る。

書記は上司の指揮を受けて庶務に從事す。

附 則

この勅令は公布の日から二日を施行する。
土木会議官制は二日を廃止する。

昭和二十二年三月六日公布

九、開拓用大農器具の貸與

開拓用大農器具（トラクター、トラクター用農具、板根機、商標製材機等）は入植者は購入させるのが不適当なので昭和二十一年及二十二年度に於ては国が貸與した上之を貸與して平坦地の飛行場其の他の入植地で機械用盤を行つた。所が何分にも我國では斯かる大農具は生産の経験が浅い爲に、此しと出采が良くなり、又使用後と故障が多くて可動率は良好といえなかつた。昭和二十二年途中に於てトラクターにえの油の配給が停止されたのを機会に今後は機械用盤に代うるに畜力用盤又は人力用盤を実施することになつた。尤も營農資金に依つて婦農組合等が家畜を購入し得る款にするには法律改正を要するので、それ迄のつなぎとして差当り昭和二十二年度の第二四半期より第四四半期迄の間、約六百頭の牛馬を国に於て購入し有料で縣に貸與し、縣は婦農組合等に貸與することになつた。

9-3
109

十、開墾収入植の実績

(1) 開墾実績 (單位町)

種別	昭和三十二年		昭和三十一年		昭和三十二年四月十日	
	開墾	収入植	開墾	収入植	開墾	収入植
内地	1,340	1,340	3,380	3,380	1,377	1,377
北海道	5,126	5,126	8,780	8,780	1,333	1,333
計	6,466	6,466	12,160	12,160	2,710	2,710
北支	3,500	3,500	7,185	7,185	1,732	1,732
道	3,500	3,500	7,185	7,185	1,732	1,732
合	1,340	1,340	5,846	5,846	3,109	3,109
大開墾	1,340	1,340	5,846	5,846	3,109	3,109
補助開墾	5,126	5,126	8,780	8,780	1,333	1,333
計	6,466	6,466	12,160	12,160	2,710	2,710

(2) 入植戸数及離農戸数 (内地は二十二年九月末、北海道は二十二年十一月末)

種別	内地		北海道		計	
	入植	離農	入植	離農	入植	離農
内地	3,821	4,201	4,345	9,849	8,166	12,050
北海道	5,735	6,543	2,295	6,477	8,030	13,020
計	9,556	10,744	6,640	16,326	15,196	25,070

右の入植戸数より脱落戸数を控除した数と最に示した住宅建設戸数と比較してみると分る様に現在では住宅が全国で五万户以上不足である。之は換算が開墾費の方え重点的に廻されること、資材難に由るのである。暖地地方に於ては昭和二十一年冬よりテントで暮らす予定の下に遷徙重のテントし四二組の拂下を受け遷移のたさる迄テントで我慢すると云う採なこともあつた。

十一 開拓に関する現下の諸問題

一 緊急開拓が我國の食糧不足及人口吸収上必要なことは既に述べた通りであるが、實際に公共事業計画を策定する場合に、開拓を行うのと既に耕地に打する土地改良、農業水利及災害復旧を行つのとを如何なる比率で考へるかは毎三度頭を悩ます問題である。殊に現在の採に資金費材の不足した時に於ては短期に可及的大きな効果の発生する採な事業を優先せざるを得ず、効果の良、既に耕地に打する事業に相当の重点を置くことにならざるを得ない。資源の総合的、政策的利用の意味から見て、兩者の均衡ある相和点を見出す採更に努力を傾注すべきである。

二 茲に我國の農村が、一軍に前会上に出下る人口は五丁百乃至六丁百の人あつて、之等の人は主として前会の工業に吸収されてゐたのである。然るに終戦後は引揚、復員、工場よりの帰農等によつて農村に約三百万人の人が増加したから既に六百丁百の既耕地に約百万人の過剩人口が、いる状態である。殊に最近の農業経営は農具の発達や共同経営

の採用等により單位当りの労働生産性が向上してゐるから此の過剩は相当着しくなつてゐるのである。

我國の工業が現在の停滞した状況から次第に恢復してゆくことは確かであるが、併し農村の過剩人口を全部吸収する大に發展することを期待するのは困難であるから、天振り農業への足着を相当に困ることが必要であらう。併し開拓の現実の進行は今迄の所資金資材難に悩まされて中々思う採にいかず、外地よりの引揚者で農業の経験ある人達等の要求に答へ得ないのは甚だ残念である。

又樺太で漁業に従事してゐる人が北海道で入植する採な例が多いが昭和二十三年度からは公共事業で北海道の漁民入植を計画する予定であつた漁船、漁具等の補助をすることにならう。一人当りの補助金は開拓入植者の場合よりは少く且漁業の経験を活かすことが可能にならば此の方が國民経済的に有利であらう。

三 昭和二十二年秋に決定された緊急開拓五箇年計画はウツの間は策定さ

れたものであり、其の後の実績等を斟酌して計画面積、年度割、計画生産物の内容等再検討すべきことが多し。明治元年より昭和十九年度迄に我國で開かれた総面積は百五十万歩程であるが、之と同面積を経済力の落ちた状態で五箇年に開くことは無理といわざるを得ない。計画生産物の内容も果して当初の計画の概に著を多く見込んだらうといつて可く再審議せられてゐる。又入植有望者の圧力が強はるゝに入植に氣をとられ、営業としての安定の方に中々手が廻りがねたことと、今迄の事態では無理からぬことであつた。住宅や開拓道路が進展したの一、二には限られた資金が調整費のうえ重点的に廻された結果とといへる。

(四) 開拓地は一般に高地で且傾斜のきつい所が多い。開拓適地の氣象限界としては一應関東、東北六百メートル、中部一ニニ三百メートル、北陸、關西一千四百メートルといはれ、傾斜は一般には二十五度以内であるが中には三十度の傾斜がある。傾斜地である關係上浸蝕防

止には色々な手を打つ必要があり、又急流河川の上流山地の開拓の如きは下流に対する影響を十分考えた上実施の適否を定めねばならない。山林と開拓との關係も、更に慎重に検討を要する。平地林伐採によつて採草、薪炭に支障を来す如きこととを注意し、なほならない。防風林を伐採して開墾した後から梅玉採なことも避くべきである。

(五) 入植地を開墾して熟畑にし十分な生産を挙げるには最少五年位は要し、一般的には十五位たつて始めて安定した経営になるであろう。現在の肥料生産は開墾の進展と必しもマッチしてゐないから此の儘では熟畑になる期間が延引する虞がある。開拓地の土壌の六割は火山灰であるが、火山灰には硫酸が多くて且酸度が強い。それで家畜があれは其の球肥に石灰をまて中初させ得るが、硫酸と結合する鉄砒土とあることのできるが、硫酸の生産が不充分な爲土壌の改良が遅れてゐる。又家畜の値段も最近の概に昂騰して、くすくすや、入植者の負担が重く買えない。それで今後は肥料の増産を確保すると共に、場折によつて

は融資による家畜の買入を促進しなければならぬ。

六) 従来我国では稲作が偏重された為畑作や畜産農業や或は混農林業の如きものは軽視され其の生産や経営の技術と幼稚である。此のことは試験研究や指導に於ては然りであつた。緊急開拓は畑作に圧倒的の重点がある為新しく色々の施設が始められた。

七) 緊急開拓以前の開拓地農家の経営規模は適正でなく、余りに小さ過ぎた。此の点は緊急開拓の実施後は反省されて内地、北海道の夫々の地区内に於て諸種の條件を勘案して差等を設けつゝ適正規模を決定して、之と同等に此れ、改善と謂うべきである。併し例をば内地の入植者に一戸平均二町五反を開墾して貰うとして五年間に各三町四反、三反、六反、四反、二反を開く予定であつたが実際には此の三三間の実績は石の各年の予定面積の六割乃至七割しかできていないから五年間では二町五反を開くことができさうにない状態である。

八) 緊急開拓前の開拓に於ては土地問題を解決せず、入会地では入会者の解決に困難があり、個人所有地では其の買収に難色があつた。緊急開拓実施後と暫時此の困難が続いたが自作農創設特別措置法の実施に依り強力な手が打たれ、此の問題は解消し、民有地の入手は依然活況化した。

九) 農に入植者反脱落者の実績を示したので明かな採に今迄の所、脱落者が相当に多い。此の原因は主として左記の採な事実によるものと思われ、今後斯かる原因の排除に努め極力営農を安定せしめ採はならぬ。

一〇) 敗戦後の混乱時に無計画な入植が行われ、且其の故に入植地区の適地調査が不充分であつた為、現在の現入植地区には採の良、所と悪い所とがある。之が為採のよくない所の入植者には相当の苦勞をかける採な不手際を生じたのであつた。今後は適地の選採を一層慎重にどの土地から入植せしむるかの順位をばつきりきめ採はな

ない、然し假に道地調査を行つたにせよ開拓地は概ね生産力の低く、従来はマツノミドリ、ランドルとして着手せられた所が大別分であつた。然るに入植者の中には誇りさへ下り、相当地の收穫を上げ得ると期待し、且暖地の者が寒地に入植する場合は寒地農業に對する認識不足であつた。根氣の無い者は脱落し、餘りあつた。入植者の一割には農業の経験のない、職業者等がいた。その取方、種の其さ方と知らず農業は簡單にできると思つて、いたのに豫期に反して結果に失望した者もいた。此の點は入植者の経験が最次最終になつたと同時に農事指導と連携して来たが、漸次改善されるものがある。

2) 開拓地が食糧がとれる迄の食糧をとするのに物価高の關係上経費が高々、入植者が負担に堪えられない事例が相当地にあつた。

3) 開拓地は概ね辺鄙の地により、交通が不便である。且北海道の如きは開拓道路の建設も入植者の手では出来ず、遅延した。その爲農産物や農業資材の運搬に多大の支障を来すのみならず、生活上に

と不便を来した。

4) 開拓地の教育、衛生、娯樂等の施設が遅れて文化的生活に恵まれなない爲特に都會より入植者等に不満を来した。

以上述べた様に緊急開拓の計画及実施には多くの困難な問題が横つてゐる。之々の大事業に於ては軌道に乗せる迄に当初相当地の困難があることは寧ろ當然のことである。我々は之を敢然克服してゆかねばならぬ。昭和二十年秋に当初の計画がさうなつたから既に滿二年以上の日を閲した。その間我々は幾多の成功と失敗の経験をなめたのである。此の経験を活用して今後の進行の仕方を決定せねばならぬと思ふ。



一、緒論 水利用に対する考え方

水利用の最終目的は水計画を定めて、最も有効に水資源を高度に利用することである。しかし水計画は他の土地計画、都市計画等すべてを含む国土計画の一環としてこれを取り上げるべきである。先づ国土計画のよって立つ所を考えて見よう。計画は資料の上に確立されるものである。資料には現実に数字等に現わされているものと、現わし得る可能性の資料がある。この可能性の資料をいかに現実化し得るかと言うことも重大なる問題であり、計画を立てるためには、出来るだけ努力しなければならぬ。資料を分けると如きものである。

- 1. 自然科学 — 特殊性を抜いた抽象的、普遍的なデータ、物理、数学等
- 2. 人文科学 — 経済的、社会的等

1086/115

しかしながら科学性と云うものが、現在に於ては不完全である故にある。一つの科学性以外に立つ仮定と云うものが必要となつてくる。科学性以外とは、人間の恣意と云うべきものである。自然科学に於ても現在の研究が行きといてない。又人文科学に於ても、この点は付なはたし、計画に對する実せん力等も一つの科学性としてとらえたいが、これも困難である。この仮定の作成が重要で、これによつて計画が單に机上プランに終り、ある仮定のものでは、この様になると云う一つの資料的有ものを与ふるにすぎなくなる。

自然科学の方面に於ける、仮定はある誤差範囲内におさめ得るものが多し。しかしながら、人文的の方面に於ける仮定は、計画に一つの方向づけをせしめるのである故慎重を要する。計画が一つの過程即ち歴史の上になつて、ものであるから、この部面の資料には、ことに歴史性を重視せねばならぬ。

以上の問題は一つ一つの資料について、又これらの資料を総合する時

にもなされなければならぬ。以上の如き観点によつてなされた計画は、科学的以外に立つ人の恣意其他により、実際とは少しづつづれて行くことを考へねばならず、これに對しては、直ちに補正して、より實際的の將來性をたせねばならぬ。

水計画が單に水と云う面だけでは独立出来ず、あらゆる面と緊密なる關係があり、現在の如く定まつた国土計画が行く、結果的にこれが完成される時に於ては、水に對しての計画の影響があらゆる国土計画に波及し、又他の計画が、必ずこれに關係してくることを考へ合せねばならぬ。

二 水と土地

この向題の最も根本的なことを知るには、土地の輪廻即ち、山が崩壊して平地になる過程と、山が造成される運動とを究めねばならぬ。しかもこれを取上げる時、この自然的変転と人間の自らの生活を安定せんと

する活動との関連に於て把握しなければ、單に學問的に興味にのみ終つてしまふであらう。即ちこれらの環境のもとに吾々が土地をいかに利用したか、又將來利用せねばならぬかが重要なものである。この様な地形の變遷に最も重要な作用をするのは、表面水、地下水、及河そのもの等水によつてなされるエロージョンである。先づこれには自然的な人工を加えない所の、これらの構構をよく研究調査し、更に人為的なる作用へ植林、砂防、治水、発電施設、田畑の灌漑方式によつて、自然的なるものがいかに變化し、コンサーベーションに或はエロージョンを助長するようになったかをしらべることが、これらの経済的效果を定める基礎となる資料である。

これらの自然科学的基礎資料と、今までの水利用形態の経済的、社会的な効果を、歴史的に調査することによつて、土地利用計画と何ら矛盾することのない水利用計画が確立される。

三 水とエネルギー

ここに於てエネルギーとは、電力のことを指すものである。第一国土計画的なる大きな立場から見た電力の重要度を仮定しなければならぬ。しかしこれには、水資源がもつてゐる位置のエネルギーから、現在に於ける施設の技術面からの、このエネルギーのロスを引いた残りの範囲内になければならず、又將來に於ける、国土計画内の産業のバランス状態をも大略予見しなければならぬ。この様な仮定のもとに、今までの技術的、経済的資料にもとづいて、発電計画、更にこれによつて動かされる産業計画、又更にこれに基づいて発電計画と、循環的な計画が与えられるのである。

四 水と都市

水と都市との關係は最も大きい部門は次の三つであらう。
1. 一般市民の日々の生活に直接関連ある上、下水の問題

2. 都市に向つて主として出荷される、又は都市から送り出される物の運輸上の水の利用
 3. 工場排水及排水
 4. 以上の問題は国土計画中の、都市計画の面に於て総合されるものである。

五、水利用に於て取上げるべき問題

水計画の根本は以上は述べた如くであるが、計画が常に实际的でなければならぬ以上、計画する時向と、社会一般の変化のテンポを考慮した場合は、ある程度、ある期間に於て纏め得る部門に、これを分割して見る必要を生じてくる。

次に水利用の面に於て取り上げるべき問題を示して見よう。

水利利用に於て取上げるべき問題
 (一) 現在ある水資源の資料を各地方別各水系別に纏めること。

三、雨量

- (2) 洪水とその対策
 - (3) 各水系各地方別の灌漑の方式、水量
 - (4) 電源になつてゐる水、水量及発電効率
 - (5) 舟運及林業面に於ける利用
 - (6) 上水道、水量、水質、施設
 - (7) 下水（汚染問題）
 - (8) 地下水利用
- (二) 基礎的實際的な水理水文についてのデータの作製
- (1) へ直ちに水利用方面で使い得るもの
- (2) 地勢及気候と雨量について實際的な基準を与えること。
 - (3) 各種産業及土地利用との関連性
1. 農業の必要水量、表現方法

- ロ
- (三) 水計画を定めて、水資源開発の優先順位を定めること。
- (一) 水計画を水系にわけて立て、各地方自治体、各省間の現在の企画を調整する。
- (二) 経済的効果より開発の順位を決定する。
- イ 経済的効果の測定方法
- ロ 社会的経済的面をも考慮して実際的なものとする。
- (四) 社会経済的経済状況の変化による水計画の改訂
- 水計画を定めても、周囲の環境が変化した場合、直ちにこれに応じて変化改訂し実際的役割をたせる。
- (五) 総合的な形に於ける法制を確立する。
- (一) 現在の各法規を纏める。
- (二) 水利用と云う点で一つの纏った新しい法規の案をつくる。
- (六) 土地の輪廻と水の問題

- これは最も根本的な問題である。
- (一) 輪廻の定式化
- イ 各研究の取極め
- ロ 人工的なものがこれに与える影響
- (二) 日本に於ける輪廻
- 社会がいかにこれに順応又は抵抗したか
- (三) エロージョン
- イ 分類
- ロ 強度
- 日本に於ける河川が地殻変動等と比して、如何にこれに作用しているか森林、気候の影響はいかほどであるか。
- (四) コンサーベーション
- イ 分類
- ロ 経済的効果

(5) 地殻変動

イ 分類

ロ 強度、被害

(6) 將來に於ける計画

水計画土地計画の基礎となるものを与える

六、最初に洪水の問題を取り上げた場合の一案は次の如くである。

人、洪水はいかにして発生したか

基礎となるべき資料の問題と技術的にこれを見た場合がある。

ア 雨量

イ 雨量計、森林に於ける風に対しての雨量計の精度、これに対する補正

ロ 雨量測定所の配置及密度、これによる誤差

ハ 維度及高度植生による雨量の変化

ニ 地勢による気候條件の変化が雨量にいかん影響するか

ハ 流出量

イ 森林の保水量、林相植生による変化

ロ 斜面度、日照時間の影響

ハ 地質により地下水となるべきもの

ニ 平地に於ける田畑の保水及貯水量、耕作種耕作方法について

ホ 現在の貯水作用によって、洪水をいかに調整しこのための損害がいかん防がれたか

シ 高水施設

イ 高堰堤

ロ 砂防効果、含砂量と水量

ハ 堤体

ニ 低水施設が高水に対して如何なる作用をするか

ズ 水害の実態

水害をいかにして金額で表現するか、今まではどの様であつたか。

- a. 生産面に対しその損失
 - イ 農業面 田畑作物の耐久力、生産減度
 - ロ 林業面 立木及貯木に対して
 - ハ 工業面 電力
 - ニ 運輸面 輸送遅延による損害
 - ホ 施設に対して
- カ 財政上
 - イ 国家財政 災害補助
 - ロ 地方財政 主として地方債による問題
 - ハ 農家家計 水害による損失補填と供出の問題
- 3. 水害法規

現在に於ける法規——内務、農林、通信等について
- 4. 水害対策
 - a. 河川治水効果の測定
 - イ 治水工事

A1

七. 調査研究方法

- イ サンプルの採り方

先づ社会的・経済的・自然的な面で、今までの資料によって、ある区域を採ることが最初の向題である。次に調査費其の他の條件がらどの段階で総合を止めるか、又調査研究の程度をどの位にするかが起ってくる。これには次の三つの点を考慮しなければならぬ。

 - 1. 眞に實際的な計画を与えるか。
 - 2. ある一つの方向又は方針を与えるか。
 - 3. 単に一つの資料としてのみ止めるか。

更に一つの調査研究区域を定める場合は、調査研究の更に細かい項目に対する小区域の調査研究の精度と、然らざれたものの精度のバランスを考へる必要がある。

八. 組織

ク

これには三つの点がある。

一、現在の行政組織等既存の組織をつかつた場合の精度

二、調査研究にたゞさわるゝ
三、新しい組織の必要度及その大さ

C. 最初の区域の補正又は拡張

最初の区域がよくなかつた場合は、これを修正しなければならぬ。又調査研究を更に大なる総合されたものに拡張する場合の問題がある。

（以下は非常に淡く、ほとんど不可読な文字列が並ぶ）

67

年度別	総工事費	換算金額
明治三三年	二〇九三、五二七	五四七、二〇六〇八
三四	四九一、八二四	一三〇、八一、一四八
三五	九六六、六八三	二二、五八六、五四八
三六	八〇六、九八九	一七、五五九、二七三
三七	一、五六七、三六八	三三、一三三、六一二
三八	一〇、〇四七、五五四	一九、六八一、一四八
三九		
四〇		
四一		
四二	二〇、六八、三九八	四四〇、九六一、七六六

最近四十七ヶ年（明治三十三年至昭和二十三年）
（昭和二十三年） 災害復旧土木工事費換算額調（二、一九、一、九五）
（国土省河川課）

9-6 122

昭和	
一	二
三九八八四〇二	三九〇〇二五八三
四三、八八五、一九一	四二、八二四、四五五
一三二四、一九一	一三、二七五、二五〇
一、六七七、三七七	一一〇八五三、三三九
一、二、八九四、〇二五	一三七、九六六、〇六七
一、〇、三九、二四六	一二四、四二二、三四一
一、八、四九五、九七	二一、一、一五三、一八五
一、四、二二、六六三	一、六三、八八七、七四五
一、八、七二、三、九一五	二、六二、〇〇三、七四二
一、二、七、一七、五三三	二一〇、五二六、〇四一
二、〇、一八七、三三〇	三一七、三六五、〇一四
一、七、五〇、九、〇九六	二、四七、〇五三、三四四

大正	
一	二
一九、六四九、六八八	四一、三七〇、四五三一
二、七〇、一、一一二	五四、八六二、二八五
五、四二、三、四二二	一〇、三、九八三、二八九
六、五二、五、五四七	一二、四、九二五、〇七一
一、四、〇、七五、三一〇	二八、二、二五二、〇九一
八、六九、〇、五五	一七、二、二、九三一
三、〇、六八、八、二〇	三九、九六二、〇四三
一、四、五三、〇、五〇	一四、四、四二八、六九七
七、五五、五、〇七九	六、一、三〇、九、四六六
一、六、〇、五三、五八〇	一一、八、四、五九、三六六
六、五七、六、一八九	六、二、八二、八、九〇九

計	二一	四六三〇〇一七、四三四	二四七四二九〇、三二六九
		二四三三、七四六、七二〇	三三、四二七、七四六、七七〇

昭和		九年	
一〇	七三、一七、一一九	一〇、四二七、二二、二三四	
一一	八八、八八、九九、三三	一一、二一三、六一四、二五五	
一二	二五、六六、七、三八〇	三、二九二、八六七、八五二	
一三	二四、九二、二、三六九	五、六五〇、九六六、三九〇	
一四	九九、〇、八八、五七六	九九、八六一、四、六六八	
一五	二〇、八四、四、五七四	一九〇、二四八、四二六	
一六	三一、七五、三、六九六	二五八、三四八、〇七〇	
一七	一四、五一、一七、九二七	一一、一三〇、五四五、〇	
一八	一〇、七二、六八、〇三一	七、六五、二五〇、一三三	
一九	一七一、七〇、八、七五三	一一、五五四、二八、一九八	
二〇	一八三、九九〇、〇、三二	一一、一一、二九九、七九三	
	九七九、八〇三、六一七	四六三七、六一二、四八三	



公定價格以依る

(日本銀行統計局調)

年次	物價指數	換算率
明治三三	一〇〇〇	二五三二八
三四	九六〇	二六二八三
三五	九六九	二六一三八
三六	一〇三一	二四五六六
三七	一〇八四	二五三六五
三八	一一六四	二二七五九
三九	一一九八	二一一四一
四〇	一二九三	一九五八八
四一	一二四六	二〇三三七
四二	一一八八	二一〇五四
四三	一二三三	二〇三六一

昭和													
一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二	一三	一四
二六六八	二三六七	二二四七	二二六一	二一九八	一八一〇	一五三〇	一六一一	一七九五	一七七六	一八五五	一九七五	二三八一	二五二三
九四九三	一〇七〇	一一二七	一一二〇	一一五三	一二九九	一三九三	一五五五	一五七二	一四一〇	一四二六	一三六五	一二八三	一〇六二
九四九三	一〇七〇	一一二七	一一二〇	一一五三	一二九九	一三九三	一五五五	一五七二	一四一〇	一四二六	一三六五	一二八三	一〇六二

大正													
一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二	一三	一四
一二四七	一三三一	一三三三	一二六三	一二七八	一五四六	一九四五	二五四八	三一六一	三四三二	二六五一	二五九〇	二六三五	二七三二
二〇三一	一九一七	一九一四	二〇〇五	一九八八	一六三六	一三〇二	九九四〇	八一五	七三七九	九五五四	九七七九	九六一二	九二七〇
二〇三一	一九一七	一九一四	二〇〇五	一九八八	一六三六	一三〇二	九九四〇	八一五	七三七九	九五五四	九七七九	九六一二	九二七〇

七	六	五	四
七 五 九 八 五	五 三 〇 二 四	五 一 二 六 四	四 七 一 〇 六
一 〇 〇 〇	一 四 三 三 〇	一 四 八 二 二	一 六 一 三 〇

昭和二十一年
三月

三 八 五 九 九	三 八 一 五 三	三 八 一 五 三
一 九 六 八 五	一 九 九 一 五	一 九 九 一 五

二 一 〇 九	一 八	一 七	一 六	一 五	一 四
二 五 三 二 八	五 三 六 二	四 一 九 三	三 七 六 四	三 五 五 〇	三 三 九 二
一 〇 〇 〇	四 七 三 三	六 〇 四 〇	六 七 二 九	七 一 三 四	七 六 七 〇
				八 一 三 六	九 一 二 七



82/

45

昭和二十二年十月

岡山縣に於ける開拓地
調査報告要旨

— 開拓事業の総括的検討 —

(特別調査中間報告)

調査報告者

太原農業研究所 吉岡金市
岡山縣農業復興會議事務局 松島榮美雄
國富 毅

9-3

目次

- 一 要約 1
- 二 本論 7
 - (一) 実績概況 7
 - (1) 開墾実績 (指標 1-6) 7
 - (2) 営農実績 9
 - (3) 入植及住宅建築実績 11
 - (二) 開拓機構の基本的性格 (指標 7-14) 13
 - (1) 開拓事業の基礎条件 13
 - (2) 営農推進機関の性格 17
 - (a) 開拓行政の官僚性 17
 - (b) 開墾事業主体の寄生性 18
 - (c) 開拓団の脆弱性 18
 - (三) 開拓過程における諸問題 24
 - (1) 開墾過程の諸問題 (指標 15-26) 25
 - (a) 開墾過程の技術的諸問題 25
 - (1) 基本調査の不備 25
 - (2) 開墾技術の低位 26
 - (b) 開墾過程の経済的諸問題 29
 - (1) 低賃銀労働の強行 29
 - (2) 建築助成金の不足 32
 - (2) 営農過程の諸問題 (指標 27-31) 32

(17) 官農指導機関の無力	32
(1) 官農技術の低位	34
(a) 物的生産手段の低位	34
(b) 経験的技術の低位	36
(3) 農家経済に於ける諸問題 (附録32-43)	36
(1) 農家経済に於ける諸問題	37
(1) 農家経済の窮乏	38
(a) 収支差額の悪化	37
(b) 正常収入の低位性と補填源泉 の涸渇化の傾向	40
(c) 農業支出の低位性と官農資金 使途の不適合性	42
(d) 生計内容の低位とその 悪化傾向	44
(2) 農家経済に於ける階層性の発展	45
(a) 開墾作付面積に於ける階層性	46
(b) 生産手段保有状況に於ける 階層性	48

一 要 約

実績は全般的に見て極めて不良である。開墾過程に於ては、比較的自然的条件に恵まれた日本原が、43%の計画遂行率を示す外、鞍山、黒岩は、17%、15%と言つた状態である。官農過程に於ては、作付面積は右に規定せられ、且つ収量も極度に低い。入植過程に於ては一應順調な進行が見られるが、それだけに、開墾、官農過程の停滞が入植者に与へる重圧は一層加重されることとなる。

現在の開拓事業の最も基礎的な部面に於て、非人民的な失業救済の性格が強いので、その結果必ず開拓完成後は零細経営が支配的となり開拓進行過程に於ては停滞性と畸形性が避け難いものとなつて居る。

加へるに開拓事業の推進に当る諸機関の性格即ち、開拓行政に見られる官農無視の形式性、開墾事業主体の無力、無責任な寄生性、及び開拓団の財政的な脆弱性とは、前記開拓事業の基礎的條件に規定される基本的な缺陷を現実の開拓過程に於て益々拡大再発展する。

即ち開墾と官農の両過程を貫いて、牛と鉄と

に依る人カ作業が基軸をなすと共に、開発過程に於ては、極端な低賃銀労働が横行され、管農過程に於ては、技術の指導、物的手段の強化、入植者の組織化等の積極的な措置が全く見られず、無経験な入植者が、無肥料に近い原始的な農耕を、勝手バラバラに営むに任せて居る。

以上の帰結として、当然に入植農家は甚しい労カ轉換に苦しみ、動物的な生活水準の下に猶刻々赤字を累増して居る。従つて管農基礎の強化は完全に絶望的であり、当面の生計維持すら、正に破局化せんとする状態に在る。

而もおの如き總体的特徴の下に於て、猶開拓地に於ける農家の階層化は既に可成り着しい程度に進行して居り、それらを一つのものとして組織化して行く可能性が逐次縮小されつつあることが注意される。

展望及対策の方向

(1) 展望

以上、第一に、現行開拓事業は、その進行に於て甚しく停滞的であり、完成後の農業機構に於て、着しく畸形的な将来が展望される。

然し乍らこのことは直ちに開拓事業の崩壊を

意味するものではない。何故なら入植者は既に自らの扱ひ得る一切の資材を一片の土地に投入して居る上に、新たに生計の方途を求め得る外部的条件は益々急速に縮小して居る爲、入植者としてはひたすらその緩慢下りも増加の傾向を辿る収穫物に望みを馳せ、益々固く開拓地にしがみついて居る外はないのであらう。

即ち大部分の入植者の前には、困難な、長い苦渋に満ちた道程が見送される反面、特殊な條件に恵まれた一部少数の入植者の上には、比較的堅固な経営が形成され、一言にして言へば、既成農村の極端な縮刷版を現出して行くであらう。

(2) 対策

(7) 非人間的な失業救済的性格の是正

第一に、個々の開拓地の自然条件を充分に酌量し、最少限度獨立自営の可能な管農規模を手へること、第二に、開拓過程に於ける入植者の管農と生活とを保障すべき措置を講ずること——以上二点の爲に首題の対策が要望される。

然しこのことを、構造的に考慮してはなら

ない。即ち第一の注意点としては、安易に開拓計画を縮小することに依つて上記の災を實現すべきではない。何故ならそれは、未入植者たる一般失業人口の犠牲の上に、既入植者を保護することに外ならないから。正しい是正の方向は、積極的に、一方に於ては土地所有関係の制約を克服し、他方に於ては、財政々策の根本的転換に依る財源の拡張に重点を置き現在の日本経済が開拓事業に割き得る最大の限界点に於て、妥当な計画、規模を決定すべきである。注意点の第二。入植者の営農と生活との保障は必ずしも孤立分散的な形態に於けるその保障ではなく寧ろ第三項の実施に対応した意味での保障でなければならない。

(1) 事業推進機関の根本的改革

問題は営団を廃止して、農林省直轄とすべきや否やにあるのではない。現行機構を前提とする限り、現在の形式性、畸生性に拮抗し難い。従つて改革の重点は、開拓事業の遂行に、就中、営農過程の強化にその運命を賭せざるを得ない開拓園に於て、全面的に事業遂行の手段と責任とを与へるべきである。

次に附帯して、政府は、第一に、個々の開拓園に於ては解決困難な問題、例へば、開拓地農業の高度な技術的研究の爲に、全国的な規模に於ける最高研究機関と各地方農事試験場との連携を、純土本技術的部面の指導の爲に、録開拓行政機関の面に於ける強化を図るべきである。第二に、第三項に述べる如の農家共同経営を指導監察する組織を整備すべきである。

(2) 入植農家の組織化を標榜とする開墾営農技術の強化

第一項の限界は、自ら孤立分散的経営方式の下に於ける開墾、営農技術の強化を狭隘に制限せざるを得ない。

他方、開拓地に於ける共同経営の問題は、物的手段の整備に於て最大の難関に達し、従つて、全体として共同経営の方向に進まんとする主体的な意欲が生じ得ない状態にある。

従つて、第一項に依つて生れた余力は主として、共同経営の実行を条件とし、その共同化の段階に應じて助成金を交付すべきである。

共同化の内容は、個々の開拓地の特殊条件

6
又依り自ら規定される処であるが、重点は、
直接の開拓過程に於ける、畜力開墾方式、耕
耘手段の強化、肥料量の拡大に置かれるべき
である。

第二、政府の指導監察組織は正にこの面に
於て、活動を期待される。

133
7
二 本 論

(一) 実績概況

こゝでは專ら表面的な記述に留める。斯る実
績の中へ未だ機械の詳明は第一項に於てこれ
を行ふ。

(1) 開墾実績(指標1)

開墾実績は最も不良。必要條件の整備を伴は
ざるべし。プラン振りが端的に示されてゐる
即ち2/年度計画遂行率は最高の日本原が43
%、森山、黒岩は夫々17%及び15%に過ぎ
ない。(註)

(註) 日本原、森山、特に後者に於ては、巨大
な機械開墾があり、これを合めれば、計画遂行
率は夫々43%及73%に達するが、実際的に
は、それは甚しく乱雑な荒起しに過ぎず、その
完成には、新規人力開墾の2/3の労力を要する上
その少からざる部分は完成を見ずして、以前の
原野に近い状態に復帰するものと思はれる。

22年7月末に於ては2/年度開墾分を含み
1/戸当り日本原5.7(進駐軍占用地分を含め
ば6.7)、森山4.7、黒岩5.7となつたが、こ
の進捗状況を以てすれば日本原を除き(註)全

8
 計画達成の爲には、多大の年月を要する訳である。

(註) 日本系は、当初計画の一部が進駐軍に占用せられ、開墾目標面積が著減した割合に、入植者数が減少されず、従つて/A当りの負担が甚しく軽い。

以上に於て、日本系が最高の成績を、黒岩が最低の成績を示すのは、前者に於ては、年向開墾作業が可能であり、後者に於ては22年度入植者数の比重高き事情に依る。

指標I. 開墾実績 (単位町)

地区	21年度			22年7月末		
	計画面積	実績	遂行率	完了面積	未完了面積	未完了遂行率
蕨山系	200.0	(185.0) 92.5	(92.5%) 15.0	70.0	6.42	6.4
日本系	117.6	(93.6) 80.5	(63.0) 43.0	44.8	6.47	37.0
黒岩	20.0	3.4	17.0	5.2	6.29	9.8

- (註)
1. 蕨山系及日本系括弧内数字はトラクター荒起面積にして未墾地分を含む。
 2. 22年7月末開墾完了面積が21年度のそれと比して減少せるは、次の事情に依る
 当地区縣道以北地帯は、進駐軍の占用する処となり、この地帯に於ける21年開墾面

9
 積10町(外に機破既起10.4町)を放棄するのやむなきに到り、22年度開墾公積3町を差引き、結局5.7町は減少し長くとれる。

(2) 管農実績 (指標2及3)

管農実績も亦頗る不良である。唯、管農計画は、一應の開墾捗状況を前提とし、且つ、政府の承認をせざる現地策たる爲、比較的着実性があり、この限りに於て、稍、遂行率が良好となる。

第一ト米付計画は21年度に於て蕨山2.7%、日本系3.5%(果若不詳)22年度に於て蕨山3.5%、日本系3.3%、黒岩2.1%を示す計画と実績とのギャップの最大の要因は、開墾面積と作付面積の必然的な乖違ひ(21年度50%、22年度46%)を無視したることによる第ニに及当収量に於ては、計画自体が既成農林に於ける標準収量より遙かに下廻る数字を挙げたるにも拘らず、その実際収量は遠々これに及ばない。

地区別	21年度		22年度		23年度		24年度		25年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
日本原	56.0	16.5	27%	0.12	5%	209.5	86.7	35%	0.54	124%
黒岩	55.7	20.0	35%	1.22	50%	37.4	31.0	83%	0.34	69%
黒岩	—	1.5	—	0.20	47%	16.0	3.3	21%	1.18	63%

(註) 1. 蘇山系括弧は収穫面積を示す。
 2. 日本系括弧は同地画提示の数字であるが、諸般の事情より相当過大と認められるので、括弧外数字にこれを訂正した。
 3. 蘇山系22年度実績数字も相当過大と認められるが、暫らくこれを採用し、後日の補正を期する。
 我々の農業調査が7戸の平均1戸当り面積は、3反弱を示す。

指標3. 21年度主要作物及当收量

地区別	陸 稻		麥 類		大 豆		甘 藷		馬 鈴 薯	
	計画	面積	計画	面積	計画	面積	計画	面積	計画	面積
蘇山系	—	—	—	—	309	59	901	801	101	491
日本原	709	399	809	169	109	159	2001	801	1001	701
黒岩	309	12	—	—	509	12	1001	2001	—	—

(3). 入植及住宅建築実績 (指標4, 5, 6)

入植計画遂行率は、前二者に比して、最も高
 即ち特殊事情の存する日本原を除き、21
 年度は90%内外に達して居るが、これ全く巨
 大の天災以前の存在するがゆであつて、同系事
 業そのものの能力を示すものではない。

即ち蘇山系に於ては、22年7月までの入植
 者を計230名のうちその3割が既に退田し、
 日本原に於ては、退田者1名中、農家出身子
 名及学生1名は、親許農家に復帰、学生1名は
 木下ノ学業へ、そして農業外前戸者7名及3名
 は夫々他に適職を求め得たものであり、残留者
 等々に依れば、以上何れも自分達より幸福な人
 達である。以下退田者の性格を想像し得ると共に、併せて一般入植者の性格を推察するに足る。

次に入植と直結すべき住宅建築は、計画遂行
 率に於て、現在算に対する割当率に於て、21
 年度は、最低蘇山の19%、最高黒岩の95%
 22年度は、日本原、黒岩は一應入植者に匹敵
 する建築戸数が示されるが蘇山に於ては、53
 %に止るのみである。

指標4 入植実績

地区	21年度			22年度			22年9月末現在数	退団数	対全入植計画比率
	計画	実績	進捗率	計画(対)	実績(対)	進捗率			
森山系	245	211	86%	120	199	165%	161	69	29%
日本系	466	180	38	1	-	-	91	89	98
黒島	12	11	92	15	10	66	1	3	67

(註) 日本系は緊急開拓実施前の20年10月頃より復員軍人を中心として約180名入植したが、21年3月進駐軍立退命令、ついで4月地区縮小の上での復帰許可の結果入植者を再評価して74名を淘汰した。従って自発的退団者は右を除く15名である

指標5 日本系退団事由

滞留期間別	人数	出身地別	人数	前ノ別	人数	理由別	人数
1月以内	6	地元村	2	農業	3	転業	10
1-3ヶ月	1	郡内	3	学生	5	農家復帰	4
3-6ヶ月	4	県内	4	其他	7	入学	1
6-1年	4	県外	6				
計	15	合計	15	計	15	合計	15

指標6 建築実績

地区	21年度					22年度		
	建築計画	実績	進捗率	年末入植者数	住宅別率	年末完成数	年末入植者数	住宅別率
森山系	245	46	19%	142	32%	145	272	53%
日本系	93	41	42	91	43	43	91	98
黒島	12	6	50	8	95	95	27	100

開拓機構の基本的性格

以上の如き開拓実績の極端な不振は、基礎的には、開拓機構そのものの基本的性格にその要因を内包し、具体的には、開拓過程に於て顕現する次の諸問題に規定されて、必至である。

(1) 現行開拓事業の基礎条件

現行開拓事業と云ふ、その一面に於ては、食糧増産の一環として発起されて居ることは勿論である。問題は、その発起の仕方が、食糧増産を単に量的にのみ捉へ、その質的方面、即ち、開拓地に形成される農業機構の性質如何に就ては、完全にこれを無視して居る点にある。

このことは全く、現行開拓事業に於て、非人民的な失業救済(註)的な役割が重課されて居ることに基づく。即ち開拓の対象となる地区は多かれ少かれ、自然条件は既墾地に比して劣悪

であることが予想されるにも拘はらず(指標7)
 第一に、土地所有関係より来る制約を積極的に
 打開することなくして、消極的に地区を局限し
 以て出来る限り多くの失業人口を投入せんとす
 る爲、開拓完成後に於て形成される農業機構は
 既成農村の縮刷版即ち、獨立自營の困難な家細
 経営しか展望されないこととなり(指標8) 第
 二に、勤労大衆の負担に於て、經濟危機を克服せ
 んとする一般經濟政策の一環として、消極的に
 開拓予算の制限を受け入れ、以て出来る限り多
 くの失業人口を吸収せんとする結果、入植者に
 対する助成金、並に開拓費は、異常な程度に過
 少となり(指標9) 開拓過程の進行、並にそこ
 に形成される農業機構、益々しく停滞的且つ畸形
 的なものたらしめる。

(註) 失業救済自体はあくまで必要である。問
 題は非人民的な方向に於けるその強行にある。

指標7: 自然條件

(一) 位置—交通

日本系が例外をなす外、蘇山系、黒岩は何れ
 も極めて不便、特に黒岩が甚しい。

日本系—津山市よりバスにて一時間

蘇山系—姫新線勝山駅よりバスにて一時間
 冬期は略々その中間に当る湯原よ
 り徒歩の外は交通杜絶

黒岩—因美線河井駅より徒歩10里(トロッ
 ?可能)、更らに約2里の山道(徒
 歩のみ可能)

(二) 土壌

何れも酸性が強いが、黒岩は茅の腐植質に依
 り比較的中和され、且つ肥沃、日本系最も不利

(三) 植生

黒岩は茅原にして、採草地として、開墾作
 業の難易より見ても有利であるが、蘇山、日本
 系は筵が繁生して開墾作業を甚しく阻害すると
 雜草の生育状況も概して減少にして甚く不利、
 特に日本系に於て甚しい。

(四) 気象

日本系が例外をなす外、蘇山、黒岩とも積
 雪多雨。特別な技術的研究を加へるに非ざれば
 之も亦は困難である。又、右の條件は、開墾作
 業可能期間が甚しく制限されることをも意味す
 る。

指標8 完成後営農規模

地区別	1アウリ別地面積			採 草 地
	第1次計画	第2次計画	第3次計画	
藤山系	1.35	2.1	2.1	採草地已于地地ナガノ町は、入植農家55戸と地元農民との共同使用とする。
日本系	1.5	1.2	2.1	現地内には全くなし。遊駐軍占用地を演習休日に使用し得るのみ。
黒岩	2.7(4.5)	2.7(4.5)		約100町の原野を27アに使用可能

(註) 1. 黒岩括弧は、小開墾を各のたる数字を示す。

[説明]

前記自然条件を考慮すれば、何れも主穀農業形態には自立不可能にして、当然に酪農形態に進むべきであるが、黒岩を除けば、藤山、日本系ともに、特に後者に於て、自然的な採草地は狭隘に過ぎ、牧草栽培を行へば、狭隘な耕地が更に縮小されることとなる。

指標9 入植者の失業者の構成(22年7月現在)

地区	復業者	戦災者	引揚者	一 般	合計
藤山系	57	28	36	35	141
日本系	47	21	20	3	91
黒岩	3	5	2	8	18

(2) 事業推進機関の性格

既に現行開拓事業は、その出発点に於て、物の如き不具的、畸形的な性格を与へられて居るのであるが、更にこれを拡大再発展するものは、この事業の推進に当る諸機関の形式性、寄生性、脆弱性である。

(イ) 開拓行政の官僚性

我々は、開拓行政そのものについては、全面的に分析を加へたものではない。然し現地で見られた限りの事実として、開拓事業を阻害する最大モメントの一として、開拓行政に於ける実態性を指摘せねばならない。

即ち、政府の開拓実績評價の基準(註)は、多少開墾面積と入植者数との二つの計数に置かれ、斯る開墾地に於て、斯る入植者が、如何なる農業経営を形成して、あるかに就ては、全々國知する処がない。

従つて開拓行政に見られるこの著しい形式性は、一方に於て、政府自体の営農部面に対する施策、指導をして、全く零に等しからしめて居るのみならず、他方に於て、その監督下にある開拓事業主体の関心と努力とをして、一面的

に開墾過程にのみ集中せしめる結果となる。

(註) この点を單純に技術的問題として過少評價してはなからぬ。明白な計数のみを以て表示し得ない実質的、内容的な営農過程を把握することは現在の官僚機構に於ては本質的に至難のこととに属する。

(1) 開墾事業主体の寄生性

開墾事業主体たる営団の創設過程、並にその人的、物的構成に就ても亦、我々は直接には觸れて居ない。然し現地に見られる限りに於て、この事業を担当すべき積極的な性格は認められず、開墾事業に従うに寄生する考行機関以外の何物でもないと言ふことが出来る。

第一に開墾過程に於ては、開墾方法の改善、合理化に就て、何等の企画構想を持たず、ひたすら他方本額以て局面を糊塗して居るに過ぎず、(「開墾過程の諸問題」参照) 第二に、営農過程に於ては、企画性に就ては云ふに及ばず、事務的處理に關してすら、殆どその事蹟を認めることが出来ない状態にある。(「営農過程の諸問題」参照)

(2) 開拓団の脆弱性

開拓事業の成否に就て、最も莫大の利害を担ふものは、云ふまでもなく、入植者であり、その団体としての開拓団であるが、遺憾なく、資力薄弱な失業者的入植者(指標9)を以ては、固に強固な財政的基礎を与へることは不可能である(指標10)。即ちその結果は次の三つの点に於て現はれる。

第一に幹部の性格に就て。

団財政を以て幹部に正当の給与を支出し得ない為、眞面目な幹部の下に於ては、その活動は低調たりざるを得ず、野心的な幹部の下に於ては、そのボス的、非民主的な活動方向を規正し得ない。(指標11)

第二に団の對外活動に就て。

上述せる如き現行開拓事業の基本的な性格に就て抗議し匡正すべき運動を強かに展開することを得ず、特にその直接接觸する處の開墾事業主体の無力、無責任さに対しては、その物的庇護(指標12)を受けて居る為、これを正当に弾がいすべき立場を弱められて居る。

第三に団の對内活動に就て。

営農部面の積極的な強化に対しては、開拓団

こそ唯一の希望であるが、物的条件を欠除しては、ゆる企画（指標13）と所詮実現不可能な夢に過ぎず、又現在の苦境を打開すべき最も重要な方途なる共同経営に對しても、その必要な物的条件を整備し得ない爲入植者の組織化を絶望視し、積極的な努力を放棄して居る状態にある。（指標14）（註）

（註）黒岩に於ては右組織の爲の物的、人的な条件は一應整備して居るが、その主体的な点に於て、団幹部の個人主義的、小ブル的な人格主義が共同化への移行を遅延して居る。

指標10 開拓団財政（収入）

藤山原 22年度		日本原 21年度		黒岩 21年度	
科目	金額	科目	金額	科目	金額
団費 (17月分10月17日分)	20,000	入団費(1720円)	2,000	小開墾地補助金	22,000
補助金(保健、内演藝、訓練費)	15,000	寄附 (高田及菅田)	500	補助金	3,600
合計	35,000	補助金	500		
		費却代	36,050		
		合計	42,550	合計	29,600

（註）1. 保健、演藝、訓練費は、概ね大々の用途に於て消費し盡される。
2. 日本原は、一般団員よりは入団費を徴

し、經常的分団費を徴集せず、これ一般団員が、これを苦痛とし、なるべく苦痛を緩和する爲、配給品代金に割掛け徴集することを決議した。費却代とあるは創設当時の收得物を換金するものにして一回きりの性質、従つて2年収入見込は殆どなし。

3. 黒岩は、緊急開拓の外、小開墾を含み、その補助金が主体をなす。尚22では建築補助金3,000円、共同施設費ノラ当500円を共同管理下に置き、共同建築、農具の共同購入に充てて居る。

4. 以上何れも幹部に手当を支給せず、最低限度の事務費を賄小に過ぎない。

指標11 団幹部の活動状況

藤山原—形式的には、团长以下幹部の選出に至るまで民主化されて居るが、ここに於ては、幹部の手当は云小に及ばず、出張旅費の一部に至るまで、幹部の立替へ扱ひ（その支拂見込は不明）が行はれる。従つてこの様な団幹部の下では、団幹部たり得る資格は必然的に局限され、実際には特殊のもののみがこれに当り得ることとなる。現幹部は専向的に勤務

に及頭し、その限り一般団活動は活発なるが如きも、一般団員より遊離せる傾向が看取される。

日本系一に於ても幹部に対する手当は支給されず、出張旅費を自給して居る。従つて現幹部は、主力を自己の開墾—営農生活に注ぎ、その限り一般団員の生活意識を身につけて居るが、反面団活動は稍、消極的とならざるを得ない。

黒岩—幹部手当に就ては、前二者と同様である唯こ、では、財政的な関係を離れて、団長の当開拓地創設に於ける個人的感念を背景とする、その社会教育方面に於ける前厂は、青少年より成る団員に対しても、正に「先生」としての指導力乃至強制力を不動のものならしめて居る。

標標12 営団の開拓団に対する物的庇護

蒜山系—開拓団幹部に対し、営団囑託名義を以て、毎月囑託手当を支給す。22年7月以前は幹部各名に対し月額会計1,765円、同月以降4,305円を支給す。

日本系—同じく22年3月まで幹部1名当り月

額250—200円、4月以降400円を支給す。他に団費として500円を寄附すると共に、起立式、慰問演藝会等の節度相当額を寄附す。

指標13 開拓団の営農理想

蒜山系—第一段階23年度收穫物に依つて食糧自給(蛋白=山羊乳20%、小麦60%、陸稻20%)

第二段階、23年度以降乳牛(預託)

導入に依る酪農経営

日本系—有畜農業—主食(甘藷を主体とし、大豆、馬鈴薯、小麦)蛋白(山羊乳牛—農耕兼用)

現金収入(果樹、園藝)

黒岩—甘藷、雜穀を主体とし、酪農と飼畜との中間形態で家畜導入。

2. 農産加工業、精密工業の経営

指標14 開拓地に於ける共同経営の動向

I 開拓地に於ける共同経営が客体的な必要條件即ち農家の労働配分、経済的窮迫は、既に充分に成熟して居るが、而もその動向の見られぬ理由は、第一に、客体的物的條件が整備不可能であり、第二に右と関連して、主体的

な意識の低位とに依る。

Ⅱ 蘇山、日本系に於ては、夫々特殊な条件の下に共同経営の事例が存在するが窮極的な技術水準は他の個人経営に比して必ずしも優秀でなく、従つて団全体をその方向にリードするに足る条件を具へて居ない。

Ⅲ 黒岩に於ては、入植者の特殊な恵まれた条件に依つて、技術的手段が比較的整備されて居るが、同幹部の個人主義的な人格主義に累ひされて、共同経営への移行が遅れて居る。唯ここに於ける技術の蓄積が現実に機能し未だに於つて、独身者中心の入植者構成は、必然的に何等かの形態の共同化への移行を必要とするに至るであらう。

Ⅳ 猶「農家階層の発展に見られる如き事態が、開拓地に於ても、急速に進行して居り、日と共に共同経営への移行が困難になりつゝ、あることに注意せねばならない。

(三) 開拓過程に於ける諸問題

以上の如き現行開拓機構の基本的な性格は、開拓過程に於ては、所謂「計画の机上性」「開拓の

非総合性」として多くの困難な問題を生起せずには指かない。

(1) 開拓過程の諸問題

即ち開拓過程に於ては、管農過程との両断に於ては、その一面的な偏重を示して居るにも拘りず、猶現実は、技術的に、至情的に大いなる欠陥を生いて居る。

(ア) 開拓過程の技術的問題

(a) 基本調査の不備

開拓計画の基礎は言ふまでもなく、対象地区の基本的な測量にあり、管圃自体の技術の中心も、ここに置かれて居るにも拘りず、事実に於て蘇山系が示す如く、この様な基本調査すらも未だ完成されて居らない。即ち当地区に於ける開拓可能面積は前後三回に亘る計画の修正を通じて猶確定な結論に達して居ない。(指標15)

指標15、蘇山系開拓可能面積の不確定状況

I 開拓可能面積の変遷

第一次計画 / 第二次計画 400町 第三次計画 1,100町

II 変遷事情

第一次計画一縣耕地課の昭和22年10月立

を、21年3月営団事業所設置
と共に踏襲す。

第二次計画—営団実測の結果として、22年
1月600町を開墾可能面積と
す。

第三次計画—縣耕地課と営団との妥協に依り
1,000町に改訂。即ち政治的
解決に外ならず、實際の可能性
に就ては、営団担当者自体が疑
問視して居る。

(イ) 開墾技術の低位

第一に各開墾方法の生産性は、当然機械開
墾、畜力開墾、人力開墾の順位にあるが(指
標16)、機械開墾は、現在リトラクター式に
ては適用可能地は甚しく限定せられ(指標17)、従つて当面畜力開墾が、開墾方法の主体
をなすべきである。然るにこの方法に於て
営団の技術は最大の空白を示して居り、入植
者自体が畜力飼育並に使役の至難を得、その
実施を要するに至つて殆つて日程に上り得
る結果、何れの地区に於ても、その実施は、
今後の課題に残されて居る。(指標19)、斯

くて現在までに採用されたる開墾方法の主軸は
生産性最も低き人力開墾に置かれ(指標19)
開墾過程の進捗を甚しく遅延せしめて居る。

第二に以上の如く限定せられたる範囲内に於
ける機械開墾の役割も無視し難い重要性を有
するのであるが、その実施に於ては、営団の
技術障の不足の爲、その一半は請負に出され
(指標20)、その成果に於ては、請負分も、
営団直営分も含めて、技術の不良と無責任な
やりかたとの爲、甚しく乱雑な荒起し程度し
が行はれず、爲にその一部は、入植者の忌避
に會つて、開墾前の原野に近い状態に復帰せ
んとして居る。(指標21)。

指標18. 各開墾方法の生産性 (日本原及当開墾所)
人年計

方法別	刈 払	荒 起	碎 土	整 地	計
人力開墾	5人	23人	12人	10人	50人
畜力	5	23人	5(牛1頭)	4(牛1頭)	37人
機械	5	1271-25(耕用(運轉費3人))		15	20

(註) 畜力開墾に於て、荒起しはも畜力とす
れば、生産性は更らに上る。

指標 17 機械用墾意地の限界

I 蒜山系 22% 日本系 20% 黒岩 0%
 II 黒岩は、トラックで運搬不能に依る。
 III 蒜山、日本系は、既にこの限界点に近い。

指標 18 畜力用墾の実施進捗状況

蒜山系—昭和22年50町歩を予定するの未着手、且つ後畜、器具に就ても準備未了
 日本系—22年第四、四半期に実施の予定
 黒岩—22年10町歩を予定するも未着手、後畜々頭計画にして、現在、役牛10頭、プラウ4、ハロー1を購入済

指標 19 人力用墾の主体性(%—22年(日本))

地区別	人力用墾	畜力用墾	機械用墾	合計
蒜山系	(22.5) 64.3		(17.5) 35.7	100.0
日本系	(13.0) 76.4		(47.0) 23.6	100.0
黒岩	100.0		—	100.0

(註) 括弧は機械用墾荒起のみにして、未整分を含めた場合の比率を示す。

指標 20 機械用墾に於ける請負割合の比率

地区別	請負分	雇分	合計
蒜山系	11%	29	100
日本系	43	57	100

(註) 蒜山は専ら産業より日本農事、日本系は運輸省による建設部

指標 21 機械用墾の生産性の劣悪性 (農事調査人誌)

地区別	機械用墾		人力用墾	比率
	機械用墾	人力用墾		
蒜山系	2人	40人	65人	65%
日本系	2	30	30	65

(註) 1. 日本系計画では、機械用墾は人力用墾の2割に比し、事實は65%に比しかなり劣る。これ、機械用墾の荒起畝間過大且砕土不十分なる為、荒起後の整地に多大の労力を要する為である。

2. 又蒜山に於ては機械荒起155町歩中22年度の整地見込は70町に比し、残余は、原野に復元するものと見られる。

(イ) 開発過程の経済物問題

(a) 低賃銀労働力の盛行

第一に入植農家の唯一の正常な現金収入源

をなす処の用煙賃は、極度に切下せられた農
 家生活すらも維持するに違かに足りない（
 農家経済参照）。即ち用煙賃の基準単價が甚
 しく低い上に（指標22）、一さでは、石單價
 の決定基礎をなす処の及当所要労力が実情よ
 り甚しく低く見積られ（指標23）て居る為
 農家の1労働日当り実收賃銀は異常な程度に
 低下し、他方では、用煙と管農政策との労力
 幅狭関係を過少評價して居る為、年間農家賃
 銀収入額は極端に少額となりざるを得ない。

（指標24）

第一に入植農家の斯る低賃銀は、それ自体
 用煙技術の高度化を阻止する要因となるので
 あるが、更に機械用煙方法に於ける前記の如
 き劣悪な実施状況は、能率的にも、機械用煙
 費を以て人力用煙費よりも割高ならしめて居
 る。（指標25）

指標22 用煙賃銀率換

地区別	及当用煙賃		及当所要人員		1労働日当り用煙賃銀	
	21年度	22年度	21年	22年	21年度	22年度
森山系	700円	1,500円	30人	50人	23.0	30円
日本系	700	1,500円	50	50	15.5	30
黒岩	—	1,350円	45	45	—	30

指標23 及当所要労働日数換

地区別	人員換	換補換率換
森山系	85%	40人
日本系	82	60人
黒岩	45	—

指標24 入植農家実收賃銀

地区	1労働日当り実收賃銀				1農家当り年間賃銀収入					
	21年度		22年度		21年度			22年度		
	人口	整地	人口	整地	人口	整地	合計	人口	整地	合計
森山系	11.7	9.5	25.0	10.0	725	314	816.4	1,695	561	2,256
日本系	9.6	5.0	188	8.3	1,356	725	1,452.5	2,385	110	2,495
黒岩	—	—	300	—	—	—	—	3,159	—	3,159

（註）年間実收賃銀は農家調査より用煙面積に
 用煙賃を乗じ算出す。

指標25 機械用煙費の割高

地区別	2022-費			2021-費		
	整地費	合計	2022-費	整地費	合計	
森山系	300円	485円	300円	185円	985円	
黒岩	100	900	2,300	300	2,640	

（註）1. 整地費は前表の如く、人口用煙の±に
 切下せ割上せられて居り、之を訂正すれば、
 何れの場合も人口用煙より割高となる。
 2. 日本系請負の特上高きは、実際用煙1
 1町E、Eに於て30町として経費を請

水せり為、之を訂正せり由る。

(1) 建築助成金の不足

建築助成金は最低の実費をも償ふに足らず
(指標26)、現在まづ営園の自株融資に依り
切掛けられたが、営園解散に伴ひ、入植者へ
の負担が当面の問題として現はれて居る。

指標26. 建築助成金と実費との対比

地区	21年度		22年度		備 考
	助成金	実費	助成金	実費	
藤山系	16,000	25,000	10,000	15,000	21年度は営園担当、22年度は閉 園後19年度に、22年度は 務者以下 営園代償金と金です
日本系	10,000	19,000	10,000	19,000	各年度とも営園担当、但し22年度は 入植者中心の務者中心に、営園代償金
黒 岩	12,000	3,000	10,000	3,000	入植者中心の務者中心に、営園代償金 が可能

(註) 22年度助成金は本来15,000円な
るも建築実績が遅延も、22年度建築家は
21年度助成金申請分に属する。

(2) 営農過程の諸問題

前述用務機構の特質は、営農過程をして完全
に入植者個々の努力に放任し、従つて営農技術
の絶対的最低位を必然づけて居る。

(ア) 営農指導機関の無力

形式的には、営園現地事務所及び用務団の中
に営農係が構成せられ、営農指導に当ること

なつて居る。然し實質的には前者はその機構的
制約に依つて、後者はその財政的精力に依つて
共に積極性を持たない。

即ち、技術指導は、入植者が農業経験を持たな
いこと(指標17)、自然的條件が特殊なること
(指標28)の事情より、極めて緊急なるにも
拘はず、実際には用務団営農係が若干の技術講
習会を開催(指標29)する程度に過ぎず、又
器材斡旋に於ては、営園営農係に一任して居て
は、時期、数量、品質の三貞に於て適正を失し、
用務団営農係員が、自己資金の立替へに依り調
達する場合、免角を不明朗な問題を起し易い
状態にある。

指標27. 入植者の農業経験の有無

地区別	経験ナシ	経験有スル	合計
藤山系	75%	25%	100%
日本系	87	13	100
黒 岩	67	23	100

指標28. 自然條件の特殊性

I各地区とも、酸性土壌の畑のみ依り農業経

管を維持せねばならぬ為、主要作物の選抜に於いて、家畜導入と農料との結合に就て、技術的研究、指導が必要である

II特に黒岩は、温度に於て高氣性を示すが、湿度に於ては、日本でも最高の部類に属し、一般的に高氣農業技術をそのまゝ適用し難い事情にある。

指標29. 技術指導状況 (日本農林省調査)

21年4月	22年3月	5月	7月	8月
農事一般	甘蔗赤	免皮及山羊	高氣畜養及	竹細工

(註) 1. 各地区とも略上表と同様の状況である。
 2. 右の外用物因畜養系費が個人的な質疑に属す。

(1) 管農技術の低位

(a) 物的生産手段の低位

管農貸付金1万円は、最小限度の小農具を整備し得るに過ぎず、特に、兩拓地の劣悪な土壌と、入植農家に於ける労力輻輳とを考慮する際、有機質肥料源として、又耕耘手段としての役畜の必要は、絶対であるが、一部少数農家が肥料源として、(差当りは役畜用として)

役畜(馬) 仔牛を備へ、更にその中の一部が成牛馬を備へて居る外、大部分の農家は漸やく若干の中小家畜を購入し得て(余く家畜を持たぬ農家すら相当ある)居るに過ぎない(指標30)。これ、当面の兩拓地管農技術にとつて最大の隘路をなす処である。

又全体として入植者が現在使用可能な役畜を備へて居ない以上、大農具は当面々の意義を持たず、従つて相当の資力を有する極く一部の農家が、大農具を購入し、それより稍々広い範囲の農家が車を揃へて居るに過ぎない(指標31)。

指標30 家畜飼育状況

地	区	馬	山羊	豚	兔	鶏
藤山原(57戸)		5	15	4	232	51
日本原(40戸)		18	45	—	95	12
黒岩(6戸)		7	—	—	6	2

(註) 日本原は全農家の所有牛馬30頭中成牛馬は13頭を占める

指標3/ 大農具整備状況

地区	犁	カトラベーター	脱穀機	播種機	車	其他	合計
藤山(577)	21	—	3	1	34	1	61
日本原(407)	45	8	—	—	11	—	64
黒岩(67)	—	6	6	6	—	—	18

(註) 上記二表とも黒岩が有畜農業の体系を一層整備し得た事柄は「農家経済」の項参照。

(6) 経験的技術の地位

農業経験者少く、指導機関の無力なる現状に於ては、経験的な農耕技術下り、甚不足と居ることば当然である。即ちその現はれとして団全体として合理的に適性品種を選定せず、徒らに個人的に試作と試する過多な作付をなし、又一坪園藝式の過度の労力投下、自給肥料作成方法の未熟等を見ることが出来る。

(3) 農家経済に於ける諸問題

以上開拓事業の具体的性格に制約されて必然的に発生する所の開墾農業過程の諸問題は、相合して農家経済を極度の窮乏に押しやり、今や逆に斯る農家経済の破局化は、右二つの過程に内在する諸問題を益々拡大再生産し、これに周

拓事業の停滞的、騎馬的展開を決定的なうしめる。然し乍ら、他面に於て、右の如き全体的特徴は、個々の農家に依つて相当程度の濃淡のあることを看過してはならない。階層的分化の存在しない筈の開拓地に於て、早くも階層分化の要因が徐々に形成されつつあることに特に注目を要する。

(7) 入植農家に於ける労力の転換

前述せる如の低度な技術に依存する限り、我々は農家に於ける労力配分が開墾農業の過程を制約する重要モメントをなすべきことを予想し、その配分の実態を把握することに多大の努力を費したのであるが、何分にも、全く記録を有せざる農家よりの聴取に依る外なかつた為、甚しく不完全な資料を得たに過ぎなかつた。次の本報告に於ては、利用可能なものを整理して、出来る限り具体的に示したいと思ふのであるが、ここには取敢えず、非実証的な記述を以て、その一端を想像する手がかりとしたい。

一毛作地帯たる藤山、黒岩の入植適期は、雪解け早々4月である。先づ假の設営、土地調査農具取得等に一月は必要である。作業に着手

すれば先づ一方で住宅を建築せねばならない。格端な建築助成金の低額は、自家労力の最大限の提供を必要とする。同時に他方、夏当り60人歩（藤山）乃至45人歩（黒岩）を要する圃墾に着手し、併せて若干時期を失しても、出来れば作付せねばならない。それには採草＝堆肥作成が絶対的に必要である。従つて人力圃墾を主体とする限り、ノ2月降雪までに、藤山に於て圃墾2反、作付1反、黒岩に於て同じく3反及2反の成果を挙げ、冬籠りの準備、即ち燃料採取、冬期副業用意を整へ得れば最上成績であることが理解される。

日本原はこの点比較助成されて居る。年内作業が可能なのは、労力配分が比較的有利になるが、ニ毛作実行の爲の技術的準備がかなり高、実際に於ては、この事情は主として圃墾作業のみ直接の効果を待つ。即ち日本原がノアウリ圃墾4反、作付2反の実績を示す所以である。

(1) 農家経済の窮乏

農家経済の窮乏は、以下の諸点に現はれる。
 (註) 黒岩地区に、その入植者の構成が、親許依存の可能な独身青年者を中心として居り、

一般の用托と甚しく趣を異にすることに留意。

(1) 収支差額の悪化 (指標32)

営農資金を除外すれば、21年度末の手持金額は、22年7月末に於て、ノアウリ藤山系9,500円、日本原6,000円、黒岩4,000円を減らし、営農貸付金10,000円の受入に依つて、漸く大々3,300円、4,600円、8,400円の増額を示して居る。そして更に注意すべきことは、斯る残額も、実は入植者の欲する後畜大農具を購入するに足りず寧ろ黒岩を除けば、7月以降の正常収入と、家計支出との差額の穴埋めに、悉く消費されて了つて可ううと言ふことである。

尚建築実費と助成金の差額は、上述せる如く含まれて居らず、これをも計算に入れば、黒岩の外は、農家経済は、絶対的に赤字を示して居ることとなる。

指標32 収支差額の悪化 (17世り一円)

地区別	21年度			22年度		
	収入	支出	残額	収入	支出	残額
藤山系	14,400	8,180	(2,550)	16,100	12,800	(-3,040)
日本系	12,135	11,237	(1,645)	19,950	15,309	(-5,103)
黒岩	10,320	4,464	(2,528)	23,049	14,653	(7,923)

(註) 1. 営農資金の収入年度は各農家に依り、年度を異にする。故に21年より22年に及ぶ収支の悪化を純粹に見る為には、斯る偶然的要素を除き得ばなりぬ。上表の括弧内数字は斯る訂正を加へたものである。
2. 藤山系、日本系、黒岩の農家調査より、以下の諸氏は下へて右に依る。

指標33 正常収入の絶対的低位性 (17世り一円)

地区別	21年度			22年度		
	全収入	正常収入	比率	全収入	正常収入	比率
藤山系	14,400	1,301	9.0%	16,100	700	4.4%
日本系	12,135	1,492	12.3%	19,950	1,712	8.6%
黒岩	10,320	220	2.2%	23,049	263	1.1%

(注) 正常収入の低位性 (指標33) と補填

源泉の潤滑化の傾向 (指標34)

開墾の最も遅延せる日本系に於て、正常収入は全収入中、21年12%、22年8%

に過ぎず、開墾の遅延せる黒岩に於ては、更に3%及1%を示すに過ぎない。然が更に重要なことは、正常収入の絶対的、相対的低位性を補填すべき収入源泉が、次第に潤滑化の傾向を示して居ることである。即ち、21年度に於ては、補填収入の中軸は、入植当時の手持金と預金引出とに置かれ、併せて親戚知人よりの借入金があつたが、22年度に於てはこれらは、何れも減少し、家具類売却収入が殆ど全体の半を占めるに至つて居る。但しこゝで注意すべきは、斯る傾向の両極をなす藤山、黒岩とである。前者に於ては、家具売却の可能性すら極めて局限せられ、専ら手持金の喰逐し策がとられ居るに對し、後者に於ては、22年度借入金比率の比重が相当の大ききを持つて居ることである。

指標34 補填収の質的変化 (17世り一円)

区分	地区	21年度					22年度					
		補填	預金	借入金	売却	合計	補填	預金	借入金	売却	合計	
実数	藤山	500	3,104	3,612	1,395	965	2,526	-	1,500	403	748	5,401
	日本系	500	2,619	3,077	1,921	2,398	6,180	1,105	805	4,095	8,238	
	黒岩	120	3,369	767	2,333	169	6,954	30	2,523	119	4,667	7,050
比率	藤山	5.1%	32.5%	37.8%	14.1%	10.5%	100.0%	-	49.0%	31.5%	5.5%	13.4%
	日本系	5.0%	23.2%	28.8%	19.1%	22.8%	100.0%	-	22.8%	20.7%	7.3%	49.6%
	黒岩	1.8%	49.8%	11.3%	34.5%	2.6%	100.0%	-	17.0%	1.2%	32.3%	49.5%

(註) 営農資金を除外す。

指標37 家計費の低位性(月額)

項目	地区	21年度					22年度					合計
		主食	副食	被服	医療	其他	主食	副食	被服	医療	其他	
一戸当り	森山	271	143	93	33	131	447	229	124	51	237	1,088
	日本	314	200	97	36	176	574	334	177	73	160	1,340
	黒岩	36	56	12	2	75	100	67	20	2	76	335
比率	森山	14.3	21.8	11.2	5.1	20.3	100.0	41.1	20.9	11.4	4.7	100.0
	日本	18.1	24.3	11.7	4.4	27.5	100.0	42.8	25.0	14.7	5.4	100.0
	黒岩	20.0	31.0	6.4	1.1	41.3	100.0	36.0	20.0	20.9	0.6	100.0
源泉徴収場	森山	97	41	21	10	37	127	65	35	15	63	310
	日本	85	54	26	10	48	223	154	90	54	20	326
	黒岩	30	47	10	2	70	159	41	44	47	1	222

(C) 農業支出の低位性(指標35) × 営農資金
 使途の不健全性(指標36)

凡そ入植者の初年度、2年度の経済は、諸生産手段の購入の爲に、農業支出は多額の経費を要する筈であるが、森山、日本原に於ては絶対額に於て、僅かに7,000円余、全支出の30%をしか示さず、更らに、農業支出の内容に立ち入れば、固定助生産手段は4,000円に過ぎない。即ちその整備する生産手段が、最後の小農具と、若干の小家畜とに留まる所以である。黒岩に於ては、全農業支出15,000円、内固定手段13,000円、即

ち森山、日本原の前者に對して2倍、後者に對して3倍を不す。即ち現在の開墾管農実績に於て、必ずしも他の二地区より良好と言へないかであるが、耕作の発展性、そこに形成される経営の強靱性は遙かにこの二地区を凌駕するに至るであろうと思はれる。

従つて、斯る農業支出を営農資金の面より観察しても、各地区とも、現在までに既する限り、その家計費への繰込みは見られなからば云へ、森山、日本原に於ては、ここ数年月中に、必然的にその一部を家計費に充当せざるを得ない状態にある。又、営農資金本来の意義は、固定手段に投じられて始めて最大の効果を挙げ得るのであるが、この点に於ては黒岩のみが100%以上の活用を示し、他の二地区は40%余が使用されて居るに過ぎない状態にある。

指標35 農業支出の低位性(21年度-22年度)

地区	全支出(A)	農業支出			B/A	C/B
		合計(B)	固定手段(C)	流動手段(D)		
森山	21,698	7,221	4,450	2,771	33%	61%
日本	26,544	7,765	4,351	3,414	29	56
黒岩	19,117	14,795	13,195	1,620	77	88

指標36 管農資金消費状況

地区別	管農資金 A	農業支出計 B	固定手段 C	22.7年度 並額 D	家計費増減 (B+D)-A	固定手段増減 C-A
森山系	10,000 ^円	7,221	4,450	3,300	→ 521	44.5%
日本系	10,000	7,765	4,351	4,649	→ 2,412	43.5%
黒岩	10,000	14,795	13,175	8,393	→ 13,188	131.8%

(d) 生計内容の極度の低位とその悪化傾向
(指標37)

第一に、一月当り月家計費の絶対額は、21年度森山が50円、日本系が20円、黒岩180円、22年度同じく大々、1,100円、1,300円、335円であり、之を1消費單位当りに換算すれば、21年度大々、186円、223円、159円、22年度310円、362円、222円と言ふ状態で、その動物物低水準は一目瞭然である。黒岩が特に少きは親類よりの現物補助が右に算入されて居ないことに依る。従つて生計費の構成が、第一必需品に重心があることは、当然であつて、日本系、森山のそれは共に80%内外、黒岩が稍低く21年度60%を示す。然し又以上の如き絶対的な生活水準の低位

性と共に、その相対的な悪化傾向を看過してはならないのであつて、日本系、黒岩の第一必需品以外の比率は、夫々21年より22年にかけて、27.5%より18.9%へ、41.3%より20.4%へと低下して居る。森山独り逆に20.3%より21.9%へと昇して居るのは、黒岩、森山のやりやりの生活水準を証明するものと理解される。

指標37 家計費の低位性(月額)

項目	地区	21年度					22年度						
		主食	副食	被服	住居	其他	合計	主食	副食	被服	住居	其他	合計
一 戸 当 り 比	森山	271	143	73	33	131	651	447	227	124	51	239	1,038
	日本系	314	200	97	36	176	823	574	234	159	73	160	1,340
	黒岩	36	56	12	2	75	131	100	67	70	2	96	335
一 戸 当 り 比	森山	41.6	21.8	11.2	5.1	20.3	100.0	61.1	20.9	11.4	4.7	21.9	100.0
	日本系	38.1	24.3	11.7	4.4	21.5	100.0	42.8	25.0	14.9	5.4	18.9	100.0
	黒岩	20.0	31.0	6.6	1.1	41.3	100.0	30.0	26.0	20.9	0.6	20.4	100.0
一 戸 当 り 比	森山	77	41	21	10	39	186	127	65	35	15	68	310
	日本系	85	64	26	10	48	223	155	90	54	20	43	342
	黒岩	30	47	10	2	70	159	67	44	47	1	63	222

(e) 農家経済に於ける階層分化の發展

現実に実現せられて居る如の、開墾及作付面積に於て、既に農家階層の両極への分化が表れて居るのみならず、より重要なことは、将来の経営發展の基盤となす如の、生産手段の保有状

況に於て、斯る傾向が一層鋭く示されて居ることである。

(2) 開墾作付面積に於ける階層分化

開墾面積に於ては、下位農家戸数、鞍山2.8%、日本原20%、黒岩33%を以て、全開墾面積の大々12%、6%、8%を占めるに過ぎず、これに対し、上位農家は戸数大々28%、25%、50%を以て、面積の44%、45%、74%を占める(指標38)。作付面積に於ても下位農家は大々30%、18%、50%の戸数を以て、面積の15%、8%、28%を占めるに過ぎず、これに対し上位農家は、14%、22%、33%の戸数を以て面積の25%、35%、59%を占めて居る。(指標39)。

即ちここに示された階層分化は、既に極めて顕著であるが、開墾地に於ては、割当土地面積は一足し、又現に機能して居る限りでの耕耘手段は、各農家とも概ね小農具を中心として居るのであるから、斯る分化の基本的契機は、家内労働力の大小にあると思はれるので、この契を検する爲(指標40)を見れば

黒岩に於ては全面的に、鞍山、日本原に於ては、1労働単位保有農家に於てのみ、大々斯る契機の支配を認め得るが、その他の場合に於ては、家内労働力と面積との直接的な関係が示されて居ない。即ち現在までの処では、勿論家内労働力と面積との関係の存することは見逃せない処であるが、それと共に偶然的な契機、例へば、健康状況、割当土地の便、不便、或は個人的努力如何等の契機が多分に働いて居るものと思はれる。

指標38、開墾面積に於ける階層性(22年7月末)

項目	地区	戸数				面積			
		下位農家	中位農家	上位農家	計	下位	中位	上位	計
実数	鞍山	167	25	16	57	23.49	79.4	86.45	189.34
	日本原	8	22	10	40	9.8	75.2	69.5	154.5
比率	黒岩	2	1	3	6	1.7	3.1	15.7	20.7
比率	鞍山	28%	44	22	100	12%	42	44	100
	日本原	20	55	25	100	6	49	45	100
	黒岩	33	17	50	100	8	18	74	100

(註) 中位農家は2-4反開墾

指標39. 作付面積に於ける階層性(22年度)

項目	地区	戸数				面積			
		下位農家	中位農家	上位農家	合計	下位	中位	上位	合計
実	藤山系	17	32	8	57	24.4	99.1	46.4	163.9
	日本系	7	24	9	40	16.2	75.6	45.8	131.6
	黒岩	3	1	2	6	2.7	1.3	5.6	9.6
比	藤山系	30%	56	14	100	15%	60	25	100
	日本系	18	60	22	100	8	57	35	100
	黒岩	50	17	33	100	28	13	59	100

(註) 中位農家の基準

- 藤山 2-4反
- 日本系 2-4
- 黒岩 1-2

指標40. 圃場面積と家内労働力の関係
(労働単位別1反圃場面積)

地区別	労働単位	1-1.5	1.5-2	2-3	3以上	計
藤山系	4	2.40	3.67	3.67	3.76	3.58
日本系	1.50	4.02	3.53	4.31	3.50	3.56
黒岩	2.75	—	7.00	—	—	3.45

(8) 生産手段保有状況に於ける階層分化

生産手段保有状況に於て、第一に注意を引くのは、黒岩地区が、各戸同一の保有を示す点であつて、これは、同地区に於ては、管

資金管理委員会を作つて、共同購入、均一配分をなして居る爲であつて、この機構の意義は高く評價されねばならない。唯注意すべきことは、生産手段保有に於ける斯る均一性も実現に進展して居る又の前記商榷=作付面積に於ける分化の傾向と必然的に矛盾し、違からず、これら二つの傾向の対決、その何れへかの(個人経営か、共同化か)合流が必至となるであらう。

藤山系、日本系に於ては、先づ大農具を持たない農家が全体の大半30%及び70%を占め、全農家の5%及び10%の農家が、全大農具数の18%及び57%を占めて居る(指標41)。家畜保有に於ては決定即ち意義を持つ大畜畜に於ては、藤山系5%、日本系60%の戸数が全く保有せず、中小家畜に於ては、藤山は35%(中家畜)19%(小家畜)の農家が、日本系は33%(中)20%(小)の農家が全く保有せず、これに於て、上層農家は、藤山に於て中家畜2頭以上所有農家が5%の戸数を以て27%の頭数を、小家畜11頭以上所有農家が7%の戸数を以て24%の

頭数を大々占め、日本系に於ては、中家畜2頭以上所有農家が戸数の7%を以て73%の頭数を、小家畜6頭以上所有農家が、25%の戸数を以て45%の頭数を占める(指標42)。

右の如き生産手段保有に於ける階層分化は主として補償収入に於ける農家の資金調達力如何に依る。(指標43)は斯る兩者の關係を示すものである。

(註)右指標は、本末農家の消費單位を以て修正せられればなりなが、それと近く提出する本報告に譲る。即ち、資金調達力の1万円未満農家は森山に於ては、大農具家畜ともに、全然保有せず、日本系に於ては、漸やく中小家畜を保有する。1万円未満農家は、森山に於ては36%の戸数を以て、大農具の8%、大家畜の3%、小家畜の25%を、日本系に於ては25%の戸数を以て、大農具の8%、大家畜の21%、中家畜の11%、小家畜の13%を占めるに過ぎない。それに対し、1万円以上の農家は、森山に於ては、60%の戸数を以て

大農具の14%、中家畜の17%、小家畜の75%を占め、日本系に於ては、72%の戸数を以て、大農具の92%、大家畜の79%、小家畜の52%を占めて居る。

指標41. 大農具所有状況

項目	地区	戸数					%				
		12	15	25	25以上	計	12	15	25	25以上	計
実	森山	177	25	12	3	57	-	25%	24	11	60
	日本	28	6	2	4	40	-	6	9	13	28
比	森山	30%	40	21	5	100	-	92%	40	18	100
	日本	70	15	5	10	100	-	26	17	59	100
平均	平均	-	-	-	100	100	-	-	-	100	100

指標42. 家畜保有状況

項目	地区	項目	大農具					中家畜				小家畜				
			12	15	25	25以上	計	12	15	25	25以上	計	12	15	25	25以上
実	森山	大農具	57	3	57	37	17	0	-	57	71	9	14	20	5	57
		中家畜	-	5	5	-	10	6	-	22	-	10	52	147	66	295
比	森山	大農具	24	16	40	13	12	3	40	8	7	13	7	3	40	
		中家畜	-	16	16	-	12	24	7	45	-	11	84	56	36	147
平均	平均	大農具	-	6	6	6	-	-	-	6	3	2	1	-	6	
		中家畜	-	7	7	6	-	-	-	6	-	7	5	-	8	
比	森山	大農具	95	5	100	55	20	5	100	17	12	24	35	9	100	
		中家畜	-	100	100	-	92	27	-	100	-	4	15	54	24	100
日本	日本	大農具	60	40	100	33	30	7	100	20	25	32	12	7	100	
		中家畜	-	100	100	-	27	43	20	100	-	7	28	34	11	100
平均	平均	大農具	-	100	100	100	-	-	-	100	50	13	17	-	100	
		中家畜	-	100	100	100	-	-	-	100	-	37	63	-	100	

指標43. 補填収入高(22年7月末)別生産手段保有状況

項	目	数					比						
		17	18	19	20	計	17	18	19	20	計		
茨	戸数	17	5	5	16	1	23	4	18	18	56	4	100
	大戸数	1	5	4	16	2	27	—	19	15	59	7	100
	大戸数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	中戸数	—	3	—	6	—	9	—	33	—	69	—	100
山	戸数	—	3	19	58	7	87	—	3	22	69	8	100
	大戸数	17	2	3	24	5	40	3	5	20	60	12	100
	大戸数	—	1	1	13	7	22	—	4	4	86	36	100
	大戸数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
本	戸数	—	3	—	6	—	9	—	33	—	69	—	100
	大戸数	—	3	19	58	7	87	—	3	22	69	8	100
	大戸数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	中戸数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
東	戸数	17	2	3	24	5	40	3	5	20	60	12	100
	大戸数	—	1	1	13	7	22	—	4	4	86	36	100
	大戸数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	中戸数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
東	戸数	—	3	—	6	—	9	—	33	—	69	—	100
	大戸数	—	3	19	58	7	87	—	3	22	69	8	100
	大戸数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	中戸数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
東	戸数	2	2	3	31	7	45	4	4	9	69	16	100
	大戸数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	大戸数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	中戸数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
東	戸数	4	5	17	120	16	149	5	3	10	72	10	100
	大戸数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	大戸数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	中戸数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

157

9-3

40

昭和二十二年十月

岡山縣に於ける開拓事業実態調査について

經濟安定本部建設局
農林省開拓局

3

岡山縣に於ける開拓事業実態調査概要

開拓事業は 総面積ノ五分五厘の歩の大目標を以て 巨額の國費を投じて
 大規模にその推進を計られざるを得ないが、現在の事業は、様々の困難に逢着
 し、必ずしも所期の成果を挙げ得ない実情にある。
 開拓事業は、敗戦後の日本の運命と暗けりある重要國策として取上げられ、
 資金 資材の非常に乏しく、この事業に振り当てられたるが、
 又、この事業の責任が、重大な責任が、この事業に於て、常に充分なる実

岡山縣に於ける開拓事業実態調査概要

開拓事業は、従面積ノミヨリ町歩の大目標を以て巨額の國費を投じて
大規模にその推進を計られ、現在この事業は、様々な困難に
し、必ずしも前期の成果を挙げ得ない実情にある。

開拓事業は、敗戦後の日本の運命と暗ける重要國策として取上げられ、
資金、資材の非常に大きな負担が、この事業に振り当てられておるが、
又この事業の成否は、重大な責任が、かゝつておる。

この事業に於ける責任は、この事業に於ける責任は、常に充分なる
情報認識を、持ち、経済安定期間、送付に欠けること、この事業に於ける責任は、常に充分なる
山縣農業復興會議事務局調査部並に、農林省開拓局とが、協同を以て本年四月間

家、村、町、市、郡、縣、各々、の、開拓事業の、調査に、分、水、前、者、は、同、縣、内、に、於
ける、開拓事業を、夫々の、持、つ、性格、並に、夫々の、之、つ、諸、條件、に、應、じ、て、こ、れ

に、類、別、し、その、類、別、に、應、じ、て、之、の、數、ヶ、所、の、Sample 地区を、選、定、し、こ、れ
等の、地区に、對、し、總、括、的、的、調査を、實、施、す、る、も、の、で、あ、る、後、者、は、一、般、的、的、調査、地、区、に、

中、から、代、表、的、な、數、地、区、を、選、定、し、様、々、な、角、度、か、ら、事、業、の、成、容、を、徹、底、的、に、分、析、
究、明、し、て、行、く、調、査、で、あ、る、

この調査により、岡山縣に於ける開拓事業の諸問題が全体として整理さ
れるのである。

この調査は、尚他の、數縣に於て、これと、同、じ、に、より、開拓事業の
問題が、全國的な規模で、纏められ、ることとなる、岡山縣に於ける調査は、経

費の、關係から、調査の、地区と、減、じ、一、般、的、的、調査は、み、な、し、地、区、に、
別、精、密、調、査、は、る、地、区、を、選、定、し、た、

特別精密調査地区は次の通りである

- 蒜山原地区
- 白木原地区
- 泉岩地区
- 奥庭郡八栗村川上村地内
- 勝田郡廣戸村地内
- 苫田郡上加茂村地内

(別紙 面参照)

尙調査報告は

第一部

第二部

第一編 開拓事業の総合的検討 (一冊)

第二編 各調査地区の実態 (三冊)

第三編 開拓地に於ける農業経営の諸問題 (一冊)

第四編 開拓地に於ける農業協同経営の諸問題 (一冊)

の如く取纏められる。

尙 農地開発事業の実施機構の検討

農地開発技術と開発形態

農地開発事業運営の総合性

管農の諸問題

開拓団の構成とその活動

開拓地に於ける多角経営

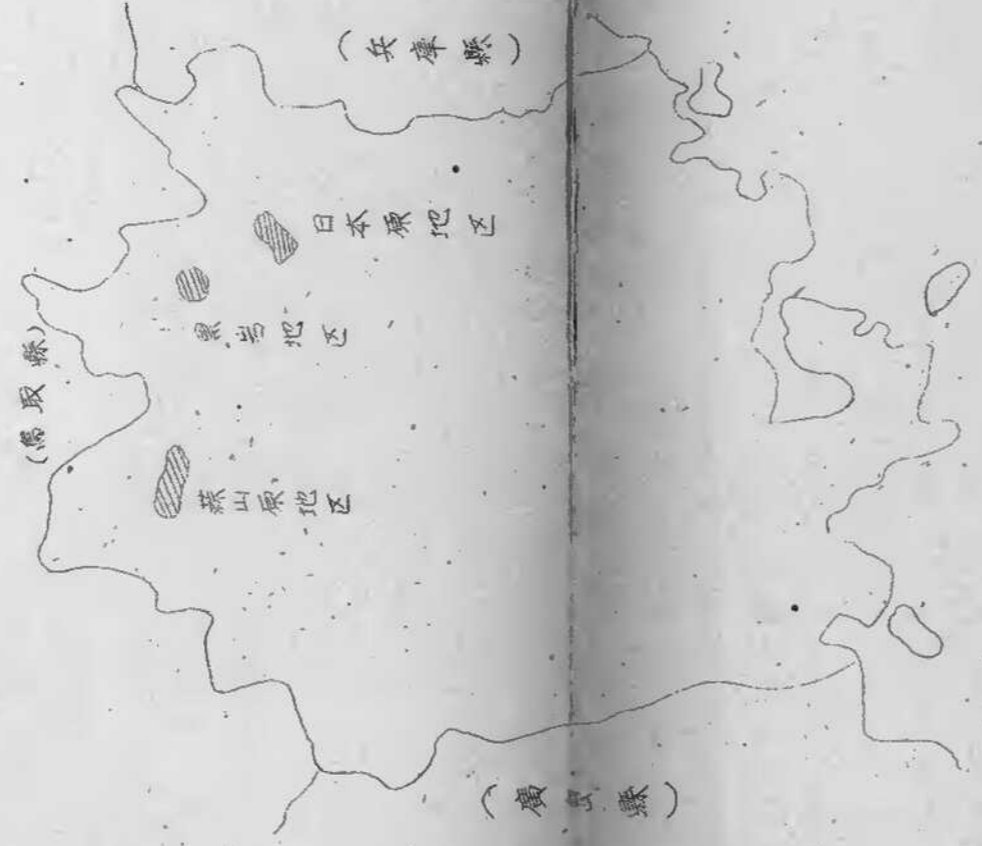
等の諸問題についてこの報告を必要とするが、之等の問題については、資料を整つておられるが、経営の関係から取纏めが出来ず、これは他日に取り纏めさせていただきます。

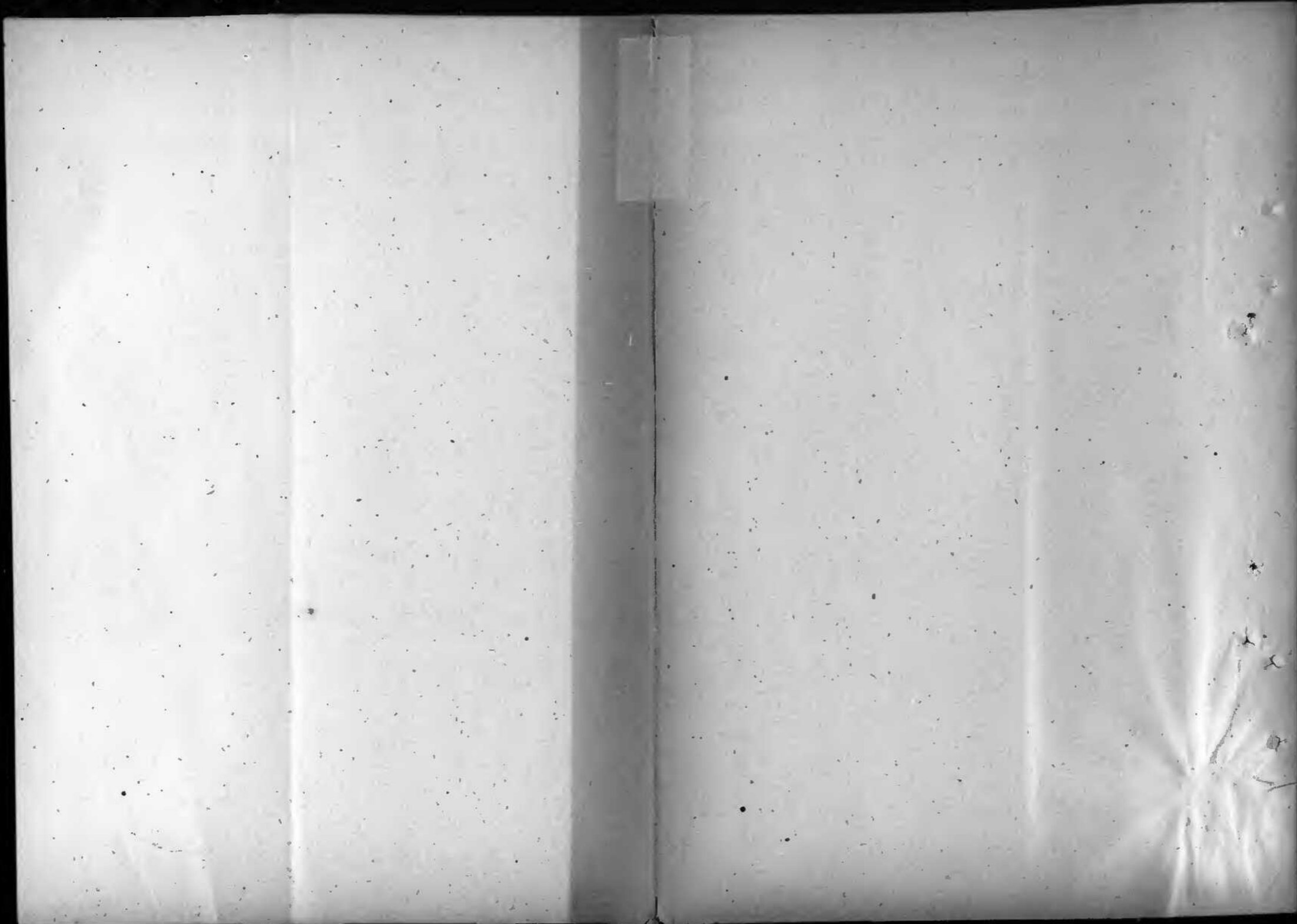
(2)

岡山縣開拓事業実態調査地区図
(特別調査地区)



岡山縣開拓事業實態調査地区図
(特別調査地区)





3002

9-3

159

河川保合川養調査費内示現 (22. 12. 8)

科	目	金額	備考
(御) 行政印費		7,555,000	
(順) 内閣及各廳		3,925,000	
(順) 經濟安定本部費		3,925,000	
8. 旅		25,000	
	特別旅費	25,000	
9. 宿		92,000	
	特別用品	92,000	
	文具	30,000	
	食糧	62,000	
10. 被		42,000	
	被褥	42,000	
	圖書及印刷費	38,000	
	通信費	5,000	
(敵) 農	林省	1,568,000	

43

5. 賃	人夫	714,000	
8. 旅	特別旅費	385,000	
	特別旅費	169,000	
	調査旅費	216,000	
9. 消	消耗品	36,000	
	文具	10,000	
	食糧	66,000	
11. 収	旅務	131,000	
	通信	14,000	
	運搬	22,000	
	修繕	95,000	
11. 備	用品	130,000	
	事務用品	30,000	

12	限材料費	32,000	
	水		
	油	18,000	
	諸		
	材	2,000	
	費		
(株)内	務	2,000,000	
	活		
5	雙	1,000,000	
	人		
	天	1,000,000	
	金		
8	旅	422,000	
	費		
	特	198,000	
	別		
	旅		
	費	230,000	
9	銷	249,000	
	耗		
	品		
	費		
	文	161,000	
	員		
	煙		
	費	88,000	
10	股		
	務	19,000	
	費		

	運	14,000	
	橋		
	費	38,000	
	運		
	費	29,000	
11	備	64,000	
	品		
	費		
	事	64,000	
	業		
	用		
	費		
12	原	198,000	
	材		
	料		
	費		
	木	95,000	
	材		
	費		
	油	49,000	
	脂		
	費		
	諸	54,000	
	資		
	材		
	費		
100	荷	3,905,000	
	工		
	省		
	費		
8	旅	200,000	
	費		
	特	200,000	
	別		
	旅		
	費		
9	有	291,000	
	耗		
	品		
	費		
	文	183,000	
	員		
	費		

食糧費	80,000	
役務費	234,000	
通信費	16,000	
委託費	3,215,000	

河川別調査費 6,700,000円

内務省 分担	1,800,000	
陸 軍 分担	700,000	
海 軍 分担	300,000	
紅 十字 分担	500,000	
農林省 分担	300,000	
	1,400,000	

3

十 津 川	500,000	
番 磯 川	600,000	
組 日 川	300,000	
商 工 省 分 担	3500,000	
尾 磯 又 見 利 根	1,100,000	
諸 苗 代 畑	1,100,000	
十 和 田 畑	700,000	
致 殊 川	600,000	

計 三ノ他口各河川別委員会議用食糧費22,200円宛を計上す。

2

110

昭和二十二年十二月

猪苗代湖計画

経済安定本部建設局

162
9-3

猪苗代湖計画

一 計画の基本

阿賀野川支流大川に北堤を設け、その蓄水量をポンプに依り揚水して、猪苗代湖に注水し、その利用水深を現在の三、二〇米より更に四、二一米低下せしめ、冬期渇水期補給用の出力三、〇〇〇キロワットの発電所を造る計画なり

二 計画の概要

1. 取水河川、放水河川
 - 取水河川 阿賀野川水系大川
 - 放水河川 阿賀野川水系大川
2. 貯水池
 - 猪苗代湖 湖面積 一〇四・六八 Km^2

現在決定せるもの
 有効貯水量 三三、〇〇〇、〇〇〇 m^3
 利用水深 三、二四二米

(2) 今后調査するとの
有効貯水量 七、五〇〇、〇〇〇 m³
利用水深 七、四二米

流域面積及河川流量反揚水量

流域面積 七九四 km²

流量 小谷測水所記録（昭和五年至昭和十二年）に依り第一

表の通りである

第一表

河川流量	日	日	日	日	日	日	日	日	日
二八三	九	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二
九	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四
二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二
二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二
二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二
二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二
二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二
二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二
二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二

(3) 揚水量

大川よりの揚水量は、大川に必要水量を減縮せしめ、下流に安全を見て、五〇〇〇 m³とし一日十八時間運転するものと、下流に安全を見て、八月末迄に一七〇、〇〇〇 m³の水を揚水し得る。

更に不足量七〇、〇〇〇 m³は、九月の遊水期に揚水し、小谷測水所の水位は九月末を以て充分回復し得るものと考へる。

使用水量反発電力

猪苗代湖の貯水を利用するにあたり、従来の如く日橋川筋の発電所を冬期ベリス発電所として利用せず、使用水量を冬期平均三〇%低下せしめ、現在は比し日橋川筋年放水量に於て一三九、五〇〇 m³の節約を得る。之を大川揚水量と合計し、一三九、〇〇〇 m³の水を揚水し得る。更に次の点を考慮して、次表を得る。

の遊水期（六七八）三ヶ月に於て、多くの水を分水する。冬期過水期（十二月一、三、三月）四ヶ月に発電する。

第二表

- 二 水路取入口附近地形測量
- 三 水路発源所附近地形測量
- 四 地質調査
- 五 補償調査

12

昭和二十二年十二月

琵琶湖利水計画

経済安定本部建設局

9-3
166

琵琶湖利水計画

一 計画の基本

宇治川宇治附近に堰堤を築造して、宇治川河谷を琵琶湖と同水位の貯水池とし湖面低下によつて主として冬季渇水時発電所とする傍ら夏季の流量を調節し淀川の洪水、琵琶湖の洪水位上昇を防いぐ宇治川、淀川の河川統制を確立する計画である。

二 計画の概要

1 取水河川 放水河川

取水河川 淀川水系宇治川

放水河川

2 貯水池

琵琶湖 湖表面積

六九〇 km²

1 (1) 現在決定せるもの
利用水深 二、一〇〇(十、三〇〇—一、八〇〇)
有効貯水量 一四五〇、〇〇〇 m³

(1) 今後調査するもの
 利用水深 約400m (1003051370m)
 有効貯水量 約235000000m³ (予想)
 宇治川貯水池
 総貯水量 780000000m³
 有効水深 400m
 有効貯水量 1000000000m³
 堰堤高 75m

3 流域面積及河川流下量

(1) 琵琶湖 3848ha
 宇治川新流域 372ha
 計 4120ha
 (2) 河川流下量

琵琶湖からの流量は疏水と沿岸の灌漑其他用水を差引いた瀬田川流量をとり宇治川の流量は名張川の平均流量をとったのであって前者は自大正九年至昭和一五年二〇ヶ年の平均を、(鳥居川割水所)

後者は自昭和五年至昭和一二年の平均をとって計画した。この月平均流下量は次表の通りである。

第一表 宇治貯水池月別平均流入量

月	瀬田川流量	宇治川新流域流量	合計流量	備	要
1	1123	52	1175		
2	1427	65	1492		
3	1882	77	1950		
4	2022	80	2102		
5	1284	54	1338		
6	1394	53	1447		
7	1875	50	1925		
8	1077	35	1112		
9	1480	37	1517		

平均	12	11	10	9	8	7	6	5
	一〇七〇	八三六	一〇〇五	一二五	一一九五	九二四	一〇六四	一四六三三

但し、濁水年の様子をしらべる為には、瀬田川最濁水年次である昭和二年の流量と今年の名張川の流量をとつて、之を濁水年次流量とした。即ち、濁水年次流量は次の通りである。

第二表 宇治野水池濁水年次月別平均流入量

月	1	2	3	4
瀬田川流量	六七三	八六三	一八八〇	一一二〇
宇治川新灌漑流量	五二一	一四一四	一四八二	六三五
合計流量	七二五	一〇〇四	二〇二八	一八三五

平均	12	11	10	9	8	7	6	5
	一〇〇三七	一二五〇	一一一〇	七六一	六九八	九一六	一一四〇	七七九
	一〇七八	五二三	一一五三	一四五三	二〇〇五	一〇五二	一〇四八	九四三
	一一一一五	一三〇二三	一二二五三	九〇六二	八九八五	一〇二一二	一二四四八	八七三三

4. 使用水量及発電力
 此の計画は冬季濁水期の発電所を建設するにあつて、夏季にあつても下流に対し責任放流量がある。疏水と湖岸の灌漑用水は上表の放下量から除いてあるから考慮する要がない。淀川から取水する水量は昭和

年次	月	流入量	用水量	貯水量	受電湖面	発電力	発電力量
平 年	10	一一九五	八五〇	九四一	十〇三〇	五〇〇〇	三七〇〇〇
	11	九二四	一〇〇〇	九三三	十〇二五	五七〇〇	四一〇〇〇
	12	一〇六四	一九五〇	八四四	一〇二〇	一一〇〇〇	八二〇〇〇
	1	一一七五	三三六二	六二六	一〇〇〇	一九〇〇〇	一四一〇〇〇
	2	一四九二	三六四二	四一一	一八〇	二〇五〇〇	一三八〇〇〇
	3	一九五九	一五五〇	四五二	一六五	八六〇〇	六四〇〇〇
	4	二一〇二	八五〇	五七七	一一五	四八〇〇	三五〇〇〇
	5	一三三八		六二六	一〇〇		三六〇〇〇
	6	一四四七		六八五	〇七五		三五〇〇〇
	7	一九九五		八〇二	〇三〇	四九〇〇	三六〇〇〇
	8	一一二二		八三四	〇一五	五〇〇〇	三三〇〇〇
	9	一六五三		九一七	〇二五		三六〇〇〇
平 年 合 計							七一八〇〇〇

第三表 使用水量発電力月利平均表

(湖面低下—一八九の場合)

一五年三月で三一六七であるが、将来の予定としては三八八六を見込んであるから、之に余裕をみて八五〇〇に及ばなかった月は二〇ケ年間三二ケ月ある故に夏季責任放流量を八五〇〇とすは十分と思はれる。

宇治川既設発電所は冬季の尖頭負荷発電所として積蓄を貯すのであるが、今般に之を考慮しないて計算すると、使用水量と発電力等の関係は第三表の通りである。但し平年の次に渴水年次を続けて計算した。尚本表の貯水量は、湖面一三七〇を単位として単位はを使用した。即ち一三七〇の利用貯水量は宇治貯水池を合せ二四五〇〇〇〇〇〇で之は九四一〇に当り、既定計画の一八〇〇低下の場合には尚四一〇の貯水量を保有してある事になる。

平年	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	12	11	10
九四一〇	九三三四	八四四八	六一七三	四一一一	四五八九	四九二二	四九二二	四九二二	四九二二	四九二二	四九二二	四九二二	四九二二
十〇三〇	十〇二五	一〇二〇	一〇一五	一〇一〇	一〇〇五	一〇〇〇	九九九五	九九九〇	九九八五	九九八〇	九九七五	九九七〇	九九六五
五七〇〇	五七〇〇	五七〇〇	五七〇〇	五七〇〇	五七〇〇	五七〇〇	五七〇〇	五七〇〇	五七〇〇	五七〇〇	五七〇〇	五七〇〇	五七〇〇
三三〇〇	三三〇〇	三三〇〇	三三〇〇	三三〇〇	三三〇〇	三三〇〇	三三〇〇	三三〇〇	三三〇〇	三三〇〇	三三〇〇	三三〇〇	三三〇〇
九四一〇	九三三四	八四四八	六一七三	四一一一	四五八九	四九二二	四九二二	四九二二	四九二二	四九二二	四九二二	四九二二	四九二二
十〇三〇	十〇二五	一〇二〇	一〇一五	一〇一〇	一〇〇五	一〇〇〇	九九九五	九九九〇	九九八五	九九八〇	九九七五	九九七〇	九九六五
五七〇〇	五七〇〇	五七〇〇	五七〇〇	五七〇〇	五七〇〇	五七〇〇	五七〇〇	五七〇〇	五七〇〇	五七〇〇	五七〇〇	五七〇〇	五七〇〇
三三〇〇	三三〇〇	三三〇〇	三三〇〇	三三〇〇	三三〇〇	三三〇〇	三三〇〇	三三〇〇	三三〇〇	三三〇〇	三三〇〇	三三〇〇	三三〇〇
九四一〇	九三三四	八四四八	六一七三	四一一一	四五八九	四九二二	四九二二	四九二二	四九二二	四九二二	四九二二	四九二二	四九二二
十〇三〇	十〇二五	一〇二〇	一〇一五	一〇一〇	一〇〇五	一〇〇〇	九九九五	九九九〇	九九八五	九九八〇	九九七五	九九七〇	九九六五
五七〇〇	五七〇〇	五七〇〇	五七〇〇	五七〇〇	五七〇〇	五七〇〇	五七〇〇	五七〇〇	五七〇〇	五七〇〇	五七〇〇	五七〇〇	五七〇〇
三三〇〇	三三〇〇	三三〇〇	三三〇〇	三三〇〇	三三〇〇	三三〇〇	三三〇〇	三三〇〇	三三〇〇	三三〇〇	三三〇〇	三三〇〇	三三〇〇

平年	3	2	1	12	11
一一二五三	一一七五〇	一二〇〇〇	一二二五〇	一二五〇〇	一二七五〇
一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇
六〇六七九	五七〇〇〇	五三三三三	四九六六六	四六〇〇〇	四二三四三
一一一〇〇	一一一〇〇	一一一〇〇	一一一〇〇	一一一〇〇	一一一〇〇
九七〇〇	九七〇〇	九七〇〇	九七〇〇	九七〇〇	九七〇〇
三五〇〇	三五〇〇	三五〇〇	三五〇〇	三五〇〇	三五〇〇

上表の示す通り平年も渴水年も湖面低下をし一八〇に限定すれば最渴水年次の出力は若しく減少する。之を若し仮に一三七〇に設計出すとせば表の示す通り一八〇に於て尙四一〇の貯水に於て一〇億立方米の貯水を有し。之が渴水年次の出力減少を防ぐことに役立つのである。又かゝる最渴水年には湖面を更に一五〇に低下せしめる事を特に許容するとすれば渴水年の出力減少はかゝり緩和される事になる。

三 構造物の大要

1. 宇治堰堤

高さ岩盤上	約	七五m
堤長	約	二四〇m
コンクリート	約	三五〇〇〇m ³

2. 宇治発電所

設備容量

二七〇〇〇KW

尚現有の宇治発電所設備 三二〇〇〇KW は冬季尖頭負荷発電所として活用する事ハ考へらる。

放水路 放水位をなるべく低くして利用落差を大にするため放水路を約一〇〇〇m開鑿する。

四. 既設発電所に及ぼす影響

既設の志津 大峰両発電所は新貯水池に水没し年出力約一〇〇〇〇〇KWを失ふ。又既設宇治発電所は予備設備として價值を残すが、前記の発電力の計算(第三表)には此の出力を考慮してゐないので、その年

間出力二億kwhを此の計画の出力で補償するものと考へねばならぬから新発電所の総電力量は四億kwh見当の純出力と見なければならぬ。

五. 調査方針

放棄より行なはれてゐる河水統制計画による、発電方式には、水路式による外畑発電、堰堤式による外畑発電案がある。今又、本計画に於ける如く、宇治発電所直上流に於いて高さ七〇米の堰堤を築造して、琵琶湖の平面的拡張を計らんとする案も考へらるゝ故に、堰堤地附近の地形測量及地質調査をなし、又、貯水池の湛水区域の測量を行ふ、計画立案によりこれら三方式の開発計画の優劣を比較研究せんとするものがある。

調査事項

宇治堰堤附近地形測量及地質調査

一. 発電所附近地形測量

二. 貯水池平面測量(特に宇治附近、外畑、曾東渡、大石中地区等)

四

福貞謝全

45

昭和二十二年十二月

阿蘇谷利水計画

経済安定本部建設局

9-3
193

阿蘇谷利水計画

計画の基本

白川流域の灌漑用水の不足を阿蘇外輪山よりの分水嶺を求めその捕給水量ととの湖の落差を利用して発電をする計画である。

計画の概要

- 一 取水河川 放水河川
- 二 取水河川 筑波川水系 杖立川
- 三 取水河川 大野川水系 玉系川
- 四 放水河川 白川水系 黒川
- 五 取水河川 黒川より再び取水し白川へ放水す
- 六 貯水池 第一貯水池、杖立川
- 七 施設 等

有知水深 二五〇〇
 有知貯水容量 八、二〇〇、〇〇〇 m³
 第二貯水池（大野川）
 堰堤 西々 三五〇
 有知水深 二〇〇
 有知貯水容量 六、〇〇〇、〇〇〇 m³
 第三貯水池（大野川）
 堰堤 高さ 五〇 m
 有知水深 三〇 m
 有知貯水容量 一、五〇〇、〇〇〇 m³
 流域面積及河川流量
 第一貯水池 貯水池 六、四〇〇 km²
 集水路 二、七五〇

第二貯水池 小計 三、三九〇
 貯水池 一、二四〇
 集水路 八四〇
 小計 二、〇八〇
 第三貯水池 貯水池 一、七〇〇
 集水路 八四〇
 小計 二、六〇〇
 合計 八、〇八〇

(2) 流量
 流量は大野川水系百段測水所記録（自大正八年至昭和十二年）及後
 後川水系以球川礪竹測水所記録（自大正十二年至昭和十二年）によ
 り、各貯水池別流入量は第一表の通りである。

第一表 各流域別月別平均流量

月	第一貯水池	第二貯水池	第三貯水池	合計	摘要
1	0.875	0.539	0.727	1.90	
2	0.94	0.671	0.840	2.60	
3	1.091	0.733	0.915	2.84	
4	1.065	0.655	0.820	2.54	
5	1.336	0.957	1.178	3.47	
6	1.170	1.024	1.158	3.35	
7	1.501	1.073	1.322	3.89	
8	1.627	1.166	1.384	4.18	
9	1.383	0.849	1.063	3.30	
10	1.143	0.579	0.726	2.45	
11	0.942	0.479	0.582	1.99	
12	0.758	0.466	0.582	1.81	

使用水量(分水取水量)及発電
 使用水量を決定するには次の考慮を拂うた
 (I) 灌漑期(大々八月)三ヶ月になるべく多くの水を分水する。
 (II) 冬期揚水期(一二月)三ヶ月になるべく多量の発電をする。
 (III) 其他期間もなるべく発電する。
 右の目的によつて次の表を得る、故に貯水量は三貯水池の有効貯水量
 三二二〇〇〇〇リットルを限度として之を設計して一八〇〇〇リットルとした。

第二表 使用水量発電力月別平均表

月	流量	分水取水量	貯水量	発電力KW	発電水量kWh
1	0.875	0.330	0.545	17,400	13,000,000
2	0.94	0.330	0.61	17,400	13,000,000
3	1.091	0.330	0.761	17,400	13,000,000
4	1.065	0.330	0.735	17,400	13,000,000
5	1.336	0.330	1.006	17,400	13,000,000
6	1.170	0.330	0.84	17,400	13,000,000
7	1.501	0.330	1.171	17,400	13,000,000
8	1.627	0.330	1.297	17,400	13,000,000
9	1.383	0.330	1.053	17,400	13,000,000
10	1.143	0.330	0.813	17,400	13,000,000
11	0.942	0.330	0.612	17,400	13,000,000
12	0.758	0.330	0.428	17,400	13,000,000

12	11	10	9	8	7	6	5
一八一	二二五	三三〇	四三八	三八九	六〇二	三四七	二五四
四三〇	二一四	一八〇	一八〇	四九〇	四九〇	四九〇	一六〇
九三一	一八〇	一八九	一〇一	七八一	八五〇	六九〇	七九三
一七四〇〇	八三〇〇	七三〇〇	七三〇〇	一八二〇〇	一八二〇〇	一八二〇〇	六五〇〇
一〇八八〇〇〇	六〇〇〇〇〇	五〇〇〇〇〇	五〇〇〇〇〇	一三五〇〇〇	一三五〇〇〇	一三五〇〇〇	四八〇〇〇〇

有効落差は第一発電所平均二〇〇m第二発電所平均二八五mとして計算した。

印は漏水を示す第二表は利水記録の一五ヶ年の平均によつたものであつてこの表では貯水池が全く有効貯水量を使ひつくすことはなかり、この表による最少貯水量へ二月四七五t一、五〇〇、〇〇〇m³は漏水年に利用して、灌漑用水の不足、発電力の減少を防ぐに役立つのであ

三、構造物の大要

名	高	長	上
第一燈堤	m	m	量
第一	三五	一六〇	
第二	三五	一五〇	
第三	五〇	二六〇	

燈堤はすべて土燈堤と考へて計算した

名	橋	長	最大流量
第一	第一燈堤	四四〇	二、〇
第二	第二燈堤	二二〇	一、〇
第三	第三燈堤	三八〇	一、〇

第一 發電所 水路	二二〇〇	一三〇〇	六〇
第二 發電所 水路	四〇〇〇	二〇〇	八〇
第三 發電所 水路	五八〇〇	六〇	六〇

發電所

名 稱	有効落差	最大使用水量	最大発電力
第一發電所	二〇〇	六〇	一〇〇〇
第二發電所	二八五	六〇	一四二〇

(注) 第一發電所の使用水量を第一發電所と同一量としたので、黒川並白川の既設発電所に及ぼす影響は、第二發電所放水路より下流にあるものに対して冬季出力増加の影響を及ぼすより上流にあるものには何等影響を及ぼさない。
大野川を利用する既設発電所は竹田第一、第二の面発電所があるが、

いづれも極めて低落差であるからその出力の減少は非常に少ない。
又秋立川には秋立、小国、黒洲、其他既設発電所があるが、本計画で利用する秋立川流域は僅か三三、八kwhであり、之等既設発電所の位置はその最上流の秋立発電所であるが、その影響は大さくない、しかしいづれも本計画の出力で補償する事は考えな
ばならぬ。

大野川下流に大分県の大野川開発計画があるが、其の計画に対して、該地奥の流域面積(九七、八kwh)に比し本計画の利用する流域面積(四八、八kwh)は僅か四七%に過ぎないのでその影響する事は少ないと思はれる。
本計画は電力量一〇八、八〇〇、〇〇〇kwhを得るので多少補償電力があるにしろ、優に一億kwhを得るので、其の電力の内容が冬に多いといふことは注目すべきもので、同時に白川流域に春期間三ヶ月間平均四五%の水を供給する事は頗る重要視しなければならぬとある。

尚必要がなれば調査の結果より此の計画を大きくする可能性が十分
予想せらるるものである。又貯水池を大きくする事によつて大野川用
途計画の不足水量を灌漑期に放流する事が出来る。

調査方針
白河流域の不足水量を補給する為には、碓氷峠山、杖立川、及び大野川に求め
て、引水落差を利用して併せて、発電を行ふ計画であるので、本計画に
於ける貯水池は、河川に所蔵の輪山である故に、堰堤地、地形、地質の調
査を十分に行ふ必要がある。

- 一、貯水池平面測量、断面測量、地形測量、地質調査
- 一、貯水池断面地形測量
- 一、貯水池貯水地形測量
- 一、地質調査
- 一、補償調査

41

100

昭和二十二年十二月

玖珠川開発計画

経済安定本部建設局

9-3
119

秋津川開発計画

計画の基本

秋津川の最上流にある筑波池、藤原貯水池の下流、新田第一発電所取水口附近に高さ約四五米の堰堤を築造し、約一八、六〇〇、〇〇〇立方メートルの貯水池を設け、下流、秋津川筋、既設発電所の発電力を増強すると共に、熊本、福岡、両縣下の灌漑用水の補給を行なはんとするものである。

計画概要

- 一、取水河川 秋津川水系 秋津川
- 放水河川
- 二、貯水池
- 堰堤位置 大分縣玖波郡飯田村秋間
- 堰堤 高さ 四五米

41

貯水量 一八、六〇〇、〇〇〇立方メートル

3. 流域面積及河川流量

- (1) 流域面積 三、八〇〇平方メートル
- (2) 流量（櫻竹測水所）（流域面積四五、六〇〇平方メートル）（昭和五年並昭和十二年）

櫻竹測水所 (百萬毎分)	豐水量	平常量	枯水量	湯水量	年平均	備考
二・九〇	二・八八	二・四一	一・九二	四・〇七		
一・四八	一・〇九	〇・九二	〇・七三	二・五五		

4. 使用水量及発電力

本貯水池は下流、既設発電所の冬期供給力の増強を主とし、発電所は新設せず、灌漑期は適宜使用するものとする。
冬期一〇〇日間に於ける平均使用水量は差し当り町田発電所に対し、では平均二一五立方メートル毎秒補給することとして、冬期に於ける増加電力量は次の如くである。

平均伏用水量 一、二五〇、〇〇〇 立方尺毎秒
 下流利用落差 四八、六尺
 増加発電力 一五、六〇〇、〇〇〇 キロワット

調査概要

北沢川の電力事情より見て、本計画地点に存るべく貯水池を築造する事は望まれてゐるのであるが、既設貯水池の土層は現在雨水多く維持困難を来してゐる現状であるから、本計画貯水池を地質上土層脆か可能であるか否かを調査する。
 尚又附近には本種貯水池以外にも土層脆れより得らるる貯水池式地点があるから、之等をも併せて地質、地質の調査をする。

調査事項

- 一、貯水池平面測量
- 二、既設貯水池形測量
- 三、試掘及ボーリング

四、補償調査

42

100

昭和二十二年十二月

物部川利水計画

経済安定本部建設局

9-3

物部川利水計畫

一、計畫の基水

物部川上流は、高さ六〇米の堰堤を築造し、水を貯溜せしめて下流に於ける洪水の緩和を望むるに、この貯水を所貯し、必要し、反復一旦放流し、更に放流域の水量とを合す、下流に於ける地盤高さ二五米に於り取水し、再び必要に於て反復放流せしめ、神給り當てんとするものがある。

二、計畫の概要

- 1. 河川、物部川（流域面積 四九〇、三平方并）
- 2. 貯水池

第一貯水池（上流）
 二九五、二平方并
 第二貯水池（下流）
 四三三、三平方并
 泉水面積
 二九五、二平方并
 総貯水量
 一八、四八〇、〇〇〇 立米

有効貯水量 一三、一〇〇、〇〇〇 立米
 有効水深 一五米
 堰長 六〇米
 河川流量 二五米

第一貯水池	第二貯水池	最大	平常	平均	最大	平常
二七二六	三、九九〇	二六一三	二二六九	一、二〇七	八四八	五、八七
二七二六	三、九九〇	二六一三	二二六九	一、二〇七	八四八	五、八七

三、利用水量
 (1) 発電用水

第一発電所	第二発電所	最大	平常	平均	最大	平常
一六〇	三〇〇	八、八	一五、〇	五、一八〇	六、四六〇	三、五五〇
一六〇	三〇〇	八、八	一五、〇	五、一八〇	六、四六〇	三、五五〇

(4) 炭炭用水

煙炭反側 五〇八七町歩
 補給用水 四七三七町歩
 岡田用水 三一四町歩

三、梅造物の大要

第一煙炭	煙高(米)	煙管長(米)	炭床積(重)	備	名
第二煙炭	二五	一六八	一八六・八〇〇		

2. 発電所

第一発電機	設備容量(kw)	出力(馬力)	導水路(米)	備	名
第二発電機	六五〇	八〇〇	四〇〇〇		

四、調査概要

物須川の上流香美町在所村の高さ六〇水の煙炭を築造し、洪水調節を
 兼及び下流の灌漑用水を力さんとするにあり又下流に於ける新発電所
 再地点を併せて調査せんとするものである。

- 調査事項
- 一、貯水池平面測量
 - 二、煙炭附近地形測量
 - 三、水路関係概測
 - 四、発電所附近地形測量
 - 五、堰堤地点地質調査
 - 六、新発電所調査

24

東

開拓の真相と反省

9-3
185

景に昭和二十年秋策定実施された緊急開拓事業は國土資源の合理的開発
 の見地から、土地の農業上の利用増進と、人口収容力増大を目的として二
 二年十月改定を見、過年度に引きつゞき

開 墾	一五五万町歩	五十年	二二—二六年
干 拓	五万町歩	八十年	二二—二九
農業水利	受益面積延 三三三万町歩	五十年	二二—二六
土地改良	延 一七六万町歩	五十年	二二—二六
計画目標の下に			
入植戸数 (開墾及干拓地)			三四万六千戸
増反戸数			九四万六千戸

として本計画完成後に於ける
 主要食糧増産目標

一六七五万石

の生産を期することになったのである。
 本計画に対する実績を見ると、開墾は二十一年度本道に二二二、三四五町

歩を拓き計画の七九六％に当り二十二年十月末には二七八一九五町歩であつた。然し五十町歩以上の所謂大開墾は五十町歩未満の小開墾に比し開墾進捗度は著しく低い。これは小開墾は既成農村に比較的距離が近いので、家屋を始め農機具、家畜等に利便が多いことと農業技術、生活上の協力乃至指導を受け易いが大開墾は反対に高冷、山岳地その他の地理的に既成農村に遠い場合が多く、農業及農村生活に素人の多い入植者達が周囲からの援助指導を受け難いことに依るものと考へられる。

次に、開拓は初年度の三十一年度末に於て、同年着工地区平均進捗率は一二三％である。

此等開墾開拓地への入植戸数は三十一年度末に一〇七、八〇九戸で計画の七六％、二十二年九月末現在では一、二九一、五七戸、そのうち離脱戸数は一、二一四、四戸を差引くと実に入植戸数は一、〇七〇、一三戸となり定着率は九一％である。一方地元農民が開拓地に於て耕地面積を拡張する所謂増反は二十一年度末に二〇、六五〇、七戸、実に九九％に達し、二十二年九月末には

三四、五九、五九戸に及んでゐる。増反の率の良いことは、云う迄もなく農業経験を有する上、農業生産に必要な農機具或は家畜は元より、住家があるということから従つて一応生活上の根拠があるのと、失敗しても致命的な損害を付けないということが氣に開墾に入り得るからであらう。

本計画の目的とすると、主として失業救済と食糧増産とにあるが失業救済という点から見ると、入植率七六％に対し離脱九％であつて、実在戸数の計画に対する割合は六九％に過ぎない。入植率の低いことは、第一に入植すべき土地に家がなにか、又は家を建てようとしても、資金、資材の欠けて解決しない、家の向題は別としてもその入植しようとする土地での営農方法とその将来への見通しが示されない為、入植者の大部分である農業未経験者は何に據り何を自当に入植してよいか不安で躊躇せざるを得ない。従つて又幾何の資金を要するかわからないし、その上その資金もないという者が多い実情であらう。

次に離脱について、入植者選定方法の不適當であつたことも大きな原因

のいつてあつたか 一旦入植したものは、右と同様の理由及び農官指導並に開拓地という全く未知な生活環境に於ける入植者の生活に対する温い思ひやりのある世話 指導の組織 施設が整備されていまい為 生活 営農に不安を覚え或は敗端を未だしたことに依るものが少なくないと思われ、そして現に入植している六九%の人々にしても 必ずしも全部が定着、安定しているわけはななくして、他の一般社会下の生活条件が余りにも悪いので 離脱したくても資金や住居、職業等の面で離脱出来かねるものが少くないといふのが実情であつた。この様に考えると離脱九%はそのまゝ受取ぬめ率である。そして現在六九%の中、果して何割かの将来堅実な農家となるべき運命を基礎をさぐく方向に進んでいるかどうか重要なポイントとなるのであつて、その調査結果を得なければ失業政策対策の一つとしての開拓の実績は評価し得ないのである。

次に営農の実態についてみるに、開墾に於ける作付実績は、二十一年十二月末日現在開墾面積に対する二十一年一月—十二月間の延作付面積の

割合は約七〇%か八五%の五町歩となつてゐる。(内地のみ)

生産実績は食糧生産物を米に換算して四三万六千石であるが全年度の生産予定が判然しないので、計画に対する実績を簡単に批判出来ないが單位面積収量は二十一年度平均反当水稻九斗七升、甘藷一六〇貫、馬鈴薯一二貫(但し内地)であつて地味良好でない開墾地で主として農業未経験者等の納めた成績としては必ずしも悪くはないが向題は全体として開墾に相応した生産が行われているかどうかである。作付歩合の著しく低いことは、開墾作業と農業経営とが平行せず、営農が非常に遅れてゐることであつて食糧増産に因しては成功してゐないと思ふ。このことは明かに営農面に於ける指導の貧困によるものである。更に之を農林省集団入植地営農実態調査成績に就いてみると、内地の集団入植地の入植者とその営農状態によ

順調に— 営農順調にして現在、将来共に不安なきもの
普通区— 現在困難なるも将来への見通しはどうかについてあるもの

不良区——現在困難であり将来の見込みも亦つかぬものに区分すると地畝と営農の良否との関係は、干拓地の成功率が比較的良く、砂丘地之につき、台地、山岡地、低地の順で悪くなっている。純入植者のみについでに成功率は之より低いけれども、その傾向は同じである。反対に増反者は、干拓地、砂丘地、台地、低地とも比較的成功率が高く、山岡地のみが悪く、この様に干拓地の成功率の良いことは、干拓地は開墾地に較べて概して地力があることと、干拓地での営農方法は附近既成農村の営農方法を大体そのまま取入れることか出来るので、既成農家の指導も受けられ、又営農指導当事者としても指導が容易なのである。之に反し山岡地の不良なのは干拓地より概して地力が低い上、気候その他栽培上の立地条件が劣る場合が多く、又地理的に既成農村、農家と遠く離れている場合が多い為、それ等の指導援助を受け難いこととあるが、開拓地殊に山岳、高冷地域に於ける農法及び営農法が我國として未だ確立されていない為、正しい適当な指導を受けられぬのが原因であり、これに生活環境も従来の居住地とは著

しく異つたところであるので、生活上、精神的にも物質的にも不利なことが少なくないことも大きな理由である。
 主要作物の反当収量との関係では、やはり反当収量の多いものが営農状態が良好となっている（三十一年度）

水	桶	廿	諸	馬鈴薯
順調区	一三〇	二二〇	貫	二〇〇
普通区	一〇〇	一五〇	貫	一二〇
不良区	六〇	八〇	貫	七五

一戸当りの作付面積との関係では、平均

順調区 五、七
 普通区 八、一
 不良区 八、六

で作付面積の多いほど営農が不良となつてゐることは、営農が開墾から遅れ遊離していることを示すもので、前述の通り営農指導の貧困に原因するもの



連

開拓長期計画所要資材、安本配当予想資材年度別對比表

年次	事業別	亜鉛鋼材	鉄鋼二次製品	鉄	鉄	セメント	木材	電気銅	電線
23	開墾委託事業	275.1	611.3	-	9,071.7	345,291	-	-	-
	“補助”	94.0	142.0	-	3,660.0	167,700	-	-	-
	“回墾”	470.0	180.0	240	6,000.0	30,000	30	-	-
	干拓	3,879.0	532.0	4,719	28,741.0	217,546	114	234	-
	土地改良	45,441.0	10,908.0	6,709	239,999.0	1,810,460	-	1,067	-
	住宅	965.0	1,726.0	397	8,040.0	3175,000	-	-	-
	北海道回費開墾	3,431.0	295.0	1,221	7,090.0	223,000	-	-	-
	“開墾地改良	5,818.0	1,184.0	1,440	6,725.0	347,740	-	-	-
	“補助開墾	570.0	50.0	207	1,200.0	38,000	-	-	-
	農業機械其他購入	3,641.0	24,798	1,903	-	1,014	-	-	-
計	64,674.1	15,653.08	16,845	310,446.7	6,467,751	144	1,301	-	
24	安本配当予想	6,404.0	4,444.00	3,284	70,623	750,000	203	296	-
	開墾委託事業	254.4	226.9	-	4,776.1	340,719	-	-	-
	“補助”	105.75	159.75	-	7,117.5	190,913	-	-	-
	“回墾”	448	342	456	27,836	92,493	57	-	-
	干拓	5,905	616	5,102	47,097	277,278	127	244	-
	土地改良	55,333	9,874	6,783	239,491	1,837,286	-	1,067	-
	住宅	980	1,753	403	8,167	3,258,000	-	-	-
	北海道回費開墾	3,540	300	1,242	7,240	227,000	-	-	-
	“開墾地改良	5,868	1,184	1,440	6,725	347,740	-	-	-
	“補助開墾	590	50	207	1,200	38,000	-	-	-
農業機械其他購入	1,936	13,87	1,057.8	-	550.5	-	-	-	

(1)

31

191

裏面白紙

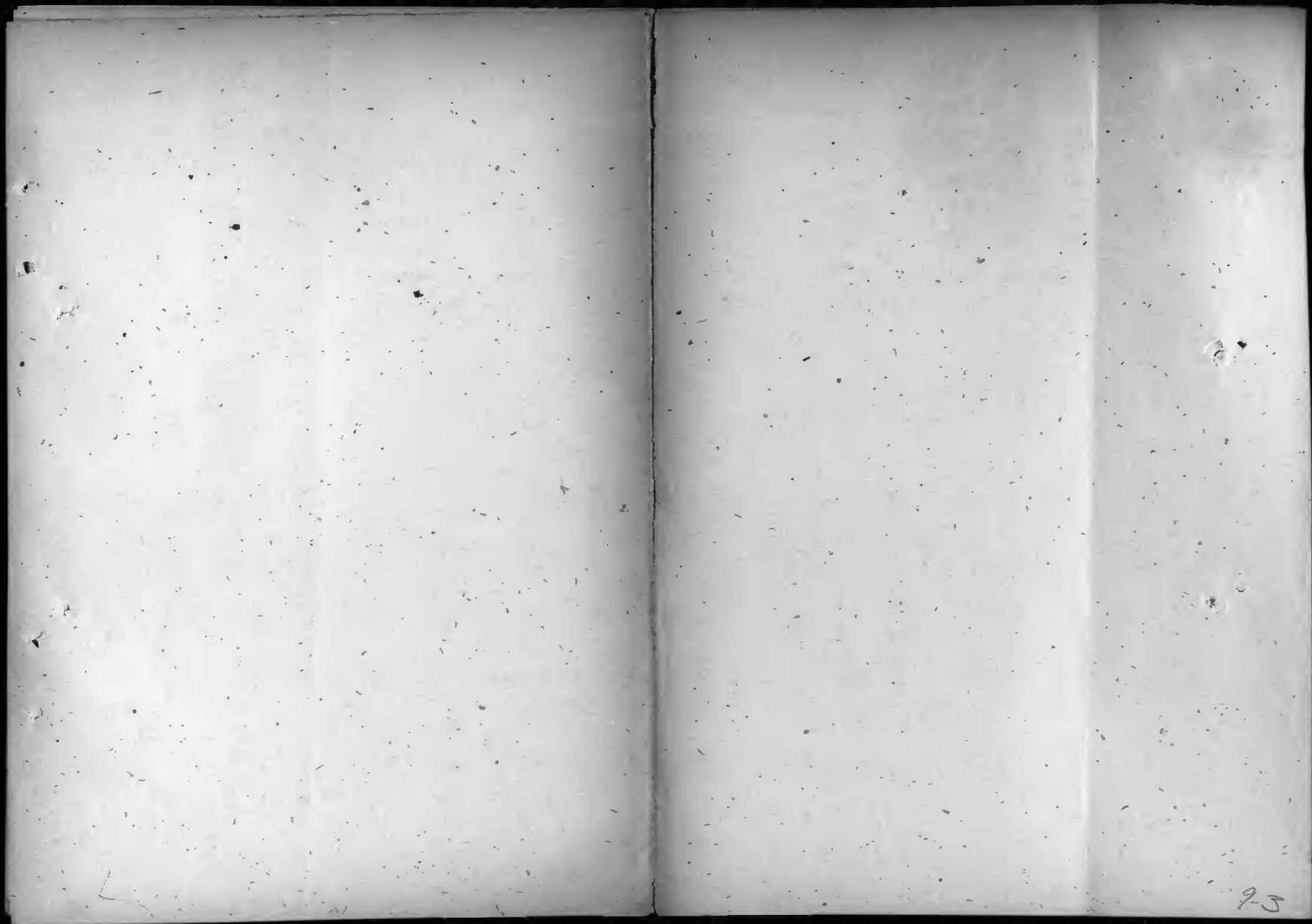
24	計	75,310.15	12,519.46	16,670.8	349,609.6	6,613,999.5	184	1,311
	安本配当予想	8,267	5,564	3,497	108,500	759,000	240	315
	開墾委託事業	150	310.6	-	4,842	200,859	-	-
	“補助”	1,242.5	195.25	-	5,032.5	233,338	-	-
	“回費”	688	295	393	47,515	81,276	49	-
	干拓	5,931	580	4,326	29,749	249,347	120	117
	土地改良	65,318	9,153	6,245	250,616	1,929,796	-	1,067
25	住宅	642	1,158	256	5,395	2,113,000	-	-
	北海道回費開墾	3,590	300	1,222	7,200	227,000	-	-
	“開墾地改良	5,868	1,184	1,410	6,025	347,740	-	-
	“補助開墾	590	50	207	1,300	38,000	-	-
	農業機械其他購入	2,057	14.86	1,12.8	-	585.5	-	-
	計	14,905.25	12,240.71	15,447.8	330,264.5	4,421,001.5	169	1,184
	安本配当予想	9,954	6,334	4,357	116,199	759,000	247	315
	開墾委託事業	186.2	385.6	-	5,681.2	249,362	-	-
	“補助”	96.19	145.31	-	3,745.4	173,658	-	-
	“回費”	688	292	393	11,951	86,153	49	-
	干拓	14,272	1,537	12,349	55,203	577,754	320	122
	土地改良	33,903	8,854	5,608	201,197	1,583,686	-	1,067
26	住宅	305	547	127	2,543	1,145,000	-	-
	北海道回費開墾	4,103	350	1,419	8,400	264,600	-	-
	“開墾地改良	5,868	1,184	1,410	6,025	347,740	-	-
	“補助開墾	590	50	207	1,300	38,000	-	-
	農業機械其他購入	1,943	14.17	1,018.8	-	592.5	369	1,189
	計	62,011.67	13,365.09	22,051.8	307,445.6	4,497,125.5	891	4,485

(2)

裏面白紙

	住宅	277	500	116	2,323	1,098,000		
	北海道国費開墾	4,130	350	1,449	8,400	264,600		
27	" 開墾地改良	5,868	1,184	1,440	6,925	347,940		
	" 補助開墾	590	50	207	1,200	38,000		
	計	10,867	2,084	3,212	18,648	1,748,340		
合	計	237,468	56,860.34	77,529.4	1,313,414.4	23,754,197.5	591	4,985

(3)



9-3

山林関係

事業別一覽表

局	課	區分	金額	労務	材料	木材
林野	右山	事務費	四〇四八六九〇	実人員	二次製品	セメント
		運送の事 交費	三〇四九八〇〇	従人員		木
		補助金	一四六一五七二〇			
		計	一八四六三〇三九〇	一八七七	三九二七	五〇三三〇五
造林	事務費		六五四九五七五九			六六九〇七
		運送の事 交費	一六六三三五三〇〇			
		補助金	一八五四八八八〇〇			

計	二〇五二七七八五九	六九九二三四	一九七四三四〇	四四〇	一一八	六六四八	六二二〇
施業事務費	七四二八一八						
運送の事 交費							
補助金	一三四五六七五二五						
計	一四六四〇三三四三	九二五五八	一七四七八〇	三八八	一九七	一〇七三八	四〇五九三二
合計							
事務費	一〇六六六七三六七						
運送の事 交費	五二〇五三三三〇〇						
補助金	四五三六七三四二五						
計	五一四三九三九九二	九五四四四	六六九九〇三	二〇一五	七〇七	六七三三八	五七三九五三

194
9-3

事業別一覽表

事業名	要求額	補助	事業量	單位	所要勞務	所	要	費	材
岩山事業 に要する 費	一五三、四四〇・一五〇	六割	山地計山施設 山前地積田三九二五町 危殆地積田一三八六 地上防止 六七三 崩壊予防 三六一七 修繕 一六六〇 海岸砂懸 並林施設 一六五五町 修繕 三二六 委替型林施設 内陸防凡林 二八八〇町 海岸防凡林 四四六 防溺林 三一九 護岸防上林 一一二四 水害防備林	一九七、〇〇〇円 一五、〇〇〇 二九八、〇〇〇 四八、〇〇〇 四〇、〇〇〇 六九、〇〇〇 三三、〇〇〇 三三、〇〇〇 五、〇〇〇 一五八、〇〇〇 四〇、〇〇〇 三八、〇〇〇 三〇、〇〇〇	要人員 廿一人 並人員 三六五人 一五四七	鋼材 三三五七	セメント 四三三七	木材 九六五八石	
五割	修繕	三〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇						
六割	防溺林	三一九	三一九						
六割	護岸防上林	一一二四	一一二四						
六割	水害防備林								

事業名	要求額	補助	事業量	單位	所要勞務	所	要	費	材
遊林事業の 突進に要す る費	一七五、九三三・九〇	全額	遊林事業 一級遊林 五〇、〇〇〇町 人工遊林 一五〇、〇〇〇町	四八〇〇円 五五、〇〇〇 二五、〇〇〇	要人員 廿一人 並人員 三六五人 一五四七	鋼材 三三五七	セメント 四三三七	木材 九六五八石	
民有林開 墾施設に要 する費	三九八、三〇〇・四〇	四割	林道新設 一五、六四六町 林道 一、八三六町 林道 一、八三六町 林道 一、八三六町	一八、〇〇〇 一八、〇〇〇 一八、〇〇〇 一八、〇〇〇	要人員 廿一人 並人員 三六五人 一五四七	鋼材 三三五七	セメント 四三三七	木材 九六五八石	
遊林事業の 突進に要す る費	一七五、九三三・九〇	全額	遊林事業 一級遊林 五〇、〇〇〇町 人工遊林 一五〇、〇〇〇町	四八〇〇円 五五、〇〇〇 二五、〇〇〇	要人員 廿一人 並人員 三六五人 一五四七	鋼材 三三五七	セメント 四三三七	木材 九六五八石	
民有林開 墾施設に要 する費	三九八、三〇〇・四〇	四割	林道新設 一五、六四六町 林道 一、八三六町 林道 一、八三六町 林道 一、八三六町	一八、〇〇〇 一八、〇〇〇 一八、〇〇〇 一八、〇〇〇	要人員 廿一人 並人員 三六五人 一五四七	鋼材 三三五七	セメント 四三三七	木材 九六五八石	

奥地開墾民 有林林道 施設に要 する経費	四六一三九三三〇	三分の 二	林道(修理)新設 九五七九五〇	同	四六〇〇〇〇	三〇七五五五	五八四三三〇	一〇九	三四	一七六七	一〇六八二
北海道民有 林開墾施設 に要する経費	一八五五三二六	四割	林道(修理)新設 六六八八〇	同	二五二〇〇	二五〇六	五五九六六	七	二	一三〇	六八四九
		五分の 十分の 二十五	設計監督費補助 設計監督費補助								
		五割	職員設置補助								

森林害防 除施設に要 する経費	九三七五〇〇〇	四割	害虫焼却 三九〇〇〇〇	石	七〇〇〇〇	一四八〇〇〇	二九二〇〇〇	一	三	一	二四〇〇
災害防止 及復旧事 業に要する 経費	六九五九三三二	九割及 七割	民有林水害林道復旧 山石切取 三六八五八三		一八〇〇〇〇	三四四〇〇	六九五五〇〇	二六八	八八	四七七七	一五九七三六
		八割	石道 三三三六六		四〇〇〇〇	四〇〇〇〇	四〇〇〇〇				
		五分の 十分の 二十五	輸送 三五四五〇		二二二〇〇	二二二〇〇	二二二〇〇				
		五分の 十分の 二十五	災害復旧林道復旧 設計監督費補助		一九五〇〇	一九五〇〇	一九五〇〇				
		五分の 十分の 二十五	苗圃管理 明整		三五四〇〇	三五四〇〇	三五四〇〇				
		五分の 十分の 二十五	行合害害施設復旧 三九八〇坪		二六〇〇〇	二六〇〇〇	二六〇〇〇				
					九五四〇〇	六六九九五	一〇一五		七〇七	一七三七八	五七三九五

開拓関係経費

区分	昭和二十一年度		昭和二十二年度		甲	A	B	C
	概算	実績	概算	実績				
緊急開拓	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000
農業水利	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
土地改良	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
災害	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
計	4,100,000	4,100,000	4,100,000	4,100,000	4,100,000	4,100,000	4,100,000	4,100,000
北海道開拓	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000
計	4,100,000	4,100,000	4,100,000	4,100,000	4,100,000	4,100,000	4,100,000	4,100,000
合計	4,100,000	4,100,000	4,100,000	4,100,000	4,100,000	4,100,000	4,100,000	4,100,000

(二) 緊急開拓施設に要する経費

区分	種別	昭和二十一年度		昭和二十二年度	
		甲	乙	甲	乙
調査研究費	調査費	100,000	200,000	100,000	200,000
干拓準備費	測量費	100,000	200,000	100,000	200,000
	測量費	100,000	200,000	100,000	200,000
農業費	農具費	100,000	200,000	100,000	200,000
	農具費	100,000	200,000	100,000	200,000
南支費	南支費	100,000	200,000	100,000	200,000
	南支費	100,000	200,000	100,000	200,000
國營	國營	100,000	200,000	100,000	200,000
	國營	100,000	200,000	100,000	200,000
集団	集団	100,000	200,000	100,000	200,000
	集団	100,000	200,000	100,000	200,000
南支地改良費	南支地改良費	100,000	200,000	100,000	200,000
	南支地改良費	100,000	200,000	100,000	200,000
代行費	代行費	100,000	200,000	100,000	200,000
	代行費	100,000	200,000	100,000	200,000
幹線道路費	幹線道路費	100,000	200,000	100,000	200,000
	幹線道路費	100,000	200,000	100,000	200,000

干拓準備費	測量費	100,000	200,000	100,000	200,000
管轄費	管轄費	100,000	200,000	100,000	200,000
	管轄費	100,000	200,000	100,000	200,000
新築費	新築費	100,000	200,000	100,000	200,000
	新築費	100,000	200,000	100,000	200,000
干拓事務所	干拓事務所	100,000	200,000	100,000	200,000
	干拓事務所	100,000	200,000	100,000	200,000
管轄費	管轄費	100,000	200,000	100,000	200,000
	管轄費	100,000	200,000	100,000	200,000
補助費	補助費	100,000	200,000	100,000	200,000
	補助費	100,000	200,000	100,000	200,000
小規模	小規模	100,000	200,000	100,000	200,000
	小規模	100,000	200,000	100,000	200,000
開拓道路費	開拓道路費	100,000	200,000	100,000	200,000
	開拓道路費	100,000	200,000	100,000	200,000
共同作業	共同作業	100,000	200,000	100,000	200,000
	共同作業	100,000	200,000	100,000	200,000

計	地方財政補助	耕地整理費 規分補助	第六次	第五次土地改良補助	第七次	人件費	区分					
							昭和二十一年度 豫定額	昭和二十二年 要求額	甲	A	B	C
五八九七六六二〇	一八〇六〇	一〇三三〇〇〇	—	二七九〇八〇〇	九七六六	四三六四	—	—	—	—	—	—
三八五三三六九二〇	五七二六六四	二〇八二〇〇〇	七五二四四〇〇	八九九五七〇〇	六三三四	九八三八	—	—	—	—	—	—
九四七〇七〇〇〇	五二二六五四	一五五五二〇〇	四二二五八四〇〇	四四九七七五五〇〇	六三三三三	九八三八	—	—	—	—	—	—
八五三三三六九二〇	—	三〇八二〇〇〇	—	八三三三三三三	六三三三三	九八三八	—	—	—	—	—	—
八五七三三六九二〇	—	三〇八二〇〇〇	—	八三三三三三三	六三三三三	九八三八	—	—	—	—	—	—
四〇四〇四〇四〇	—	三〇八二〇〇〇	—	四〇四〇四〇四	六三三三三	九八三八	—	—	—	—	—	—

(二) 土地改良事業に關する経費

計	事務費	人件費	入植者補助費 (口八世次)	井ノ底	
				昭和二十一年度	昭和二十二年
一七二〇七〇七〇	—	—	—	—	—
五五三三三六九二〇	三三三三三	六八〇九八三	二〇〇〇〇〇	五〇〇〇〇〇	—
一七二〇七〇七〇	—	—	—	—	—
一三三三三六九二〇	三三三三三	六八〇九八三	二〇〇〇〇〇	五〇〇〇〇〇	—
九〇〇〇〇〇〇	三三三三三	六八〇九八三	二〇〇〇〇〇	五〇〇〇〇〇	—
九〇〇〇〇〇〇	三三三三三	六八〇九八三	二〇〇〇〇〇	五〇〇〇〇〇	—

(四) 農業水利事業に關する經費

區分	昭和二十一年度		昭和二十二年度		甲	乙		丙
	前年度	本年度	前年度	本年度		A	B	
人件費	22,378	22,677	42,680	42,680	42,680	42,680	42,680	
事務費	23,325	10,775	27,820	27,820	27,820	27,820	27,820	
新利根川	23,400	1,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	
信濃川	1,250	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	
東條川	—	3,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	
九頭瀧川	—	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	
大井川	—	2,000	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	
野洲川	—	4,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	
南興管團水利改良	3,400	5,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	
縣管用水	25,290	9,200	23,100	23,100	23,100	23,100	23,100	

新營費	計
49,800	43,567
22,000	19,957
5,667	1,653
5,667	1,753
5,667	3,353
5,667	3,353
5,667	3,353

(四) 災害耕地復旧並防止施設に要する経費

区	分	災害耕地復旧並防止施設に要する経費	
		甲	乙
人件費	1,526,261	3,611,191	3,611,191
災害耕地復旧並防止施設に要する経費	4,441,151	3,611,191	3,611,191
十八年度	7,645,312	7,222,382	7,222,382
二十年雪害	2,082,512	1,952,108	1,952,108
二十一年水害	2,500,296	7,274,274	7,274,274
災害対策特別補助	1	1	1
農業被害	1	1	1
災害防止施設	1	1	1
防水掘池	9,447,400	3,111,800	3,111,800
計	18,992,811	18,555,855	18,555,855

(五) 北海道拓殖計画中間開闢関係

区分	二一年度		二二年度		甲	乙	丙
	予算額	要水額	予算額	要水額			
國有地開闢費	45,262,618	8,872,000	1,187,200	7,941,800	1,187,200	7,941,800	1,187,200
公有地開闢費	2,768,000	7,660,000	1,187,200	7,941,800	1,187,200	7,941,800	1,187,200
開墾費	2,923,287	1,326,300	7,941,800	1,187,200	7,941,800	1,187,200	1,187,200
用水施設費	618,000	1,326,300	618,000	1,326,300	618,000	1,326,300	618,000
入植者貸入費	3,358,400	3,358,400	3,358,400	3,358,400	3,358,400	3,358,400	3,358,400
商物築道費	3,574,400	3,574,400	3,574,400	3,574,400	3,574,400	3,574,400	3,574,400
小計	58,684,705	23,828,400	14,287,800	23,828,400	14,287,800	23,828,400	14,287,800
開墾費補助	3,358,400	3,358,400	3,358,400	3,358,400	3,358,400	3,358,400	3,358,400
小計	62,043,105	27,186,800	17,646,200	27,186,800	17,646,200	27,186,800	17,646,200
車務費	1,300,000	1,300,000	1,300,000	1,300,000	1,300,000	1,300,000	1,300,000
計	63,343,105	28,486,800	18,946,200	28,486,800	18,946,200	28,486,800	18,946,200

合 計	三八六、七四二	二四五、四四三	一五七、八八五	一七九、九四四	一、六〇三、二七六	四、三九八、四六一
-----	---------	---------	---------	---------	-----------	-----------

(七) 北海道拓殖計画中土地改良関係

区 介	二一年度		甲	乙	B	C
	予算額	実行額				
昭和三十二年	五九八、四〇〇	一七六、八〇〇	九三八、四〇〇	二三八、四〇〇	九三八、四〇〇	九三八、四〇〇
昭和三十一年	一	一、二五八、〇〇〇	一五七、八四〇	一五七、八四〇	一五七、八四〇	一五七、八四〇
昭和三十年	七三三、七五五	二、二四八、〇〇〇	一、〇三九、〇〇〇	一、〇三九、〇〇〇	五〇、六九五〇	五〇、六九五〇
昭和三十九年	二四七、五〇〇	二四七、五〇〇	一、一三〇、二五〇	一、一三〇、二五〇	一、一三〇、二五〇	一、一三〇、二五〇
昭和三十八年	一、七三三、三五五	一、七三三、三五五	一、一三〇、二五〇	一、一三〇、二五〇	一、一三〇、二五〇	一、一三〇、二五〇
昭和三十七年	七五、七九六、五〇	八七四、三五〇	四三三、一三五〇	四三三、一三五〇	四三三、一三五〇	四三三、一三五〇
昭和三十六年	三、一〇五、五〇〇	一、八七四、八五〇	七四三、三三五〇	七四三、三三五〇	七四三、三三五〇	七四三、三三五〇
昭和三十五年	一、七三三、三五五	一、七三三、三五五	一、一三〇、二五〇	一、一三〇、二五〇	一、一三〇、二五〇	一、一三〇、二五〇
昭和三十四年	一、七三三、三五五	一、七三三、三五五	一、一三〇、二五〇	一、一三〇、二五〇	一、一三〇、二五〇	一、一三〇、二五〇
昭和三十三年	一、七三三、三五五	一、七三三、三五五	一、一三〇、二五〇	一、一三〇、二五〇	一、一三〇、二五〇	一、一三〇、二五〇
昭和三十二年	一、七三三、三五五	一、七三三、三五五	一、一三〇、二五〇	一、一三〇、二五〇	一、一三〇、二五〇	一、一三〇、二五〇

昭和三十二年	四三、四三三、三五〇	六五、六五五、〇	三三、五八八、七五〇	三三、五八八、七五〇	三三、五八八、七五〇	三三、五八八、七五〇
昭和三十一年	二九、九二〇、〇	八五、七六五、〇	四〇、八八七、五〇〇	四〇、八八七、五〇〇	四〇、八八七、五〇〇	四〇、八八七、五〇〇
昭和三十年	四〇〇、〇〇〇	一五、三三〇、八〇〇	九、六九五、四〇〇	九、六九五、四〇〇	九、六九五、四〇〇	九、六九五、四〇〇
昭和三十九年	一五五、一三三、五〇〇	二五〇、五三五、五〇〇	二五、二六一、三五五	二五、二六一、三五五	二五、二六一、三五五	二五、二六一、三五五
昭和三十八年	七、三三八、三六〇	七、三三八、三六〇	三、二三四、一八〇	三、二三四、一八〇	三、二三四、一八〇	三、二三四、一八〇
昭和三十七年	四、三〇八、二三五	四、三〇八、二三五	一、五二〇、六二五	一、五二〇、六二五	一、五二〇、六二五	一、五二〇、六二五
昭和三十六年	四、三〇八、二三五	四、三〇八、二三五	一、五二〇、六二五	一、五二〇、六二五	一、五二〇、六二五	一、五二〇、六二五
昭和三十五年	四、三〇八、二三五	四、三〇八、二三五	一、五二〇、六二五	一、五二〇、六二五	一、五二〇、六二五	一、五二〇、六二五
昭和三十四年	四、三〇八、二三五	四、三〇八、二三五	一、五二〇、六二五	一、五二〇、六二五	一、五二〇、六二五	一、五二〇、六二五
昭和三十三年	四、三〇八、二三五	四、三〇八、二三五	一、五二〇、六二五	一、五二〇、六二五	一、五二〇、六二五	一、五二〇、六二五
昭和三十二年	四、三〇八、二三五	四、三〇八、二三五	一、五二〇、六二五	一、五二〇、六二五	一、五二〇、六二五	一、五二〇、六二五

關西關稅表 (農林省)

移住家屋	農用換板	干托	園芸開墾	開拓道路	小舟	幹線道路	開墾地改良	集田	緊急開拓
二八六二	一九五三	九二	二一	四二〇	二二	八〇	六〇	七〇	八〇
三三一	一六五〇	一七八〇	一七〇〇	四二〇〇	三三〇	六六〇	八四〇	七〇〇	八四〇
四〇七〇	四七五〇	七三三五	三〇三四	三六〇〇	八〇〇〇	一七六〇	三三〇〇	一七六〇	三三〇〇
三六六二	一六五二	九二	一七	三三四	二五	五	七〇	七〇	七〇
三三一	一七五〇	一七八〇	一四〇〇	三三四	二〇三〇	五五二	七〇〇	七〇〇	七〇〇
四〇七〇	四七五〇	七三三五	三〇三四	三六〇〇	八〇〇〇	一七六〇	三三〇〇	一七六〇	三三〇〇
二八六二	一九五三	九二	七	一〇七	二五	五	七〇	七〇	七〇
三三一	一七五〇	一七八〇	一四〇〇	三三四	二〇三〇	五五二	七〇〇	七〇〇	七〇〇
四〇七〇	四七五〇	七三三五	三〇三四	三六〇〇	八〇〇〇	一七六〇	三三〇〇	一七六〇	三三〇〇

12

水	炎	噴	噴	噴	噴	噴	噴	噴
一九九七	一三	五一						
一九八三	三五〇	二四五						
一九八三	二五〇〇	四八〇						
一九八三	一三	五一						
一九七〇	三三〇	二四五						
一九七〇	二五〇〇	四八〇						
一九七〇	一三	五一						
一九七〇	三三〇	二四五						
一九七〇	二五〇〇	四八〇						

水	炎	噴	噴	噴	噴	噴	噴	噴	噴	噴	噴
一九九七	一三	五一									
一九八三	三五〇	二四五									
一九八三	二五〇〇	四八〇									
一九八三	一三	五一									
一九七〇	三三〇	二四五									
一九七〇	二五〇〇	四八〇									
一九七〇	一三	五一									
一九七〇	三三〇	二四五									
一九七〇	二五〇〇	四八〇									

家上三番	七五〇	一九五	四九〇	一三六〇	二九五〇	一五八〇	二九五〇	一五八〇	二九五〇
改修上三番									
上流改修									
黄前砂									
明流排水	二二〇	四七〇	一〇五	二三五	一〇五	二三五〇	一〇五	二三五〇	一〇五
暗渠排水									
客土	一八〇〇	七九二〇	一七二五	七六〇〇	一七二五	七六〇〇	一七二五	七六〇〇	一七二五
灌漑工事	二二八	六七七三	四九二〇	一一四	三三三七	二四五八	一一四	三三三七	二四五八
水道工事									
小計	六四三八	八二二三	二二七三	六九二四	四三三九	六六六五	四九八四	四三三九	六六六五
合計	二五二六五	一〇〇八六	一〇八四五	一七二三七	二四〇九一	二八八八八	一八二一四	二八八八八	一八二一四

農林省開拓開採労働額

緊急開拓	人員	人員	人員	人員	人員	人員	人員
集	四四九,〇〇〇	一九七,一五〇	三五五,五〇〇	二〇七,六五〇	三五五,五〇〇	二〇七,六五〇	二〇五,六五〇
開墾土地改良	三八〇,〇〇〇	二六六,〇〇〇	三二六,〇〇〇	二二一,一〇〇	三二六,〇〇〇	二二一,一〇〇	二二一,一〇〇
幹線道路	七四七,〇〇〇	五二二,三〇〇	七一一,〇〇〇	四九八,〇〇〇	七一一,〇〇〇	四九八,〇〇〇	四九八,〇〇〇
小	二二二,〇〇〇	二〇六,五〇〇	二一九,〇〇〇	一五七,〇〇〇	二一九,〇〇〇	一五七,〇〇〇	一五七,〇〇〇
開拓道路	二〇〇,〇〇〇	一四〇,〇〇〇	一六〇,〇〇〇	一〇五,〇〇〇	一六〇,〇〇〇	一〇五,〇〇〇	一〇五,〇〇〇
田	一〇〇,〇〇〇	五七,七九		九,五〇〇			
干	一六〇,〇〇〇	九五,一〇	二六四,三〇〇	九五,一〇	二六四,三〇〇	九五,一〇	九五,一〇
農用機械	一〇〇,〇〇〇	七二,一〇	一四二,〇〇〇	七二,一〇	一四二,〇〇〇	七二,一〇	七二,一〇
住	二六〇,〇〇〇	一八,〇〇〇	二四〇,〇〇〇	一三,〇〇〇	二四〇,〇〇〇	一三,〇〇〇	一三,〇〇〇

農林省 北海道	計	時	時
一合計	一八八,五五五,四三三	七九,〇〇〇	
二七,七六六,四七三	一五九,〇〇〇	六三,〇〇〇	
二〇,二七三,三七八	一五八,〇〇〇	七九,〇〇〇	
一七,九二四,一〇六	一六〇,四三三	六三,〇〇〇	
一七,七二〇,四三三	一五九,〇〇〇	七九,〇〇〇	
三三,九四九,八七	一五九,〇〇〇	六三,〇〇〇	
三〇,五〇三,四			

共同作業	井戸	農業水利	園芸	畜産	上地改良	第五次	第四次	第三次	第二次	第一次	水害	災害防止
二一八,〇〇〇	九六,〇〇〇	四九,〇〇〇	二四三,〇〇〇	一七五,〇〇〇	五〇七,〇〇〇						三三,〇〇〇	一五三,三三三
一,〇八〇	四八〇	二四九	一,三三五	八七八	八四三,〇〇〇						二九,六〇〇	九,三三三
一〇四,〇〇〇	六四,〇〇〇				五,七〇〇,〇〇〇						二八,五〇〇,〇〇〇	一一五,五三三
二,三三	三三〇				八四三,〇〇〇						三三,八〇〇	七,二四三
一,〇〇,〇〇〇	六四,〇〇〇		四二,三八三	八八,九八八	一五,三〇〇,〇〇〇						二八,五〇〇,〇〇〇	一一五,五三三
三三〇	三三〇		二二〇	九七五	五,三三〇,〇〇〇						二八,〇〇〇	九,三三三



(七) 北海道関係労働調査

区 介	一 道 警 務 系	用 務 系	國 民 地 理 院	民 生 地 理 院	函 西 試 験	國 立 大 學	用 水 施 設	入 道 受 入 施 設	在 道 實 習 場	道 庁 職 員	A		B		C	
											道 人 員	実 人 員	道 人 員	実 人 員	道 人 員	実 人 員
道庁								二〇一七三五		一八九五〇						
支庁								七五九		八四						
市								一〇一九五三三		一八九五〇						
町								一九二五〇		一八九五〇						
村								三三三		八四						
支庁								一九二五〇		三三三						
市								四七〇四六		三三三						
町								二二八		三三三						
村								九五		一五九						

灌	五五九三六八	二七九七	五五九三六八	二七九七	五五九三六八	二七九七
水	六三九三九〇九	五四一六一	四三九七九一九	五五五六一	五九八二四一〇	三四〇七九
上	三四八九五九五	七八六九三	一〇二一四六九	五四八八八	八七八〇六七六	四九三二六
計						
總						
合						
計						

送	送人員	送人員	送人員	送人員	送人員	送人員	送人員
合	二二〇〇〇〇〇	八三九七三	二二〇〇七三二	四三九七	八三九七三	二二〇〇〇〇〇	三七
土	四二二〇〇〇〇	一三〇〇〇	四二二〇〇〇〇	一三〇〇〇	四二二〇〇〇〇	一三〇〇〇	一三〇〇〇
明	三三〇〇〇〇	一六〇〇	三三〇〇〇〇	一六〇〇	三三〇〇〇〇	一六〇〇	一六〇〇
灌	五三三〇〇〇	二六〇〇	五三三〇〇〇	二六〇〇	五三三〇〇〇	二六〇〇	二六〇〇
合	四九七二〇〇	一六二六〇	四九七二〇〇	一六二六〇	四九七二〇〇	一六二六〇	一六二六〇
三							
期	七九八七五一	四五四九	七九八七五一	四五四九	七九八七五一	四五四九	四五四九
明	二六〇〇〇	二六〇〇	二六〇〇〇	二六〇〇	二六〇〇〇	二六〇〇	二六〇〇
暗	三三三〇〇	三三三〇	三三三〇〇	三三三〇	三三三〇〇	三三三〇	三三三〇
客	六三三〇〇	三三三〇	六三三〇〇	三三三〇	六三三〇〇	三三三〇	三三三〇
土							
計							
合							
計							

(A) 開拓及修築事業費

項目	甲	乙	丙	計
移住費	1,000,000	1,000,000	1,000,000	3,000,000
農業機械	1,000,000	1,000,000	1,000,000	3,000,000
干田	1,000,000	1,000,000	1,000,000	3,000,000
灌漑用渠	1,000,000	1,000,000	1,000,000	3,000,000
開拓道路	1,000,000	1,000,000	1,000,000	3,000,000
小農地修整	1,000,000	1,000,000	1,000,000	3,000,000
幹線道路	1,000,000	1,000,000	1,000,000	3,000,000
南整地改良	1,000,000	1,000,000	1,000,000	3,000,000
農具備蓄	1,000,000	1,000,000	1,000,000	3,000,000
計	10,000,000	10,000,000	10,000,000	30,000,000

項目	甲	乙	丙	計
水害復舊	1,000,000	1,000,000	1,000,000	3,000,000
災害復旧	1,000,000	1,000,000	1,000,000	3,000,000
第六次	1,000,000	1,000,000	1,000,000	3,000,000
第五次	1,000,000	1,000,000	1,000,000	3,000,000
土地改良	1,000,000	1,000,000	1,000,000	3,000,000
農具備蓄	1,000,000	1,000,000	1,000,000	3,000,000
國營	1,000,000	1,000,000	1,000,000	3,000,000
農業水利	1,000,000	1,000,000	1,000,000	3,000,000
井戸	1,000,000	1,000,000	1,000,000	3,000,000
長岡林業	1,000,000	1,000,000	1,000,000	3,000,000
計	10,000,000	10,000,000	10,000,000	30,000,000

入 類	年 月 日 時	受 害 防 止
	日 時	日 時
	日 時	日 時
		日 時
		日 時
次 日 時		日 時
入 類 不 可 能		日 時

港 灣 関 係

事業名	昭和二十一年度 予算額	昭和二十二年 要求額	甲 案	A 案	B 案	C 案
(一)運輸省港務局関係 港灣事業費	九三,五三,八二四	五三,三三,四七〇	二八,〇六,八〇〇	二五,九二,一四〇	一八,六四,二〇〇	一三,三五,八〇〇
港灣修築費	四五,二五,九一〇	二九,一五,〇〇〇	一四,〇九,〇〇〇	一二,五三,〇〇〇	九,八三,〇〇〇	七,八五,九〇〇
戰災復旧費	一七,四七,六八五	一一,四一,〇〇〇	一,四一,四〇〇	一,四一,四〇〇	一,四一,四〇〇	七,九九,〇〇〇
陸上設備費		九,六五,三〇〇	四,六八,七六〇	三,二二,〇〇〇	二,二一,九八〇	一,一〇,九九〇
港灣倉庫建設費	二一,八七,九〇〇	九,〇〇,〇〇〇	三,六〇,〇〇〇	三,〇〇,〇〇〇	二,二五,〇〇〇	一,五〇,〇〇〇
港灣維持補修費	四八,九八,六二五	四六,二七,〇〇〇	一五,三〇,〇〇〇	一五,三〇,〇〇〇	一二,一〇,〇〇〇	一〇,八九,〇〇〇
作業船修理費	四〇,〇〇,〇〇〇	六〇,〇〇,〇〇〇	三〇,〇〇,〇〇〇	二五,〇〇,〇〇〇	二〇,〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇,〇〇〇
港灣技術研究費		四〇,〇〇,〇〇〇	二,〇〇,〇〇〇	二,〇〇,〇〇〇	一,五〇,〇〇〇	一,〇〇,〇〇〇

港粵調查費	400,000	3,000,000	1,500,000	1,500,000	1,200,000	500,000
持殊港管理費	1	7,500,000	3,500,000	3,000,000	1,500,000	7,300,000
港灣事務費補助	2,904,242.88	3,664,607.00	1,731,281.00	1,944,287.00	1,046,222.00	7,300,000
港灣修築費補助		1,652,850.00	91,927.00	8,568,200.00	5,874,400.00	4,400,000
港灣戰災復旧費補助		2,206,000.00	1,800,210.00	1,022,870.00	1,095,800.00	7,679,000
救災復旧費補助		5,625,000.00	1,260,000.00	4,500,000.00	3,600,000.00	
陸上設備費		4,810,800.00	7,036,000.00	6,238,000.00	4,900,000.00	3,195,500
港灣維持補修費補助		1,082,000.00	3,825,000.00	3,825,000.00	2,950,000.00	2,400,000
地方港灣改良費補助		6,368,100.00	3,933,800.00	3,289,500.00	2,545,000.00	1,557,500
湯灣火災土木費補助	3,252,000.00	7,676,000.00	7,676,000.00	3,071,700.00	2,185,500.00	1,616,800
計	16,558,852.96	99,219,770.00	55,555,100.00	42,286,000.00	31,710,000.00	22,033,000.00

港粵調查費	400,000	3,000,000	1,500,000	1,500,000	1,200,000	500,000
持殊港管理費	1	7,500,000	3,500,000	3,000,000	1,500,000	7,300,000
港灣事務費補助	2,904,242.88	3,664,607.00	1,731,281.00	1,944,287.00	1,046,222.00	7,300,000
港灣修築費補助		1,652,850.00	91,927.00	8,568,200.00	5,874,400.00	4,400,000
港灣戰災復旧費補助		2,206,000.00	1,800,210.00	1,022,870.00	1,095,800.00	7,679,000
救災復旧費補助		5,625,000.00	1,260,000.00	4,500,000.00	3,600,000.00	
陸上設備費		4,810,800.00	7,036,000.00	6,238,000.00	4,900,000.00	3,195,500
港灣維持補修費補助		1,082,000.00	3,825,000.00	3,825,000.00	2,950,000.00	2,400,000
地方港灣改良費補助		6,368,100.00	3,933,800.00	3,289,500.00	2,545,000.00	1,557,500
湯灣火災土木費補助	3,252,000.00	7,676,000.00	7,676,000.00	3,071,700.00	2,185,500.00	1,616,800
計	17,370,925.92	103,316,970.00	57,221,691.00	44,221,100.00	33,135,000.00	25,045,700.00

(二) 北海道廳關係

築港費

函館外四港

築港工事費

維持費

湖沼費

事務費

計

合計

港湾関係資料

事業名	資材名		昭和二十二年		昭和二十三年		甲案		A案		B案		C案	
	鋼材	セメント	鋼材	セメント	鋼材	セメント	鋼材	セメント	鋼材	セメント	鋼材	セメント	鋼材	セメント
港湾修築	鋼材	セメント	一〇五〇三	一〇九六八	七二八二	一一九一〇	六四二四	一〇六一九	五四二一	四二六九	二二二五	六五八〇	二二二五	六五八〇
港湾修築	鋼材	セメント	一七七四一三	一七七四一三	三六八七九	三六八七九	三二七九二	三二七九二	二二二七二	二二二七二	二二二七二	二二二七二	二二二七二	二二二七二
港湾修築	鋼材	セメント	三四七	三四七	三四七	三四七	三四七	三四七	三四七	三四七	三四七	三四七	三四七	三四七
港湾修築	鋼材	セメント	二四〇	二四〇	二四〇	二四〇	二四〇	二四〇	二四〇	二四〇	二四〇	二四〇	二四〇	二四〇
港湾修築	鋼材	セメント	三三三五	三三三五	三三三五	三三三五	三三三五	三三三五	三三三五	三三三五	三三三五	三三三五	三三三五	三三三五
港湾修築	鋼材	セメント	五二二一	五二二一	五二二一	五二二一	五二二一	五二二一	五二二一	五二二一	五二二一	五二二一	五二二一	五二二一
港湾修築	鋼材	セメント	一三三五	一三三五	一三三五	一三三五	一三三五	一三三五	一三三五	一三三五	一三三五	一三三五	一三三五	一三三五
陸上設備	鋼材	セメント	二七〇八〇	二七〇八〇	二七〇八〇	二七〇八〇	二七〇八〇	二七〇八〇	二七〇八〇	二七〇八〇	二七〇八〇	二七〇八〇	二七〇八〇	二七〇八〇
陸上設備	鋼材	セメント	一一二二〇	一一二二〇	一一二二〇	一一二二〇	一一二二〇	一一二二〇	一一二二〇	一一二二〇	一一二二〇	一一二二〇	一一二二〇	一一二二〇
陸上設備	鋼材	セメント	七四〇	七四〇	七四〇	七四〇	七四〇	七四〇	七四〇	七四〇	七四〇	七四〇	七四〇	七四〇
陸上設備	鋼材	セメント	八二八〇	八二八〇	八二八〇	八二八〇	八二八〇	八二八〇	八二八〇	八二八〇	八二八〇	八二八〇	八二八〇	八二八〇
陸上設備	鋼材	セメント	六〇九〇	六〇九〇	六〇九〇	六〇九〇	六〇九〇	六〇九〇	六〇九〇	六〇九〇	六〇九〇	六〇九〇	六〇九〇	六〇九〇
陸上設備	鋼材	セメント	三二五〇	三二五〇	三二五〇	三二五〇	三二五〇	三二五〇	三二五〇	三二五〇	三二五〇	三二五〇	三二五〇	三二五〇

陸上設備補助		港灣敷設 復興補助		港灣敷設 復旧補助		港灣修築補助	
木材	セメント 鋼材	木材	セメント 鋼材	木材	セメント 鋼材	木材	セメント 鋼材
三〇、四四三	一五二五	四一〇四	五〇、三六五	一〇、四五五	一七二六	二四、三四八	三九、九〇〇
二二、一八二	一一七五	二九九四	八〇〇〇	五〇二	八二〇	二二、〇〇〇	五八、九〇〇
二〇、二六〇	一〇一〇	二七三一	四、〇〇〇	二五二	四二〇	二二、〇〇〇	二八、三〇〇
一五、七九四	七七三	二一、六六	三、二〇〇	二〇〇	三、四〇	一五、四四一	四〇、四四〇
一三、六三三	六一八	一七、四〇				一〇、三三三	三二、九九

合計	計	築港工事		漁港船入用 修築工事		北海道管内	
		木材	セメント	鋼材	セメント	鋼材	木材
一八二四三〇	二〇七二四	四三三二〇					
五〇三三〇五七	六三、五〇一	六八、七六三	三、一五〇	一、二五五	一、四一〇	一、二一五	五、三〇〇
二〇二四五二	五、一一二	三、九二六	二、二五〇	一、〇一〇	六、五〇〇	一、六〇〇	五、七二〇
一七、七、三三	四、五、五、六二	三、五、三、七一	二、四、六一〇	一、一、五、七〇	一、〇、七、一〇	七、〇、三、〇	四、一、三、〇
三、一、六、五三	三、三、〇、四六	二、八、三、〇一	一、三、七、五〇	七、五、六一	六、五、〇〇	一、七、四、五	三、一、八、五
九、六、四、四四	二、五、三、四七	二、〇、三、九、八	九、一、二〇	七、五、六	四、九、四〇	一、二、一、五	一、九、三、〇

計	港灣災害補助		地方港灣 改良補助		港灣維持 補修補給	
	木材	セメント	鋼材	セメント	鋼材	セメント
四七、一、五、五七	五、七、一、二五	二、九、三、八	一、一、〇、〇	三、七、五、八	四、二、五、五三	一、四、一、二五
一、七、九、九、五二	四、〇、〇、二	二、二、九、三、八	一、一、一、〇、〇	三、七、五、八	二、六、一、三、八	九、〇、一、五
一、五、二、五、三三	三、四、〇、〇、二	一、六、〇、五、七	七、七、七、〇	二、六、三、〇	二、四、〇、三、六	七、六、九、一
二、一、九、〇、三	二、五、四、八、五	一、二、八、九、六	六、二、二、〇	二、一、四、〇	一、五、七、一、八	五、一、九、一
八、七、三、三、四	二、〇、三、二、二	一、〇、三、一、八	四、九、七、六	一、六、八、〇	一、二、〇、八、九	三、九、六、六

港 灣 災 害	港 灣 管 理		港 灣 調 查			港 灣 技 術 研 究		
	二級技官 二級事務官	三級技官 三級事務官	二級技官 二級事務官	三級技官 三級事務官	二級事務官	三級技官	三級事務官	一級技官
○	○	○	○	○	○	○	○	○
二	一	五 四	二 一	五 四	二 一	一 二	八	八
二	一	一 八	二 六 三	一 八	二 六 三	一 五	六	四
一	一	一 八	二 三 三	一 一	二 三 三	一 二	四	五
一	○	○	○	○	○	○	八	二
一	○	○	○	○	○	○	○	一

陸上設備	港灣淤塞復旧	港灣修築	(一) 運轉用設備				事業名	已	分	現在人員	要求人員	深	A	B	C	案
			一級技官	二級技官	三級技官	三級事務官										
三級事務官	三級事務官	二級技官	一級技官	二級技官	三級技官	三級事務官	0	0	0	169	143	232	209	199	193	0
二級技官	三級技官	二級技官	三級事務官	二級技官	三級技官	二級事務官	0	0	0	80	143	111	100	95	92	0
二級事務官	三級事務官	二級技官	三級事務官	二級技官	三級技官	二級事務官	0	0	0	0	6	7	0	5	2	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

築港工事	(二) 此項運轉關係	計					
		三級技官	二級技官	二級事務官	一級技官	三級技官	三級事務官
一級技官	二級事務官	三級技官	二級技官	二級事務官	一級技官	三級技官	三級事務官
0	0	179	84	60	8	0	0
0	0	340	285	184	42	4	3
0	0	516	453	304	18	4	3
0	0	282	222	92	1	0	0
0	0	230	162	74	9	3	1
0	0	219	199	70	9	2	1

合 計			
二級事務官	二級技官	三級事務官	三級技官
八	六五	九六	二〇六
四五	二九〇	二九七	五七五
二〇	一一〇	一六五	三五一
一六	九九	一四五	三一四
一〇	八〇	一一四	二五一
九	七五	一一一	二四〇

港灣修繕船修理		臨港倉庫建設			港灣維持補修			三級技官
三級技官	三級事務官	二級技官	三級事務官	二級技官	二級事務官	三級技官	三級事務官	三級技官
〇	〇	〇	一〇	四	五	〇	〇	〇
一五	五	五	三六	一二	一一	一	三三	一六
一〇	五	三	一〇	五	五	一	〇	〇
八	〇	二	一〇	四	五	〇	〇	一八
〇	〇	〇	一〇	四	五	〇	〇	〇
〇	〇	〇	一〇	四	五	〇	〇	〇



事務査定一級方針（運輸省港湾分）

一、現在の事務費算出は工事費の比率によって居るか、工事費の変動甚しい今日従来通りの方では適確な教値を把握し難いので、各工事別にその工事費、工事地点、工事の特性等を検討し、実際必要な定員を決定し、之を基礎として事務費を算定する。

二、公共事業実施の株式が従来の工事実施様式と異り、認定期別報告、月報、監査等事業遂行上に伴ふ業務が大幅に増加したので、本省及び各港湾建設部本部には右に要する定員を設ける必要がある。

三、地方港湾改良及び災害復旧は従来その工事量は相当量あるに拘らず、本省では直轄直接施行が事務費を以て

て之を監督して居る。之の不合理的を是正する為、最少限度の定員を之に伴ふ事務費を計上する必要がある。

事務費査定方針（北海道廳港灣分）

一 定員の増加要求は公共事業の遂行上必要最少限度のものに之を認めることとする。

二 新官費は事務費總額の五九%を占め、内容は二級官舎ニテ（各三口坪）三級官々舎一四戸（各二三、五坪）の爲であるから、官廳管轄として検討する爲一應削除

二、所要勞務人員

事項名	人員數	日數	進人員	人員數	日數	進人員	人員數	日數	進人員
漁港修築	五〇七五人	平均 二七〇日	一三二、五八八	五〇七九人	平均 二七〇日	一三二、五八八	四九、四七人	平均 二七〇日	一三二、五八八
船塢船塢場設備	二七五〇	二三四	六四、九九〇	二七五〇	二三四	六四、九九〇	二〇、四〇	二三四	四七、八四九
魚礁施設	一三、〇〇〇	五〇	六、〇〇〇	八、〇〇〇	五〇	四、〇〇〇	四、〇〇〇	五〇	二〇、〇〇〇
漁港其他設備 水害復旧	一四九六	一五四	二四、三九〇	一四九六	一五四	二四、三九〇	二四、九六	一五四	二四、三九〇
計	二、五三一		二八、五五〇	一七、七三五		二八、五五〇	一、二四八三		二、五三五七

水産関係

省別事項	昭和二十一年度		昭和二十二年度		甲案	A案		B案	C案
	概算額	標準額	概算額	標準額		A案	B案		
農林省	一〇、〇九五五	三二、五八、八三四	三、二二八、八八〇	三、二二八、八八〇		三、二二八、八八〇	三、二二八、八八〇	三、二二八、八八〇	三、二二八、八八〇
漁港修築に要する経費 船塢、船塢場設備に要する経費	一三、三三三、三八一	二〇、二五、一六八	一五、三〇、一〇四〇	一五、三〇、一〇四〇		一五、三〇、一〇四〇	一五、三〇、一〇四〇	一五、三〇、一〇四〇	一五、三〇、一〇四〇
魚礁施設に要する経費	一九八〇、〇〇〇	一三、三八八、三八八	六、六五二、〇〇〇	六、六五二、〇〇〇		六、六五二、〇〇〇	六、六五二、〇〇〇	六、六五二、〇〇〇	六、六五二、〇〇〇
漁港其他設備、風水害復旧に要する経費	四三、一八三、六六四	二四、五〇五、八八〇	九、九六八、三三三	九、九六八、三三三		九、九六八、三三三	九、九六八、三三三	九、九六八、三三三	九、九六八、三三三
地方職員設置補助に要する経費	二九七、九二〇								
計	六八、六五、六二二	八〇、九三、六六二	六四、一五三、二〇〇	六四、一五三、二〇〇		七〇、六九二、二七二	七〇、六九二、二七二	六〇、五六三、三七二	六〇、五六三、三七二
北海道廳	三、九六九、七五〇	八五、二〇〇、〇〇〇	三、六〇、四、六四〇	三、六〇、四、六四〇		三、六〇、四、六四〇	三、六〇、四、六四〇	三、六〇、四、六四〇	三、六〇、四、六四〇
漁港及船塢修築等費									

源港修築工事費	八三〇,〇〇〇	二六二,〇〇〇	一三一,〇〇〇	一八四,〇〇〇	一三一,〇〇〇	九二,〇〇〇
船入瀬築設工事費	三,三三〇,〇〇〇	三三,八〇〇,〇〇〇	一,九〇〇,〇〇〇	一六六,〇〇〇	一,九〇〇,〇〇〇	八三〇,〇〇〇
維持費		八六三,〇〇〇	五七一,〇〇〇	八,六三〇,〇〇〇	五八四,〇〇〇	四八三,〇〇〇
調査費		七二七,〇〇〇	七三〇,〇〇〇	一五〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	七〇,〇〇〇
船舶概算購入費		二五八,〇〇〇	五一六,〇〇〇	七四九,〇〇〇	五二六,〇〇〇	三六〇,〇〇〇
事務費	五七,六六七	二九八,六七八〇	一七九,五五〇	一七九,五六二〇	一七九,五六二〇	一四,五九四〇
計	四〇,二七,四一七	八八一,六七八〇	三二,八二,三六〇	五三,二六,六二〇	三二,八九,五六二〇	三二,四五,九四〇
合計	七二六,三〇九	一六九,一三,三八二	一〇,一九,五四六	一八,三五,九八二	一〇八,五八,八九二	八八,〇四,三二二

等なる機関に諮り公正を期する様指導すること。

附記

配分方法：受配人員、加配数量等具体的事項については、地方廳担当主務課に於て、常時把握し置くこと。



科目	昭和二十三年		昭和二十二年		昭和二十一年		昭和二十年	
	甲	乙	甲	乙	甲	乙	甲	乙
一 新 路	0	0	1,100,000	0	0	0	0	0
二 河川水災	0	0	1,750,000	0	0	0	0	0
三 水 道	0	0	5,500,000	1,500,000	0	0	0	0
四 下 水 道	0	0	2,500,000	0	0	0	0	0
五 公 道	0	0	3,300,000	1,100,000	0	0	0	0
六 表 軌 道	0	0	1,800,000	1,000,000	0	0	0	0
七 電 鐵	0	0	4,800,000	2,000,000	0	0	0	0
八 國 際 航 路	0	0	6,500,000	1,500,000	0	0	0	0
九 新 築 航 路	0	0	7,500,000	0	0	0	0	0
十 保 存 航 路	0	0	4,500,000	0	0	0	0	0
計	0	0	35,000,000	6,100,000	0	0	0	0

項目	昭和二十三年			昭和二十二年			昭和二十一年			昭和二十年		
	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C
電 鐵 改 正 備 事 業 費 用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鐵 道 航 空 運 送 業 費 用 助	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
瓦 斯 運 送 業 費 用 助	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
航 空 運 送 業 費 用 助	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

官公署長成 事業費補助	救恤 事業費補助	新築改修整備 事業費補助	道路修繕整備 事業費補助
C B A	C B A	C B A	C B A
			四〇
		一一七二	三二〇
			二五〇
		五〇三	四四二〇
			五、六、六、六
			二五
			三二
			三二

官公署長成 事業費補助	救恤 事業費補助	新築改修整備 事業費補助	道路修繕整備 事業費補助
C B A	C B A	C B A	C B A
			四〇
		一一七二	三二〇
			二五〇
		五〇三	四四二〇
			五、六、六、六
			二五
			三二
			三二

合 計	復興土地区劃整理 事業費			下水道復旧事業費 補助		
	C	B	A	C	B	A
	二四六	三五二	四八二	二〇	二六	四〇
	一八八〇	二七八〇	三六六〇	二四〇	三一六	四八〇
	一	一七	三三			
	九五六〇	一四〇七〇	一八四〇〇	一一〇	一四五二	二二〇
	八九一〇	一二九六〇	一六二七〇			
	二六八九五	三六八四九	四七〇〇〇			
	二〇〇四一	二九二四三	三九四〇〇			

水道復旧事業費補助	機械器具修繕費			火葬場復旧費補助			公衆便所設備 事業費補助		
	C	B	A	C	B	A	C	B	A
	八〇	一〇〇	一二〇						
	四七〇	四七〇	四七〇						
	三九二〇	三九二〇	三九二〇						
	一九六〇	一九六〇	一九六〇						
	二〇〇〇	二〇〇〇	二〇〇〇						
	二〇〇〇	二〇〇〇	二〇〇〇						

科 目	昭和二十一年度 要 求 量	昭和二十二年 要 求 量	甲 案	A 案	B 案	C 案
一 新 路		五、四〇、四〇〇、三、三〇〇、 二、七〇、二、三〇〇		三、九、六、七、〇、六 一、六、四、八、三 三、〇、〇、六、九、〇 二、五、〇、三 四、二、一、二、六、〇 二、一、〇、六	二、七、〇、三、三、八 一、三、五、一、六 二、六、二、三、五 一、三、〇、六 四、二、一、二、六、〇 二、一、〇、六	二、七、〇、三、三、八 一、三、五、一、六 二、六、二、三、五 一、三、〇、六 四、二、一、二、六、〇 二、一、〇、六
二 河川水路		上、九、二、九、〇、〇 三、九、五、五、四		一、四、四、八、二、二 七、二、四	一、四、四、八、二、二 七、二、四	一、四、四、八、二、二 七、二、四
三 水 道		四、二、二、六、〇、〇 二、一、〇、六		三、三、三、三、四 一、六、三		
四 下 水 道		一、四、四、八、二、二 七、二、四		一、六、三 二、三、八、六、八 二、九		
五 預 算		六、五、三、六、八、〇 三、三、六、三		一、〇、六、三、〇 五、三		
六 鉄 軌		四、七、上、三、六、〇 二、三、八、七		一、〇、六、三、〇 五、三		
七 電 纜		三、三、三、六、〇、〇 一、〇、六、三		一、六、九、五、九、八 八、四、八		
八 運 送 路 線		一、〇、五、九、九、九、〇 五、三、〇、〇		一、六、九、五、九、八 八、四、八		
九 鋪 設 情 形		三、五、六、〇、〇、〇 一、三、八、〇、〇		一、六、九、五、九、八 八、四、八		
一〇 緑 化				一、三、三、四、九、八 六、六、〇		
二 新 路 樹 木 成						

合 計	二 公道賃所 三 火止所 七 及之對置室 八 渡邊家足 二 渡邊家足 三 水道復旧 三 下水道復旧	九二六四 四六 一五六八 七八四 八五九八 四三九 一三三三	一八五二 一〇 一五六八 七八 一〇四三 五三〇二	九二六 七 七、八四 三九	五三三 一六二	二二九九 一〇、六九八 一〇、六九八 三、九八八 一、二四八	一〇、六九八 五、三四九 二、四九八 一、三四八	一〇、一〇四 一、二九九
		一、三三三 八〇、六六一	一、三三三 八〇、六六一	一、三三三 八〇、六六一	一、三三三 八〇、六六一	一、三三三 八〇、六六一	一、三三三 八〇、六六一	一、三三三 八〇、六六一
		一、三三三 八〇、六六一	一、三三三 八〇、六六一	一、三三三 八〇、六六一	一、三三三 八〇、六六一	一、三三三 八〇、六六一	一、三三三 八〇、六六一	一、三三三 八〇、六六一
		一、三三三 八〇、六六一	一、三三三 八〇、六六一	一、三三三 八〇、六六一	一、三三三 八〇、六六一	一、三三三 八〇、六六一	一、三三三 八〇、六六一	一、三三三 八〇、六六一
		一、三三三 八〇、六六一	一、三三三 八〇、六六一	一、三三三 八〇、六六一	一、三三三 八〇、六六一	一、三三三 八〇、六六一	一、三三三 八〇、六六一	一、三三三 八〇、六六一
		一、三三三 八〇、六六一	一、三三三 八〇、六六一	一、三三三 八〇、六六一	一、三三三 八〇、六六一	一、三三三 八〇、六六一	一、三三三 八〇、六六一	一、三三三 八〇、六六一

都市計画部門

査定方針

一、土地区劃整理

震災都市の復興は可及的急速施行を要するも家屋の新築、
道路等を勘案して、一應の完成を廿五年度に置き概ね均
等施行を目途として査定した。但し事業施行方法におい
て測量、用地に重負を置き、用地輸費の大部分（八割）
を國債支弁とする等極力来年度支出額の節減を努めた。
従つて全事業の完成は、約十一年の日時を要する見込で
ある。

二、新築、河川等整理に伴ふ事業

土地区劃整理の完成後、従つて極力来年度廻りとして成

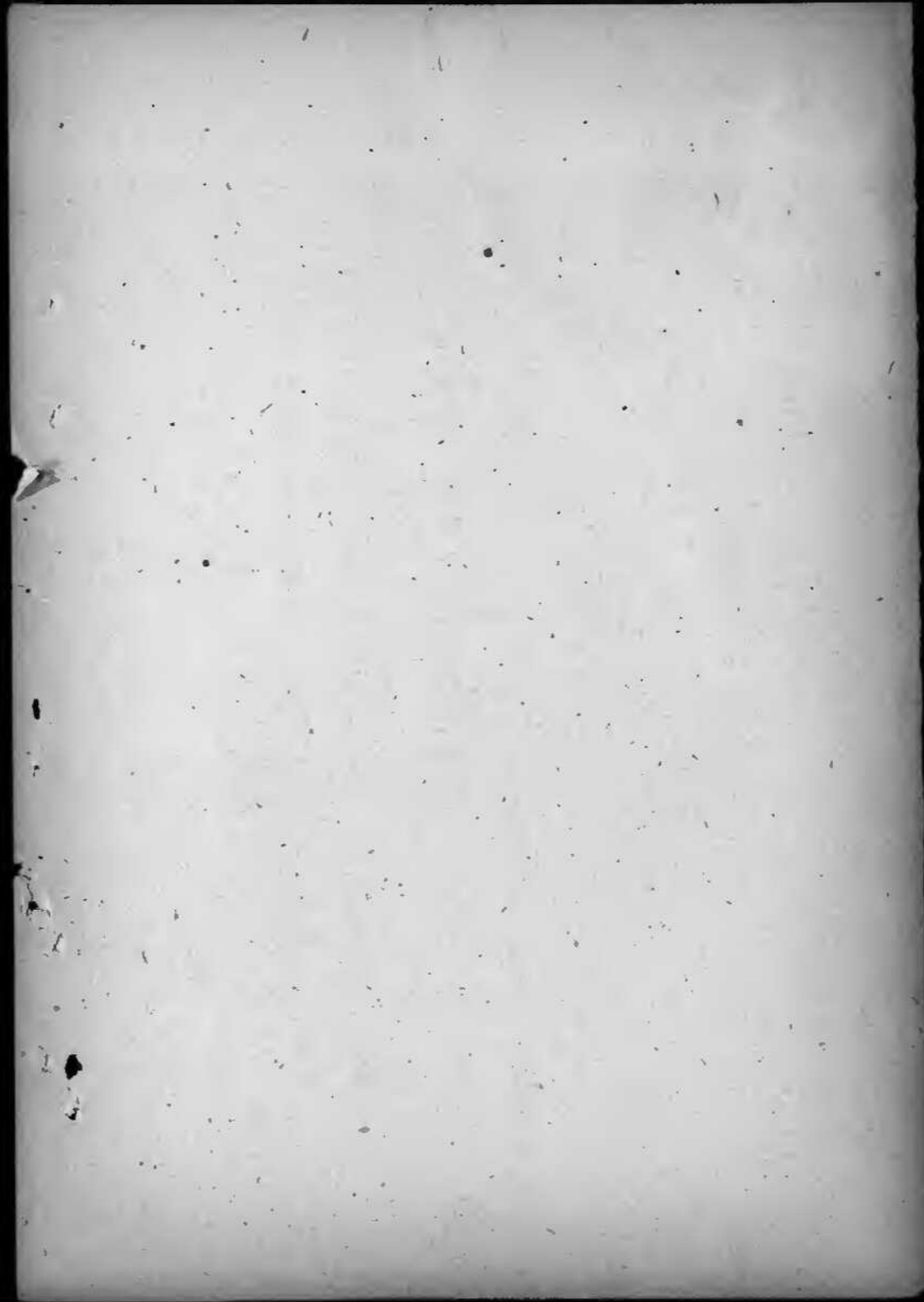
要最少限度に止め、従つて一部区域において事業の執行に支障を来す場所かたせざるか、これに依り、已むを得ず年度に於て完成に努むるを要する

三 逕路街路及び舗装街路
逕路街路は戦災都市に於ける疎明跡地の利用事業である。可及的急速完成を要するが本年度に於ては六分の一乃至八分の一程度に停め、舗装街路應急修理事業は本年度に於ては特に緊急施工を要するもののみである。

四 公共便所、大葬場はその必要性を認むるも、生産性、及び資材面より制約を考慮し要成り上りに止め、五 機械器具整備費については、二十一年度の実績により、A

六 水道、下水道の復旧は、要大通り認め、これは急速に完成し、いよいよ全体の効果を生じ、性質のものである。

七 においては、その五割増、月で二割増、このほか、これを認め、これは工事費を低下させ、その使用料が使用料として、国家収入となる長所を有するが、やはり資材の不足が加わる



道 路
一、直轄國道改良事業（地元分担率 1/3）

都府名	宮城	十	茨城	十	埼玉	東京	神奈川	千葉	茨城	十	宮城	都府名
奉業費總額	三〇〇〇〇〇〇〇	三八〇〇〇〇〇	六〇〇〇〇〇〇	三〇〇〇〇〇〇	三〇〇〇〇〇〇	三〇〇〇〇〇〇	三〇〇〇〇〇〇	三〇〇〇〇〇〇	三〇〇〇〇〇〇	三〇〇〇〇〇〇	三〇〇〇〇〇〇	奉業費總額
國費負担額	二〇〇〇〇〇〇〇	二五三〇〇〇〇	四〇〇〇〇〇〇	二〇〇〇〇〇〇	二〇〇〇〇〇〇	二〇〇〇〇〇〇	二〇〇〇〇〇〇	二〇〇〇〇〇〇	二〇〇〇〇〇〇	二〇〇〇〇〇〇	二〇〇〇〇〇〇	國費負担額
都府縣分組額	一〇〇〇〇〇〇〇	一三〇〇〇〇〇	二〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇	都府縣分組額
路線名	四宮	六常	埼玉	四古	九	三六	一	一	一	一	一	路線名
計畫区間	自仙台市 至尾花澤市	自水戸市 至宇都宮市	自水戸市 至宇都宮市	自前橋市 至高崎市	自前橋市 至高崎市	自前橋市 至高崎市	自前橋市 至高崎市	自前橋市 至高崎市	自前橋市 至高崎市	自前橋市 至高崎市	自前橋市 至高崎市	計畫区間
施行区間	自尾花澤市 至尾花澤市	自宇都宮市 至宇都宮市	自宇都宮市 至宇都宮市	自高崎市 至高崎市	自高崎市 至高崎市	自高崎市 至高崎市	自高崎市 至高崎市	自高崎市 至高崎市	自高崎市 至高崎市	自高崎市 至高崎市	自高崎市 至高崎市	施行区間
上程	四〇〇〇〇	七五	九〇	四〇九〇	六〇	三六〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	上程

9-3
290

山岡	高島	左高	山口	山	谷川	岩	山	橋	坂	山
八五〇〇〇〇	三〇〇〇〇〇	四三〇〇〇〇	五三〇〇〇〇	三〇〇〇〇〇	五〇〇〇〇〇	三〇〇〇〇〇	一五〇〇〇〇	三〇〇〇〇〇	三〇〇〇〇〇	二四〇〇〇〇
五六七〇〇〇	三〇〇〇〇〇	三〇〇〇〇〇	三〇〇〇〇〇	三〇〇〇〇〇	三〇〇〇〇〇	三〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	三〇〇〇〇〇	二〇〇〇〇〇	一六〇〇〇〇
二八三〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇
二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
山陽	高島	管	東山口	西山口	香川	安	南	馬	坂	山
自高島市	自高島市	自高島市	自高島市	自高島市	自高島市	自高島市	自高島市	自高島市	自高島市	自高島市
自高島市	自高島市	自高島市	自高島市	自高島市	自高島市	自高島市	自高島市	自高島市	自高島市	自高島市
改	改	改	改	改	改	改	改	改	改	改
五五〇	一七〇	一七〇	一七〇	一七〇	一七〇	一七〇	一七〇	一七〇	一七〇	一七〇

合計	長崎
一九〇八〇〇〇〇	二八七〇〇〇〇
一三七一八〇〇〇〇	一四三〇〇〇〇〇
六三六二〇〇〇〇	二五
	長崎
三八ヶ所	自高島市
三八ヶ所	自高島市
	〇〇
	三〇六〇

二、生産道路改良事業（国庫補助率1/2）

都道府縣	事業費総額	国庫補助額	都道府縣費	市町村費	計
北海道	七五〇〇〇〇〇	三六六〇〇〇〇	三八四〇〇〇〇	九七五〇〇〇〇	一七七一五〇〇〇
青森県	五九三〇〇〇〇	二九六〇〇〇〇	二八〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇	三九六〇〇〇〇
岩手県	八六〇〇〇〇〇	四三〇〇〇〇〇	四三〇〇〇〇〇	四三〇〇〇〇〇	八六〇〇〇〇〇
宮城県	六六〇〇〇〇〇	三三〇〇〇〇〇	三三〇〇〇〇〇	三三〇〇〇〇〇	六六〇〇〇〇〇
秋田県	六八五〇〇〇〇	三四二五〇〇〇	三四二五〇〇〇	三四二五〇〇〇	六八五〇〇〇〇
山形県	七六五〇〇〇〇	三八二五〇〇〇	三八二五〇〇〇	三八二五〇〇〇	七六五〇〇〇〇
福島県	七八〇〇〇〇〇	三九〇〇〇〇〇	三九〇〇〇〇〇	三九〇〇〇〇〇	七八〇〇〇〇〇
茨城県	七四八〇〇〇〇	三七四〇〇〇〇	三七四〇〇〇〇	三七四〇〇〇〇	七四八〇〇〇〇
栃木県	七二九〇〇〇〇	三七四〇〇〇〇	三七四〇〇〇〇	三七四〇〇〇〇	七二九〇〇〇〇
群馬県	六〇〇〇〇〇〇	三〇〇〇〇〇〇	三〇〇〇〇〇〇	三〇〇〇〇〇〇	六〇〇〇〇〇〇
千葉県	八六四〇〇〇〇	四三二〇〇〇〇	四三二〇〇〇〇	四三二〇〇〇〇	八六四〇〇〇〇
東京都	五二〇〇〇〇〇	二六〇〇〇〇〇	二六〇〇〇〇〇	二六〇〇〇〇〇	五二〇〇〇〇〇
神奈川県	七一一〇〇〇〇	三五五〇〇〇〇	三五五〇〇〇〇	三五五〇〇〇〇	七一一〇〇〇〇
新潟県	六四二〇〇〇〇	三二一〇〇〇〇	三二一〇〇〇〇	三二一〇〇〇〇	六四二〇〇〇〇
山梨県	六九六〇〇〇〇	三四八〇〇〇〇	三四八〇〇〇〇	三四八〇〇〇〇	六九六〇〇〇〇
長野県	九七四〇〇〇〇	四八七〇〇〇〇	四八七〇〇〇〇	四八七〇〇〇〇	九七四〇〇〇〇
富山県	一〇九四〇〇〇	五四七〇〇〇	五四七〇〇〇	五四七〇〇〇	一〇九四〇〇〇
石川県	八〇〇〇〇〇〇	四〇〇〇〇〇〇	四〇〇〇〇〇〇	四〇〇〇〇〇〇	八〇〇〇〇〇〇

都道府縣名	事業費総額	國庫補助額	都道府縣	市町村	地方費負担額
北海道	六五〇〇〇〇〇〇	三三五〇〇〇〇〇	道庁	三三三〇〇〇〇	三三五〇〇〇〇〇
青森県	三三〇〇〇〇〇〇	一六五〇〇〇〇〇	道庁	一六五〇〇〇〇	一六五〇〇〇〇〇
岩手県	一七三〇〇〇〇〇〇	八六五〇〇〇〇〇	道庁	八六五〇〇〇〇	八六五〇〇〇〇〇
宮城県	一九五〇〇〇〇〇〇	九七五〇〇〇〇〇	道庁	九七五〇〇〇〇	九七五〇〇〇〇〇
秋田県	一三〇〇〇〇〇〇〇	六〇〇〇〇〇〇〇	道庁	六〇〇〇〇〇〇	六〇〇〇〇〇〇〇
山形県	三三三〇〇〇〇〇〇	一六二〇〇〇〇〇〇	道庁	一六二〇〇〇〇〇	一六二〇〇〇〇〇〇
福島県	四〇五〇〇〇〇〇〇	二〇二五〇〇〇〇〇	道庁	二〇二五〇〇〇〇	二〇二五〇〇〇〇〇
茨城県	一四五〇〇〇〇〇〇	九七五〇〇〇〇〇	道庁	九七五〇〇〇〇	九七五〇〇〇〇〇
栃木県	四〇〇〇〇〇〇〇〇	二〇〇〇〇〇〇〇〇	道庁	二〇〇〇〇〇〇〇	二〇〇〇〇〇〇〇〇
群馬県	二二四〇〇〇〇〇〇	一一〇〇〇〇〇〇〇	道庁	一一〇〇〇〇〇〇	一一〇〇〇〇〇〇〇
新潟県	一五五〇〇〇〇〇〇	七五〇〇〇〇〇〇〇	道庁	七五〇〇〇〇〇〇	七五〇〇〇〇〇〇〇
山梨県	一〇〇〇〇〇〇〇〇	五〇〇〇〇〇〇〇〇	道庁	五〇〇〇〇〇〇〇	五〇〇〇〇〇〇〇〇
長野県	一〇〇〇〇〇〇〇〇	五〇〇〇〇〇〇〇〇	道庁	五〇〇〇〇〇〇〇	五〇〇〇〇〇〇〇〇
富山県	一八〇〇〇〇〇〇〇	九〇〇〇〇〇〇〇〇	道庁	九〇〇〇〇〇〇〇	九〇〇〇〇〇〇〇〇
石川県	三三〇〇〇〇〇〇〇	一六五〇〇〇〇〇〇〇	道庁	一六五〇〇〇〇〇〇	一六五〇〇〇〇〇〇〇
岐阜県	三三〇〇〇〇〇〇〇	一六五〇〇〇〇〇〇〇	道庁	一六五〇〇〇〇〇〇	一六五〇〇〇〇〇〇〇
愛知県	二二〇〇〇〇〇〇〇	一一〇〇〇〇〇〇〇〇	道庁	一一〇〇〇〇〇〇〇	一一〇〇〇〇〇〇〇〇
三重県	二二〇〇〇〇〇〇〇	一一〇〇〇〇〇〇〇〇	道庁	一一〇〇〇〇〇〇〇	一一〇〇〇〇〇〇〇〇
滋賀県	二二〇〇〇〇〇〇〇	一一〇〇〇〇〇〇〇〇	道庁	一一〇〇〇〇〇〇〇	一一〇〇〇〇〇〇〇〇
京都府	二二〇〇〇〇〇〇〇	一一〇〇〇〇〇〇〇〇	府庁	一一〇〇〇〇〇〇〇	一一〇〇〇〇〇〇〇〇
大阪府	二二〇〇〇〇〇〇〇	一一〇〇〇〇〇〇〇〇	府庁	一一〇〇〇〇〇〇〇	一一〇〇〇〇〇〇〇〇
兵庫県	二二〇〇〇〇〇〇〇	一一〇〇〇〇〇〇〇〇	府庁	一一〇〇〇〇〇〇〇	一一〇〇〇〇〇〇〇〇
奈良県	二二〇〇〇〇〇〇〇	一一〇〇〇〇〇〇〇〇	府庁	一一〇〇〇〇〇〇〇	一一〇〇〇〇〇〇〇〇
和歌山県	二二〇〇〇〇〇〇〇	一一〇〇〇〇〇〇〇〇	府庁	一一〇〇〇〇〇〇〇	一一〇〇〇〇〇〇〇〇
徳島県	二二〇〇〇〇〇〇〇	一一〇〇〇〇〇〇〇〇	府庁	一一〇〇〇〇〇〇〇	一一〇〇〇〇〇〇〇〇
香川県	二二〇〇〇〇〇〇〇	一一〇〇〇〇〇〇〇〇	府庁	一一〇〇〇〇〇〇〇	一一〇〇〇〇〇〇〇〇
愛媛県	二二〇〇〇〇〇〇〇	一一〇〇〇〇〇〇〇〇	府庁	一一〇〇〇〇〇〇〇	一一〇〇〇〇〇〇〇〇
高知県	二二〇〇〇〇〇〇〇	一一〇〇〇〇〇〇〇〇	府庁	一一〇〇〇〇〇〇〇	一一〇〇〇〇〇〇〇〇
福岡県	二二〇〇〇〇〇〇〇	一一〇〇〇〇〇〇〇〇	府庁	一一〇〇〇〇〇〇〇	一一〇〇〇〇〇〇〇〇
佐賀県	二二〇〇〇〇〇〇〇	一一〇〇〇〇〇〇〇〇	府庁	一一〇〇〇〇〇〇〇	一一〇〇〇〇〇〇〇〇
熊本県	二二〇〇〇〇〇〇〇	一一〇〇〇〇〇〇〇〇	府庁	一一〇〇〇〇〇〇〇	一一〇〇〇〇〇〇〇〇
大分県	二二〇〇〇〇〇〇〇	一一〇〇〇〇〇〇〇〇	府庁	一一〇〇〇〇〇〇〇	一一〇〇〇〇〇〇〇〇
宮崎県	二二〇〇〇〇〇〇〇	一一〇〇〇〇〇〇〇〇	府庁	一一〇〇〇〇〇〇〇	一一〇〇〇〇〇〇〇〇
鹿児島県	二二〇〇〇〇〇〇〇	一一〇〇〇〇〇〇〇〇	府庁	一一〇〇〇〇〇〇〇	一一〇〇〇〇〇〇〇〇
沖縄県	二二〇〇〇〇〇〇〇	一一〇〇〇〇〇〇〇〇	府庁	一一〇〇〇〇〇〇〇	一一〇〇〇〇〇〇〇〇

三 石炭産炭輸出道路改良事業（國庫補助率 1/2）

都道府縣名	事業費総額	國庫補助額	都道府縣	市町村	地方費負担額
北海道	九七〇〇〇〇〇〇〇	四八五〇〇〇〇〇〇	道庁	四八五〇〇〇〇〇	四八五〇〇〇〇〇〇
青森県	九三五〇〇〇〇〇	四六七五〇〇〇〇	道庁	四六七五〇〇〇	四六七五〇〇〇〇
岩手県	六七八〇〇〇〇〇	三三九〇〇〇〇〇	道庁	三三九〇〇〇〇	三三九〇〇〇〇〇
宮城県	五八九〇〇〇〇〇	二九四〇〇〇〇〇	道庁	二九四〇〇〇〇	二九四〇〇〇〇〇
秋田県	五七五〇〇〇〇〇	二八八五〇〇〇〇	道庁	二八八五〇〇〇	二八八五〇〇〇〇
山形県	四二二〇〇〇〇〇	二一〇〇〇〇〇〇	道庁	二一〇〇〇〇〇	二一〇〇〇〇〇〇
福島県	三六五〇〇〇〇〇	一八二五〇〇〇〇	道庁	一八二五〇〇〇	一八二五〇〇〇〇
茨城県	三二五〇〇〇〇〇	一六二五〇〇〇〇	道庁	一六二五〇〇〇	一六二五〇〇〇〇
栃木県	二七五〇〇〇〇〇	一三五〇〇〇〇〇	道庁	一三五〇〇〇〇	一三五〇〇〇〇〇
群馬県	二二五〇〇〇〇〇	一一二五〇〇〇〇	道庁	一一二五〇〇〇	一一二五〇〇〇〇
新潟県	一八五〇〇〇〇〇	九二五〇〇〇〇〇	道庁	九二五〇〇〇〇	九二五〇〇〇〇〇
山梨県	一四五〇〇〇〇〇	七二五〇〇〇〇〇	道庁	七二五〇〇〇〇	七二五〇〇〇〇〇
長野県	一〇五〇〇〇〇〇	五二五〇〇〇〇〇	道庁	五二五〇〇〇〇	五二五〇〇〇〇〇
富山県	一〇五〇〇〇〇〇	五二五〇〇〇〇〇	道庁	五二五〇〇〇〇	五二五〇〇〇〇〇
石川県	一〇五〇〇〇〇〇	五二五〇〇〇〇〇	道庁	五二五〇〇〇〇	五二五〇〇〇〇〇
岐阜県	一〇五〇〇〇〇〇	五二五〇〇〇〇〇	道庁	五二五〇〇〇〇	五二五〇〇〇〇〇
愛知県	一〇五〇〇〇〇〇	五二五〇〇〇〇〇	府庁	五二五〇〇〇〇	五二五〇〇〇〇〇
三重県	一〇五〇〇〇〇〇	五二五〇〇〇〇〇	府庁	五二五〇〇〇〇	五二五〇〇〇〇〇
滋賀県	一〇五〇〇〇〇〇	五二五〇〇〇〇〇	府庁	五二五〇〇〇〇	五二五〇〇〇〇〇
京都府	一〇五〇〇〇〇〇	五二五〇〇〇〇〇	府庁	五二五〇〇〇〇	五二五〇〇〇〇〇
大阪府	一〇五〇〇〇〇〇	五二五〇〇〇〇〇	府庁	五二五〇〇〇〇	五二五〇〇〇〇〇
兵庫県	一〇五〇〇〇〇〇	五二五〇〇〇〇〇	府庁	五二五〇〇〇〇	五二五〇〇〇〇〇
奈良県	一〇五〇〇〇〇〇	五二五〇〇〇〇〇	府庁	五二五〇〇〇〇	五二五〇〇〇〇〇
和歌山県	一〇五〇〇〇〇〇	五二五〇〇〇〇〇	府庁	五二五〇〇〇〇	五二五〇〇〇〇〇
徳島県	一〇五〇〇〇〇〇	五二五〇〇〇〇〇	府庁	五二五〇〇〇〇	五二五〇〇〇〇〇
香川県	一〇五〇〇〇〇〇	五二五〇〇〇〇〇	府庁	五二五〇〇〇〇	五二五〇〇〇〇〇
愛媛県	一〇五〇〇〇〇〇	五二五〇〇〇〇〇	府庁	五二五〇〇〇〇	五二五〇〇〇〇〇
高知県	一〇五〇〇〇〇〇	五二五〇〇〇〇〇	府庁	五二五〇〇〇〇	五二五〇〇〇〇〇
福岡県	一〇五〇〇〇〇〇	五二五〇〇〇〇〇	府庁	五二五〇〇〇〇	五二五〇〇〇〇〇
佐賀県	一〇五〇〇〇〇〇	五二五〇〇〇〇〇	府庁	五二五〇〇〇〇	五二五〇〇〇〇〇
熊本県	一〇五〇〇〇〇〇	五二五〇〇〇〇〇	府庁	五二五〇〇〇〇	五二五〇〇〇〇〇
大分県	一〇五〇〇〇〇〇	五二五〇〇〇〇〇	府庁	五二五〇〇〇〇	五二五〇〇〇〇〇
宮崎県	一〇五〇〇〇〇〇	五二五〇〇〇〇〇	府庁	五二五〇〇〇〇	五二五〇〇〇〇〇
鹿児島県	一〇五〇〇〇〇〇	五二五〇〇〇〇〇	府庁	五二五〇〇〇〇	五二五〇〇〇〇〇
沖縄県	一〇五〇〇〇〇〇	五二五〇〇〇〇〇	府庁	五二五〇〇〇〇	五二五〇〇〇〇〇

四 生産都市再建整備事業（國庫補助率）

都道府縣	事業費総額	國庫補助額	都道府縣	市町村	担
北海道	一五八七〇〇〇	七九三五〇		七九三五〇	七九三五〇
青森	一三八四〇〇〇	六九二〇〇		六九二〇〇	六九二〇〇
宮城	一五五七六〇〇	七七七八〇		七七七八〇	七七七八〇
秋田	二二〇五九〇〇	一一〇三九五〇		一一〇三九五〇	一一〇三九五〇
山形	九五四〇〇	四七七〇		四七七〇	四七七〇
福島	八三三五〇〇	四四五四二〇〇		九五〇〇〇	三三八〇八五〇
茨城	五五〇〇〇	二七五〇〇		二七五〇〇	二七五〇〇
栃木	二二二〇〇〇	一一一〇〇〇		一一一〇〇〇	一一一〇〇〇
埼玉	四四四二二〇〇	二二二二六〇〇		二二二二六〇〇	二二二二六〇〇
千葉	三三八五〇〇	一五八四二〇〇		一五八四二〇〇	一五八四二〇〇
神奈川	五八三六七〇〇	二九一八三五〇		二九一八三五〇	二九一八三五〇
新潟	三九三三五〇〇	一九六八七五〇		一九六八七五〇	一九六八七五〇
富山	九三九三〇〇	四六九六五〇		四六九六五〇	四六九六五〇
石川	六七〇九七〇〇	三三五四八五〇		三三五四八五〇	三三五四八五〇
山梨	五五七五〇〇	二七八七五〇		二七八七五〇	二七八七五〇
長野	三三一二二〇〇	一六五六一〇〇		一六五六一〇〇	一六五六一〇〇
岐阜	一八三五六〇〇	九一七八〇		九一七八〇	九一七八〇
計					九一七七八〇

都道府縣	事業費総額	國庫補助額	都道府縣	市町村	担
徳島	二二五〇〇〇	一一二五〇		一一二五〇	一一二五〇
香川	一五五〇〇〇	八七五〇		八七五〇	八七五〇
愛媛	七五〇〇〇	三七五〇		三七五〇	三七五〇
高松	八六〇〇〇	四三〇〇		四三〇〇	四三〇〇
岡山	一五五〇〇〇	七七五〇		七七五〇	七七五〇
広島	三三〇〇〇	一六五〇		一六五〇	一六五〇
山口	一〇〇〇〇〇	五〇〇〇		五〇〇〇	五〇〇〇
島根	四六〇〇〇	二三〇〇		二三〇〇	二三〇〇
徳島	一〇〇〇〇	五〇〇		五〇〇	五〇〇
香川	三〇〇〇〇	一五〇〇		一五〇〇	一五〇〇
愛媛	一八〇〇〇	九〇〇		九〇〇	九〇〇
高松	二七〇〇〇	一三五〇		一三五〇	一三五〇
岡山	一八〇〇〇	九〇〇		九〇〇	九〇〇
広島	五〇〇〇	二五〇		二五〇	二五〇
山口	四〇〇〇	二〇〇		二〇〇	二〇〇
島根	一〇〇〇	五〇		五〇	五〇
徳島	二〇〇〇	一〇〇		一〇〇	一〇〇
香川	七〇〇	三五〇		三五〇	三五〇
愛媛	二〇〇	一〇〇		一〇〇	一〇〇
高松	一四〇	七〇		七〇	七〇
岡山	一四〇	七〇		七〇	七〇
広島	二〇〇	一〇〇		一〇〇	一〇〇
山口	一四〇	七〇		七〇	七〇
島根	一四〇	七〇		七〇	七〇
計					二〇〇〇〇

長	佐	福	夢	香	徳	山	廣	岡	島	島	和	大	京	滋	三	愛	静
歌																	
崎	賀	岡	嶺	川	島	口	島	山	根	取	山	康	阪	郡	賀	重	知
岡	重	賀	郡	阪	康	山	取	根	山	島	口	島	川	嶺	岡	賀	崎
二七二七〇	二四九〇八〇	三六七五九六二	五四八四〇〇	九四三九二〇	八三六七四〇〇	二九五二五〇	八〇〇〇〇	一九〇一二〇〇	一九八八八〇〇	五四〇〇〇	三三三一一〇〇	二九二〇〇	二四〇〇〇〇	五五四八〇	六六三九九〇	五五八七〇〇	七三六四〇〇
一三三、八五〇	一、三四五、〇四〇	一、八三七、九八一	五七四、二〇〇	四、九三九、六〇〇	四、一八七、七〇〇	一、四七六、二五〇	四〇〇〇〇	九五〇、六〇〇	八九九、四〇〇	二、七〇〇	六一〇、五〇	一、四六、〇〇	一、二〇、〇〇	一、七、四〇〇	三、三、九五〇	二、七、三五〇	三、六、八二〇〇
一、三、五、八五〇	一、三、五、〇四〇	一、八、三七、九八一	二、七、四、二〇〇	四、九、三、九、六〇〇	九、〇〇〇	一、七、三、五、五〇	四〇〇〇〇	九、五〇、六〇〇	五、二、〇〇〇	二、七〇〇	六、一、〇、五〇	一、四、六、〇〇	一、二、〇、〇〇	一、七、七、四〇〇	三、三、一、九五〇	一、五、一、八〇〇	三、六、八、二〇〇
一、三、五、八五〇	一、三、四、五、〇四〇	一、八、三七、九八一	二、七、四、二〇〇	四、九、三、九、六〇〇	九、〇〇〇	一、七、三、五、五〇	四〇〇〇〇	九、五〇、六〇〇	八、九、九、四〇〇	二、七〇〇	六、一、〇、五〇	一、四、六、〇〇	一、二、〇、〇〇	一、七、七、四〇〇	三、三、一、九五〇	一、五、一、八〇〇	三、六、八、二〇〇
七三〇、八〇〇	七三〇、八〇〇	七三〇、八〇〇	七三〇、八〇〇	七三〇、八〇〇	七三〇、八〇〇	七三〇、八〇〇	七三〇、八〇〇	七三〇、八〇〇	七三〇、八〇〇	七三〇、八〇〇	七三〇、八〇〇	七三〇、八〇〇	七三〇、八〇〇	七三〇、八〇〇	七三〇、八〇〇	七三〇、八〇〇	七三〇、八〇〇

合	官	大	縣
計	崎	分	本
九五八七四、二四二	二八三一〇〇	二八八四六〇〇	一五九七一〇〇
四八七、〇二〇	一四、一五五〇	一、四四三、三〇〇	九一四、三三〇
一五八四、二七〇	六八、二七七〇		
三、一三三、二六七一	一四、一五五〇	一、四四三、三〇〇	六八、二七七〇
四七、一七三、九四一	一四、一五五〇	一、四四三、三〇〇	六八、二七七〇

(備考) 追加予算(事業費三、八〇〇、〇〇〇。円) 地方費負担額一九〇〇、〇〇〇。円)

都合により削除せられた。

四 生産都市再建整備事業（国道改良分国庫補助金）

府縣名	事業費総額	国庫補助額	地方負担額		計
			県	市町村	
京都	一三二〇、〇〇〇 円	八八〇、〇〇〇 円		四四〇、〇〇〇 円	四四〇、〇〇〇
千葉	八五〇、〇〇〇	五六六、七〇〇	二八三、三〇〇		二八三、三〇〇
福島	三四八五、〇五〇	二〇二九、二〇〇		一四五五、八五〇	一四五五、八五〇
宮崎	六九四、七〇〇	四六五、一三〇	二三一、五七〇		二三一、五七〇

但し、福島県の事業費中に、一部国庫補助金の部分がある。

北 道	青 森	岩 手	宮 城	秋 田	山 形	福 島	福 馬	茨 木	栃 馬	群 馬	埼 玉	千 葉	東 京	神 奈 川	新 潟
五 六 〇 〇 〇 〇	四 〇 〇 〇 〇 〇	五 〇 〇 〇 〇 〇	五 〇 〇 〇 〇 〇	四 〇 〇 〇 〇 〇	四 〇 〇 〇 〇 〇	五 〇 〇 〇 〇 〇	五 〇 〇 〇 〇 〇	五 〇 〇 〇 〇 〇	五 〇 〇 〇 〇 〇	五 〇 〇 〇 〇 〇	五 〇 〇 〇 〇 〇	五 〇 〇 〇 〇 〇	五 〇 〇 〇 〇 〇	五 〇 〇 〇 〇 〇	五 〇 〇 〇 〇 〇
二 〇 〇 〇 〇 〇	二 〇 〇 〇 〇 〇	二 〇 〇 〇 〇 〇	二 〇 〇 〇 〇 〇	二 〇 〇 〇 〇 〇	二 〇 〇 〇 〇 〇	二 〇 〇 〇 〇 〇	二 〇 〇 〇 〇 〇	二 〇 〇 〇 〇 〇	二 〇 〇 〇 〇 〇	二 〇 〇 〇 〇 〇	二 〇 〇 〇 〇 〇	二 〇 〇 〇 〇 〇	二 〇 〇 〇 〇 〇	二 〇 〇 〇 〇 〇	二 〇 〇 〇 〇 〇
八 〇 〇 〇 〇 〇	八 〇 〇 〇 〇 〇	八 〇 〇 〇 〇 〇	八 〇 〇 〇 〇 〇	八 〇 〇 〇 〇 〇	八 〇 〇 〇 〇 〇	八 〇 〇 〇 〇 〇	八 〇 〇 〇 〇 〇	八 〇 〇 〇 〇 〇	八 〇 〇 〇 〇 〇	八 〇 〇 〇 〇 〇	八 〇 〇 〇 〇 〇	八 〇 〇 〇 〇 〇	八 〇 〇 〇 〇 〇	八 〇 〇 〇 〇 〇	八 〇 〇 〇 〇 〇

五 地方道路調査事業（國庫補助率 $\frac{1}{2}$ ）

合 鹿宮大熊長坂福高安香鹿山
兒

計 島崎分本崎賀岡知媛川島口

三	五	四	五	五	四	四	六	四	四	四	四	五
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇

二	二	二	二	二	二	三	二	二	二	二	二	二
〇	五	〇	五	五	〇	〇	〇	〇	四	〇	〇	五
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇

二	二	二	二	二	二	三	二	二	二	二	二	二
〇	五	〇	五	五	〇	〇	〇	〇	四	〇	〇	五
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇

210

広岡島島和奈兵大京漁福三愛静岬石富長山
歌

島山根取山京康阪都賀井重知岡山川山野梨

五	六	四	四	四	四	六	六	六	四	四	五	六	五	〇	四	四	五	四
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇

二	二	二	二	二	二	三	三	三	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
〇	八	五	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	五	〇	五	〇	四	〇	八
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇

二	二	二	二	二	二	三	三	三	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
〇	八	五	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	五	〇	五	〇	四	〇	八
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇

239

六 都市計画事業（國庫補助率 1/2）

府縣名	事業名	事業費総額	補助額	地方負担額
北海道	釧路別炭坑地整備	200,000.00	100,000.00	100,000.00
福岡	田川炭坑地整備	225,600.00	112,800.00	112,800.00
長野	飯田市都市計画	816,000.00	408,000.00	408,000.00

10.



31

連

貯水池建設三ヶ年計画

内務省國土局

241
9-3

裏面白紙

一 厚東川計画概要

山口縣厚狭郡二候瀬大字木田に厚東川を横断し高三〇米、長一六二
米の重力式コンクリート堰堤を築造し有効二二五四〇〇〇五方米
の貯水をなし本貯水池により九五二ニ秒の水を常時化し内毎秒
四八ニ五方米を引水し延長約一ニ軒の送水路により宇都市、小野
田市方面の工業用水、上水道用水の原水に充て残三二五五方米を
下流既許可水量として放流をなし併せて洪水調節をなさんとし目下
大半の工事は完了しつゝあり。

二 大野川計画概要

大分縣大野郡百枝村地内口から本川より取水し、之を夏川三重川に
築造する貯水池に送水し貯留調整の後、圧力隧道により調圧水槽に
導き一部灌漑用水を分水、残水量を以て発電に供し乍ら一見本川
に放流し下流畑地及び農業、工業及水道用水の源水として使用する
るものにして目下工事一部進行中なり。

三 銅山川分水計画概要

愛媛縣宇摩郡金砂村大字神瀬地内口から銅山川を横断し高さ五十三
米の堰堤を築造し愛媛縣宇摩郡小宮七村外七ヶ所村の既存田に灌漑
水を供給すると共に同郡金砂村脇の谷に堰堤発電所、同郡三島町上
相江分水発電所を設けて発電を行い、併せて本貯水池により銅山川
の洪水量を減少せしめる事を目的とする。

四 鬼頭川貯水池計画概要

栃木縣足利郡三依村大字五十里地内口から鬼頭川支流野原川を横断

五 根尾川下大須貯水池計画概要
 高さ五五米の堰堤を築造し放水を調節し為水量を増加せしめ五十里地内に於て取水し発電に用いる。後本川に派下し西鬼怒川川敷を始めとし約六〇〇町歩の灌漑区域に用水を供給せんとする計画あり

計画概要、指雙川支川根尾川東谷(下大須)に高さ六〇米の重力堰堤を築造し、有効貯水量六一〇〇〇〇立米の貯水池を得、長水により放水調節を行つ併せて砂防、水力、発電、農業用水の確保に努むるものである

六 野川計画概要

山形縣西置賜郡平野村大字木地山地内は本流を横断して貯水堰堤を築造し放水調節をすべし其は為水量の増加を計り発電を行ひ更に下

流合村大字桂谷地内に堰堤を築造し調整池となし第二の発電を行ふと共に放水水を農産用水、水道用水等に供せんとするものあり

七 小坂部川計画概要

高梁川を主要水源とする若井十二ヶ郷、上原井領及び東西用水の三組合を主とする下流地域は一朝旱天に豊潤するや日ならずして水害の跋扈を訴へる状態を以つて其の程度旱魃の被害は甚大である。依つて高梁川支流小坂部川を横断する高さ六五〇米の堰堤を築造して灌漑用貯水池を築けて為水量の増加を図り灌漑時必要水量最大一八九立米の放流を以て下流地域の旱害を除去して食糧増産をすし其と共に調整水量と落差を利用し電源の開發を計るものである

八 道元川計画概要

砂防堰堤を築造して之を発電の取水堰堤に利用発電し其の放水を下流横浜市水道の取水口直結して土砂流入を防止し砂防 発電事業と水道施設の改良をなさんとすものなり

九 夕張川計画概要

夕張川上流南大夕張二股に貯水池を築設し取水 南大夕張市街地高台口導水の上放水し 発電(大々〇キロワット)を行いはる後下流由仁村川端附近にて取水し新規開田(三〇〇町歩)の灌漑用水並に庄来田(五七〇町歩)の不足補給用水として由仁村角田村長沼村栗沢村若内村の需要に充てする

一〇 紀之川水系吉野川計画概要

吉野郡上市町を距る東南方約二〇町吉野郡川上村大字井戸仁堰堤を築造し流水を貯溜調節し下水量はより発電し且下流下市町の西方約四町宇智即大阿太村に調節池を築造し流水を更に調節貯溜し発電をなすと其に下流の常時流水を増加し水害を防禦且貯溜せる一部の水量を隧道により大和川流域に分水し大和郡西郡の旱害を根絶し併せて奈良盆地の上水及工業用水に充てんとすものなり

一一 香東川計画概要

香川県香川郡塩江村大字安原上東字除口にて現在河床より高五一五米の重力式コンクリート堰堤を築造し 洪水調節池を設け其の運用に依り下流部の洪水量を減少せしめて洪水被害を絶滅せしむると其に其の貯溜したる水を沿岸熱地の農業用及高松市上水道用水に補給せんとすものなり

三 由良川計画概要

本計画に於ては京副府北桑田郡大野村地内に堰堤を築造し合地志に於ける洪水流量を毎秒五三〇立米調節すべし其は長により高屋川上珠川等各支川との洪水合流の時期の錯差による洪水調節作用と相俟つて堰堤以下に於ける洪水流量を毎秒九〇〇立米調節低減する。又洪水時に於ける流量を確保し農業用水上水道並に工業用水等の高度利用を図るものである。

三 物部川計画概要

物部川上流に高さ六〇米の堰堤を築造し洪水を貯溜調節し下流部に於ける洪水の被害を軽減すべし其は二の貯水を利用して発電し其の後に一旦放流する。これと下流部の水量とを合せて下流に放ける高さ

五米の堰堤に於り取水し再び発電に供し其の後に農業用水の補給に供するべしとすものである。

四 赤川計画概要

山形縣栗田川郡大泉村大字荒沢地内に於て本流を遮断し貯水堰堤を築造し洪水調節を爲すと共に洪水量の増加を計り発電を行ひ併せて農業用水、工業用水、水道用水等の増加を計るべしとす。

五 指保川計画概要

第一期計画として兵向取水池（全貯溜池）を築き日輪及び附近工業に於ける現堰及び将来の工業用水を供給し第二期計画として支川引原川に貯水堰堤を築造し之に引原川堰及び於川の流量をも導入せし

ゆ之に貯蓄しある水量により漏水量を補給し併せて発電に利用尚下
流既発電所出力を増加せしめ農業用水を補給し本川揖保川筋を流下
せしめ、揖保川余額打附近に於て表流水及休流水となりて流下せし
と可る水量を裏水埋渠及び既設共同配水池により取水し将来建設増
設するべき工場に工業用水を給水せんとすものなり

裏面白紙

246

貯水池建設五年計画 内務省国土局

番号	名称	河川	堤長		セメント	鋼材	事業費	延人員
			高	長				
1	厚	康川	30	162	3,900	1,000	31,000,000	27,100
2	大	野川	29	81	21,700	1,668	157,685,000	1,070,000
3	鋼	山川	53	140	68,000	775	216,000,000	1,495,000
4	鬼怒川(五十里)		55	265	30,000	3,000	600,000,000	2,852,330
5	根	尾川	62	110	53,000	2,000	226,000,000	1,630,000
6	野	川	50	220	75,000	2,000	410,000,000	2,998,000
7	小坂	柳川	65	230	30,000	1,300	184,300,000	1,334,000

8	道志	川	29	100	16,500	1,400	126,000,000	728,000
9	夕張	川	63	210	55,200	2,200	322,000,000	2,230,000
10	紀ノ川(吉野川)		51	148	60,000	2,000	340,000,000	2,680,000
11	香	康川	42	142	28,000	500	170,000,000	782,000
12	由良	川	47	240	60,000	3,200	400,000,000	2,856,000
13	物部	川	60	168	85,000	3,300	400,500,000	2,574,000
14	赤	川	53	135	60,000	2,400	330,000,000	2,305,000
15	増保川(引原川)		60	200	60,000	3,000	300,000,000	2,251,000
計					659,300	28,623	3,952,980,000	29,989,350

貯水池建設三年計画(第一二) 内務省国土局

番号	名称	最大発電力 KW	発電以外 効果
1	厚東川	1,800	水道及工業用水(宇部市小野田町), 農業用水(800町歩)
2	大野川	10,000	農業用水(1,900町歩), 水道及工業用水(福崎町外)
3	銅山川	6,600	農業用水(1,250町歩) 治水
4	鬼怒川(五十里)	12,900	治水, 農業用水
5	根尾川	2,600	農業用水(3,100町歩) 治水, 下流発電所, 出力増加
6	野川	14,000	農業用水(2,100町歩), 水道及工業用水(長門町) 治水
7	小坂部川	4,000	農業用水(14,000町歩)
8	道志川	2,800	砂防

9	辰川	6,600	農業用水(2,700町歩), 開田(4,000町歩) 治水
10	香野川	11,000	農業用水(4,200町歩) 工業及水道用水
11	香川		農業用水(4,880町歩) 治水, 水道(高松市)
12	由良川	14,000	治水, 農業用水, 水道及工業用水(舞鶴市)
13	物部川	5,500	農業用水(5,100町歩) 治水
14	兼川	13,000	治水, 農業用水(2,500町歩) 水道及工業用水(鶴岡市)
15	楯株川	3,000	既設発電所 出力増加, 工業及水道用水(播州地方)
	計	122,000	

七ヶ瀬卜年度別表

番号	名	稱	22年	23年	24年	25年	26年	合計
1	厚	東川	2,000	1,900				3,900
2	大	野川	2,000	2,850	2,850			21,700
3	銅	山川		4,800	22,000	2,200	14,100	42,000
4	急	忍川(五十里)		2,600	10,500	10,500	6,000	30,000
5	根	尾川		1,000	10,800	21,200		33,000
6	野	川		4,950	22,200	33,150	14,700	75,000
7	小	坂部川		2,000	18,400	2,600		30,000

8	塩	志川	1,600	1,000	3,900			16,500
9	久	隈川		6,000	25,800	23,400		55,200
10	岩	野川		4,500	29,000	26,500		60,000
11	香	束川		7,000	13,000			20,000
12	由	良川		16,500	34,000	2,500		60,000
13	物	部川		2,000	33,000	34,000	9,000	85,000
14	赤	川		500	20,500	27,000	12,000	60,000
15	輝	保川		16,500	34,000	9,500		60,000
		計	5,600	38,500	286,950	212,550	55,700	659,300

鋼材年度別表

番号	名	稱	22年	23年	24年	25年	26年	合計
1	厚	東川	350	650				1000
2	大	野川	248	710	710			2668
3	鋼	山川		125	160	220	250	775
4	鬼怒川(五ヶ里)			300	750	1100	850	3000
5	根尾川			30	470	1500		2000
6	野	川		480	650	700	270	2000
7	小坂部川			70	700	330		1300

6

8	志	川	60	770	570			1400
9	限	川		440	1130	630		2300
10	野	川		150	750	800		2000
11	香	川		240	260			500
12	由	川		650	1700	850		3200
13	物	川		400	1500	1400		3300
14	赤	川		50	550	900	500	2000
15	井	川		500	1200	700		2000
	計		358	5465	11500	8830	2170	28623

工事費年度別表

番号	名	種	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	合	計
1	厚	東川	12,040	18,980				31,000	和
2	大	野川	19,400	90,164	88,124			257,688	
3	銅	山川		40,000	48,000	58,000	70,000	216,000	
4	泉	池川(五十里)		42,500	121,000	101,500	95,000	400,000	
5	根	尾川		6,040	66,320	153,680		226,000	
6	野	川		36,980	123,680	192,880	75,480	410,000	
7	小	坂部川		11,900	116,960	55,440		184,300	

8	道	志川	9640	16,960	109,400			226,000	
9	月	張川		42,992	154,592	124,416		322,000	
10	紀	川(吾郎川)		29,000	161,000	150,000		340,000	
11	香	東川		42,400	67,600			110,000	
12	由	良川		100,600	222,600	96,800		400,000	
13	物	部川		44,000	159,000	157,000	40,000	400,000	
14	赤	川		5,000	104,080	144,000	77,000	330,000	
15	海	保川(引原)		72,000	179,000	69,000		300,000	
		計	147,080	640,456	1,630,276	1,283,696	357,480	3,952,988	

實人員年度別表

番号	名	科	單位入				
			22年	23年	24年	25年	26年
1	厚	東川	344	540			
2	大	野川	340	2000	1940		
3	銅	山川		1120	2500	1300	
4	鬼怒川(五十里)			1210	3455	4030	
5	根	尾川		240	1880	4400	
6	野	川		1264	3510	14960	2160
7	小	坂部川		400	3340	1600	
8	道	志川	384	2200	1128		

9	張	川		920	4400	5510	
10	吉	野川	159	1000	4800	4160	1920
11	香	東川		1200	1965		
12	由	良引		2875	6360	2190	
13	物	部川		1255	4560	4480	
14	赤	川		200	2980	4120	
15	楨	保川		2190	4850	1800	
	計		1227	18614	48469	36610	4080

延人員年度別表

單位人

番号	名稱	22年	23年	24年	25年	26年
1	學東川	86,000	135,000			
2	大野川	85,000	500,000	483,000		
3	銅山川		280,000	875,000	340,000	
4	鬼怒川(五里)		302,850	863,500	1,028,000	673,000
5	根尾川		60,000	470,000	1,100,000	
6	野川		76,000	880,000	1,242,000	540,000
7	小坂部川		100,000	834,000	400,000	

8	志川	96,000	550,000	282,000		
9	又川		230,000	1,100,000	700,000	
10	吉野川	40,000	250,000	1,150,000	1,040,000	
11	香東川		300,000	483,000		
12	白良川		718,000	1,590,000	540,000	
13	物部川		314,000	1,140,000	1,120,000	
14	赤川		58,000	745,000	1,030,000	480,000
15	樽保川		550,000	1,271,000	450,000	
	計	307,000	4,637,850	12,162,500	9,170,000	1,698,000

河川名	有効貯水量	建設費 第二卷電算	完成年度				下流必要出力 出力増力
			23	24	25	27	
厚東川	22,544,000	1,420	1,420				
大野川	2,150,000	4,800	4,800				
額山川	23,500,000	2,290 4,060		6,350			
鬼怒川	45,800,000	10,700		10,700			12,500
根尾川	6,100,000	3,050		3,050			
野川	15,000,000 800,000	3,340 1,540		2,000	2,780		
小坂部川	14,399,074	1,840		1,840			
道志川	300,000	3,150	3,150				
八張川	79,039,000	7,225		7,225			

吉野川	413,000 14,370,000	1,370 2,280		3,670			
春川	-	-		-			
西良川	28,440,000	4,560		4,560			
物部川	12,100,000	3,540		3,540			
赤川	30,847,000	5,340			5,340		4,300
播保川	16,800,000	5,700		5,700			2,400
計		46,125	1,420	29,500	31,585	25,170	19,200

名 稱	灌 溉 面 積	記 述 價 値	増 收 石 数	噸 数 換 算	摘 要
厚 栗 川	808 ^{町步}	153 ^{町步}	21,730	200	
大 野 川	1,909	-	47,725		
鯨 山 川	1,246	1,200	42,150		
鬼 怒 川	600	12,365	82,400		
根 尾 川	3,300	6,000	137,500		
野 川	2,100	3016	55,500		
小 坂 部 川	1,408	-	350,000		
道 志 川	-	-	-		
夕 張 川	9,403	-	235,000		

吉 野 川	4,176	-	104,500		
香 栗 川	4,580	1,747	144,000		
由 良 川	1,772	4,227	215,600		
物 部 川	5,087	2,900	155,000		
赤 川	12,490	1,946	331,000		
揖 保 川	-	-	-		
計	61,651	22,041 ^{1/2}	1,925,105	200	269,515

12

50

河川

一、直轄河川改良事業
（地元分担率 $\frac{2}{3}$ ）

郡府縣	当		算		夏		加	
	本事業総額	国員負担額	郡府縣分担額	事業費総額	国員負担額	郡府縣員担額		
青森	二八〇四三四六	一八六九五五四	九三四七八二	六六〇〇〇〇	四四〇〇〇〇	二二〇〇〇〇		
岩手	四〇三三二〇〇	二六八八〇〇〇	一三四四〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇	六六六六六八	三三三三三四		
宮城	九六一六六〇二	六四一〇六八	三二〇五五三四	一〇〇〇〇〇〇	六六六六六八	三三三三三四		
秋田	三九八八五八〇	二六六五七二〇	一三三三二八六〇					
山形	八八一五二六〇	五八七六八四〇	二九三三四二〇					
福島	三九八二七六〇	二六五九八四〇	一三三三九九二〇	五〇〇〇〇〇	三三三三三四	一六六六六七		
茨城	三三三八五二六六	二四九三三四四	七四六一七三二	二五七二〇五八	一五八一三七二	七九〇六八六		
栃木	四三〇六〇五〇	二八七〇七〇〇	一四三三三五〇	一九九〇四六四	一三二六九七六	六六三四八八		
群馬	二四三五二八六	一六二三五三四	八一七六二	四五六二四	三〇四一六	一五二〇八		
埼玉	七八二八九九八	五二一九三三二	二六〇九六六六	二〇五三〇八	一三六八七二	六八四三六		

9-3

256

滋賀	三九九九	二六六六	一三三三				
京都	九三五七八八	六一七一九二	三〇八五九六				
大坂	四八一五一三七	九八七六七五八	四九三三八三七九				
兵庫	六三〇一三五〇	四二〇〇九〇〇	二一〇〇四五〇				
奈良	九六九六六六	六六六六六六	三三三三三三				
和歌山	一三〇一五五〇	八六七七〇〇	四三三八五〇				
鳥取	一八六一一〇〇	一二四一四〇〇	六二〇七〇〇				
島根	二〇〇〇〇〇〇	一三三三三三四	六六六六六七				
岡山	四九〇五九〇〇	三二七〇六〇〇	一六三五三〇〇				
広島	六四四〇〇〇一	四三九三三三四	二一四六六六七				
山口	一一三五五九〇二	七五七三六八	三七八六三四				
徳島	一一〇九七五四	七三九八三六	三六九九一八				
香川							

千葉	六五六一、一六八	四三七四、一三二	二一八七、〇五八	六四八四八	四三三三三	二一六、一六
東京	七四四〇、三三〇	四九六〇、二二〇	二四八〇、一一〇	九二二四八	六〇八三三	三〇四、一六
神奈川	五八七四、〇五七	三九一六、〇三八	一九五八、〇一九			
新潟	五六九九、五三六	三、七九九、六八四	一八九九、八四二			
富山	八五一六、七三六	五、六七七、八二四	二八三八、九一二	一八〇五、二〇二	一二〇三、四六八	六〇一、七三四
石川	二、五三四、七二七	一、六八九、八一八	八四四、九〇九	五〇〇、〇〇一	三三三、三三四	一六六、六六七
福井						
山梨	一、五四一、九七	一〇二、七九八	五、一三九			
長野						
岐阜	七、七四〇、六四二	五、一六〇、四二八	二、五八〇、二一四	五〇〇、〇〇一	三三三、三三四	一六六、六六七
静岡	六、四六〇、二一八	四、三〇六、八一二	二、一五三、四〇六	一、三六三、五五〇	九〇、九〇〇	四、四、五〇
愛知	五、六七七、四三四	三、七八四、九五八	一、八九二、四七八	九、九六、八二五	六、六四、五五〇	三三三、二七五
三重	三、九八四、四八七	一、九八九、六五八	九、九四八、二九	四、三一、九一〇	二、八七、九四〇	一、四三、九七〇

愛媛	三三六九二四〇	二二四六一六〇	一一二三、〇八〇	一九七一、九〇〇	一三一四六〇〇	六五七、三〇〇
高知	五一一六八〇九	三四一、二〇六	一七〇五、六〇三	一	一	一
福岡	一一九七八九六七	七九八五九七八	三九三、九八九	三三四六、〇〇〇	一五六四、〇〇〇	七八六、〇〇〇
佐賀	二二三六九二六	一四九一、二八四	七四五、六四二	一〇五四、〇〇〇	七〇二、六六八	三五一、三三四
長崎	一	一	一	一	一	一
熊本	五八三三〇四〇	三八八一、三六〇	一九四〇、六八〇	一	一	一
大分	五〇〇〇、六一三	三三三三、七四二	一六六六、八七一	一	一	一
宮崎	一四六〇、四三三	九七三、六三三	四八六、八一	一	一	一
鹿児島	四五八五五二四	三〇五七、〇一六	一五二八、五〇八	一五〇〇、〇〇〇	一〇〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇
計	三九五五五四〇	一四六三、七九三	七三一、八八四	三六、四四二	二二三五	三、四二九

二 直轄土地造成事業 (地元分担率 1/3)

課別	当		算		退		加	
	事業費総額	国費負担額	府県分担額	事業費総額	国費負担額	府県分担額		
青森	二〇二六、〇〇〇	一三五〇、六六六	六七五、三三四	七、〇〇〇、〇〇〇	四六六、六六六	二、三三三、三三四		
千葉	三、八九四、〇〇〇	二、五九六、〇〇〇	一、二九八、〇〇〇	一、五〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇		
三重	一、八七〇、六六八	一、二四七、一一三	六二五、五五六	一、五〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇		
計	七、七九〇、六六八	五、一九三、七七八	三、五九六、八九〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	六、六六六、六六六	三、三三三、三三四		

山形	東京	神奈川	新潟	富山	岐阜	愛知	大阪	和歌山	高知
五七八三〇〇〇	三八九四〇〇	一二〇六〇〇	一二五六〇〇〇	三五二〇〇〇	一七三七〇〇	三六三〇〇	二八〇六八三五	六六九〇〇〇	一五五八〇〇〇
三八五五三三三	二五九九六〇	八〇四〇	八三七三三三	二三四六六六	四九一三三	二四二〇〇	一一三三七三四	四四六〇〇	一〇三六六六六
一九二七六六七	一二九九八〇	四〇二〇	四一八六六七	一一七三三四	二四五六七	一一一〇〇	一六八四一〇一	二二三〇〇〇	五一九三三四

三、直轄河川災害復旧事業

(地元分担率 1/3)

府縣名	青森	岩手	宮城	秋田	山形	福島	茨城	栃木	群馬	埼玉
事業費總額	七〇〇〇〇〇〇〇	四六〇〇〇〇〇	三六三〇〇〇〇	二一三〇〇〇〇	六三二〇〇〇〇	一五〇〇〇〇〇	三一五五二〇〇	一五一二二〇〇	一六五三一〇〇	六三五七一〇〇
國庫負擔額	四六六六六六七	三〇六六六六七	二四二〇〇〇〇	一四二〇〇〇〇	四二一三三三三	一〇〇〇〇〇〇	一四三六八一九	一〇〇〇八二一	一一〇三四一四	四二三四四五〇
地元分擔額	二三三三三三三	一五三三三三三	一二〇九九九九	七一〇〇〇〇〇	二一〇六六六六	五〇〇〇〇〇〇	七一八四一〇九	五〇四〇八五一	五五〇六八五一	二一一七二四九

三 直轄河川災害復旧事業 (追加分)

宮崎	計
二二六八〇〇〇	一五二〇四八三五
一五一二〇〇〇	九三八八〇六五
七五六〇〇〇	五八一六七七〇

	高	福	佐	宮
計	知	岡	買	崎
一五五〇〇〇〇〇	四〇〇二〇〇〇	一七九八〇〇〇	八〇〇〇〇〇〇	七二六四一〇〇〇
一〇三三三三三	二六六八〇〇〇	一一九八六六六	五三三三三三三	四七五〇九七七九八
五一六六六六七	一三三四〇〇〇	五九九三三四	六六六六六六七	二三七五四三二〇二

千	東	神	新	山	富	石	岐	靜	愛	三	島	広
葉	京	川	鴻	梨	山	川	早	岡	知	重	取	島
七五五五五〇〇〇	三七八八五〇〇〇	一〇九五六〇〇〇	一四二〇〇〇〇〇	一九七五〇〇〇〇	四七五〇〇〇〇〇	二一六二七〇〇〇	一一六二七〇〇〇	四九二四〇〇〇〇	八〇〇〇〇〇〇	八五〇〇〇〇〇〇	三〇〇〇〇〇〇〇	
五〇三七〇一三九	二五二五六六三三	七三〇三九九九	九四六六六六六	七三三三三三三	一三一六六六六六	三四一六六六六六	一四四一八一六六	七五九九九九五	三二八二六六六	五三三五五〇〇	五六六六六六六	二〇〇〇〇〇〇〇
二五一八四八七一	一二六二八三六七	三六五二〇〇〇	四七三三三三四	三九六六六六七	六五八三三三四	一五八三三三四	七二〇八八三四	三八〇〇〇〇〇五	一六四一三三四	二六六五〇〇〇	二八三三三三四	一〇〇〇〇〇〇〇〇

三、直轄河川震災復旧事業（地元分担率 $\frac{1}{3}$ ）

府 縣 名	事業費総額	國庫負担額	地元負担額
大阪府	五〇〇〇〇〇〇〇	二〇〇〇〇〇〇〇	三〇〇〇〇〇〇〇
和歌山縣	一五〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	五〇〇〇〇〇〇〇
徳島縣	二四〇〇〇〇〇〇	一六〇〇〇〇〇〇	八〇〇〇〇〇〇〇
高知縣	一六一〇〇〇〇〇	一三六八五〇〇〇	二四一五〇〇〇
計	二五〇〇〇〇〇〇〇	一八二八五〇〇〇	六七一五〇〇〇

四、直轄河川震災復旧事業（追加分）

高知	計
四二五二五〇〇	四二五二五〇〇
二八三五〇〇〇	二八三五〇〇〇
一四一七五〇〇	一四一七五〇〇

五、直接施行河川改良事業（地元負担 $\frac{1}{2}$ 、 $\frac{1}{10}$ ）

事業名	縣名	事業費総額	國費負担額	縣費負担額	備考
表六甲河川改良	兵庫	当初 三〇〇、九八九円 （追加） 九〇〇、〇〇〇	一五〇、〇〇〇円 六〇〇、〇〇〇	一六〇、〇、九八九 三〇〇、〇〇〇	
高津川外三川改良	島根	当初 八〇六、七八九 （追加） 四〇〇、〇〇〇 （追加） 一、一八八、八〇八 （追加） 四九〇、〇〇〇	七二六、一〇三七 三六〇、〇〇〇 八七六、一〇三七 四二〇、〇〇〇	八〇六、七八九 四〇〇、〇〇〇 二四〇、七七七 七〇〇、〇〇〇	岡布川 三島川 益田川 高津川
計					

（註）

國庫負担額は、「表六甲」について、「表六甲河川改良助成費」として、「高津川外三川改良」について、「昭和十八年並府縣災害復旧土木事業費補助」の中に計上せられてゐる。

府県名	事業費総額	国庫補助額	府県負担額	事業費総額	国庫補助額	府県負担額
青森	二九〇〇,〇〇〇	一四五〇,〇〇〇	一四五〇,〇〇〇			
岩手	四九〇〇,〇〇〇	二四五〇,〇〇〇	二四五〇,〇〇〇			
宮城	六六〇〇,〇〇〇	三三〇〇,〇〇〇	三三〇〇,〇〇〇	一一〇〇,〇〇〇	五五〇,〇〇〇	五五〇,〇〇〇
秋田	三八〇〇,〇〇〇	一九〇〇,〇〇〇	一九〇〇,〇〇〇			
山形	二七〇〇,〇〇〇	一三五〇,〇〇〇	一三五〇,〇〇〇			
福島	四九〇〇,〇〇〇	二四五〇,〇〇〇	二四五〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	一五〇,〇〇〇	一五〇,〇〇〇
茨城	三九〇〇,〇〇〇	一九五〇,〇〇〇	一九五〇,〇〇〇			
栃木	二六〇〇,〇〇〇	一三〇〇,〇〇〇	一三〇〇,〇〇〇			
群馬	三五〇〇,〇〇〇	一七五〇,〇〇〇	一七五〇,〇〇〇			
埼玉	二〇〇〇,〇〇〇	一〇〇〇,〇〇〇	一〇〇〇,〇〇〇			

六、中小河川改良事業 (補助率 $\frac{1}{2}$ ~ $\frac{1}{3}$)

滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山	鳥取	島根	岡山	広島	山口	徳島	香川
一九〇〇,〇〇〇	二〇七二,〇〇〇	一三〇三,五〇〇	六五〇〇,〇〇〇	二四〇〇,〇〇〇	一三〇〇,〇〇〇	三〇〇〇,〇〇〇	二六〇〇,〇〇〇	三四〇〇,〇〇〇	二九〇〇,〇〇〇	三三〇〇,〇〇〇	二二〇〇,〇〇〇	四四〇〇,〇〇〇
九五〇,〇〇〇	九五二,〇〇〇	三八二,五〇〇	二五〇〇,〇〇〇	一一〇〇,〇〇〇	六五〇,〇〇〇	一五〇〇,〇〇〇	一三〇〇,〇〇〇	一七〇〇,〇〇〇	一四五〇,〇〇〇	一六〇〇,〇〇〇	一一〇〇,〇〇〇	二二〇〇,〇〇〇
九五〇,〇〇〇	一一二〇,〇〇〇	九二七,八五〇	四〇〇〇,〇〇〇	一一〇〇,〇〇〇	六五〇,〇〇〇	一五〇〇,〇〇〇	一三〇〇,〇〇〇	一七〇〇,〇〇〇	一四五〇,〇〇〇	一六〇〇,〇〇〇	一一〇〇,〇〇〇	二二〇〇,〇〇〇
三〇〇,〇〇〇	六〇〇,〇〇〇											
一五〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇											
一五〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇											

千葉	東京	神奈川	新潟	富山	石川	福井	山梨	長野	岐阜	静岡	愛知	三重
二一〇〇,〇〇〇	五〇〇〇,〇〇〇	三二〇〇,〇〇〇	四〇〇〇,〇〇〇	三八〇〇,〇〇〇	四二〇〇,〇〇〇	二五〇〇,〇〇〇	二二七六,〇〇〇	四五〇〇,〇〇〇	一〇〇〇,〇〇〇	四一〇〇,〇〇〇	三九〇〇,〇〇〇	二六〇〇,〇〇〇
一〇五〇,〇〇〇	一〇〇〇,〇〇〇	一一〇〇,〇〇〇	二〇〇〇,〇〇〇	一九〇〇,〇〇〇	二一〇〇,〇〇〇	一一二五,〇〇〇	一一三八,〇〇〇	二二五〇,〇〇〇	五〇〇〇,〇〇〇	二〇五〇,〇〇〇	一九五〇,〇〇〇	一三〇〇,〇〇〇
一〇五〇,〇〇〇	四〇〇〇,〇〇〇	一一〇〇,〇〇〇	二〇〇〇,〇〇〇	一九〇〇,〇〇〇	二一〇〇,〇〇〇	一一二五,〇〇〇	一一三八,〇〇〇	二二五〇,〇〇〇	五〇〇〇,〇〇〇	二〇五〇,〇〇〇	一九五〇,〇〇〇	一三〇〇,〇〇〇
二〇〇,〇〇〇	二〇〇,〇〇〇			二〇〇,〇〇〇	二〇〇,〇〇〇	二〇〇,〇〇〇	四〇〇,〇〇〇	二〇〇,〇〇〇		四〇〇,〇〇〇	六〇〇,〇〇〇	二〇〇,〇〇〇
一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇			一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	二〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇		二〇〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇
一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇			一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	二〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇		二〇〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇

郡府縣	事業費總額	同上國庫補助額	郡府縣負担額
青森	二一八一〇〇〇	七二七〇〇〇	一四五四〇〇〇
岩手	一四〇一〇〇〇	四六七〇〇〇	九三四〇〇〇
宮城	三五三四〇〇〇	一一七八〇〇〇	二三五六〇〇〇
秋田	一八〇〇〇〇〇	六〇〇〇〇〇	一二〇〇〇〇〇
山形	一九八六〇〇〇	六六二〇〇〇	一二二〇〇〇〇
福島	三六一八〇〇〇	一一〇六〇〇〇	一二四一二〇〇〇
茨城	二九九四〇〇〇	九八九〇〇〇	一八九六〇〇〇
栃木	二三七八〇〇〇	七七六〇〇〇	一五五二〇〇〇
群馬	二九一〇〇〇〇	九七〇〇〇〇	一九四〇〇〇〇
埼玉	五九一〇〇〇〇	一九七〇〇〇〇	三九四〇〇〇〇

七、災害防除施設事業 (國庫補助率 45%)

計	鹿島	宮崎	大分	熊本	長崎	佐賀	福岡	高知	愛媛
一五〇、三三五〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	三、八〇〇、〇〇〇	二、八〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	二、四〇〇、〇〇〇	二、六七〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	二、五〇〇、〇〇〇
九〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、九〇〇、〇〇〇	一、四〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇	一、二〇〇、〇〇〇	一、三三五〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、二五〇、〇〇〇
八〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、九〇〇、〇〇〇	一、四〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇	一、二〇〇、〇〇〇	一、三三五〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、二五〇、〇〇〇
八〇〇、〇〇〇、〇〇〇		二〇〇、〇〇〇			四〇〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇
四〇〇、〇〇〇、〇〇〇		一〇〇、〇〇〇			二〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇
四〇〇、〇〇〇、〇〇〇		一〇〇、〇〇〇			二〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇

滋 京 大 兵 祭 和 島 島 岡 広 山 徳 香

歌

質 都 阪 庫 良 山 取 根 山 島 口 島 川

二		三	三	一	一			一	二	一	二	二
一	九	四	七	八	五	八		一	二	六	四	一
〇	四	七	六	〇	〇	〇		〇	二	五	九	〇
三	五	二	八	〇	〇	〇		四	八	〇	〇	〇
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇		〇	〇	〇	〇	〇
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇		〇	〇	〇	〇	〇

七	三	八	九	六	五	六		三	七	一	八	七
〇	一	二	四	〇	〇	〇		五	六	〇	三	〇
〇	五	四	二	〇	〇	〇		八	二	〇	一	〇
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇		〇	〇	〇	〇	〇
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇		〇	〇	〇	〇	〇

一		一	二	一	一			一	一	一	一	一
四	六	六	八	二	〇	二		七	五	二	六	四
〇	三	四	二	〇	〇	〇		一	五	〇	六	〇
〇	〇	八	六	〇	〇	〇		六	四	〇	二	〇
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇		〇	〇	〇	〇	〇
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇		〇	〇	〇	〇	〇

干 神 東 新 富 石 福 山 長 岐 靜 愛 三

祭

葉 川 京 渴 山 川 井 梨 野 草 岡 知 重

一	二	二	二	二	一	二	二	三	一	二	四
四	八	二	七	七	四	一	四	六	〇	〇	二
四	二	八	〇	九	上	九	〇	〇	〇	〇	〇
九	三	九	〇	九	三	〇	〇	〇	〇	〇	〇
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇

四	九	七	九	九	四	七	八	九	二	二	七	一
八	四	六	一	三	七	三	〇	〇	〇	〇	〇	四
三	一	三	八	三	一	〇	一	二	〇	〇	〇	〇
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇

九	一	一	一	一	一	一	三	一	一	二	二	二
六	八	五	八	八	四	六	四	八	四	〇	〇	八
六	八	二	三	六	二	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇

都府縣	災害に伴う追加分		物価値上りに伴う追加分	
	事業費総額	國庫補助額	事業費総額	國庫補助額
北海道	1,000,000	200,000		
青森	1,285,000	385,500		
岩手	331,000	99,300		
宮城	1,145,000	229,000	300,000	100,000
秋田	1,045,000	313,500		
山形	1,248,000	374,400		
福島	1,100,000	220,000	300,000	100,000
茨城	1,690,000	338,000		
栃木	880,000	176,000		
群馬	1,344,000	268,800	1,075,200	
都府縣負担額	8,016,000	899,500		
都府縣負担額			2,000,000	

七. 災害防除施設事業 (追加分)

計	鹿	宮	大	熊	長	佐	福	高	愛
島	崎	分	本	崎	賀	岡	知	媛	
1,069,400	1,240,000	1,503,000	1,252,000	1,836,000	1,503,000	1,506,000	1,890,000	1,800,000	1,800,000
3,100,000	414,000	500,000	584,000	612,000	501,000	502,000	630,000	600,000	600,000
7,594,000	828,000	1,003,000	1,688,000	2,224,000	1,002,000	1,008,000	2,260,000	2,000,000	2,000,000

三重	滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山	鳥取	島根	岡山	広島	山口	徳島
一〇八三〇〇〇	一〇四四〇〇〇	一五四〇〇〇〇	九〇二〇〇〇	一九〇五〇〇〇	一〇二七〇〇〇	五五〇〇〇〇	九九〇〇〇〇	七五七〇〇〇	一〇〇一〇〇〇	一五六五〇〇〇	一四三九〇〇〇	八九一〇〇〇
二一六四〇〇〇	三三三二〇〇〇	三〇八〇〇〇〇	一八〇四〇〇〇	三八一〇〇〇〇	三〇八一〇〇〇	一一〇〇〇〇〇	二九七〇〇〇〇	二二七一〇〇〇	二〇〇二〇〇〇	三三三〇〇〇〇	二八五八〇〇〇	二六七三〇〇〇
八六五、六〇〇	七三〇、八〇〇	一一三三〇〇〇	七一三、六〇〇	一五二四〇〇〇	七一八、九〇〇	四四〇、〇〇〇	六九三、〇〇〇	五二九、九〇〇	八〇〇、八〇〇	一一五二〇〇〇	一一四三二〇〇	六二三、七〇〇
一五〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇	一五〇、〇〇〇	一五〇、〇〇〇	一五〇、〇〇〇	一五〇、〇〇〇				一五〇、〇〇〇	一一〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	一五〇、〇〇〇
五〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇				五〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇
一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇				一〇〇、〇〇〇	九〇〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇

愛知	静岡	岐阜	長野	山梨	福井	石川	富山	新潟	神奈川	東京	千葉	埼玉
九七七、〇〇〇	一七六、〇〇〇	一〇三、八〇〇	一三〇、八〇〇	一三三、四〇〇	九九六、〇〇〇	一一一、〇〇〇	一一〇、〇〇〇	一四五、九〇〇	一一一、〇〇〇	九四三、〇〇〇	八六三、〇〇〇	六二六、〇〇〇
一九五、四〇〇	三五二、〇〇〇	二〇七、六〇〇	二四一、六〇〇	四〇二、六〇〇	二九八、八〇〇	三六三、〇〇〇	三三〇、〇〇〇	二九一、八〇〇	二四二、〇〇〇	一八八、四〇〇	一七二、六〇〇	一三五、二〇〇
七八一、六〇〇	一四〇、八〇〇	八三〇、四〇〇	九六六、四〇〇	九三九、四〇〇	六九七、二〇〇	八四七、〇〇〇	八八〇、〇〇〇	一一六、七〇〇	九六八、〇〇〇	七五三、六〇〇	六九〇、四〇〇	五〇〇、八〇〇
三〇〇、〇〇〇	一五〇、〇〇〇	一五〇、〇〇〇	一五〇、〇〇〇	一五〇、〇〇〇	一五〇、〇〇〇	一五〇、〇〇〇	一五〇、〇〇〇	一五〇、〇〇〇	一五〇、〇〇〇	一五〇、〇〇〇	一五〇、〇〇〇	一五〇、〇〇〇
一〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇
二〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇

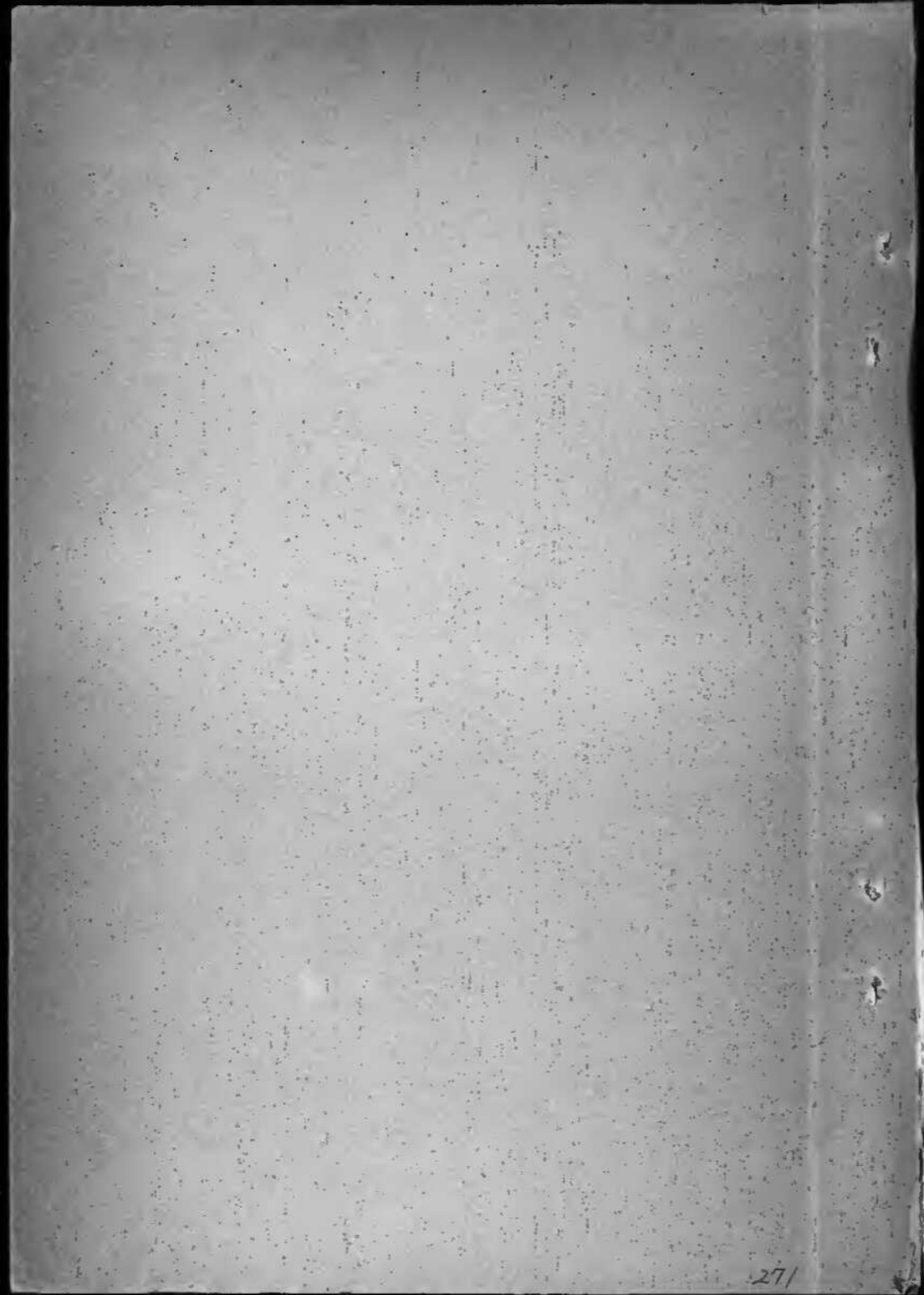
都府縣	当		初		算		加		算	
	事業費総額	國庫補助額	府縣負担額	事業費総額	國庫補助額	府縣負担額	事業費総額	國庫補助額	府縣負担額	
秋田	五〇〇,〇〇〇	二五〇,〇〇〇	二五〇,〇〇〇	二〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	
新潟	六〇〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	二〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	
石川	一三〇〇,〇〇〇	六五〇,〇〇〇	六五〇,〇〇〇	二〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	
静岡	一一五〇,〇〇〇	五七六,三〇〇	五七六,三〇〇	二〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	
京都	一八二二,〇〇〇	九一一,〇〇〇	九一一,〇〇〇	一〇六〇,〇〇〇	五三〇,〇〇〇	五三〇,〇〇〇	五三〇,〇〇〇	五三〇,〇〇〇	五三〇,〇〇〇	
兵庫	三七八〇,八〇〇	一八九〇,四〇〇	一八九〇,四〇〇	一四〇〇,〇〇〇	七〇〇,〇〇〇	七〇〇,〇〇〇	七〇〇,〇〇〇	七〇〇,〇〇〇	七〇〇,〇〇〇	
鳥取	一四三一,六〇〇	七一一,八〇〇	七一一,八〇〇	一四〇〇,〇〇〇	七〇〇,〇〇〇	七〇〇,〇〇〇	七〇〇,〇〇〇	七〇〇,〇〇〇	七〇〇,〇〇〇	
島根	二三八九,三〇〇	一四三,八八〇	九五〇,五〇〇	四五〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	一五〇,〇〇〇	一五〇,〇〇〇	一五〇,〇〇〇	一五〇,〇〇〇	
岡山	八四六,四〇〇	四二二,二〇〇	四二二,二〇〇	四〇〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	
広島	二,三六九,〇〇〇	一一八四,五〇〇	一一八四,五〇〇	二〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	

八、災害土木助成事業 (國庫補助率 1/2)

計	鹿児島	宮崎	大分	熊本	長崎	佐賀	福岡	高知	愛媛	香川
五,〇〇〇,〇〇〇	一,一〇〇,〇〇〇	一,二〇〇,〇〇〇	一,一〇〇,〇〇〇	一,一〇〇,〇〇〇	五五〇,〇〇〇	六六〇,〇〇〇	八八〇,〇〇〇	一,一〇〇,〇〇〇	八〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇
一,二〇〇,〇〇〇	三三三,〇〇〇	三六〇,〇〇〇	三三〇,〇〇〇	三三二,七〇〇	一六五,〇〇〇	一九八,〇〇〇	一七六,〇〇〇	三三〇,〇〇〇	一六〇,四〇〇	三〇〇,六〇〇
三八〇,〇〇〇	七七七,〇〇〇	八四二,一〇〇	七七〇,〇〇〇	七七六,三〇〇	三八五,〇〇〇	四六二,〇〇〇	七〇四,〇〇〇	七七〇,〇〇〇	六四一,六〇〇	七〇一,四〇〇
五六〇,〇〇〇		一五〇,〇〇〇	一五〇,〇〇〇	一五〇,〇〇〇	一五〇,〇〇〇		一五〇,〇〇〇			一五〇,〇〇〇
一七〇,〇〇〇		五〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇		五〇,〇〇〇			五〇,〇〇〇
三九〇,〇〇〇		一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇		一〇〇,〇〇〇			一〇〇,〇〇〇

15

計	宮崎	大分	香川	山口
三三 七五 九七 〇〇	五五 四六 〇〇	四〇 〇〇 〇〇	六〇 〇〇 〇〇	五〇 一三 四〇
一六 三四 〇〇	二七 七三 〇〇	二〇 〇〇 〇〇	三〇 〇〇 〇〇	二五 〇六 七〇
一一 三五 七〇	二七 七三 〇〇	二〇 〇〇 〇〇	三〇 〇〇 〇〇	二五 〇六 七〇
二八 五〇 〇〇	一〇 〇〇 〇〇	一〇 〇〇 〇〇		四〇 〇〇 〇〇
一五 〇〇 〇〇	五〇 〇〇 〇〇	五〇 〇〇 〇〇		二〇 〇〇 〇〇
一三 五〇 〇〇	五〇 〇〇 〇〇	五〇 〇〇 〇〇		二〇 〇〇 〇〇



271

